社会復帰促進等事業に関する平成 27 年度成果目標の実績評価 及び平成 28 年度成果目標(案)

目次①

| 28年度事 業番号 (PDCA) | 27 年度事業 番号 (PDCA) | 事業名 | ページ数 |
|------------------------|-------------------------|---|------|
| 1 | 1 | 外科後処置費 | 1 |
| 2 | 2 | 義肢等補装具支給経費 | 3 |
| 3 | 3 | 特殊疾病アフターケア実施費 | 5 |
| 4 | 4 | 社会復帰特別対策援護経費 | 7 |
| 5 | 5 | 障害者職業能力開発校施設整備費 | 9 |
| 6 | 6 | CO中毒患者に係る特別対策事業経費 | 11 |
| 7–1 | 7-1 | 独立行政法人労働者健康安全機構運 営費 (労災病院の運営) | 13 |
| 7-2 | 7-2 | 独立行政法人労働者健康安全機構運 営費 (医療リハビリテーションセンターの運 営) | 17 |
| 7-3 | 7-3 | 独立行政法人労働者健康安全機構運 営費 (総合せき損センターの運営) | 20 |
| 7-4 | 7–4 | 独立行政法人労働者健康安全機構運 営費 (労災リハビリテーション作業所の運営) | 22 |
| 7-5 | 7–5 | 独立行政法人労働者健康安全機構運 営費 (産業殉職者慰霊事業) | 24 |
| 7-6 | 7-6 | 独立行政法人労働者健康安全機構運 営費 (治療就労両立支援センターの運営) | 26 |
| 7-7 | 69 | 独立行政法人労働者健康安全機構運 営費 (旧「独立行政法人労働安全衛生総合 研究所運営費」) | 28 |
| 7-8 | 35 | 独立行政法人労働者健康安全機構運 営費 (旧「化学物質の有害性調査等事業」) | 30 |
| 8 | 8 | 独立行政法人労働者健康安全機構施 設整備費 | 32 |
| 9 | 9 | 労災疾病臨床研究事業費補助金事業 | 34 |
| - | 10 | 長期にわたる療養が必要な労働者のための復職等支援 | 36 |
| 10 | 11 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費 | 38 |
| 11 | 12 | 労災就労保育援護経費 | 40 |
| 12 | 13 | 労災就学援護経費 | 42 |
| 13 | 14 | 社会復帰相談員等設置費 (旧「労災保険相談員等設置費」) | 44 |
| 14 | 15 | 労災ケアサポート事業経費 | 46 |
| 15 | 16 | 休業補償特別援護経費 | 48 |
| 16 | 17 | 長期家族介護者に対する援護経費 | 50 |
| 17 | 18 | 労災特別介護施設設置費 | 52 |

| · | | | |
|------------------------|------------------------|--|------|
| 28年度事業 番号 (PDCA) | 27年度事 業番号 (PDCA) | 事業名 | ページ数 |
| 18 | 19 | 労災特別介護援護経費 | 54 |
| 19 | 20 | 労災診療被災労働者援護事業補助事 業費 | 56 |
| 20 | 21 | 労災援護金等経費 | 58 |
| 21 | İ | 過労死等援護事業実施経費(新規) | 60 |
| - | 22 | 石綿関連疾患診断技術普及事業 | 62 |
| - | 23 | 石綿確定診断等事業 | 64 |
| 22 | 24 | 労働安全衛生等事務費 | 66 |
| 23 | 25 | 安全衛生に関する優良企業を評価·公 表する制度の推進 | 68 |
| _ | 26 | 労働災害減少のための安全装置等の 開発に関する調査研究 | 70 |
| 24-1 | 28-1 | 安全衛生啓発指導等経費 | 72 |
| 24-2 | 28-2 | 安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理 事業) | 74 |
| 24-3 | 28-3 | 安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓 発事業) | 76 |
| 25 | 29 | 安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費 | 78 |
| 26-1 | 30-1 | 職業病予防対策の推進 (東電福島福島第一原発緊急作業従事 者の被ばく管理対策等) | 80 |
| 26-2 | 30-2 | 職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適 正な放射線管理実施の指導) | 82 |
| 26-3 | 30-3 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放 射線関連情報の国際発信の強化) | 84 |
| 26-4 | 30-4 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援) | 86 |
| 26-5 | ı | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の廃炉等作業にお ける被ばく低減対策の強化)(新規) | 88 |
| 27 | 31 | じん肺等対策事業 | 90 |
| 28 | 32 | 職場における受動喫煙対策事業 | 92 |
| 29 | 33 | 新規化学物質の有害性調査試験 | 94 |
| 30 | 34 | 職場における化学物質管理の総合対 策・化学物質管理の支援体制の整備 | 96 |
| 31 | 36 | 石綿障害防止総合相談員等設置経費 | 98 |
| 32 | 37 | 労働衛生指導医設置経費 | 100 |
| 33 | 38 | 産業保健活動総合支援事業 | 102 |

目次②

| 28年度事業 番号 (PDCA) | 27年度事業 番号 (PDCA) | 事業名 | ページ数 |
|------------------------|------------------------|-----------------------------------|------|
| 34 | 39 | 長時間労働・過重労働の解消・抑制等 経費 | 104 |
| 35 | 40 | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等 への対応強化 | 106 |
| 36 | 41 | 過労死等防止対策推進経費 | 109 |
| 37 | 42 | メンタルヘルス対策等事業 | 111 |
| 38 | 43 | 治療と職業生活の両立等の支援対策 事業 | 113 |
| 39 | 44 | 新規起業事業場対策 | 115 |
| 40 | 45 | 働きやすい職場環境形成事業 | 117 |
| 41 | 46 | 建設業等における労働災害防止対策 費 | 119 |
| 42 | 47 | 荷役作業における労働災害防止対策 経費 | 122 |
| 43 | 48 | 林業従事労働者等における安全衛生 対策の推進事業 | 124 |
| 44 | 49 | 機械等の災害防止対策費 | 126 |
| 45 | 50 | 特別安全衛生指導等経費 | 128 |
| 46 | 51 | 特定分野の労働者の労働災害防止活 動促進費 | 130 |
| 47 | 52 | 自主点検方式による特別監督指導の 機能強化 | 132 |
| - | 53 | 「労災かくし」の排除のための対策の推 進 | 134 |
| 48 | 54 | 自動車運転者の労働時間等の改善の ための環境整備等 | 136 |
| 49 | 55 | 未熟練労働者に対する安全衛生教育 の推進のための経費 | 138 |
| 50 | 56 | 家内労働安全衛生管理費 | 140 |
| 51 | 57 | 女性労働者健康管理等対策費 | 142 |
| 52 | _ | 外国人技能実習機構に対する交付金 (新規) | 144 |
| 53 | _ | 労働条件・安全衛生確保関係相談業 務の外部委託化経費(新規) | 146 |
| 54 | 58 | 技能実習生に対する事故・疾病防止対 策等の実施のための経費 | 148 |
| 55 | 59 | 労働安全衛生融資資金利子補給費等 経費 | 150 |
| 56 | 60 | 労働災害防止対策費補助金経費 | 152 |
| 57 | 61 | 産業医学振興経費 | 154 |

| 1 | | | |
|--------------------------|------------------------|--|------|
| 28年度事業 2 番号 (PDCA) | 27年度事業 番号 (PDCA) | 事業名 | ページ数 |
| 58 | 62 | 第三次産業労働災害防止対策支援事 業 | 156 |
| 59 | 63 | 安全衛生施設整備費 | 158 |
| 60 | 64 | 雇用均等指導員(均等担当)の設置 | 160 |
| 61 | 65 | 女性就業支援全国展開事業 | 162 |
| 62 | 66 | 短時間労働者健康管理啓発指導経費 | 164 |
| 63 | 67 | 就労条件総合調査費 | 166 |
| 64 | 68 | 雇用均等行政情報化推進経費 | 168 |
| - | 70 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究 所施設整備費 | 170 |
| 65 | 71 | 未払賃金立替払事務実施費 | 172 |
| 66-1 | 72-1 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見 直し) | 174 |
| 66-2 | 72-2 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策) | 178 |
| 66-3 | 72-3 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (医療従事者の確保・定着に向けた勤 務環境改善のための取組) | 181 |
| 67 | 73 | 中小企業退職金共済事業経費 | 183 |
| 68 | 74 | 勤労者財産形成促進事業に必要な経 費 | 185 |
| 69 | 75 | 独立行政法人労働政策研究·研修機構 運営費 | 187 |
| 70 | 76 | 独立行政法人労働政策研究·研修機構 施設整備費 | 189 |
| 71 | 77 | 個別労働紛争対策費 | 191 |
| 72 | 78 | 雇用労働センター設置・運営経費 | 193 |

| : | 事業名 | 外科後処置 | 貴 | | | | | | | | 事業番号 (28年度) 事業番号 (27年度) | 1 |
|---------------------------------|---|---|---------------------------------|-------------------|----------------|---------------------------|-------------------|---------------------|---------------------------------|--------------------------|--|------------------|
| 事 | ≨業の別 | 社会復帰促 | 進事業 労働者災害補償係 | 民険法第29条第 | 第1項第 | [1号] | | | | | 担当係 | 福祉係 |
| 身 | ミ施主体 | 都道府県党 | 分働局 | | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和23年 |
| 身 | 淫施方法 | | E等 (委託先等: [直接 ・ 間接 貸付先: | | ŧ: | | : | 実施主 | 体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | 障害を残し | て治ゆした被災 | 労働者の社会 | 後傷 | の促進を | 図るた | め。 | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 症状固定後の被災労働者 | | | | | | | | | | |
| //制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜れ者等に対し、実施医療機関において手術その他医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のためるもの。 | | | | | | | | | 伏を軽減し得る!)通院に要する! | 見込みのある 貴用を支給す |
| | 実施 体制 | 都道府県労 | 働局において、手行 | 術等に要した費 | 費用及7 | びそのため | の旅費 | に関す | る申請に基づき | 支給を行う。 | | |
| | 度予算額 (千円) | 36,137 | 25年度予算額 (千円) | 67,019 | | 度予算額 千円) | 66, | 122 | 27年度予算額 (千円) | 67,852 | 28年度予算額 (千円) | 43,240 |
| うち | 行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | 行政経費 | - | _ | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | - |
| 24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | | 34,994 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 39,677 | ※行政 | 度決算額 数経費を除 く 千円) | 32,086 | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 39,430 | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 ※予算執行率は行政: | 額: 0(千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 58.1 | 25年度 予算執行率(%) | 59.2 | | 6年度 执行率(%) | 48 | 3.5 | 27年度 予算執行率(%) | 58.1 | 次 7 并初门牛(61) 政(| 社員を分慮していない |
| | 度の必要性 がある場合は 記載) | 症状固定後の | の被災労働者に対 | けして、義肢装え | 着のた | めの断端部 | 部の再 | 手術、醜 | 状の軽減のため | の再手術等を行 | うため、本事業に | は必要である。 |
| | 夏帰促進等 で行う必要性 | | 付を補完するもの。 会復帰の促進を図 | | | | | | | | 支給することによ | り、被災労働者 |
| 27年 | アウトカム 指標 | | 定までに要する、その期間内に る。 | | 27年 | | O × | 89.3% (申請 | 件数:84件、1力 | ・月以内に決 定 | €した件数:75件 |) |
| 度目標 | アウトプット 指標 | 申請につい | て迅速・適正に | 処理する。 | 度実 績 | アウト プット 指標 | O × | 申請に ができ | | 要件等を確認し | 、、迅速・適正に | 処理すること |
| | | 標準処理期 理期間内 <i>の</i> | 明間(1か月以内))迅速・適正な処 | を定めた本省 理を行うこと。 | ▲ 通達 を定め | ┃ を踏まえ、 ており、こ | 、都道/ これに基 | 対場が はででは できる。 | 動局では重点詞 正な処理が行っ | 果題として、業 われたため。 | 秀実施計画等に | おいて標準処 |
| えた改 | 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | 引き続き目 | 標を達成できる。 | よう都道府県 | 労働局 | 号へ指導を | を続ける | 5 . | | | | |
| 事業ョニタリ | 明単位での ミ績等のモ ング(<u>定量的</u> 悪を設定) | 指標 設定 | | _ | | | 左記指 ついて 業実績 | の事 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 — | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| 上記 ⁻ グの打 | モニタリン 指標を設定 | | 央定までに要する けなく 年間を通 | | | | 期間内 | 引に決定 | とした割合」を指 | 信標(目標は80 | %)としているた | め、四半期ご |
| できない理由との結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。 | | | | | | | | | | | | |
| | 評価 | 価 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | 続 | | |

| | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------------------|-----------------------|---------|-----------|-------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 申請から決 | 定までに要する | 期間を1か月以内とし、そ <i>0</i> |)期間内に決定 | とした割合を80% | 6とする。 | | | | | | |
| 中期的な目標 | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標的 標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 標準処理其 | 票準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 申請につい | 申請について迅速・適正に処理する。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 執行実績等 | 学を踏まえ、要求 | を行い、引き続き適切に実 | 施する。 | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | | | | | |

| | 事業名 | 盖吐笙斌壮 | 目士纶奴弗 | | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) | 2 | |
|----------------------------------|---------------------------------------|--|---|-----------|-----------|---------------------------|---------------------------------------|---------------|---------------------------------|---------------|---------------------------------------|--|--|
| 社会有 提促准事業 | | | | | | | | | | | 事 業 番 号 (27年度) | 2 | |
| 事 | (依拠法市 労働省災害補負休険法第29余第1項第1方) | | | | | | | | | | 担 当 係 | 福祉係 | |
| 身 | 実施主体都道府県労働局 | | | | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和25年 | |
| 身 | ミ施方法 | ■直接実施 □業務委託等(委託先等:) □補助金 [直接 ・ 間接] (補助先: 実施主体:) □貸付(貸付先:) □その他() | | | | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | | | | | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 症状固定後の被災労働者等 | | | | | | | | | | | |
| /制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | | 具業者との契約 具業者に対し支 | | | | | | | | 災労働者本人又 | は委任された | |
| | 実施 体制 | | 生労働本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申 に基づき支給を行う。 | | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 2,573,345 | 25年度予算額 (千円) | 2,527,252 | | 度予算額 千円) | 2,55 | 7,516 | 27年度予算額 (千円) | 2,657,635 | 28年度予算額 (千円) | 2,987,027 | |
| うち | 行政経費 | 5,156 うち行政経費 5,147 うち行政経費 5,189 うち行政経費 5,236 | | | | | | | | うち行政経費 | 5,179 | | |
| ※行 | F度決算額 改経費を除く (千円) | 2,403,601 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 2,411,879 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 2,501,449 | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 2,661,815 | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 ※予算執行家は行政 | 「額: 0(千円) 「額: 0(千円) 「額: 0(千円) 「経費を考慮していない | |
| | 24年度 執行率(%) | 93.6 | 25年度 予算執行率(%) | 95.6 | | 6年度 九行率(%) | 98 | 3.0 | 27年度 予算執行率(%) | 103.5 | W 1 3E M(1 T-10/1) SV | THE E IT AMOUNT OF | |
| | 度の必要性 上がある場合は 記載) | | D被災労働者等か 業は必要である。 | | 亡失、 | 機能障害 | 等により | 義肢等 | 補装具を必要と | する場合に、その | の購入等に要した | 費用を支給す | |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | | 災保険給付を補 骨な社会復帰の促 | | | | | | | | | ことにより、被災 | |
| 27年 | アウトカム 指標 | | 定までに要する その期間内にえ る。 | | 27年 度実 | | O × | 96.1% (申請· | 件数:11034件. | 、1か月以内に | 決定した件数:1 | 0604件) | |
| 標 | アウトプット 指標 | 申請につい | て迅速・適正にタ | 処理する。 | 績 | アウト プット 指標 | 0 × | 申請に ができ | | 要件等を確認し | 、迅速・適正に | 処理すること | |
| | を目標を達 達成)の理 因) | | 間(1か月以内) 迅速・適正な処 | | | | . 都道 <i>R</i> | | | | 務実施計画等に | おいて標準処 | |
| えた改 | 原因)を踏ま 注善すべき事 後の課題 | 引き続き目標 | 漂を達成できる。 | よう都道府県 | 労働局 | るお導 | を続ける | 5 . | | | | | |
| 事業身 | 明単位での 実績等のモ | 指標 | | _ | | | 左記指 | | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | |
| | ング(<u>定量的</u> <u>厚を設定</u>) | | | | | | 業実績 | | _ | _ | _ | _ | |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | | R定までに要する まなく、年間を通 | | | | 期間内 | 7に決定 | 定した割合」を指 | 旨標(目標は80° | %)としているた | め、四半期ご | |
| 評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | ····································· | | | | | | |

| | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------------------|-----------------------|---------|-----------|-------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 申請から決 | 定までに要する | 期間を1か月以内とし、そ <i>0</i> |)期間内に決定 | とした割合を80% | 6とする。 | | | | | | |
| 中期的な目標 | | _ | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標的 標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 標準処理其 | 票準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 申請につい | 申請について迅速・適正に処理する。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 執行実績等 | 学を踏まえ、要求 | を行い、引き続き適切に実 | 施する。 | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | | | | | |

| 事業名 特殊疾病アフターケア実施費 | | | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 | 3 | | |
|-----------------------|--|--|--|-----------|---------|---------------------------|-----------|---------------|----------------------------------|--|--|---------------|
| j | 事業の別 社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号) | | | | | | | | | | (27 年 度) 担 当 係 | 福祉係 |
| | | | | 保険法第29条第 | 有1項第 | 第1号) | | | | | | |
| 9 | €施主体 | 都道府県労■直接実施 | | | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和43年度 |
| 爭 | □業務委託等(委託先等:) 実施方法 □補助金 [直接・ 間接] (補助先: 実施主体:) □貸付(貸付先:) □その他() | | | | | | |) | | | | |
| | 目的 (何のため) | 症状固定後 | に後遺症状に動 | 効揺をきたすま | らそれ | のある者 | 等の社 | 会復帰 | の促進を図る | ため。 | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 特定の傷病にり患し、症状固定した者 | | | | | | | | | | |
| /制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき 傷病を対象として、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 | | | | | | | | | き髄損傷、精神 | ₱障害等の20 |
| | 実施体制 | 都道府県労(を行う。 | 都道府県労働局においてアフターケアの健康管理手帳の交付事務を行い、厚生労働本省においてこれに係る費用(委託費・通院費 を行う。 | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 3,352,003 | 25年度予算額 (千円) | 3,486,742 | | 度予算額 千円) | 3,58 | 5,207 | 27年度予算額 (千円) | 3,680,267 | 28年度予算額 (千円) | 3,733,250 |
| うち | 行政経費 | 31,408 うち行政経費 25,090 うち行政経費 24,500 うち行政経費 24,114 | | | | | | | うち行政経費 | 24,078 | | |
| ※行 | F度決算額 政経費を除く (千円) | 3,305,956 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 3,460,543 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 3,477,603 | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 3,523,885 | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 ※予算執行率は行政: | 額: 0(千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 99.6 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 6年度 4行率(%) | 97 | .0 | 27年度 予算執行率(%) | 96.4 | ☆ 1/ 并被门牛(6门)以 | 性長さみ感じていない |
| | 度の必要性 技がある場合は 記載) | | の被災労働者等か 逐剤の支給及び検 | | | | | | | · ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | のある場合、医療 | 景機関で診察、 |
| | 复帰促進等で行う必要性 | ターケアのた | が災保険給付を補 めの通院に要す。 実施する必要がな | る費用を支給す | | | | | | | | |
| 27年 | アウトカム 指標 | の請求から | 帳の交付申請別決定までに要すし、その期間内の する。 | る期間を1 | 27年 | | O × | 92.3% (申請 | 件数:9536件、 | 1か月以内に決 | と定した件数:88 | 05件) |
| 度目 標 | | | | | 度実 績 | アウト | 0 | 申請に ができ | | 要件等を確認し | 、迅速・適正に | 処理すること |
| | アウトプット 指標 | 申請につい | て迅速・適正に | 処理する。 | | プット 指標 | × | <i>7</i> , CC | 1-0 | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | | 間(1か月以内) 迅速・適正な処 | | | | | | | | 务実施計画等に | おいて標準処 |
| えた改 | 原因)を踏ま 対善すべき事 後の課題 | 引き続き目 | 標を達成できる。 | よう都道府県 | 労働局 | るな指導を | 上続ける | , , | | | | |
| 事業ョニタリ | 明単位での 実績等のモ ング(<u>定量的</u> | 指標設定 | | _ | | | 左記指ついて | の事 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| <u>な指標</u> | <u>悪を設定</u>) | | | | | | 業実績 | ≀र्च | _ | _ | _ | |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | | や定までに要する はなく、年間を通 | | | | 期間内 | に決定 | 定した割合」を指 | ・ 信標は80 9 | %)としているた | め、四半期ご |
| | 評価 | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |

| | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------------------|----------------------|----------|---------|----------|---------|---------|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 健康管理とする。 | 1手帳の交付申請 | f及び通院費の請求から <i>i</i> | 央定までに要する | 期間を1か月り | 以内とし、その類 | 期間内に決定し | た割合を80% | | | | |
| 中期的な目標 | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 標準処理類 | 票準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 申請につい | いて迅速・適正に | 処理する。 | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 執行実績等 | 等を踏まえ、要求 | を行い、引き続き適切に乳 | 実施する。 | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | | | | | |

| : | 事業名 | 事業番号 社会復帰特別対策援護経費 事業番号 | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|------------|---------------------------------|---------------|-------------------|------------|---------------------------------|--------------------|---|--------------------|--|
| | | 事(2) 社会復居促進事業 | | | | | | | | | | 4 | |
| 事 | 事業の別 社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号) | | | | | | | | | | 担 当 係 | 福祉係 | |
| 身 | ミ施主体 | 都道府県労 | 分働局 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成17年 | |
| 身 | ミ施方法 | | E等 (委託先等: [直接 ・ 間接 貸付先: | | Ē: | | : | 実施主 | 体: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | 振動障害者 | 背等の社会復帰 <i>0</i> | の促進を図る | ため。 | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 症状固定後の振動障害者等 | | | | | | | | | | | |
| /制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | | 振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、 棟、講習の費用等を支給する。 | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 都道府県労 | 道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。 | | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 432,908 | 25年度予算額 (千円) | 471,518 | | 度予算額 千円) | 476 | ,761 | 27年度予算額 (千円) | 436,801 | 28年度予算額 (千円) | 404,345 | |
| うち | 行政経費 | 489 うち行政経費 491 うち行政経費 502 うち行政経費 508 | | | | | | | | うち行政経費 | 508 | | |
| ※行 | F度決算額 改経費を除く (千円) | 429,494 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 381,906 | 26年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | | 354,907 | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 307,697 | 7 28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は行政経費を考慮 | | |
| | 24年度 執行率(%) | 99.3 | 25年度 予算執行率(%) | 81.1 | | 6年度 4行率(%) | 74 | 1.5 | 27年度 予算執行率(%) | 70.5 | 次下并刊11年16月16 | 社員でも感じていない | |
| | 度の必要性 上がある場合は 記載) | 症状固定後の | の振動障害者等に | ニ対して、就職3 | 隼備金 | や移転費り | 用を補り | 真するた | めの援護金を支 | 給するため、本 | 事業は必要である | 3. | |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | 労働者の賃 | 労災保険給付を补金助成、訓練、講 として実施する必要 | 習の費用等をえ | | | | | | | | | |
| 27年 | アウトカム 指標 | | :定までに要する 、その期間内に る。 | | 27年 度実 | | O × | | 件数:360、1か | | | | |
| 度目標 | アウトプット | - | | n 100-1- 7 | 損 | アウト | 0 | 申請に ができ | | 要件等を確認し | 、迅速・適正に | 処理すること | |
| | 指標 | 甲請につい | て迅速・適正に | 処理する。 | | プット 指標 | × | | | | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | | 月間(1か月以内))迅速・適正な処 | | | | | | | | 务実施計画等に | おいて標準処 | |
| えた改 | 原因)を踏ま を選手すべき事 後の課題 | 引き続き目 | 標を達成できる。 | よう都道府県 | 労働局 | るおり | を続ける | 5 . | | | | | |
| 事業リニタリ | 明単位での E績等のモ ング(<u>定量的</u> E <u>を設定</u>) | 指標設定 | | _ | | | 左記排 ついて 業実網 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度 第二四半期 — | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 — | |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | | 決定までに要する はなく、年間を通 | | | |)期間四 | 内に決定 | 定した割合」を打 | - 旨標(目標は80 | ************************************* | ∵め、四半期ご | |
| | 評価 | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | 送続 | | | |

| | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|---|-------------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標を達成していると | ころであり、引 | き続き施策を継 | 続 | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 申請から決 | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | _ | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 方の水準の考え方が日本にできます。 2000年では、2 | 外科後処置 | 及び義肢等補乳 | 長具費支給制度等の標準の | 処理期間に準じ | 、1か月以内での | の決定を目標と | こして設定した。 | | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 申請につい | 申請について迅速・適正に処理する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 執行実績等 | を踏まえ、要求 | を行い、引き続き適切に実 | 施する。 | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | _ | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 一 | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 「申請から決との結果で | た定までに要する はなく、年間を通 | る期間を1か月以内とし、そ 近て評価する必要がある。 | の期間内に決 | 定した割合」を打 | - 指標(目標は80 | %)としているた | - -め、四半期ご | | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | | | | | | |

(職業能力開発局能力開発課)

| | | | | | | | | | | (| 職業能力開発周 | |
|-----|---------------------------------------|---------------------------------|---|------------------|----------------|-------------------------------|------|-----------|--|----------------------------------|---|--------------------------------------|
| 事 | 事業名 | 障害者職業 | 能力開発校施訂 | 设整備費 | | | | | | | 事業番号(28年度) | 5 |
| 事 | 業の別 | 社会復帰促近 | 進事業 (根拠 | 法令 職業能 労働 | | | | | | | (27年度) 担 当 係 | 障害者企画係 |
| 実 | 施主体 | 国土交通省 | - 厚生労働省 |) J (20) | | | | | • | | 事業開始年度 | 昭和22年度 |
| 実 | 施方法 | □補助金 [□貸付 (貸 | 等 (委託先等) 直接 ・ 間接 |] (補助 | 先: | | | 実施主 | 主体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | | 能力開発校で耶 害特性に応じた | | | | | | | | するため、障害 | 者職業能力 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 一般の職業 | 能力開発校にお | おいて職業訓 | 練を受 | そけること | が困難 | 雄な身体 | 本障害者等 | | | |
| 制度 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 各国立障害 る。 | 者職業能力開發 | 発校(全国に1 | 3校)0 |)要望を持 | 把握した | こ上で、 | 、必要性の高い | ものから改修 | 工事や機器整値 | まを行ってい |
| | | | こついては、厚生 こついては、厚生 | | | | | | |]達を行う。 | | |
| | 度予算額 千円) | 218,631 | 25年度予算額 (千円) | 108,127 | | 度予算額 千円) | 550 | ,420 | 27年度予算額 (千円) | 585,434 | 28年度予算額 (千円) | 1,167,060 |
| うちん | 行政経費 | 一 うち行政経費 一 | | | | 亍政経費 | - | - | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | - |
| ※行政 | 度決算額 (経費を除く 千円) | 25年度決算額 ※行政経費を除 〈 (千円) | | | ※行政 | 6年度決算額 行政経費を除 く (千円) | | ,720 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 582,440 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | ¥額: 0 (千円) |
| | 4年度 执行率(%) | 98.0 | 25年度 予算執行率(%) | 97.3 | | 6年度 九行率(%) | 7 | 7.9 | 27年度 予算執行率(%) | 99.5 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない |
| | かめる場合は | 練に必要な機 とりわけ、- | とと おいりゅう とうしゅう とうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう とうしゅう という という という という という はんしょう はんしょう はんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ | う必要がある 開発校では職 | 。 業訓練 | を受ける | ことが困 | 難な随 | 章害者に関しては かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう | は、きめ細やかな | 訓練科目の充実 専門的な職業訓。 | |
| | 行つ必要 | 器の整備は1 なお、障害 | 号事業に該当す | る。 校においては | 、労働 | 災害に起 | | | | | であるため、必要 としているところ、 | |
| | アウトカム | | 能力開発校での | D就職率を | | アウト | 0 | | | | | |
| | | 65%以上と | | 7 17 C | | カム指標 | × | | | 集調 | †中 | |
| | アウトプット 指標 | 器の整備及 の範囲内で | 能力開発校のが び設備工事にて、かつ予定工期 面的に執行する。 | ついて、予算 内に施行さ | 27年 度実 績 | | 0 | すきないでまた、 | を定であったが の実施は困難 たが、引き続き 。 その他の施設 | 、資材単価やきまなり平成28年 予定工期内の・訓練機器の割 | 平成27年度から 対務費の高騰等 年度から2か年)平成29年度まで を備及び設備工 期内に施行され | により、同年 で実施すること でに完成予定 事について |
| | | | | | | | × | | | | | |
| | 目標を達 達成)の理 因) | | | | | | | | | | | |
| まえた | 原因)を踏 改善すべき 今後の課 | | | | | | | | | | | |
| 事業実 | | 指標 設定 | | | | 左記打 ついて 業実終 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 — | |
| グの指 | =ニタリン f標を設定 い理由 | 障害者職業 | 能力開発校が写 | 実施する訓練 | の訓練 | 練期間は | 1年程 | きとなっ | っており、四半៎ | 期単位のモニタ | リングにはなじ | まないため。 |
| | 評価 | | - | | 訓 | 練修了很 | 後3か. | 月後に | 作成する定例 | 削業務統計が | 完了次第評価 | (9月予定) |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様であるが、次の理由により拡充を行っている。 施設整備については、従来より老朽化が著しく使用に耐えないものの中で、訓練生の安全や校舎の維持管理面で緊急性の高 い改修工事等を実施する方針としている。しかし、一部の施設においては、各行政機関から大規模耐震改修工事や消防設備 の不備解消に早期に対応するよう指摘を受けており、早期の建て替えが必要なものがあることから拡充となっている。 | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し | 障害者職業能力開発校での充足率が目標を下回ったものの精神障害者や発達障害者の求職申 し込み件数が大きく増加していることを踏まえ、引き続き訓練指導員に対する指導技法の提供等を 行いつつ、精神障害者や発達障害者の受け入れ体制を強化するために、有識者を参集した検討会 を開催し、科目、体制、訓練指導員への研修等について見直しを行う。 また、大規模耐震改修工事や消防設備の不備解消に早期に対応するなど、職業訓練を安全かつ 適切に実施するうえで必要な施設・機器の整備にかかる整備計画に基づき適切な施設整備を進め る。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 障害者職業能力開発校での就職率を65%以上とする。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)に基づき、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施する。 〇「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)抜粋 4. 雇用・就業、経済的自立の支援 (2) 総合的な就労支援 障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するととも に、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活 用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 障害者職業能力開発校は職業能力開発促進法に基づき設置されているが、同法の目的に、職業に必要な労働者の能力を 開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、受講者の就職率を測定指標 として選定した。 また、障害者職業能力開発校で実施する職業訓練については、「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)において修了者 こおける就職率を平成29年度に65%以上とすることとしており、目標値の設定に当たっては、こうした事情を踏まえて設定した。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 障害者職業能力開発校の施設・訓練機器の整備及び設備工事について、予算の範囲内で、かつ予定工期内に施行されるよう計画的に執行する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | - | | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 有識者を参集した検討会結果を踏まえ、精神障害者や発達障害者の受入れ体制を強化するために必要な予算措置を行う必要がある。また、障害者職業能力開発校の施設・機器の老朽化が進む中で十分な改修工事や機器整備ができていない場合があり、法令上必要な設備を整備するため、引き続きこれらの改修に向け予算措置を講じる必要がある。 | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | _ | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> 的な指標を設定) | 指標 設定 - 28年度 第一四半期 第二四半期 第三四半期 第四四半期 を記指標についての事業実績等 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度となっており、四半期単位のモニタリングにはなじまないため。 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | (9 | | 衛生部計画課) | | |
|------------|----------------------|---|---|--|---|-------------------------------|--------------------|--------------------------------|--|---|---|-------------------------------|--|--|
| 事 | 業名 | CO中毒患者に | 係る特別対策事 | 業経費 | | | | | | | 事業番号 (28年度) 事業番号 | 6 | | |
| 事第 | 美の別 | 社会復帰促進等(根拠法令 労働 | 事業 ∤者災害補償保険 | 法第29条第1項貿 | 第1号、炭 | 鉱災害に | こよる一酸 | 化炭素 | 中毒症に関する特 | 寺別措置法第11 | (27 年 度) 担 当 係 | 选供. 田人答照 完 | | |
| 実施 | 拖主体 | (一財)福岡県神 | | 会社会保険大 | 牟田吉野 | 病院 | | | | | 事業開始年度 | 平成18年度 | | |
| 実施 | 拖方法 | | (委託先等:(一 重接 ・ 間接] 先:) | | 会保険医 | | 社会保険 実施主体 | | l吉野病院) |) | | | | |
| 事 | | 田労災病院が、 | る一酸化炭素中 「労災病院の再 続き確保するた。 | [編計画](平成 | 16年3月 | 30日厚 | 生労働省 | 策定) | こ基づき、平成 | 17年度末に廃」 | Lされたことによ | り、同病院の機 | | |
| 業/制 | 対象 (誰/何を 対象に) | (一財)福岡県神 | 社会保険医療協 | 会社会保険大 | 牟田吉野 | 病院に | 対し、CO | 中毒患 | 者に係る特別 | 対策事業を業務 | 孫委託する。 | | | |
| 度概要 | 定スキー ムを含む) | •医療、看護体管 | /ョン(グループワ | | | するため | か、次の美 | 業務を引 | 委託する。 | | | | | |
| | 実施 体制 | (一財)福岡県社 | 一財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院 | | | | | | | | | | | |
| | き予算額 F円) | 441,990 | 25年度予算額 (千円) | 442,360 | 26年度 〔千 | 予算額 円) | 429, | 532 | 27年度予算額 (千円) | 448,887 | 28年度予算額 (千円) | 449,364 | | |
| うち行 | 政経費 | - | - うち行政経費 - うち行政経費 - うち行政経費 - | | | | | | | | | - | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く F円) | 441,990 25年度決算額 ※行政経費を除 く 442,360 26年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 27年度決算額 ※行政経費を除く (暫定) | | | | | | | | | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | | | |
| | 年度 行率(%) | 100.0 25年度 26年度 26年度 27年度 37年度 37年度 37年度 37年度 37年度 37年度 37年度 3 | | | | | | | | | | 考慮していない | | |
| (緊要性がはその旨) | 最促進等事 | ①炭鉱災害に 被災労働者 ②平成16年、 いる旨を答う ③CO中毒に。 等から、本事業 本事業は、CO | を 主状に応じた適等 による一酸化 決定 のためのリハビ がロロでいる。 かいの口でいる。 はいる人院。 はいる人ではいる。 はいる人ではいる。 はいるしている。 はいるしている。 はいる人ではいる。 はいるしている。 はいるしている。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるのではいる。 はいるではいるではいる。 はいるではいる。 はいるではいるではいる。 はいるではいるではいるではいる。 はいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるで | を中毒症に関す リテーション施設 に臣(当時)は国 、現在、平均年 き実施する必要 性を十分考慮し | る特別指 設の整備 会の場 齢が80歳 要がある | #置法第 において 歳を超え ・ 制、社 | 11条におなければ、患者に | いて、ならない ついて とや、そ 選進支援 | 「政府は、炭鉱い」と規定されては、国が最後ま との特性から療 優体制を整備す | 災害による一酸 にいること、 で責任を持って 養環境を変える あものであり、う | は化炭素中毒症 で対応していきが ことは医療上間 労働者災害補償 | にかかった こいと考えて 引題があること 【保険法第29条 | | |
| 業で行う | 必要性 | 弗 リース ちょうしん ものである。 | 現在される! 彼炎 | 労働石の円屑 | な社会復 | 帰を促 | 進りるに | &) こ此 | 安は争来」に談 | ヨするため、紅 | 云復帰促進寺 | 事果 じけつへさ | | |
| | アウトカム 指標 | 療等を提供する 特性を十分考慮 その一環として 間実施日数を7 | 特有の症状にふることを目的として した診療体制等 実施するグルーマウトカム指標と F間141日以上と | て、当該患者の 等を整備する。 プワークの年 し、平成27年 | | アウト カム指 標 | O × | •平成2 | 7年度グループ | ワーク年間実施 | 徳日数は153日で | であった。 | | |
| | アウトプッ ト指標 | ついて適切に実施 ・患者に必要な るための人員(10 ・高齢化した患 | リハビリテーション)名を基本とする) 者の看護負担の転 を援するための人 | vを適切に実施す を確保する。 圣減等を図るた | 度実績 | アウト プット 指標 | 0 | <i>t</i> =。 | | 適切に実施する D療養生活を支 ― | | | | |
| 27年度目(未達成) | 目標を達成)の理由 | 委託先医療機 め。 | 機関に対し、適宜 | 、必要な指導を | そ行うなど | じて、ク | ブループワ | リーク、 | リハビリテーショ | ョン等を行うため | かの診療体制の | 整備を図ったた | | |
| | 因)を踏ま すべき事 の課題 | 引き続き、委割める。 | 託先機関に対し、 | 、適宜、必要な | 指導を行 | うなどし | て、グル | ープワ | ーク、リハビリテ | ション等を行 | うための診療体 | *制の整備に努 | | |
| 業実績等 | 全量的な指 | 指標設 定 | | _ | | | 左記指標 いての事 績等 | | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | |
| | を設定で | 年度から同病院 その委託内容 | 来、国が大牟田 完の後継医療機 Fは、CO中毒患: 「齢化したCO中 は馴染まない。 | 関である社会係 者の特有の症料 | 検大牟I 犬に応じ | 田吉野# た医療排 | 病院に対Ⅰ 是供の一 | して業剤 部として | 务委託している て、①医療、看証 | ものである。 養体制等の整備 | 、②リハビリテ- | ーションの実 | | |
| 評 | 严価 | | А | | | J | · 成果目標 | を達成 | せしているとこ ² | ろであり、引き | 続き施策を継ん | 売 | | |
| | | | | | ı | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同 | 月様 | | | | | |
|--|-------------------|--|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標 | 票を達成してい | るところであり | り、引き続き施 | 策を継続 |
| 28年度目標(アウト カム指標) | | 特有の症状に応じた適切な医療等を提供する 施するグループワークの年間実施日数をアウト | | | | | |
| 中期的な目標 | | | - | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | る成果を計測す なお、実施日 | かム指標は、本事業の目的である、CO中毒患するためのものである。入院患者の症状に応じた数は以下のとおり算出した。数は以下のとおり算出した。数(3日間)×年間約47週(52週(1年間の週数) | 適切な医療等を | を提供するため | に必要な実施日 | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | ・患者に必要な | づき、委託先において、次の事項について適切! なリハビリテーションを適切に実施するための人 息者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活 | 員(10名を基本 | | | 基本とする)をi | 配置する。 |
| 28年度重点施策と の関係 | | | - | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | 引き続き実施 | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定) | | - | 左記指標についての事業実 続等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度 第二四半期 - | 28年度 第三四半期 - | 28年度 第四四半期 - |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | 年度から同病院 その委託内容 | 来、国が大牟田労災病院に行わせていたCO中 院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野系 は、CO中毒患者の特有の症状に応じた医療打 齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の は、関連すない。 | 病院に対して業系 是供の一部として | 务委託している 、①医療、看護 | ものである。 養体制等の整備 | 、②リハビリテ・ | ーションの実 |
| その他特記事項 | | | - | | | | |

| | | | | | | | | (労 | 働基準局 | <u>安全</u> | 衛生部計画課) | | | |
|------|---------------------------------------|--|--|--|---|--|---|---|--------------------------------|-----------|--|--|--|--|
| : | 事業名 | 独立行政法 (労災病院 <i>0</i> | 人労働者健康写)運営) | そ全機構運営 | 費 | | | | 事業番(28年) | 变) | 7-1 7-1 | | | |
| 事 | 事業の別 | 社会復帰促進 (根拠法令 9 項第1号) | 售事業 労働者災害補償係 | 民険法第29条 | 第1項第1号、独 | 立行政法人労 | 動者健康安全機 | 構法第12条第1 | | 係 | 機構・団体管理室 機構調整第一係 | | | |
| 美 | ミ施主体 | (独)労働者 | 健康安全機構 | | | | | | 事業開始 | 年度 | 平成16年度 | | | |
| 実 | ミ施方法 |) | | | | | | | | | | | | |
| 事 | 目的 (何のため) | 等であるも (2)労働基準 (3)事業主に に規定す 対する健 | ()労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3)事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療 | | | | | | | | | | | |
| 業/制度 | 対象 (誰/何を 対象に) | 労働者·労災 | 労働者・労災指定医療機関等 | | | | | | | | | | | |
| 概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | ・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。 | | | | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | 労災病院(全 | È国30病院):15 | ,241人(平成 | 28年4月1日現在 | 王) | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 8,229,838 | 25年度予算額 (千円) | 7,144,196 | 26年度予算額 (千円) | 7,111,072 | 27年度予算額 (千円) | 7,186,446 | 28年度予算 (千円) | | 9,896,167 | | | |
| | 行政経費 | _ | うち行政経費 | <u> </u> | うち行政経費 | — | うち行政経費 | _ | うち行政経 | | _ | | | |
| ※行 | 手度決算額 政経費を除く (千円) | 7,810,851 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,144,196 | 26年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,111,072 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,186,446 | 28年度雇用 28年度一般 | 助定予 | | | | |
| | 24年度 執行率(%) | 94.9 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | 26年度 予算執行率(%) | 100.0 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | | 考慮していない | | | |
| (緊要情 | 制度の必要性 性がある場合 旨記載) | 過塞専担っている。 そのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | は、勤労者の職業を動労者の職業を動労者を動労者等に提いるの動労者等に提いなな積でを動労者をしたい。 ない ない ない はい | (過去すい)、のは、 (過去すいのでは、 (過去すいのでは、 (できたいでは、 (できたい | 化学物質の暴露の多いでは、 ・一学物質の暴露の ・一学の表演を等して、 ・一学のである。はでして、 ・一般のにない。 ・一般の肺等の ・一般の肺等の ・一般の肺等の | 累による産業はある。 また、その予防が は、その予防が は、その予防が は、その予防が ができます。 ができます。 ができます。 ができます。 ができます。 ができます。 ができます。 は、このでは は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は | 中毒等を最重点 いらが いう いう いう いる いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた ので れた ので れた ので れた ので れた ので れた り 数 は り で れた ので れた ので れた り 数 は り し に り し に り し に り し に り し に り し に り に り | 分野としつつ、 リテーシ系者 大疾患を必うする 医療への連携を 等とのの患者紹 | がん、脳気喘は、大の成果を一をはじめとるためにはられている。 | E 1 | 急性心筋梗る一貫した高度・なする役割をなる役割を各種専門セン医療を基盤としき療に関する講 | | | |
| | 复帰促進等で行う必要性 | | 療養に関する施言 動者災害補償保 | | | | | | 足進するた | :めに | 必要な事業であ | | | |

| 27年 標標 | | 独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間: 平成27年度における高速ない場合のとおり。 | 27年実績 | アウト 指 標 | O × | ① 労災指定医療機関等からの評価:80.3%(前年度実績:80.0%) ※「満足」との評価(2,053件)/回答者(2,556件) ② 患者満足度84.2%(前年度実績72.3%) ※入院91.8%、外来80.2%、入外平均84.2% ③ 患者紹介率:68.6%(前年度実績:66.7%)、患者逆紹介率:76.0%(前年度実績:75.0%) ※「紹介率」220,171件/320,956件、「逆紹介率」243,855件/320,956件 ④ 高度医療機器を用いた受託検査:35,502件(前年度実績:36,943件) | | |
|---|--------------|---|-------|---------------|-----|---|--|--|
| | アウトプット 指標 | 独立行政法人労働者健康安全機構の 中期目標を達成する(対象期間:平成26 年4月~平成31年3月)。なお、平成27年 度における目標は、以下のとおり。 ① 地域医療を支援するために、地域 の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会 等を行うことにより、延べ24,800人以 上に対し講習を実施する。 ② 医療機関等を対象としたモデル医 療情報、事業者や勤労者を対象とした 長が、手術を対象としたモデルを を情報、事業者や動労者を対象とした 場載した労災疾病研究に係るホーム ページにおいて、アクセス件数を12万 件以上得る。 | | アウト プット 指標 | O × | ① 地域の医療機関の医師等に対する講習会実施人数: 26,417人 ② 労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数: 603,104回 | | |
| 《アウトカム指標》 ① 労災指定医療機関の医師及び産業医等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映したことが目標を達成した理由と考える。 ② 平成27年度の結果については、平成26年度計画の未達成を受け、従前は計画未達成の施設のみ当該年度内に改善計画の策定指示を行っていたが、平成26年度は、全施設に対して分析結果を基に年度内に改善計画を策定するとともに年度内に取組を開始し、平成27年度も継続して実施した影響が大きかったと考える。 ③ 地域医療連携室で、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだことが目標を達成した理由と考える。 ④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報したことが目標を達成した理由と考える。 ④ (アウトプット指標) ① 地域医療を支援するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催し、目標値24,800人に対して26,417人への講習を実施した。 ② アスペストや生活習慣病等、勤労者医療に関連する時宜を得たテーマを研究対象とし、その結果をデータベース化してホーページに掲載したことが、目標を達成した原因と考える。 | | | | | | | | |

| 理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題 | ① きのでは、 できない できない できない できない できる | が、一ムページの情報については、常に最新情報の掲載に努める。 近例検討会や講習会の開催時間について、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものとし、また、モデル医療 に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努 める一方、研修の内容についても、医療のニーズに機動的に対応する。 | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|--------------------------------|-------------------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| m | | ① 地域医療を支援するために、地域の医療 機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮し +=3+545/15/15 | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標 て症 設定 年間 | 例検討会や講 124,800人以上I | し、診療時間帯に配慮し 習会等を行うことにより、 に対し講習を実施する。 引載したホームページで、 | 左記指標に ついての事 業実績等 | ①5,840人 | ①6,699人 | ①8,360人 | ①5,518人 | | | | | |
| | アク | アクセス件数を年間12万件以上得る。 ②166,282件 ②154,343件 ②143,112件 ②139,367件 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | _ | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | _ 独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の評価 をもって評価とする(8月実施予定) | | | | | | | | | | | |
| 28年度事業概要 | 平成27年度 | P成27年度と同様 | | | | | | | | | | | |
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | С | 患者満足度調査について、 象に改善計画を策定し、年 る。平成28年度も継続して見 | 度内に改善の | 取り組みを実施 | したことで、平 | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | る目標は以 ① 患者の 受けられて ② 患者紹介 の基準以 ③ 地域にお | 下のとおり。 意向を尊重し、」 「いる旨の評価・ 介に関する地域 上である「患者終 らける高度医療 | 展安全機構の中期目標を達成 良質で安全な医療を提供する を全病院平均で入院90%以 の医療機関等との連携機能 紹介率を65%以上、逆紹介3 機器の利用促進を図るため 延べ35,000件以上実施する。 | るため、患者満上、外来75%」 上、外来75%」 を強化するこ。 ×40%以上」を 、ホームペーシ | 足度調査を実 以上、入外平均 と等により、労り 確保する。 | 施し、患者から 180%以上得る 災病院全体で地 | 満足のいく医療 。 2域医療支援病 | が 院 | | | | | |
| 中期的な目標 | 以下のとおり ① 国民の日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | り。 医療に対する安全を確保するた すで80%以上の 医療機関等との Iを確保する。 おける高度医療 | 要安全機構の中期目標を達成 心と信頼を確保するため、見め、組織的・継続的な取組に が満足度を確保すること。 連携機能を強化すること等に 機器の利用促進を図るため、 期間中、延べ17万5千件以、 | 患者の意向を十二より医療安全 こより労災病院 こより労災病院 | -分に尊重し、! の充実を図るこ 記において地域 | 良質かつ適切な と。これにより 医療支援病院の | 医療を提供する、患者満足度調の要件である「息 | ること。また、 引査において 患者紹介率、 | | | | | |

| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | ① 入院と外来のそれぞれで数値目標を明確に設定す進のため、第二期中期計画期間(平成21~25年度)の以上、入外平均80%以上の数値目標を設定した。② 中期計画では、地域医療支援病院の要件である「息については、同水準を目標として設定した。③ 中期計画では、5年間で高度医療機器を用いた受討件数を35,000件以上(※)実施することを平成28年度の(※)中期計画については、平成28年4月1日に変更し、 | 実績平均(入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 院91.3%、外来 に紹介率」を確保 75,000件以上 した。 | :77.3%)を勘案 保を目標としてい | し、入院90%以 いることから、平 | .上、外来75% 成28年度 | | | | | |
|--|--|--|---|------------------------|----------------------|-------------------|--|--|--|--|--|
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月~平成31年3月)。なお、平成28年度における目標は、以下のとおり。 ① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間740回以上の講習を実施する。 ② 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、65万件以上(※)のアクセス数を得る。 (※)中期目標を平成28年4月1日に変更し、目標値を引き上げた。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | _ | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | _ | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモ | ① 地域医療を支援するために、地域の医療機 関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症 指標 例検討会や講習会等を行うことにより、 | 左記指標についての事 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | |
| ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 設定 年間740回以上の講習を実施する。 ② データベースを掲載したホームページで、ア クセス件数を年間65万件以上得る。 | 業実績等 | - | - | - | _ | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | _ | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | ・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏ま 所期の目標をおおむね達成しているとしている。 ・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研 改組された。 | | | | | | | | | | |

| : | 事業名 | | 事業: 立行政法人労働者健康安全機構運営費 医療リハビリテーションセンターの運営) 事業: (27年 | | | | | | | | | | |
|--------|--------------------------|--|---|--|----------------|--------------------------------|-------|----------------|---------------------------------|--|-------------------------------|----------------------------|--|
| 事 | 事業の別 | | 隻事業 労働者災害補償(| 呆険法第29条 | 第1項 | 第1号、独 | 立行政 | 法人労 | 働者健康安全機 | 機法第12条第 | (27 年 度) 担 当 係 | 7-2 機構·団体管理室 機構調整第一係 | |
| | 『施主体 | 1項第1号) (独)労働者・ | | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成16年度 | |
|) | 延施方法 | □補助金 [□貸付 (貸 | 等(委託先等: 直接 · 間接 付先: 運営費交付金 |] (補助分) | Ē: | | : | 実施主 | 体: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | (2) 労働基 (3) リハビリ 帰に関す | 動者であってリ。 準監督署長の引 リテーション医学 る研究 険その他の社会 | 委託を受けて行いの 臨床的研究 | 行う労 党、身(| 働者の業 本機能の | 務上の | 事由スリテージ | スは通勤による ンョン工学的研? | 負傷又は疾病 究等リハビリテ | に係る認定検査 一ション対象者 | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 被災労働者 | 等 | | | | | | | | | | |
| */制度概要 | のスキーム (決定ス | 療水準の治・同センターラムを作成で 生活支援機・隣接する職自宅復帰を[| ・労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的 寮水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置。 同センターでは、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療フ ラムを作成するなどにより、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー(MSW)など専門のリハビリテーションスタッフが対応。 生活支援機器等の開発も実施している。 隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職 自宅復帰を図る。 26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提 受けている。 | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 医療リハビリ | | | | | | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | 8,229,838 | 25年度予算額 (千円) | 7,144,196 | | 度予算額 千円) | 7,111 | 1,072 | 27年度予算額 (千円) | 7,186,446 | 28年度予算額 (千円) | 9,896,167※ 法人の統合による増 | |
| うち | 行政経費 | — | うち行政経費 | _ | うちぞ | 丁政経費 | - | _ | うち行政経費 | — | うち行政経費 | <u> </u> | |
| ※行i | F度決算額 政経費を除く (千円) | 7,810,851 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,144,196 | ※行政 | を決算額 経費を除 く F円) 7,111 | | 1,072 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,186,446 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | | |
| | 24年度 執行率(%) | 94.9 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 6年度 1行率(%) | 100 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 考慮していない | |
| (緊要情 | 制度の必要性 生がある場合 旨記載) | び高度な医療 比率が高い等 | 員、頭部外傷等に 水準のリハビリー 手実績もある。した 業は不可欠であ | テーションを行(こがって、政策 | い、職均 | 易復帰のカ | こめに崩 | 業訓練 | までも行うことか | ド出来る施設は作 | 也にはなく、また、 | | |
| | 夏帰促進等 ご行う必要性 | び高度な医療 | 員、頭部外傷等に ₹水準のリハビリ ・ §1項第1号に定め | テーションを行り | い、職均 | 易復帰のカ | こめに崩 | 業訓練 | | | | 専門的な治療及 動者災害補償保 | |
| | アウトカム | 患者に対し テキリテーションの はリテーションの はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる | 等椎の障害、中枢神経麻痺し、医師、看護師、リハビリッ技師等の連携による高度療の提供に加え、職業リハペコンセンターをはじめ広域関との連携・紹介の推進に始りに職場・自宅復帰可能院患者の割合を80%以上 | | | アウト | 0 | 92. ※[形 | 9%(前年度実績 医学的に職場・ | i:95.4%) 自宅復帰可能 中枢神経麻痺。 %(前年度実績 | | 92人/四 | |
| 27年度目標 | 指標 | な を 復 に で で で で で で で で で で で で で | 失患や状態に応 是供はもとより、 ひ日常生活上の でのきめ細かし 者満足度調査に 、院90%以上、 、外平均85%じ | 職場・自)指導・相 い支援を こおいて、 外来80 | 27年 度実 績 | 力 | × | | | | | | |
| | | ションセンタ 機構)との間 し、個々の患 | を目標に職業リ ー(高齢・障害・ で、職業評価会 !者のリハビリテ | 求職者支援 会議を開催 ・ーションの | | アウト | 0 | | | | 障求機構)との「 OA講習を含む) | 間で、職業評価 | |
| | 指標 | のプログラム | . 患者毎のリハし 、の改良及び退)を実施し、社会 | 院後のケア | | 指標 | × | | | - | | | |

| 27年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因) | ことが奏3 ① チー」 ② 職業 ③ 退院 び三次 | 患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施 ④ 患者満足度調査については、H26患者満足度分析結果を基にH26年度から改善計画を策定し、取組の開始を実施 | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--------------|-------|------------------|-------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------|---------------------|--|--|--|
| 理由(原因)を踏まえた改善すべき 事項、今後の課題 | チース 職業 ラム改 退院 | 平成27年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施 | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> <u>的な指標を設定</u>) | 指標 職 | | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | | _ | | | | | | | |
| 評価 | | _ | _ | | 独立行政法。 をもって評価 | | | 議の意見を踏 | まえた厚生労 | 働大臣の評価 | | | |
| 28年度事業概要 | 平成27年 | F度と同様 | | | | | | | | | | | |
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | 平価 | | С | | 患者満足度実施したこと | 調査について で、平成27 ^年 | には改善計画で F度は目標を達 | を策定し、改善 達成している。 | の取り組みを | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 提供に | 加え、職業 | ノハビリテーシ | ノョンセン | | | | 技師等の連携 紹介の推進によ | | | | | |
| 中期的な目標 | 以下のと 〇 重度 中枢神 | :おり。 の被災労働 | 者の職業・衣に係る高度・ | t会復帰 | を支援するため | め、医療リハビ | リテーションセ | 月~平成31年 シンターにおいて 自宅復帰可能で | は、四肢・脊椎 | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 影響を対してはがいの視点 | 当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも 影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーショ ン低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にも つながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民 の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、 中期目標と同率の80%以上とした。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 者のリハ | | ンの評価を行 | | | | | | | 催し、個々の患 等)を実施し、社 | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | | | - | | | | | | | |

| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き約 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------------------------|---|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|
| 29年度重点施策 との関係 | | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモ | 指標 | 社会復帰の促進を図るため、年間12回を目標に | 左記指標についての事 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | |
| ニタリング(定量 的な指標を設定) | ング(定量 設定 の思で勝業証価会議を思始する | | | - | - | 1 | - | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | _ | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | けるi ・(独) | 行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏ま 所期の目標をおおむね達成しているとしている。 労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研 された。 | | | | | | | | | | |

| ÷ | 事業名 | | 人労働者健康3 センターの運営 | | 費 | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 | 7-3 7-3 |
|--------|--------------------------|--|--|--|------------------------|---------------------------|-------|----------------------------|---|----------------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 事 | 業の別 | 社会復帰促進(根拠法令 5 | 隻事業 労働者災害補償(| 呆険法第29条 | 第1項 | 第1号、独 | 立行政 | 法人労 | 働者健康安全機 | 構法第12条第 | (27 年 度) 担 当 係 | 機構·団体管理室 機構調整第一係 |
| 美 | ※施主体 | | 健康安全機構 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成16年度 |
|) | E施方法 | □補助金 [□貸付 (貸 | 等 (委託先等: 直接 • 間接 付先: 運営費交付金 |] (補助分 | Ē: | | 5 | 美施主 | 体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | する総合的な 診療及び (2) せき髄 に関する (3) 労働基 | リハビリテーシ 員傷者等に関す | ョン るリハビリテ を託を受けて | ーショ: 行う 労(| ン医学の | 臨床的 | 研究、 | 日常生活用具の | の開発研究等も | せき髄損傷者等 | の社会復帰 |
| 事業/ | 対象 (誰/何を 対象に) | 被災労働者 | 等 | | | | | | | | | |
| 制度概要 | のスキーム (決定ス | ともに、高度 センター(16 ・麻痺を克服 せき髄損傷(| かつ専門的な日 箇所)を設置。 む、生活自立を の専門施設。 な、独立行政治 | と復帰を図るたる と と 等の開発を行 | うなど総合的な | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 総合せき損っ | センター: 164人 | | | | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | 8,229,838 | 25年度予算額 (千円) | 7,144,196 | 26年』 (- | 度予算額 千円) | 7,111 | ,072 | 27年度予算額 (千円) | 7,186,446 | 28年度予算額 (千円) | 9,896,167 |
| うち | 行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | _了 政経費 | _ | - | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | — |
| ※行i | F度決算額 政経費を除く (千円) | 7,810,851 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,144,196 | ※行政 | 度決算額 (経費を除 く 千円) | 7,111 | ,072 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,186,446 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | |
| | 24年度 執行率(%) | 94.9 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 年度 (行率(%) | 100 | .0 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 考慮していない |
| (緊要 | 制度の必要性 生がある場合 旨記載) | な治療及び高 | は通勤災害等に 度な医療水準の 選践し高度な医療 | リハビリテーシ | ヨンを | 行うことが | 出来るが | を設は | 他にはなく、社会 | 復帰等の比率か | | |
| | 夏帰促進等 『行う必要性 | な治療及び高 | は通勤災害等に 原な医療水準の 促進事業で行う。 | リハビリテーシ | | | | | | | | に対し、専門的 頃第1号に規定す |
| | アウトカム | に対し、医ション技師治療から早る一貫した努め、医学 | にる脊椎・せき酸師、看護師、リバ等による受傷を見る受傷を見まるのでは、 等によるでは、場合を見まるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は | バビリテー [後の早期 -ションに至 寮の提供に 復帰可能 | | アウト カム指 | 0 | (前年 ※医 脊 を ② 患 | 学的に職場・自 丰度実績:80.2% 学的に職場・自 推・脊髄損傷患 者満足度:89.7 院93.4%、外来 |) 宅復帰可能で 者の退院患者 %(前年度実績 | ある退院患者7 数97人 : 87.3%) | |
| 27年度目標 | 指標 | ② 患者の卵 医療の日常 るまでのき 者満足度 院90%以 | 失患や状態に応 供はもとより、職 常生活上の指導 め細かい支援を 調査において、看 上、外来80%し 以上の満足度を | 場・自宅復 ・相談に至 ・通じて、患 されぞれ入 以上、入外 | 27年 度実 績 | 標 | × | | | _ | | |
| | アウトプット 指標 | 多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施 | | | | | | | | | | 漬:90症例 |
| | | | 界の促進を図る。 | | | 指標 | × | | | _ | | |

| 27年度目標を達成(未達成)の理由(原因) | 患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催 平成27年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--|--|--|--|
| 理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題 | ① チーム ② 患者の | | ヽ゚す・関連機器 | 器の改良・指導 | の実施 | | 積極的に活用 | していくこととす | ⁻ る。 | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 | | 種間でせき損検言 票に、患者毎のリ | | | 左記指標に ついての事 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | | |
| <u>的な指標を設定</u>) | ムのi | 改良等を実施する | 5. | | 業実績等 | 21症例 | 21症例 | 22症例 | 26症例 | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | _ | | | | | | | | |
| 評価 | | _ | | 独立行政法/ をもって評価 | | | 議の意見を踏 | まえた厚生労 | 働大臣の評価 | | | | |
| 28年度事業概要 | 平成27年度 | と同様 | | | | | | | | | | | |
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトカム指標) | リハビリテ | 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期 リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保する。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 以下のとお 〇 重度の | 法人労働者健康! り。 被災労働者の職! 域との連携を密! | 業∙社会復帰 | を支援するため | か、外傷による | 6脊椎・せき髄隙 | 章害患者に係る | 高度•専門的图 | 医療を提供 | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | ため、こう 懸念がある たがって、 | 直目標については した不確実な要素 るとともに、数値目 総合せき損センク 入院患者の重症 | た影響される 目標の達成を ターにおける | る取組について 最優先とするを 実績の推移(右 | て数値目標の あまり入院患 5肩上がりでは | アップを求める 者を意図的に選 はないこと)及び | ことは職員のモ 選別するという事 「国民の視点か | Eチベーション低 事態にもつなが ら妥当と判断さ | ま下につながる りかねない。し される水準等 | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 多職種間 の促進を図 | でせき損検討会を | ・開催し、年間 | 間60症例を目 | 漂に、患者毎の | のリハビリテー | ションプログラム | ムの改良等を実 | たん、社会復帰 | | | | |
| 28年度重点施策との関係 | | | | | _ | | | | | | | | |
| 性 | 引き続き実施 | 施 | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | - | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標 設定 を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施する。 | | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | _ | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | ・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成26年度業務実績評価では、中期計画における所期の目標をおおむね達成しているとしている。 ・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | (9 | 事業番号 | È衛生部計画課) ■ |
|----------|---|---------------------|--|----------------------------|---------------------------------|-----------------|-------------------|-------------|----------------------------------|--------------|--------------------------------|---------------------------------------|
| Ī | 事業名 | | 人労働者健康5 リテーション作 | | 营費 | | | | | | 事業番号 (28年度 事業番号 (27年度 | 7-4 |
| 事 | 事業の別 | 社会復帰促進(根拠法令 第1項第7号) | 労働者災害補償係 | 呆険法第29条 | 第1項 | 第1号、独 | 由立行政 | 法人党 | 分働者健康安全 | 機構法第12条 | 担当例 | 继推. 田 / / / / / / / / |
| 実 | E施主体 | | 健康安全機構 | | | | | | | | 事業開始年度 | 更 平成16年度 |
| 実 | 淫施方法 | □補助金 [□貸付 (貸 | 等 (委託先等 直接 ・ 間接 |] (補助: | 先: | | | 実施国 | 主体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | | 又は通勤災害で 者を宿舎に受け | | | | | | | | | ご、自立更生しよ 支援する。 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 労働災害で | 外傷性せき髄損 | 傷の障害を | 受けた | ∠者や両⁻ | 下肢に | 重度の | 障害を受けた | 者 | | |
| 米/制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | ようとしていめ、労災リル・入所者の追 | る者を宿舎に受 ハビリテーション 艮所先を確保して では、独立行政 | け入れ、健康 作業所を設置 つつ、順次廃 | 東管理 置。 止。(2 | や生活排 27年度現 | i導を行 在1箇 | テい各権 所) | 重の勤労作業に | こ従事させて、 | その自立更生 | 行で、自立更生し を支援するた 要な意見の提言 |
| | 実施 体制 | 平成27年度 | 度(平成27年9月 | 月30日)をも | って全 | ての作業 | 手所を序 | ・上した | _(平成27年7月 | 月24日に全入所 | 所者が退所。)。 | |
| | 度予算額 (千円) | 8,229,838 | 25年度予算額 (千円) | 7,144,196 | | 度予算額 千円) | 7,11 | 1,072 | 27年度予算額 (千円) | 7,186,446 | 28年度予算額 (千円) | _ |
| | 行政経費 | <u> </u> | うち行政経費 | — | うち彳 | _{了政経費} | - | _ | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | _ |
| ※行政 | F度決算額 政経費を除く (千円) | 7,810,851 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,144,196 | 26年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | | 7,11 | 1,072 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,186,446 | 28年度雇用勘定 28年度一般勘定 ※予1 | |
| | 24年度 執行率(%) | 94.9 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | 26年度 予算執行率(%) 100.0 予 | | | | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 考慮していない |
| 性(緊要性はその | 制度の必要生がある場合に記載) | 近年、新規入 唯一運営を総 | 所者の減少等に 継続していた長野・ | より施設として 作業所を廃止 | したとこ | 能の発揮だ ころである | が難しく | なってい | ることを踏まえ、 | . 順次廃止してお | 8り、平成27年9 | たが(27.9末現在)、 0月末日をもって、 こ規定する社会復 |
| | | | で行う必要性があ | | 120112 | 必安は争 | 未 (の) | ، در کی | ら、万割石火音 | 州良休陜広务2、 | 朱第1項第151 | - 风足 9 る社 云 復 |
| | アワトカム 指煙 | るため、個々社会復帰プロウンセリン | 自立能力の早∮ ス人の障害の特ログラムの作成・グの実施等をそれる。 なけるできる。 ないました。 ないました。 ないました。 ないまたます。 をはいる。 はいました。 はいました。 はいまれば、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは | 性に応じた、定期的なテい、30% | 27年 | アウト カム指 標 | 0 × | ※過去 | 复帰率:53.2%(55年間の社会 び過去5年間の | 復帰者数(25) | 人) / 5年前の年 | F度末在所者 |
| 度目標 | アウトプット 指標 | | ついて、社会復 ュウンセリングを | | 度実績 | | 0 | 基づく | | を平成27年7 | 月末までに1回 | 帰プログラムに 実施した。(※) |
| | 10135 | 実施する。 | | | | 指標 | × | | | _ | | |
| | を目標を達 達成)の理 因) | | 自立能力の早期 等の支援を行い | | | | | | | 作成し、定期的 | (3か月に1回) | にカウンセリング |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課 | | | | | | | | | | | _ |
| 事業実 | 明単位での ミ績等のモ ング(<u>定量</u> <u>5標を設定</u>) | | 所者について、ネ ンセリングを年4 | | | ムに基づ | 左記排 ついて 業実網 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 — |
| グの排 | モニタリン 指標を設定 い理由 | <u> </u> | | | | | | _ | | | | |
| i | 評価 | | _ | | 独立 価を | | 人評価 | に関す る(8) | ける有識者会 月実施予定) | ── 議の意見を踏 | まえた厚生党 | 労働大臣の評 |

| 28年度事業概要 | | | _ | | | | |
|--|-------------------------|---|------------------------|--------------------|---------------------|------------------|---------------|
| 26年度評価とそ れを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 | ī A | た。 | 度(平成27年 平成27年7月 | | もって全ての作 | 作業所を廃止し |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | | | _ | | | | |
| 中期的な目標 | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | | - | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | | | _ | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | _ | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | | | - | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | _ | | | | |
| | 指標設定 | _ | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度第一四半期 | 28年度第二四半期 | 28年度第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | _ | | , | | |
| その他特記事項 | ション作業 ・長野作業 り、全施設 | 法人評価に関する有識者会議の意見を踏ま 所の完全廃止については、概ね年度計画で 所については、全ての在所者が希望先へ退 技が廃止となった。 者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研 れた。 | 定められた事 所したこと等る | ፯項が実施され を踏まえ、平成 | ていると評価し 27年9月末に前 | ている。 対倒しして廃止し | したことによ |

| | | | | | | | | | | () | 丁娜坐牛内女工 | . 用土市引 画味/ |
|-------------|---|--|---|--|-------------------|---------------------------------|---|---|--|---------------------------------|--|------------------------------------|
| ; | 事業名 | 独立行政法 (産業殉職者 | 人労働者健康3 皆慰霊事業) | 安全機構運営 | 費 | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 7—5 7—5 |
| | 写業の別 | 被災労働者等 (根拠法令 等 1項第8号) | 等援護事業 労働者災害補償ℓ | 保険法第29条 | 第1項 | 第2号、独 | 立行政 | 法人労 | 働者健康安全機 | 选構法第12条第 | | 機構·団体管理室 機構調整第一係 |
| 美 | 運施主体 | | 健康安全機構 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成16年度 |
| 美 | 尾施方法 | □補助金 〔 □貸付(貸 | 等 (委託先等: 直接 ・ 間接 | ·] (補助分) | ŧ: | | | 実施主 | :体: |) | | |
| | 目的(何のため) | | 又は通勤災害に 係者を招いて産 | | | | | | みころも霊堂を | 設置・運営して | いる。毎年秋に | 全国から遺族 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 産業殉職者 | 及びその遺族 | | | | | | | | | |
| / 制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 体の代表等 | こより殉職された の参列の下、産 ば、独立行政治 | 業殉職者合 | 祀慰霊 | 式を行っ | ている | 0 | | | | |
| | 実施 体制 | | 保健・賃金援護 き 理運営業務は≸ | | | | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | 8,229,838 | 25年度予算額 (千円) | 7,186,446 | 28年度予算額 (千円) | 9,896,167 | | | | | | |
| うち | 行政経費 | <u> </u> | 一 うち行政経費 一 うち行政経費 一 うち行政経費 一 | | | | | | | | | _ |
| ※行i | F度決算額 政経費を除く (千円) | 7,810,851 | 25年度決算額 26年度決算額 27年度決算額 27年度決算額 26年度決算額 26年度決算額 | | | | | | | | | · 算額: (千円) · 算額: (千円) · 執行率は |
| | 24年度 執行率(%) | 94.9 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 6年度 九行率(%) | 10 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 考慮していない |
| (緊要f はその | 制度の必要性 生がある場合 旨記載) 夏帰促進等 | の方々の御望 ある被災労働 (参考) 昭和47年の た。また、平原 | も霊堂は、日本の 霊を奉安するととも 計者及びその遺族 が開堂以来5年ごと 成21年3月及び平 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | もに、遺骨及び の援護を図る とに産業殉職者 成27年4月にに | 造品をための合品を表表します。 | 納めるた。 施設として 対霊式に皇 皇后両陛 | めに設 て、極め 呈太子展 下が行: | けられ <i>t</i> て必要 と下・妃 幸啓され | と日本唯一の施記性が高いもの。 性が高いもの。 殿下の行啓を仰いた。 | 設であり、労働者 いでおり、平成2 | が実補償保険法 4年9月は皇太子 | をの目的の一つで 殿下が行啓され |
| 事業で | | 災害補償保障 慰霊式及び を実施し、遺 しいとの評価 | 意法第29条第1項 霊堂についての 遺族等から霊堂で 面を90%以上得 を業務の改善に | 第2号に規定す う満足度調査 の場にふさわ るとともに、 | たる労働 27年 度実 | 動者等援語 アウトカム指標 | ()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()() | を を を を を を を を を を を を を を を を を を を | 必要性がある。 D場にふさわし 反の評価(489 競員の接遇研修 遺族等からの 関 | ハとの評価:95. 人)/参列者(を実施し、接追 | 0%(前年度実績アンケート回答: 関の向上に努め 日本茶器に備え付 | 漬:94.5%) 者)515人 |
| 標 | アウトプット 指標 | | に基づく参拝者 て、年4回以上の | | 積 | アウト プット 指標 | × 0 | | を調査に基づく 施した。 | ー 参拝者等から <i>0</i> |)要望等につい | て、検討会を年 |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | 満足度調 ① 納骨等 ② 慰霊式 | をの結果に基づに関する遺族か当日は、慰霊式 | らの相談に対 開始までの待 | が 機場 | | 、植栽たにう | 等によ ・ントを | る環境整備に変 | 努めた。 | 参列者が後方か | らでも容 |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課題 | 平成27年度目標を達成するために、効果のあった納骨等に関する相談、満足度調査結果から き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。 | | | | | | | | 査結果から分析 | 折した改善策の | 実施等を引き続 |
| 事業リニタリ | 明単位での 実績等のモ ング(<u>定量</u> <u>5標を設定</u>) | いて、 指標 図る。 | 度調査に基づく。 年4回以上の村 の場にふさわし | 食討会を開催し | し、業 | 務改善を | 左記打 ついて 業実網 | の事 | 27年度 第一四半期 92.9% | 27年度 第二四半期 100.0% | 27年度 第三四半期 94.2% | 27年度 第四四半期 100.0% |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | _ | | | | 1 |
| | 評価 | | 独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の評価 をもって評価とする(8月実施予定) | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度 | と同様 | | | | | | | | | |
|--|---|---|------------------------|-------------------|---------------|-----------|--------------------|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | А | 成果目 | 標を達成してし | いるところであ | り、引き続き加 | 拖策を継続 | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 慰霊式及(| ゞ霊堂についての満足度調査を実施し、遺放 | 実等から慰霊(| の場にふさわし | いとの評価を9 | 0%以上得る。 | | | | | |
| 中期的な目標 | 以下のとおり | 去人労働者健康安全機構の中期目標を達成り。 する 者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い。 | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 平成17年原 | 度以降、90%を超える評価を得ており、十分 | に高い水準で | :あることから、 <u>!</u> | 引き続き90%じ | し上としたもので | *ある。 | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 満足度調 | 別査に基づく参拝者等からの要望等について | 、年4回以上(| の検討会を開催 | Ĕする 。 | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | - | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定) | | 度調査に基づく参拝者等からの要望等につ 年4回以上の検討会を開催し、業務改善を | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度第三四半期 | 28年度 第四四半期 - | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | , | | _ | | | | | | | | |
| その他特記事項 | ・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成26年度業務実績評価では、中期計画における所期の目標を達成していると認められるとしている。 ・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | (9 |] | 女主 | 衛生部計画課) |
|--|---|------------------------------------|--|--|--------------------------|--------------------------------|--------------------------|---|--|--|--|-----------------|--|
| | 事業名 | | 人労働者健康3 前立支援センタ- | | 費 | | | | | | 事業番(28年度)事業番(27年度) | 号) | 7-6 7-6 |
| 특 | 事業の別 | 社会復帰促進 (根拠法令 5 項第1号) | | 保険法第29条 | 第1項第 | 第1号、独立 | 5行政: | 去人労働 | 動者健康安全機构 | 構法第12条第1 | 担当 | 係 | 機構·団体管理室 機構調整第一係 |
| ᢖ | E施主体 | (独)労働者 | 健康安全機構 | | | | | | | | 事業開始年 | F度 | 平成16年度 |
| 3 | 実施方法 | □補助金 [□貸付 (貸 | 等 (委託先等: 直接 · 間接 付先: 運営費交付金) |] (補助分 | ŧ: | | : | 実施主 | 体: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | | 及び治療と就労 らの職場復帰及 | | | | | 進する | ことにより、職場 | 易における勤労 | '者の健康確 | 保 | 並びに傷病によ |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | 勤労者等 | | | | | | | | | | | |
| *業/制度概要 | のスキーム(決定ス | 平成26年度 ・全国9箇所 患の発症の 相談及び指 | に予防医療や流に治療就労両立 下治療就労両立 予防及び増悪の 導に係る事例の では、独立行政 | 台療と就労の 立支援センタ- D防止並びに)収集・集積そ | 両立支 −を設 傷病に の他(| 援に関す 置し、作業 こよる休業 の情報の | る調査 美態様 等から 収集及 | で研究で と疾病の の職場 び調査 | 聚活動を行ってきを行う「治療就学の発症との因果 の発症との因果 場復帰及び治療 蚤研究を実施。 法人評価に関す | が両立支援セン 関係の情報収 と就労の両立 | ター」に改総集及び調査に関する勤! | 編した 研究 労者 | た。 兄、作業関連疾 に対する健康 |
| | 実施 体制 治療就労両立支援センター(全国9センター): 48人(平成28年4月1日現在) | | | | | | | | | | | | |
| 24年 | 24年度予算額 8,229,838 25年度予算額 7,144,196 26年度予算額 7,111,072 27年度予算額 7,186,44 | | | | | | | | | 7,186,446 | 28年度予算 (千円) | 額 | 9,896,167※ 法人の統合による増 |
| | (十円) (十円) (十円) (十円) (十円) (十円)) つち行政経費 — うち行政経費 — うち行政経費 — 一 つち行政経費 — ・ | | | | | | | | <u> </u> | — うち行政経費 | | | |
| | 26打政経質 25打政経質 75打政経質 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 7,810,851 7,810,851 7,144,196 7,144,196 (千円) 7,144,196 (千円) | | | | | | 7,111 | ,072 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,186,446 | 28年度雇用勘 28年度一般勘 ※ | 定予 | |
| 予算 | 24年度 執行率(%) | 94.9 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 6年度 1行率(%) | 100 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | | 秀慮していない |
| (緊要 | 制度の必要性 性がある場合)旨記載) | ながら就労す | る勤労者の増加 アル等の開発に | が懸念されて | いる中 | で、疾病予 | 防や治 | 療と就 | | 全国の事業場や | >医療機関か | 取り | まって治療を受け 組むための指導 るために、不可 |
| | 复帰促進等 で行う必要性 - | | 全国の勤労者のする、社会復帰の | | | | 止の増進 | ₤を図る | ための事業であ | ることから、労働 | 勋者災害補償 | 保险 | 法第29条第1項 |
| | アウトカム 指標 | ルワーカー) 床心理士及 職コーディネ | 度は、MSW(图 、看護師、作業 び管理栄養士等 ・一ター養成のか な研修受講者に | 療法士、臨 等に対して復 こめの研修を | | アウト カム指標 | 0 | 有用で ※「a | であった旨の評値 有用であった」旨 | 西: 92.9% 背の回答(39件) |)/回答者数 | 汝(4 | 2件) |
| 27年 | | | 、80%以上から | | 27年 | | × | | | _ | | | |
| 標 | 度目標 独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間;平成26年4月~平成31年3月)ために、平成27年度は以下のとおり取り組む。 (1) 予防法・指導法の開発テーマ研究 | | | | | | | | 9件 | | - | | |
| | 指標 実施計画を9件以上策定する。 | | | | | | | _ | | | | | |
| 平成27年度目標を達成するために、以下の ① 平成26年度に開催した「復職(両立支持) ラムの見直に等を実施し、企業の立場からな ワーク形式の演習を実施する等、研修内容 ② 特任研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部研究ディレクター、本部の代表者が作成した9テーマの「予防医等に関する検討を行い、その結果を研究計 3 4つの疾病(がん、脳卒中、糖尿病、メンクロディネーターを中心とした支援チームかった。 | | | | | | | トーター 大 | -研修 るカリで お用で お実より ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | のアンケート結 キュラムの他、4 きるよう努めた。 療就労両立支持 ・普及計画書」 確実な研究成果 ついて、平成26 ² 収集にスムース | 果を踏まえ、平 4つの疾病分野 爰センター事業 について研究記 を挙げられる。 年度に作成した 、 、 に取り組み、 | 呼成27年度で 予毎に分かれ に関する検 計画の妥当 よう取り組ん ニ手引き等に 疑問点等の | ただけば、計学には、基準 | デループ k」を開催し、 改善点 づき、復職 なを図るこ |

| 理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題 | 平成27年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ①「復職(両立支援)コーディネーター研修」について、受講者が治療と就労の両立支援についての理解を深め、研修内容を業務に最大限活用できるよう、研修カリキュラムの更なる改善・充実を図る。 ② 新たな「予防医療モデル調査研究実施・普及計画書」については、「治療就労両立支援センター事業に関する検討会」で審議を行う前に、特任研究ディレクターや本部研究ディレクターに事前に計画書の内容について意見を伺い、その意見を踏まえ計画書の見直しを行うなど、確実な研究成果を挙げられるよう引き続き取り組む。 ③ 復職コーディネーターを中心とした支援チームが両立支援の事例収集を行う上で、疑問点等を極力解消できるよう、引き続き四半期毎に本部で各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、全施設へフィードバックを行う。 ② 7年度 27年度 27年度 27年度 27年度 27年度 27年度 27年度 | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|----------------------------|---|---------------------------------|---|---|---|---|--|--|--|--|--|
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> <u>的な指標を設定</u>) | 指標 実記定 ② | を9件以上策 践、指導事例 4つの疾病分 | 定し、それを 別の集積に着 ・野について | 踏まえた指導の | 左記指標に ついての事 業実績等 | 27年度第一四半期 ①9件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病 脳卒中、メンタルヘルス不調) | 第二四半期 ①9件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳 | 第三四半期 ①9件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳 | 第四四半期 ①9件(累計) ②4分野(累計) がん、糖尿病、脳卒 | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | _ | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | | 独立行政法をもって評価 | | | 義の意見を踏る | まえた厚生労 | 動大臣の評価 | | | | | |
| 28年度事業概要 | 平成27年度 | 度と同様 | | | | | | | | | | | | |
| 26年度評価とそ れを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 | 6 | А | | 成果目 | 標を達成してい | いるところであ | り、引き続きが | 施策を継続 | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 治療と就 | 治療と就労の両立について支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。 | | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 以下のとお くアウトか 治 マウトと の し 大 で で り で が が が が が が が が が が が が が が が が | が。 ム指標> 労の両立に ット指標> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | ついて支援し の指導の実 、事業場への | 構の中期目標を達成 た罹患者にアンケー 残により、指導事例 の普及啓発を行う。 選事例の分析、評価 | -トを行い、80º 等を集積し、予 また、予防法・ | %以上から有月 が法・指導法・ 指導法の開発 | 用であった旨の の分析、検証、 については、45 | 評価を得る。 開発を行い、産 件行う。 | 業保健総合 | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 計画を罹患 | 者、主治医 | 、事業場と情 | 療と就労の両立支 報共有し、障壁を整 員者からの有用度評 | 建理して仲介・ 記 | 調整する役割を | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 下のとおり ① 中期目 した24件 る。 ② 4つの | 取り組む。 標期間中に の研究テー ⁻ 疾病(がん、 | 予防法・指導マについて指 脳卒中、糖尿 | 構の中期目標を達成 は | に当たり、平成別の集積等を3 不調)分野の | は28年度は平成 実施するととも1 治療と就労の正 | 26年度及び27 こ、新たに9件以 可立支援事例を | 年度に研究実施 人上の研究実施 | 施計画を策定 計画を策定す | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | | _ | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き実 | 詳施 | | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | _ | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標 実施 実施 (2) | を9件以上策 践、指導事例 4つの疾病を | 定し、それを 列の集積に着 | 、それぞれ医療機 | 左記指標についての事業実績等 | 28年度第一四半期 | 28年度第二四半期 | 28年度第三四半期 | 28年度 第四四半期 - | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | _ | | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | 期の目標を | 達成してい 者健康福祉 | ると認められ | 音会議の意見を踏ま るとしている。 労働安全衛生総合研 | | | | | | | | | | |

| | | | | | _ | | | | | | | :衛生部計画課) |
|---|-------------------------|---|--|------------------------------|-------------|----------------------|--------------|------------|---------------------------------|-----------|--|--------------------|
| 事 業 | 笔名 | | 労働者健康安全 去人労働安全衛 | | 軍営費」) |) | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 7-7 |
| 事業(| の別 | 安全衛生確保等 | 事業(根拠法令 | 労働者災害補償 | 保険法第 | 第29条第 | 1項第3 | 号) | | | 担当係 | 計画班 |
| 実施主 | 主体 | (独)労働者健康 | 東安全機構 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成18年度 |
| 実施之 | 方法 | □直接実施 □業務委託等 □補助金 [\直 □貸付 ■その他 (運営 | [接〕 間接] | (補助先: | 実施主体 | 本 :) | | | | | | |
| ({ | 目的 何のため) | ①プレス、木材 発火災災害、 ②じん肺、職業 | 感電災害等を防 | る労働災害、建 | 設業に 産業安全 | おける足 面の調査 | 場の倒壊 全及び研 | ē、墜落、 究 | | | 学設備等における 非気装置等に関す | |
| / | 対象 誰/何を 対象に) | 事業者、労働者 | Ť | | | | | | | | | |
| 制度 本務・事業のス 事務・事業のス 事業場の労働の 事務・事業のス 事業場の労働の 事務・事業のス また 事務・事 また 事業の また 事務・事 また 事業の また | | | | | | | | | | な究明と防止策に | こついて調査及 | |
| 実施 体制 労働安全衛生総合研究所(H28年4月1日現在、常勤職員96人) | | | | | | | | | | | | |
| 24年度 ⁻ (千F | 予算額 円) | 1,537,996 | 25年度予算額 (千円) | 1,561,074 | | ₹予算額 ←円) | 1,83 | 6,915 | 27年度予算額 (千円) | 1,868,788 | 28年度予算額 (千円) | 9,896,167 |
| うち行政経費 ― うち行政経費 ― うち行政経費 ― うち行政経費 | | | | | | | | _ | _ | | | |
| 24年度》 ※行政経 (千F | 費を除く | 1,492,151 | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 1,561,074 | ※行政約 | を決算額 経費を除く -円) | 1,836,915 | | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | 1,868,788 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | |
| 24年 予算執行 | | 97.0 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 年度 行率(%) | 100.0 | | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 考慮していない |
| 事業/制度の (緊要性があ はその旨記 | ある場合 | に変わっており、 | 安全衛生分野の の科学的知見で | 規制はその時々に | こ応じて | 最新の科 | 学的知見 | 」、データ | 、技術で裏打ちる | れたものである | 6化学物質等は絶ことが求められて まの観点から安全 | いる。 |
| 社会復帰仏業で行う必 | | | き衛生分野の規制 するものであり、き | | | | | | | | である。これは労 う必要がある。 | 働者の安全及び |
| | ⁷ ウトカム 指標 | (5年間で50件)に 学的知見が、労働 達、国内外の労働 | 衛生総合研究所第 に向けて、調査研究 動安全衛生関係活動安全衛生に関す た件数を10件程度 | 究で得られた科 去令・指針・通 る基準の制改 | 27年度 実績 | アウト カム指 . 標 | O × | | 国内外の労働安全 | | C、労働安全衛生 基準の制改定等22 | |
| | | 中期計画に示し の8課題を実施 | たプロジェクト研 する。 | T究課題のうち | | アウト プット 指標 | O × | プロジェ | ェクト研究課題8 | 課題を実施した | - 0 | |
| 27年度目标 (未達成)の (原因) | | 内部評価や所することができた | | 等の研究管理 シ | ステムを | を活用し、 | 研究の | 実施や | 論文発表等につ | いての進行管 | 理を徹底した結り | 果、目標を達成 |
| 理由(原因 えた改善す 項、今後の | すべき事 | 引き続き、研究 | 究の進行管理の | 徹底を図り、より | 大きな | 研究成果 | きを上げ | ていく。 | | | | |
| 四半期単位 業実績等の リング(<u>定</u> 標を設定) | のモニタ 量 <u>的な指</u> | | | _ | | | 左記指いての積等 | | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 — |
| 上記モニの指標をきない理解 | 設定で | 科学的知見のカ ため。 | 色策への反映は | 、時期に規則性 | がある | わけでは | - なく1年 | の中で写 | | あり、四半期ごと | とのモニタリング | こはなじまない |
| 評 | 価 | | | | | う政法人 評価とす | | | | 意見を踏まえ | た厚生労働大 | 臣の評価を |

| 28年度事業概要 | 平成26年度と同 | 司様 | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--------------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 漂を達成してい | いるところであり | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | | 建康安全機構第三期中期目標(3年間で30件)に 労働安全衛生に関する基準の制改定等へ反映さ | | | 学的知見が、労 | が働安全衛生関 [・] | 係法令∙指針∙通 | | | | |
| 中期的な目標 | | 建康安全機構第三期中期目標(平成28年4月1日 る法令、国内基準、国際基準の制定等への科学 | | | り、中期目標期 | 間中に30件以. | 上、労働安全衛 | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | 準単反な (1) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9 | 健康安全機構第三期中期目標(平成28年4月1日の科学技術的貢献(中期目標期間中30件以上)」あるが、調査研究により得られた最新の科学的失力力力指標とした。 かり、指標に定めた研究課題(10課題)は以下のと書防止のための中小規模事業場向けリスク管理場における総合的な労働安全衛生研究(学際的なルギーによる爆発・火災の防止に関する研究の疲労回復を促進する対策に関する研究がシールドトンネル建設工事中の労働災害の防ゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証における労働安全衛生に関する施策や規制の関係と検証している労働なる衛生に関する施策や規制の関係と検証質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する | という目標が定っ 可見を関係法令 おりである。 理支援方策の開始 研究) 一方の 一方の 一方の 一方の 一方の 一方の 一方の 一方の 一方の 一方の | められており、 等の施策に反映 発・普及(学際的 | 28年度の目標に さすることは労働 | は、当該目標を達 | 産成するための | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 中期計画に示 | そしたプロジェクト研究課題および前中期計画より | り引き続き実施し | ているプロジェ | クト研究10課題 | を実施する。 | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | (独)労働健康 | 東安全機構第三期中期目標を達成するための研 である。 でいる でいる でいる でいる かい | 究を実施する。 | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指標を設定) | | _ | 左記指標についての事業実 続等 | 28年度第一四半期 | 28年度第二四半期 | 28年度第三四半期 | 28年度 第四四半期 - | | | | |
| 上記モニタリングの指標を設定できない理由 | 科学的知見の施策への反映は、時期に規則性があるわけではなく1年の中で実施するものであり、四半期ごとのモニタリングにはなじまないため。 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | ・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成26年度業績実務評価では、「施設・設備の 設置、改修については、平成23年度(第1期)から平成27年度(第5期)までの計画を策定している。平成26年度については、この計画どおりに実施している。」としている。 ・(独)労働安全衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。 | | | | | | | | | | |

(労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

| | 業名 | | 人労働者健康安全 質の有害性調査等 | | | | | | | () | 事業番号(28年度)事業番号 | 7-8 |
|------------|--|---------|---|----------|---------------|--------------------|-------------------|--------|---------------------------------|--------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保 | 呆等事業 (根拠法令 | 労働者災害補低 | 賞保険法 | 第29条第 | 到項第3 ⁵ | 号) | | | (27 年 度) 担 当 係 | 業務係 |
| 実力 | 施主体 | (独)労働者 | 健康安全機構 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成12年度 |
| 実 | 施方法 | | 等(委託先等:中等) (直接) 間接] (付先: | | .協会(E | | オアッセ 実施主体 | | マンター)) | | | |
| | 目的 (何のため) | 化学物質に | よる職業がんの防」 | 上を図るため、多 | そがん性 | 試験等る | を計画的 | に実施し | し、化学物質の | 有害性の有無を | き明らかにする。 | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業場で取り | り扱われる化学物質 | Ĩ | | | | | | | | |
| 米/制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | 吸入ばく露記 | 式験等の化学物質に | に係る発がん性 | 試験等を | ·計画的 | に実施す | ける。 | | | | |
| | 実施体制 | 公募を経て決 | マママ マママ マママ マママ マママ マママ マママ スター・マック マママ マママ ママ | 央労働災害防止 | 協会(日2 | \$バイオフ | アッセイ研 | ff究センタ | 7一))が実施。 | | | |
| | 度予算額 千円) | 825,481 | 25年度予算額 (千円) | 825,440 | | 予算額 円) | 839 | ,094 | 27年度予算額 (千円) | 856,374 | 28年度予算額 (千円) | 9,896,167※ 法人の統合による増 |
| うちん | 亍政経費 | 788 | うち行 | 政経費 | 480 | | うち行政経費 | 0 | うち行政経費 | _ | | |
| ※行政 | 24年度決算額 行政経費を除く (千円) 814,082 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 824,650 | | | | | 決算額 経費を除く 円) | 838 | ,610 | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | 集計中 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | |
| | 4年度 1行率(%) | 98.7 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 年度 行率(%) | 10 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 集計中 | | 考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合 '記載) | | f生法第57条の5の規 ためにも必要である。 | | ら化学物 | 質の有割 | 害性の調 | 査を実施 | するよう努めるも | のとされており、 | 労働者の化学物 | 質による健康障 |
| 社会復列業で行う | 帚促進等事 6必要性 | | よる職業がんの防止 5ものであり、労働者9 | | | | | | | の有無を明らかり | こすることは、労働 | 働者の安全衛生 |
| | アウトカム 指標 | た化学物質 | 式験の結果、発がん について、労働者の 針を公表する。 | | | アウト カム指 標 | 0 | る化学 | | 障害を防止する | | 労働大臣が定め ・改正し、対象物 |
| 27年度 目標 | | | | | 27年度 実績 | | × | | | _ | | |
| | アウトプッ ト指標 | 施し、平成20 | 係る発がん性試験等 6年度に試験が終了 て、試験結果を公表 | する予定の1 | | アウト プット 指標 | O × | | 年度に試験が終 働省HPに公表 | | こついて、行政杉 | 討会資料として |
| | 目標を達成 :)の理由 | | 業を実施したため。 | | | | ^ | | | | | |
| | | 引き続き計画 | 画的に事業を実施し | ていく。 | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な指</u> E) | 指標設定 | | - | | | 左記指いての | | 27年度 第一四半期 — | 27年度 第二四半期 — | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | ニタリング を設定で 里由 | 本事業は複 | 数年度をかけて吸え | 入ばく露試験を | 行うもの ・ | であり、「 | 四半期単 | 単位での | 事業実績等の日 | ニニタリングにな | じまない。 | l |
| Ī | 評価 強立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の評価 もって評価とする(8月実施予定) | | | | | | | | 大臣の評価を | | | |

| 28年度事業概要 | 平成26年度と同 | 司様 | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 票を達成してい | いるところであり | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | これまでの試験 | 像の結果、発がん性の認められた化学物質につい | いて、労働者の 優 | 建康障害防止の | ための指針を公 | 込表する。 | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 委託物質に係る | る発がん性試験等の結果を毎年度1物質ずつ公 | 表していく。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | 学物質に係る発がん性試験等の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表すること 、当該化学物質による健康障害を防止することに寄与する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 委託物質に係る | 託物質に係る発がん性試験等を適正に実施し、平成26年度に試験が終了する予定の1物質について、試験結果を公表する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(3)化学物質即 | p扱業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等 | ÷ | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向けた事業の方向性 | | 化学物質評価10カ年計画において化学物質の発によるがん原性試験」を実施するための事業とし | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | _ | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | 指標設 | _ | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指標を設定</u>) | 定 | | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | 本事業は複数年度をかけて吸入ば〈露試験を行うものであり、四半期単位での事業実績等のモニタリングになじまない。 | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | | 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 | | | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 | 8 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|--|---------------------------------|---|------------------|---------------------------------|-------------------------------------|---|------------------|--------------------------------------|----------------------------------|------------------|
| 事業の別 | | 社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1,3号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1 | | | | | | | | | (27 年 度) 担 当 係 | 機構・団体管理室 機構調整第一係 |
| | | 項第1,2,3,4,7,8号) (独) 労働者健康安全機構 | | | | | | | | | 事業開始年度 | |
| 実施主体 | | (塩/カリ) 日 達 原 女 主 依 博 □ 直 接 実 施 | | | | | | | | | 事未開始 年度 | 平成16年度 |
| 実施方法 | | □ 日 接 天施 □ 常務委託等 (委託先等:) ■ 補助金 [直接 ・ 間接] (補助先: 労働者健康安全機構 実施主体:労働者健康安全機構) □ 貸付 (貸付先:) □ その他 () | | | | | | | | | | |
| 事業 | 目的 (何のため) | 労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設並びに安全衛生分野の調査及び研究、試験をするための施設に対して必要な整備等を行うことを目的としている。 | | | | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | (独)労働者健康安全機構が運営する施設 | | | | | | | | | | |
| / 制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施している。 | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | (独)労働者健康安全機構において実施 | | | | | | | | | | |
| 24年度予算額 (千円) | | 2,662,245 | 25年度予算額 (千円) | 2,660,648 | | 度予算額 千円) | 2,640,064 (27年度に繰 越1,183,889) | | 27年度予算額 (千円) | 2,669,995 (28年度に繰越 額1,160,600) | 28年度予算額 (千円) | 2,815,173 |
| うち行政経費 | | _ | うち行政経費 | _ | | _{丁政経費} | _ | — うち行政経費 | | _ | うち行政経費 | _ |
| 24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | | 2,656,565 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 2,653,340 | ※行政 | 26年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | | 27年度決算名 ※行政経費を 〈 (千円) | | 1,462,615 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予管: | |
| 24年度 予算執行率(%) | | 99.8 | 25年度 予算執行率(%) | 99.7 | 26年度 予算執行率(%) | | 59. | | 27年度 予算執行率(%) | 96.9 | 行政経費を制 | 考慮していない |
| 事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載) | | 労働者の業務上の疾病等の療養や、職場復帰・社会復帰を促進するためには、労災疾病として、従来からあるじん肺、振動障害等の疾病や、今後増加が予想されるアスベスト疾患、職場環境の変化に伴うメンタル不調者などの健康問題等に適切に対応することが求められており、治療、リハビリ等を通じて、職業生活の中断を早期に解消することは、国の労災補償行政にとって重要なものとなっている。このため、臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及することや、産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うこと、さらには、安全衛生分野の調査及び研究、試験を行うことは、社会復帰促進等を図る上で重要な事業であり、その土台となる施設改修・研究等機器の整備等については、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。 | | | | | | | | | | |
| 社会復帰促進等事業で行う必要性 | | 〇臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及することや、産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うことは、社会復帰促進等を図る上で重要な事業であり、その土台となる施設改修・研究等機器の整備等については、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する社会復帰促進事業で実施する必要がある。 〇安全衛生分野の調査及び研究、試験を確実かつ円滑に遂行するため、実施するものであり、これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3条に適う事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | | | | |
| 27年度標標 | アウトカム 指標 | ①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及が監視 表員会」を年間4回以上開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。②契約締働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。 平成27年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。 | | 年11月17日 及約 契約し、 関催し、 期間 会 は 会 を 関 を と の は と は を と の は と は と の は と の は と り の は り は り は り は り は り は り は り は り は り | 27年度績 | € | O × | ① 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、「契約監視委員会」についても引き続き計4回(7月、10月、1月、3月)開催、契約の点検を実施し事務処理等の適正化を図った。 ② 契約締結状況をホームページで随時公表した。 | | | | |
| | アウトプット 指標 | | | | アウト プット 指標 | 0 × | 計画に | 三基づき適切な | 調達を行った。 | | | |
| | L 度目標を達 達成)の理 因) | 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、契約監視委員会においては締結した契約の事後点検を実施したことから、契約の適正化を図りつつ施設整備を実施することができた。 | | | | | | | | | | |
| 理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題 | | | | | | | | | | | | |

| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | _ | | 左記指標についての事業実績等 | 26年度第一四半期 | 26年度第二四半期 | 26年度第三四半期 | 26年度 第四四半期 一 | | | | |
|--|-------------|--|--|---------------|------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--|--|--|--|
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | こついては、必要な増改築= &測定を行うことはなじまな | | を実施するもの | のであり、定期 | 的、定量的に行 | うものではない | ことから、四半 | | | | |
| 評価 | | | - | 独立行政法, をもって評価 | | | 義の意見を踏る | まえた厚生労化 | 動大臣の評価 | | | | |
| 28年度事業概要 | 平成27 | 年度と | と同様 | | | | | | | | | | |
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度 | 評価 | А | | 成果目 | 標を達成して | いるところであ | り、引き続きカ | 布策を継続 | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 随意 表 点検 | 契約σ を実施 | 政法人における調達等合理 D事前点検等、調達の合理 に契約の適正化を図る。 s状況については、独立行i | 化に努めること | とし、「契約監視 | 児委員会」につ | いても年間4回 | 以上開催、契約 | りの | | | | |
| 中期的な目標 | 以下の ・(独) | 独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間;平成26年4月~平成31年3月)。なお、中期的な目標は、 「下のとおり。 ・(独)労働者健康安全機構が運営する施設に対して、施設整備及び機器整備を実施することにより、業務を円滑に行い、労働者の福祉の増進に寄与する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目 標設定の理由及 びその水準の考え 方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | | れに代 | こついては、必要な増改築: わり、増改築等工事や機器 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 平成2 設整備 | | を施設整備計画に基づき、 をする。 | 十分な公告期間 | の確保や資格 | S要件等の緩和 | などにより一層 | の競争性を確 | 保し、適正に施 | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 第3期 | 月中期 | 計画に基づき適正に施設 | 整備を実施する。 |) | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | - | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量的 な指標を設定) | 指標設定 | | _ | | 左記指標に ついての事 業実績等 | 27年度 第一四半期 - | 27年度 第二四半期 - | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | こついては、必要な増改築 | | L を実施するもの | 1 のであり、定期 | 的、定量的に行 | <u> </u> うものではない | いことから、四半 | | | | |
| その他特記事項 | られた | 事項/ | 大評価に関する有識者会 が実施されており、目標の 健康安全機構と(独)労働 た。 | 水準を満たしてし | いるものとして | いる。 | | | | | | | |

| 第章名 男 | | | | | | | | | | | | (労働基準局 | 号 労災管理課) | | | | |
|--|-----|-------------------------|----------------------------------|---|---|-----------------------------|--------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------------|------------------------------|--|--------------------|--|--|--|--|
| 字集地主体 | Į | 事業名 | 労災疾病 | 臨床研究補助金事 | 業 | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 9 | | | | |
| □直接実施 □直接実施 □直接実施 □ □直接実施 □ □直接実施 □ □直接実施 □ □直接実施 □ □直接実施 □ □直接 □ □直接 □ □直接 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | 事 | 事業の別 | | | | 第1項第 | 第1号、第3 | 号) | | | | | 疾病調査研究補 助金係 | | | | |
| ■ 本務委託養、優新工作等・) | 美 | ミ施主体 | 個人、民間 | 間団体等 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成26年度 | | | | |
| 自身 「保存のため、 | 実 | ミ施方法 | □業務委 ■補助金 □貸付 (| 託等 (委託先等: 直接 · 間接 貸付先: |] (補助分) | 卡: 個 | 人、民間 | 団体等 | 実力 | 施主体: 個人、 | 、民間団体等) | | | | | | |
| | | | る疾病等はする疫学 | に関し、早期の職場 研究、③過労死等 | 易復帰の促進 防止対策推定 | 1、労災 | 災認定の | 迅速 通 | 正化等 | 等に寄与する研 | f 究、②放射線 | 業務従事者の優 | 康影響に関 | | | | |
| 度 (| | (誰/何を | 研究を行 | う研究者、民間団の | 本等に対して | 、研究 | に必要な | :経費を | 補助す | ける。 | | | | | | | |
| 24年度予算額 | 度概 | のスキーム (決定ス キームを含 | | こ公募により広く研 | 究者を募り、 | 外部有 | 育識者から | ら構成さ | れる訳 | 平価委員会にお | いて公募課題 | の評価を行い、 | 研究課題を決 | | | | |
| (千円) 1,526,599 (千円) 1,526,599 (千円) 55行政経費 | | | 研究を行う | 研究者個人、民間区 |]体等 | | | | | | | | | | | | |
| 26年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 25年度 (千円) 25 | | | _ | | _ | | | 478, | 445 | | 1,526,569 | 28年度予算額 (千円) | 1,684,850 | | | | |
| | うち | 行政経費 | _ | | _ | | | - | - | | 1,719 | うち行政経費 | - | | | | |
| 24年度 子募執行率(%) | ※行耳 | 女経費を除く | _ | ※行政経費を除く | _ | ※行政 | 女経費を除 く | 460 | 162 | ※行政経費を除 く | 集計中 | 28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: | | | | | |
| 早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、策推進法に基づく調査研究について補助を行うことは、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労権生の管配数) 特生の確保に寄与することから、労働者災害補償保険法第29条の趣旨に鑑み、必要な事業である。なお、本事業は、東京電力福島第一原発緊急作業従事者約2万人を対象とした放射線被ばくによる健康影響調査や国が過ぎ、資素である。なり、本事業は、東京電力福島第一原発緊急作業従事者約2万人を対象とした放射線被ばくによる健康影響調査や国が過ぎ、資素で行う必要となどの疾病等に関し、対策推進法に基づく調査研究、石綿関連疾患に係る治療手法及びケア手法に変廉がられるであり、緊急性のある事業である。本事業は、①多くの労働環場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会復帰促進等事者の健康影響に関する疫学研究、③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究、について、広く研究者を募り補助を行う成果とって、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与する研究、復進等事業で行う必要がある。 「アウトカム 指標 アウトカム 指標 アウトブット 指標 アウトブット 指標 アウトブット 指標 ※ 京子の表別の理由(原因) ※ 京田委員会において一定の評価を得る。 アウトブット 指標 ※ 京子の表別では、アウトブット 指標 ※ 京子の表別で、京田委員会において一定の評価を得た研究計画を着実に実施したこと及び評価委員会における委員からの評価は、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」、「多の第11年を得たものと考えられる。また、求める必ず表での内容、を実施したことで、目標を上回る公募数を得ることができたものと考えられる。 また、求める必ず研究の内容、実施したことで、目標を上回る公募数を得ることができたものと考えられる。 また、求める必ず研究の内容、実に研究を実施したことで、目標を上回る公募数を得ることができたものと考えられる。 また、求める必ず研究の内容、実に研究を実施したことで、目標を上回る公募数を得ることができたものと考えられる。 また、求めを確まえた研究を実施したことで、目標を上回る公募数を得ることができたものと考えられる。 第1き続き、評価委員会の評価内容を研究者にフィードバックし、それを踏まえ、研究計画に従って着実に研究を実質、入きの課題 ※ と上げてもらうよう努めるとともに、公募の際は、求める研究の内容等を詳細に記載し周知することに努める。 27年度 第三四半期 第三四半期 第三四半期 第三四半期 第三四半期 第二四半期 第三四半期 第二四十回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二 | | | _ | 25年度 | _ | 26 | 6年度 | 96 | 5.2 | 27年度 | 集計中 | ※予算執行率は行政経費を考慮し | | | | | |
| 社会復帰促進等 事業で行う必要性 即管がんやアスペスト関連疾患などの疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究、事者の健康影響に関する疫学研究、③過労死等防止対策推進法に基づ、調査研究、について、広く研究者を募り補助を行う 原果によって、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与するご帰促進等事業で行う必要がある。 アウトカム 指標 会において、研究課題の80%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。 アウトプット指標 ターカー 公募課題1件当たりの平均公募数1.5件 度ま | 緊要性 | 度の必要性 Eがある場合は 記載) | 策推進法に 衛生の確保 なお、本事 調査研究等 | こ基づく調査研究につ 果に寄与することから 業は、東京電力福島 季を行うと規定された | Oいて補助を行 。、労働者災害 場第一原発緊急 過労死等防山 | うこと 評補償係 急作業行 上対策打 | は、被災党 保険法第29 従事者約2 | が働者の 発の趣 2万人を | 社会復 旨に鑑 対象とし | 夏帰の促進、保険 み、必要な事業 した放射線被ばく | を給付の適切な写 である。 くによる健康影響 | 関施の確保、労働 関調査や国が過労 | 者の安全及び 死等に関する | | | | |
| 7ウトカム 指標 | | で行う必要性 | 胆管がんた 事者の健康 成果によっ | やアスベスト関連疾患 東影響に関する疫学 って、被災労働者の社 | 鼠などの疾病等 研究、③過労 比会復帰の促促 | 等に関し 死等防 | 、早期の 止対策推 | 職場復見進法に | 帯の促送 | 進、労災認定の〕 査研究、につい | 迅速・適正化等に て、広く研究者を | こ寄与する研究、(募り補助を行うも | ②放射線業務従 のであり、研究 | | | | |
| 標 アウトプット | 27年 | | 会において | て、研究課題の80% | 6以上につい | 27年 | カム指標 | 0 | | | | | 、7.0点以上の | | | | |
| 27年度目標を達成(未達成)の理由(原因) には、 | 標 | | | 1件当たりの平均な | 公募数1.5件 | | プット | | | | の平均公募数: | 2.75件(公募課 | 題16件、応募 | | | | |
| えた改善すべき事 見き続き、評価安貞長の評価内谷を研究者にフィートハックし、それを踏まえ、研究計画に促うて着美に研究を美項、今後の課題 果を上げてもらうよう努めるとともに、公募の際は、求める研究の内容等を詳細に記載し周知することに努める。 27年度 27年度 27年度 四半期単位での 左記指揮に 第一四半期 第二四半期 第三四半期 | 戊(未 | 達成)の理 | 点、推進す | すべき点」、「疑問点 る課題(継続すべき | 点、改善すべき課題)として | き点」等評価を | 等)を研究 を得たもの | 者につ | ィード られる | バックし、それを 。また、求める | と踏まえた研究 べき研究の内 | を実施したこと容、その背景等 | 等から、成果を | | | | |
| 四半期単位での 第一四半期 第二四半期 第三四半期 第三四半期 | えた改 | 養すべき事 | 引き続き、 果を上げ ⁻ | . 評価委員会の評値 てもらうよう努める | 西内容を研究 とともに、公享 | 記者にこ 専の際 | フィードバ は、求め | ックし、 る研究 | それを の内容 | 踏まえ、研究記等を詳細に記 | 計画に従って着 載し周知するこ | まに研究を実施 とに努める。 | して一定の成 | | | | |
| 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> 設定 <u>な指標を設定</u>) | 事業実 | 実績等のモ ング(<u>定量的</u> | | | _ | | | ついて | の事 | 27年度 第一四半期 一 | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 一 | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 本補助金で実施する研究は、1年~3年(一部5年)の期間で実施するものであり、四半期単位で定量的なモニタリ | ゲの‡ | 旨標を設定 | | | 、1年~3年 | (一部 | 5年)の期 | 間で実 | 悪施する | なものであり、四 | 3半期単位で定 | 全的なモニタリ | ング指標を設 | | | | |
| 評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を結 | | 評価 | | А | | | 成 | 果目標 | を達用 | 成しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を継 | | | | | |

| 28年度事業概要 | ①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究について、原則として公募により広く研究者を募り補助を行い、②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究や③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究(27年度開始)についても引き続き補助を行う。 |
|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、複数年度にまたがる事業であるため、引き続き成果目標を遵守できるように努める。 |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。 |
| 中期的な目標 | _ |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え | 本事業は、研究課題ごとに評価委員会で研究成果について評価を受けるスキームを構築しており、このときの評価を、アウトカム 指標にあてることとする。 |
| 方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 中間・事後評価委員会においては、研究課題について総合的に評価を行い、10点中7点以上を、成果を上げている課題(継続すべき課題)の目安としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。(参考)27年度の平均点:7.9点 |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上 |
| 28年度重点施策と の関係 | _ |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 既に実施している研究を着実に実施し、一定の成果が得られるよう、必要な経費を適切に要求していく。 |
| 29年度重点施策と の関係 | _ |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 28年度 28年度 28年度 28年度 第一四半期 第二四半期 第三四半期 第四四半期 第四回半期 第四回半期 第四回半期 第四回半期 第四回半期 第四回半期 第四回半期 第回回半期 第回回半n 第回回n 第回回n 第回回n 1 |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 本補助金で実施する研究は、1年~3年(一部5年)の期間で実施するものであり、四半期単位で定量的なモニタリング指標を設定することはなじまない。 |
| その他特記事項 | _ |

| - | 事業名 | 長期に | わた | る療養が必要な | 労働者のた | めの復 | 夏職等支 | 援 | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | - 10 |
|------------------------|---|---------------------------|---------------------------|---|--------------------------|------|---------------------------|-------------------|-------------|---------------------------------|---------------|--|---|
| 事 | 事業の別 | 社会復 | | 生事業 登働者災害補償(| 呆険法第29条 | 第1項第 | 第1号) | | | | | 担当係 | 企画法令係 |
| 美 | 運施主体 | 民間業 | 者等 | | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成27年度 |
| 実 | 淫施方法 | | 秀託 1金 [1 (貸 | 等 (委託先等 直接 • 間接 [•] 付先: | | | .クコン サ | ルティン | ング株: 実施主 | |) | | |
| | 目的 (何のため) | 実績の |)ある: | が必要な疾病を 企業等に対して) 復職等支援に | 労働者の復 | 敞等支 | 援に係る | る取組等 | 手につし | ハてヒアリング | 調査を行い、そ | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | | | 援を行っている[けていた医療機 | | た実績 | 責のある | 労働者 | /労働 | 者の復職を迎 | え入れた実績の | のある企業/復 | 夏職した労働者 |
| 制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | てと (2)(1 | ±りまと)で取 | 支援を行っていため とめ はりまとめた結果 試計委員会での | について、杉 | 討を行 | 行う検討 | 委員会 | の開催 | •運営 | ヒアリング調査 | 登を実施し、そ <i>0</i> |)結果につい |
| | 実施 体制 | 一般競 | 争入柞 | しによって決定さ | れた受託者に | おいて | 実施 | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | _ | - | 25年度予算額 (千円) | _ | | 度予算額 千円) | - | - | 27年度予算額 (千円) | 54,756 | 28年度予算額 (千円) | _ |
| うち | 行政経費 | _ | - | うち行政経費 | _ | | _{亍政経費} | - | _ | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | _ |
| ※行政 | 度決算額 改経費を除く (千円) | _ | - | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | _ | ※行政 | 度決算額 双経費を除 く 千円) | _ | _ | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 集計中 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | 算額: (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | _ | | 25年度 予算執行率(%) | _ | | 6年度 1行率(%) | - | _ | 27年度 予算執行率(%) | 集計中 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合は 記載) | | | 必要な疾病を抱 策形成に資する | | | | こあたっ | ての課 | 題を抽出するこ | とで、今後被災労 | 労働者の社会復 | 帚を促進するに |
| | 夏帰促進等 『行う必要性 | | | 補償保険法第29 | 条の趣旨に基 | づき、 | 早期の職 | 場復帰 | の促進 | に資する調査事 | 業であるため、ネ | 土会復帰促進等 | 事業で行う必要 |
| 27年 | アウトカム 指標 | した者 を送付 かどう い、「有 | に、本 し、「: か」に 可効で | いて、ヒアリンク 「事業で取りまと 今後の復職等する ついてのアンケ ある。」旨の回答 10%から得る。 | :めた報告書 5援に有効 :ートを行 | 27年 | | 0 × | アンケ 回答を | | ところ、全回答 — | 者から「有効で | をある。」旨の |
| 標 | アウトプット 指標 | る課題 | やそ(| 職等支援に係る の解消策を取り し、公表する。 | | 績 | アウト プット 指標 | 0 | | にわたる療養が 、厚生労働省に | | 者の復職支援事 表した。 | 「業報告書」を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | | | | | | | × | | | | | |
| 成(未由(原 | | | | | | | | | _ | | | | |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課 | | | | | | | | _ | | | | |
| 事業リニタリ | 月単位での ミ績等のモ ング(<u>定量</u> 5標を設定) | 指標 設定 | | | _ | | | 左記指 ついて 業実績 | の事 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| 上記 ⁻ グの打 | は保を設定が モニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | | _ | | | _ | _ |
| | 評価 | | | Α | | | | | | 成果目標は | 達成している。 | , | |

| 28年度事業概要 | 廃止 | |
|--|--------------|-------------------|
| 26年度評価とそ れを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 — — — | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | _ | |
| 中期的な目標 | _ | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | _ | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | _ | |
| 28年度重点施策 との関係 | _ | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | _ | |
| 29年度重点施策 との関係 | _ | |
| | | 8年度 第四四半期 — |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | _ | |
| その他特記事項 | 平成27年度限りの事業 | |

| | 事業名 | 炭鉱災害に | よる一酸化炭素 | 中毒症に関 | する特 | 別措置法 | に基づ | ざく介護 | 料支給費 | | 事業 (28 年 事業) | 度) | 10 |
|----------------|--|----------------------|---|---------------------------|------------|---------------------------|-------------------|------------|--|--------------|---------------------------|------------------|------------------------------------|
| | | | | | | | | | | | (27年 | | 11 |
| 導 | 事業の別 | 被災労働者 | 等援護事業(根拠 | 法令 労働者第 | 災害補 | 償保険法領 | 第29条第 | 第1項第 | i2号) ———————————————————————————————————— | | 担当 | 係 | 企画法令係 |
| ᢖ | 尾施主体 | | 分働局·労働基準 - | 監督署 | | | | | | | 事業開始 | 年度 | 昭和43年 |
| ¥ | 実施方法 | | E等 (委託先等: [直接 ・ 間接 貸付先: | | ŧ: | | ; | 実施主 | 体: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | | による一酸化炭 福祉の増進に寄与 | | | | 表中毒(| こかか | った労働者に対 | けして特別の保 | 護措置を | 講ずる | こと等により、 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | | による一酸化炭 時介護を必要とす | | いてき | 労働者災 | 害補償 | 保険法 | の規定による | 療養補償給付る | を受けてい | る被領 | 災労働者で |
| //制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 1常時監 2常時監 3常時監 | が働局・労働基準 視及び介助を要 視を要し、随時が 視を要するが、 い も平成28年度 <i>0</i> | するもの ト護を要する: 蚤常は介助を | もの | | :最高 :最高 | 限度額 限度額 | 104,950円、最 78,710円、最 | | 030円 770円 | する。 | |
| | 実施 体制 | 都道府県労 | 働局及び労働基準 | 監督署におい | て実施 | Ē. | | | | | | | |
| | ₣度予算額 (千円) | 10,680 | 25年度予算額 (千円) | 10,165 | | 度予算額 千円) | 8,8 | 929 | 27年度予算額 (千円) | 8,924 | 28年度予 (千円 | | 7,971 |
| うち | 行政経費 | 61 | うち行政経費 | 46 | | 行政経費 | 4 | 1 | うち行政経費 | 41 | うち行政 | 経費 | 35 |
| ※行 | F度決算額 政経費を除く (千円) | 8,690 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 7,698 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 6,8 | 349 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 集計中 | 28年度雇用 28年度一般 ※予算執行 | ₹勘定予算 | 草額: (千円) 草額: (千円) 経費を考慮していない |
| | 24年度 執行率(%) | 81.8 | 25年度 予算執行率(%) | 76.1 | | 6年度 执行率(%) | 7 | 7.1 | 27年度 予算執行率(%) | 集計中 | % P # ₩11* | ∓ 1811 IX | 性良さな感じていない |
| | 制度の必要性 生がある場合は 記載) | において介記 | こよる一酸化炭素。 養補償給付が創設 (CO特措法に基づ | されたことに伴 | ₩廃⊥ | 上されたが | 、介護社 | 甫償給付 | 付制度の創設前が | から既に介護料を | を受給しては | ハる者 | については、経 |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | | に基づく介護料は 去律上も同法第29 | | | | | 旨明記 | されているため、 | 、社会復帰促進等 | 等事業とし | て実施 | する必要があ |
| | アウトカム 指標 | 1か月以内 | :給決定までに要 とし、その期間内 80%とする。 | | | アウト カム指 煙 | O × | | Nら1か月以内Ⅰ 件数:24件、1 <i>1</i> | | | | |
| 27年 度目 標 | | 0/20/11/2 | | | 27年 | | | 申請の | りあったものにつ | ついて、支給要 | 件等を確認 | 認し、 | 迅速・適正に |
| 175 | アウトプット 指標 | 申請につい | て迅速・適正に | 処理する。 | 績 | アウト プット 指標 |) × | 処理し | た。 | - | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | 申請から | 支給決定まで迅 | 速・適正に処 | 理した | ため。 | | 1 | | | | | |
| えた改 | 原因)を踏ま 対善すべき事 後の課題 | 引き続き | 目標を達成できる | るよう都道府り | 県労働 | 局へ指導 | を続け | る。 | | | | | |
| 事業ョニタリ | 期単位での 実績等のモ ング(<u>定量的</u> 票 <u>を設定</u>) | 指標設定 | | - | | | 左記排 ついて 業実約 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度 第三四半 一 | ≐期 | 27年度 第四四半期 — |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 ない理由 | | o支給決定までに ごとの結果では | | | | | | アルス とうない とうしょう こうしょう かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん しゅう | ┃ た割合」を指標 | (目標は8 | (%0%) | としているた |
| | 評価 | | Α | | 成果 | 目標を通 | を成して | ていると | ところであり、 | 引き続き施策 | を継続 | | |
| 28年 | 度事業概要 | 27年度と同 | 様 | | <u> </u> | | | | | | | | |

| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | А | 成果目標を達成していると | ころであり、引 | き続き施策を継 | 続 | | |
|--|--------------------------|--------------------------------|--|------------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 申請から支 | 給決定までに要 | する期間を1か月以内とし | 、その期間内に | 支給決定した | 割合を80%とす | る。 | |
| 中期的な目標 | | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | あり、申請者 めるために なお、アウ | 音の満足度等の 目標を設定した トプット指標につ | 素中毒症に関する介護料え 測定になじまないものである。 ういては、本経費が被災労们 働者の支援を図るべく、申記 | るが、申請から 動者の申請に基 | 支給決定までの基づく給付を行 | D期間を短縮す うものであり、定 | ることで、事業 | の効率性を高 |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 申請につい | て迅速・適正に | 処理する。 | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き適 | 切に実施する。 | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | - | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | こ要する期間を1か月以内となく、年間を通じて評価する | | 内に支給決定し | た割合」を指標 | ・(目標は80%)。 | としているた |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | |

| | 事業名 | 労災就労保 | | | | | | | | | 事業番号(28年度) | 11 | | | |
|------|--|----------------------------|--|--------------------|-------------|---------------------------|-------------|--------------------|---------------------------------|----------------------|--|--------------------|--|--|--|
| 事 | | | 次就分保育援護経費 事業番号 (27年度) | | | | | | | | | | | | |
| | 業の別 | 被災労働者等 | 等援護事業(根拠 | 法令 労働者 | 災害補 | i償保険法 | 第29条 | 第1項第 | 第2号) | | 担当係 | 企画法令係 | | | |
| 実加 | 施主体 | 都道府県労 | 働局·労働基準 | 監督署 | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和45年 | | | |
| 実加 | 施方法 | | 等(委託先等 直接 • 間接 ·付先: | | 先: | | | 実施主 | ∃体: |) | | | | | |
| (| 目的 (何のため) | 被災労働者 | 及びその遺族の | り援護を図り | 、もって | て労働者 | の福祉 | の増進 | (に寄与すること | とを目的とする | 0 | | | | |
| 争 | 対象 (誰/何を 対象に) | | 又は通勤災害に はその家族で、 | | | | | | | られ、あるいは | 長期療養を余値 | 養なくされた被 | | | |
|) 度 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | る。 ・保育を要 (※いずれ | 働局・労働基準 する児童…12,0 も平成28年度の 26年度までの§ | 000円(要保育 0月額) | 育児1ノ | 人につきり | | 申請を | 受けて審査の | 上、以下の労績 | 災就労保育援護 | 費を支給す | | | |
| | 実施 体制 | 都道府県労働 | 動局及び労働基準 | 準監督署にお し | ハて実力 | 施 | | | | | | | | | |
| 24年月 | 度予算額 千円) | 2,963,372 | 25年度予算額 (千円) | 3,019,914 | | 度予算額 千円) | 2,98 | 1,125 | 27年度予算額 (千円) | 3,021,306 | 28年度予算額 (千円) | 3,001,124 | | | |
| うち行 | 亍政経費 | 7,254 | うち行政経費 | 4,874 | うち彳 | 亍政経費 | 4,9 | 97 | うち行政経費 | 4,801 | うち行政経費 | 4,757 | | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 2,923,423 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 2,882,061 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 2,070 | 0,507 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 集計中 | 中 28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は行政経費を考慮し | | | | |
| | 4年度 4行率(%) | 98.9 | 25年度 予算執行率(%) | 95.6 | | 6年度 4行率(%) | 92 | 2.6 | 27年度 予算執行率(%) | 集計中 | ※予算執行率は行政 | 栓貨を考慮していない | | | |
| | 度の必要性 がある場合は □載) | | 育に係る費用の なびその遺家族等 | | | | | とするり | 見童を抱える労災 | 災年金受給権者 | 又はその家族の | 就労を促進し、 | | | |
| | 帰促進等 行う必要性 | 労災年金受約 護を図るため 施する必要が | に必要な事業と | 家族の就労を係 いう労働者災害 | 足進し、 害補償 | 被災労働保険法第 | 者及び 29条第 | その遺 1項第2 | 家族等の援護を 号の目的に合致 | ·図る本事業は、 なするものであり | 被災労働者及び 、社会復帰促進 ⁶ | その遺族の援等事業として実 | | | |
| 27年 | アウトカム 指標 | 1か月以内と | 給決定までに要 とし、その期間内 を80%とする。 | | 27年 | アウト カム指 標 | O × | | | | 合は80%であった 定した件数:74作 | | | | |
| | アウトプット 指標 | 申請につい | て迅速・適正に | 処理する。 | 度実 績 | アウト プット 指標 | 0 × | 申請 <i>0</i> 処理し | | ついて、支給要 | を件等を確認し、 | 迅速・適正に | | | |
| | 目標を達 達成)の理 団) | | 間(1か月以内 迅速・適正な処 | | | | | | | | 務実施計画等に | おいて標準処 | | | |
| まえた改 | 原因)を踏 改善すべき 今後の課 | 引き続き目標 | 票を達成できる。 | よう都道府県 | :労働周 | 局へ指導 | を続け | る。 | | | | | | | |
| 事業実績 | 単位での 績等のモ バグ(<u>定量</u> 標を設定) | 指標設定 | | _ | | | 左記排ついて業実統 | の事 | 27年度 第一四半期 — | 27年度 第二四半期 — | 27年度 第三四半期 — | 27年度 第四四半期 — | | | |
| | :ニタリン i標を設定 い理由 | | 支給決定までに ごとの結果では: | | | | | | 内に支給決定し | した割合」を指導 | 標(目標は80% |)としているた | | | |
| Ē | 平価 | | Α | | | 成: | 果目標 | を達成 | 成しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を維 | Ł続 | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27 | 年度と | :同様 | | | | | | | |
|--|------------|------------|--------------------|-------------------|--------------------|------------------------|--------------------|---------------------|-----------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度 | 評価 | Α | 成果目標を選 | 達成していると | ころであり、引 | き続き施策を維 | 坐続 | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 申請か | ら支糸 | 3決定までに要 | でする期間を1 | か月以内とし、 | 、その期間内に | こ支給決定した | :割合を80%と | する。 | |
| 中期的な目標 | | | | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | の測定 なお、 | になじ アウト | まないが、申 ・プット指標につ | 請から支給決 ついては、本糸 | 定までの期間 怪費が被災労債 | を短縮すること 動者の申請に | とで、事業の効 | 率性を高めるが うものであり、定 | 業であり、申請ために目標を設置量的な活動指 | :定。 |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 申請に | ついて | [迅速・適正に | 処理する。 | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | | | _ | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き | き適切 | に実施する。 | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標設定 | | | _ | | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | を1か月以内と 通じて評価する | | 内に支給決定し | た割合」を指 | 票(目標は80% |)としているた |
| その他特記事項 | | | | | | _ | | | | |

| | 事業名 | 労災就学援 | 苯奴弗 | | | | | | | | 事業番号(28年度) | 12 |
|----------------|--|--|---|--|----------------|---------------------------|--------------|--|---------------------------------|---------------|-------------------------------------|---------------|
| | 尹 未石 | 力 火 孙 于 1发 | 设性貝 | | | | | | | | 事業番号(27年度) | 13 |
| 事 | 事業の別 | 被災労働者抗 | 爰護事業(根拠法 | 令 労働者災 | 害補償 | 保険法第 | 29条第 | 1項第2 | 2号) | | 担 当 係 | 企画法令係 |
| 身 | 尾施主体 | 都道府県労 | 働局·労働基準 | 監督署 | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和45年 |
| ¥ | 尾施方法 | | 等 (委託先等 直接 • 間接 付先: | | 先: | | | 実施主 | ∃体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | 被災労働者 | 及びその遺族の | の援護を図り | 、もって | て労働者 | の福祉 | の増進 | に寄与するこ | とを目的とする | 0 | |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | | 又は通勤災害に 、その子供等に | | | | | | | られ、あるいは | 長期療養を余 | - 義なくされた被 |
| 業/制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | ①小学生··· ②中学生··· ③高校生等· ④大学生等· | 動局・労働基準監督 ・・在学者1人につ ・・在学者1人につ ・・在学者1人につ ・・在学者1人につ ・成28年度の月額) | き月額13,000円 き月額17,000円 き月額16,000円 き月額39,000円 | (通信制 (通信制 | 制課程に在 削課程に在 | 学する者 学する者 | 音にあっ ^っ 音にあっ ^っ | ては14,000円) ては13,000円) | 学援護費を支給 | する。 | |
| | 実施体制 | 都道府県労働 | 動局及び労働基準 | 集監督署におい | ハて実力 | 拖 | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 2,963,372 | 25年度予算額 (千円) | 3,019,914 | | 度予算額 千円) | 2,98 | 1,125 | 27年度予算額 (千円) | 3,021,306 | 28年度予算額 (千円) | 3,001,124 |
| うち | 行政経費 | 7,254 | うち行政経費 | 4,874 | | | 4,9 | 97 | うち行政経費 | 4,801 | うち行政経費 | 4,757 |
| ※行 | F度決算額 政経費を除く (千円) | 2,923,423 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 2,882,061 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 2,760 | 0,507 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 集計中 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算執行家は行政 | |
| | 24年度 執行率(%) | 98.9 | 25年度 予算執行率(%) | 95.6 | | 6年度 九行率(%) | 92 | 2.6 | 27年度 予算執行率(%) | 集計中 | W134W11-19118 | 性気とう感じているい |
| | 制度の必要性 生がある場合は 記載) | | 亡労働者の子弟 隻する必要な事業 | |)実態 | 及び遺家類 | 族等の勇 | 要望なと | ぎを勘案し、学資 | 等の支弁が困難 | 惟であると認められ | れる者の学資等 |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | | 及びその遺族等に 賞保険法第29条第 | | | | | | | | を図るために必要 ⁻ る必要がある。 | な事業という労 |
| | アウトカム 指標 | 1か月以内。 | 給決定までに要 とし、その期間P を80%とする。 | | | アウト カム指 標 | O × | | | | 合は85%であった 全定した件数:77 | |
| 27年 度目 標 | | 20721111 | | | 27年 度実 績 | アウト | 0 | 申請 <i>0</i> 処理し | | ついて、支給要 | と | 迅速・適正に |
| | アウトプット 指標 | 申請につい | て迅速・適正に | 処理する。 | | プット 指標 | × | 処理し | ,/ <u>C</u> 。 | | | |
| | 上 度目標を達 達成)の理 (因) | | 間(1か月以内 迅速・適正な処 | | | | | | | | 務実施計画等に | おいて標準処 |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課 | 引き続き目標 | 標を達成できる | よう都道府県 | 労働周 | 高へ指導 | を続け | る。 | | | | |
| | 期単位での 実績等のモ | 指標 | | | | | 左記扣 | 信標に | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| ニタリ | と順等ので ング(<u>定量</u> <u>指標を設定</u>) | 設定 | | _ | | | ついて 業実約 | | _ | _ | _ | _ |
| グの: | モニタリン 指標を設定 | | 支給決定までに ごとの結果では | | | | | | 内に支給決定し | た割合」を指 | ・ 標(目標は80% |)としているた |
| | 評価 | | А | | | 成 | 果目標 | を達成 | 戏しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を維 | ≚続 |

| 28年度事業概要 | 27年度と同 | 様 | | | | | | | |
|--|-----------------|---------------------|---|----------------|------------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標を達成し | ているとこ | ろであり、引 | き続き施策を糾 | 迷続 | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 申請から支 | 給決定までに要 | する期間を1か月 | 以内とし、 | その期間内に | こ支給決定した | :割合を80%と | する。 | |
| 中期的な目標 | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 定になじまた なお、アウ | いが、申請かり トプット指標につ | っては、支給対象者 ら支給決定までの身 ついては、本経費か 労働者の支援を図 | 期間を短網 『被災労働 | することで、 か者の申請に | 事業の効率性 基づき給付を行 | を高めるために テ う ものであり、 | に目標を設定。 定量的な活動 | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 申請につい | て迅速・適正に | 処理する。 | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | | _ | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き適り | 切に実施する。 | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> <u>的な指標を設定</u>) | 指標設定 | | _ | | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | こ要する期間を1かなく、年間を通じて | | | 内に支給決定し | 」 した割合」を指 | 票(目標は80% |)としているた |
| その他特記事項 | | | | | _ | | | | |

| | | | | | | | | | | | 事業番号 | |
|--------|---|--|---|--------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------------|-----------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------------|
| - | 事業名 | 社会復帰相 | 談員等設置費 | | | | | | | | 事業番号 | . 14 |
| 事 | 事業の別 | 被災労働者 | 援護事業(根拠 | 法令 労働者 | 災害 | 補償保険 | 法 第 | 29条第 | 1項第2号) | | 担 当 係 | 総務係 |
| 実 | 『施主体 | 都道府県労 | 働局、労働基準 | 監督署、株式 | t会社! | ヒューネル | V | | | | 事業開始年度 | _ |
| 美 | ミ施方法 | | | | | ル) | | 実施主 | 体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | | 監督署等に社会 に資することを! | | 等(非常 | 常勤職員 |)を配置 | 置し、労 | 働者災害補償 | 保険給付等に | 関する業務の迅 | 剋速・適正かつ |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | 公募により技 | 採用した社会復紀 | 帚相談員等に | より、 | 被災労偅 | 者、事 | 業主等 | 新に対し、労災値 | 呆険に係る相談 | 炎業務等を行う。 | |
| 業/制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | (1)労災保 (2)労災保 (3)業務災 (4)労災保 | 補償保険(以下 院の給付の請 院の特別加入 害を被った労働 民族未加入事業 労働基準監督 | 求、保険料の に関する相談 動者の社会復 主に対する加 | 納付、 後及び打 帰に関 1入の力 | その他名 指導 関する相記 こめの相 | 各種届は 炎及び 談及び | 出等に 指導 指導 | 関する相談及び | | | |
| | 実施体制 | 労働基準盟 | 监督署等に配置 | し、事業を実 | 施する |) | | | | | _ | |
| | ■度予算額 (千円) | 788,946 | 25年度予算額 (千円) | 560,952 | | 度予算額 千円) | 564 | ,680 | 27年度予算額 (千円) | 565,979 | 28年度予算額 (千円) | 566,902 |
| うち | 行政経費 | 788,946 | うち行政経費 | 517,297 | | 丁政経費 | 522 | ,992 | うち行政経費 | 524,253 | うち行政経費 | 525,129 |
| ※行政 | を 度決算額 数経費を除く (千円) | _ | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 31,743 | | | | | | | | |
| | 24年度 執行率(%) | | 25年度 予算執行率(%) | 72.7 | | 6年度 1行率(%) | 58 | 3.8 | 27年度 予算執行率(%) | 38.0 | 次 / 弄執(1) 年(31) 均 | 経費を考慮していない |
| | 度の必要性 対ある場合は 記載) | 促進等事業等 職員は、多数 | についての問い | 合わせが日々 する調査・認定 | 寄せら ≧作業も | れており、 う行ってい | こうした ることか | -相談等 | については、職 | 員や社会復帰権 | 集や保険給付等引 目談員等が対応し 食に係る業務を迅 | ている。一方で、 |
| | 夏帰促進等 ご行う必要性 | 社会復帰の仮 | 労働基準監督署 程進、被災労働者 援護事業で行う必 | 及びその遺族 | の援護 | の体制を整 等を図る。 | を備し、対 | 労災保隆 的として | 食給付等に係る。 こおり、労働者災 | 業務を迅速 • 適』 害補償保険法第 | Eに行うことにより 第29条第1項第2号 | 、被災労働者の に規定する、被 |
| 27年 | アウトカム 指標 | 担当者に対 | 後の声」に寄せら する苦情の割合 国民の皆様の声 | を、労災保 | 27年 | アウト カム指 標 | O × | | | | 災担当者に対す 声のうち、3.6% | |
| | アウトプット 指標 | 実際の相談更新する。 | 事例を収集分析 | fし、FAQを | 度実 績 | アウト プット 指標 | O × | | | | を分析し、現在 FAQを追加・更新 | |
| | を目標を達 達成)の理 因) | | 集監督署におい ことにより、「国国 | | | | | | | | 加・更新により 。 | 目談業務の充 |
| えた改 | 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | 社会復帰相 | 談員等の対応の | の水準を向上 | させ、 | 引き続き | 、事業(| の適切 | な実施に努める | 5. | _ | |
| 事業第二タリ | 明単位での ミ績等のモ ング (<u>定量的</u> 悪 <u>を設定</u>) | ^{招標} 対する | の皆様の声」に S苦情の割合を ものうち5%以内 | 、労災保険に | | | 左記排 ついて 業実約 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度 第三四半期 3.6% | 27年度 第四四半期 4.7% |
| グのŧ | Eニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | _ | | | | |
| | 評価 | | Α | | | 成 | 果目標 | を達成 | 成しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を維 | 送続 |
| | | 737K = 178C = 3 CO 7 K 3 C 178C 178C 178C 178C 178C 178C 178C 17 | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度 | まと同様 | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | | | - | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 労働基準監 の目標設定 | 労働基準監督署利用者の満足度を測るため、反対指標の苦情の件数を用い指標としたものであるが、すでに相当程度高い水準 の目標設定となっていることから、前年度に引き続き5%と設定した。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き、通 | 適切な相談対応 | を行うとともに、より効果的・ | 効率的な業務 | の在り方を検討 | けする。 | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標 対する | | 寄せられる、労災担当者に、労災保険に係る国民の皆 りとする。 | | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | l | | | _ | | | ı | 1 | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | | | | | |

(労働基準局労災保険業務課)

| | | | | | | | | | | (| (労働基準局労) | |
|---|---------------------------------------|-------------------------|--|-------------------------|-----------------|---------------------------|----------------|---------------------------------------|---------------------------------|------------------------|--|------------------|
| Ţ | 事業名 | 労災ケアサァ | ポート事業経費 | | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 14 |
| 事 | 事業の別 | 被災労働者等 (根拠法令 労 | 手援護事業 労働者災害補償係 | 保険法 第29条 | \$第1項 | [第2号) | | | | | | 年金福祉第一係 |
| 実 | E施主体 | 一般財団法 | 人労災サポート | センター | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和52年度 |
| 実 | 淫施方法 | | | | | <u></u> | | 一) 実施主 | 体: |) | | , |
| | 目的 (何のため) | | 護、看護等が必 による訪問支援 | | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 65歳未満の | の労災重度被災 | 労働者(傷症 | ∮•障害 | 言等級が貧 | 第1級カ | いら第3 | 3級に該当する | 労災年金受給 | 者) 及びその家庭 | 英 |
| 一制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | ①介護、看 ②医師によ ③労災重原 | D労災重度被災 護、健康管理等 る健康管理に き被災労働者の ルパーの養成 | 学に関する専 関する医学専 | 門的知 門的打 | 口識を有る 指導・相談 | ける看記 炎 | 師等 | (労災ケアサポ | | | の提供及び労 |
| | 実施体制 | 全国を7ブ | ロックに分割し、 | ブロックごと | に事業 | きを統括す | トる常勤 | 加職員 | を配置し、事業 | を実施する。 | | |
| | 度予算額 (千円) | 633,767 | 25年度予算額 (千円) | 536,261 | 26年度予算額 (千円) | | 522 | ,391 | 27年度予算額 (千円) | 462,412 | 28年度予算額 (千円) | 462,412 |
| | 行政経費 | - | うち行政経費 | - | うち彳 | うち行政経費 | | - | うち行政経費 | - | うち行政経費 | - |
| ※行政 | 度決算額 改経費を除く (千円) | 605,453 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 522,844 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 462,412 | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 462,412 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | 算額: (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 95.5 | 25年度 予算執行率(%) | 97.5 | | 6年度 4行率(%) | 88 | 3.5 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない |
| | がある場合は 記載) | 病・障害を有する 化の進展等に伴い | 災重度被災労働者は: 者が多く、加齢によるい、健康や介護に関す 手者(65歳未満)を対診 がある。 | 一般的な身体的に | 能力の低 抱えてお | 下とは異なる | る労災被災 これら労災 | 後者に特定を重度被災 | 有の症状がみられる 災労働者の生命・生活 | 。これら労災重度被 5維持に必要な援護 | 災労働者は、その家族 を図る必要がある。 | 実の高齢化や核家族 |
| | 夏帰促進等 5行う必要性 | は通勤による災害 害を被った高齢労 | て被った損害のてん 書)による障害を負った 労災重度被災労働者! 介護施策を展開する。 | と場合は、まずはst こ対しては、広く国 | 労災保険 | から給付を行 | ううこととし | ている(| 介護保険法第20条、 | 障害者総合支援法第 | 第7条等)。このため、 | 労働災害によって障 |
| 27年 | ∤ □ / □ | | 用者から、介護、 りケア等が有用 %以上得る。 | | 27年 | アウト カム指 標 | O × | | であった旨の評 400(有用の評 | | 回答数) | |
| 度目標 | アウトプット | | 皮災労働者等に | 対して、訪 | 度実 績 | アウト | 0 | 訪問3 | 問支援の件数∶14,227件 | | | |
| | 指標 | 問支援を年 | 間11,100件以上 | 実施する。 | | 指標 | × | | | - | | |
| | を目標を達 達成)の理 因) | 労災ケアサ | ナポーター等にる | くる訪問支援 | が計画 | 画的かつ | 適切に征 | うわれ | たため達成する | ることができた。 | , | |
| えた改 | 由(原因)を踏ま た改善すべき事 、今後の課題 | | | | | | | | | | | |
| 事業実 | 用単位での ミ績等のモ ング(定量的 | 介護 指標 記字 | カム指標 、看護、健康管理)評価を四半期ご | | | | 左記指 | の事 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | を設定) | アウト. | プット指標 支援の実施状況 | を四半期ごとに | こモニタ | リングす | 業実績 | 等 | 95.3% 3,605件 | 94.7% 3,711件 | 96.0% 3,629件 | 94.9% 3,282件 |
| グの打 | Eニタリン 旨標を設定 い理由 | - | | | | | | | | | | |
| | 評価 | | Α | | | 成 | 果目標 | を達り | 成しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を維 | 送続 |
| 7777 J. 100 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 |
|--|---|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 四半期ごとのモニタリング結果に基づき受託者との協議会を開催し、事業運営状況の聴取及び必要な指導を 26年度評価 C 行った結果、平成27年度には目標を達成できた。引き続き当該取組により適切な事業運営がなされるよう努め る。 |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。 |
| 中期的な目標 | - |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 方の水準の考え方が日本にできた。 でアウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、平成27年度実績を踏まえ、90%と設定した。 |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。 |
| 28年度重点施策と の関係 | - |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施する予定であり、競争性を確保しつつ、サービスの質を確保するための適切な仕様等の検討を行う。 |
| 29年度重点施策と の関係 | - |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | アウトカム指標 |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | - |
| その他特記事項 | - |

| | 事業名 | 休 業 補 償 塩 | 垰別援護経 費 | | | | | | | | 事業番号(28年度) | |
|---|---|------------------|--|--------------|--------------------|---------------------------------|--------|--------------|---------------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| | 7*1 | 小人間はい | [7] [及1支1工具 | | | | | | | | 事業番号(27年度) | |
| 導 | 事業の別 | 被災労働者: | 等援護事業 労働者災害補償伢 | 民険法第29条領 | 第1項第 | 第2号) | | | | | 担 当 係 | 業務係 |
| 身 | ミ施主体 | 都道府県党 | 分働局 | | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和57年度 |
| j | 尾施方法 | | 任等 (委託先等: [直接 ・ 間接 貸付先: | | ŧ: | | | 実施主 | 体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | 休業待期3 | 日間の休業補償 | を受けられな | い者の | の援護を | 図る。 | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | | 『と認められた労っ こされるなどにより | | | | | | | | | |
| 《/制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 日の第4日 | 合付は労働者が業 目から支給される 事業場の廃止等に 給する。 | 。第3日目ま | での3 | 日間につ | いては | 使用者 | 皆は労働基準法 | 第76条に定め | る休業補償を | 行わなければな |
| | 実施 体制 | 労働者からの | の申請に基づき、労 | 分働基準監督等 | 署におい | ハて支給》 | 央定し、 | 都道府! | 県労働局が休業 | 補償3日分に相談 | 当する額を支給す | ける。 |
| | F度予算額 (千円) | 2,149 | 25年度予算額 (千円) | 2,186 | | 度予算額 千円) | 1,5 | 521 | 27年度予算額 (千円) | 1,702 | 28年度予算額 (千円) | 1,474 |
| うち行政経費 ー うち行政経費 ー うち行政経費 ー うち行政経費 04年度決算額 25年度決算額 27年度決算額 27年度決算額 | | | | | | | | - | うち行政経費 | _ | | |
| ※行 | 24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 1,452 | | | | | 26年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | | 398 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 1,483 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | 算額: (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 67.6 | 25年度 予算執行率(%) | 72.2 | 26年度 予算執行率(%) | | 91 | .9 | 27年度 予算執行率(%) | 87.1 | 次ア昇執行率は行兵 | 女経費を考慮していない |
| | 度の必要性 記載) | | と認められた労働? に定める休業待期 | | | | | | | | | |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | から労働基準 | 業務上疾病と認めら 単法第76条に定め ぎあり、社会復帰促 | る休業待期3日 | 3間の | 休業補償 | を受けら | | | | | |
| 07/5 | アウトカム 指標 | | 定までに要する! その期間内に決定 。 | | 27年 | アウト カム指 標 | 0 × | 96.1% (申請 | 件数:76件、1.6 | い月以内に決定 | ミした件数:73件 | ‡) |
| 27年 度目 標 | | | | | Z/平 度実 績 | アウト | 0 | 申請に | こついて、支給 | 要件等を確認し | 、迅速・適正に | 処理すること |
| | アウトプット 指標 | 申請につい | で迅速・適正に欠 | 処理する。 | | , プット 指標 | × | אי כב | :120 | | | |
| | 生日標を達 達成)の理 因) | | 引(1か月以内)を定め さめており、これに基づ | | | | 労働局で | ま重点誤 | 果題として、業務実 だ | 施計画等において | 標準処理期間内の |)迅速・適正な処理 |
| えた改 | 原因)を踏ま 対善すべき事 後の課題 | 引き続き目 | 標を達成できる。 | ≒う都道府県 | 労働局 | るの指導を | を続ける | 5. | | | | |
| 事業写 | 明単位での 実績等のモ | 指標 | | _ | | | 左記排ついて | ·-··· | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | ング(<u>定量的</u> 票 <u>を設定</u>) | | | | | | 業実績 | | - | - | - | - |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 ない理由 | | 。決定までに要す ではなく、年間を | | | | | 内に決 | マ定した割合」を | 指標(目標は8 | 80%)としている | ため、四半期 |
| | 評価 | | Α | | | 成 | 果目標 | を達り | 或しているとこ | ろで有り、引き | き続き施策を終 | 坐続 |
| _ | | | | | | | | | | | | |

| | 平成27年度 | と同様 | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|---|--------------------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 申請から決 | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。 | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | _ | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | なお、アウ | トプット指標につ | 装具費支給制度等の いては、本経費が被 働者の支援を図るべく | 災労働者の申請に基 | さだ給付を行 | うものであり、気 | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 申請につい | 申請について迅速・適正に処理する。 | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | - | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 執行実績等 | を踏まえ、要求 | を行い、引き続き適切 | に実施する。 | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | - | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度 第二四半期 - | 28年度 第三四半期 - | 28年度 第四四半期 - | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | る期間を1か月以内とし 近て評価する必要がる | | とした割合」を指 | ・ 6標(目標は809 | ・ %)としているた | | | | |
| その他特記事項 | | | | - | | | | | | | |

| į | 事業名 | 長期家族介 | 護者に対する援 | 護経費 | | | | | | | 事業番号 (28年度) 事業番号 | 16 17 | |
|-------|---|---|--|--------|---|---------------|-------------------|-------------|---------------------------------|--------------------|--|------------------|--|
| 事 | 事業の別 | | (27 年 度) '/ (次 分 働 者 等 援護 事 業 根 拠 法 令 分 働 者 災害 補 償 保 険 法 第 29 条 第 1 項 第 2 号) | | | | | | | | | | |
| | 三 施主体 | | 動局、労働基準 | | わ「 欠 オ | | | | | | 事業開始年度 | 平成7年度 | |
| 美 | 尾施方法 | | 等 (委託先等: 直接 • 間接 付先: | | Ē: | | | 実施主 | 体: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | 存せざるを行 | 態の重度被災労 导ない状態にある 護金を支給して | るが、被災労 | 引抱え 働者か | る世帯で 「業務外の | は、家庭の事由の | 族の精 こよりタ | 神的・肉体的負 死亡した場合に | 負担が大きく、ま 遺族の生活の | た、世帯収入も 激変緩和を図る | 労災年金に依 ため、長期家 | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 200 T RA FI 200 | に当たってきた | - 00 | か者の: | 遺族 | | | | | | | |
| /制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | | 態の重度被災労 緩和し自立した! | | | | | | | | きた遺族に対し する。 | て、遺族の生 | |
| | 実施体制 | 都道府県労働 | 道府県労働局、労働基準監督署 | | | | | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | 51,000 | 25年度予算額 (千円) | 29,000 | | 度予算額 千円) | 31, | 000 | 27年度予算額 (千円) | 29,000 | 28年度予算額 (千円) | 55,000 | |
| うち | 行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | 亍政経費 | - | - | うち行政経費 | - | うち行政経費 | - | |
| ※行政 | を度決算額 数経費を除く (千円) | 26,000 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 26,000 | 26年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | | 35,000 | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 31,000 | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 ※予算執行率は行政: | 類: (千円) | |
| | 24年度 執行率(%) | 53.1 | 25年度 予算執行率(%) | 89.7 | 26年度 予算執行率(%) | | 11 | 2.9 | 27年度 予算執行率(%) | 106.8 | 次 / 并初门干16门以 | 吐貝で有思していない | |
| | 度の必要性 飲ある場合は 記載) | | | | i.る世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収 の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため | | | | | | | | |
| | 夏帰促進等 で行う必要性 | | の重度被災労働者 こして実施する必要 | | 舌を援言 | 隻するため | の事業 | であり、 | 、労働者災害補低 | 賞保険法第29条 | :第1項第2号に規 | 定する労働者 | |
| | アウトカム | | こついて、申請から 間を1か月とする | | | アウト カム指 | 0 | - | | | | | |
| 27年 | 指標 | | ニ要する期間が1ヶ 申請者にその旨 | | 27年 | +m | × | | たまでに要す 請者にその旨 | | 以上を要したものかった。 | のが2件あった | |
| 度目標 | アウトプット | 申請のあった | たものについて゛ | 迅速・適正に | 度実 績 | アウト | | 1ヶ月以 | | | のの割合が93.59 、全体として迅速 | | |
| | 指標 | 処理する。 | | | | 指標 | × | _ | | | | | |
| | | 支給決定ま | でに要する期間 | が1ヶ月以上 | を要し | たものが | 2件あっ | たが、 | 申請者にその | 旨を連絡してい | いなかったため。 | | |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課題 | 文帖がたように安する初間が17万と僅か1-足虚したと下について、中間日にくの目と建格しながった。定注初間に17万以上で 要した事案及び要することが予想される事案については、担当者から処理状況等を申請人に支給決定に要すると予想される期 間及び当該機関を要する理由を連絡するよう、改めて都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現に 努める。 | | | | | | | | | | 予想される期 | |
| 事業実 | 明単位での E績等のモ ング(<u>定量</u> <u>5標を設定</u>) | 指標 設定 | | - | | | 左記指 ついて 業実績 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | | 27年度 第四四半期 | |
| グの‡ | Eニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | | | | 期間が1ヶ月以_ ご評価する必要が | | |
| | 評価 | | С | | | 未 | 達成翌 | 要因を | 分析の上、事 | 業の見直し又 | は廃止が必要 | 0 | |

| 28年度事業概要 | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | やむを特ない理由による処理の遅ればあるものの、申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月以内とすることを、改めて都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現を図る。 また、申請から決定までに1ヶ月以上の期間を要する場合、申請者に連絡をした上で迅速・適正な処理に努める。 | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月とする、または、支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要する場合は、申請者にその旨連絡する。 | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 「長期家族介護援護金」については、遺族から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり請求から支給に至るまでの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定した。なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の遺族の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。 | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | _ | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 本件事業については、要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯は、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も分災 年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図り、重度被災労働 者の遺族の生活を援護するために、必要な事業であるため、引き続き実施していきたい。 | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | _ | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> 的な指標を設定) | 大記指標についての事業実績等 | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 「全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月とし、支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要する場合は、申請者にその旨連絡する。」を指標としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。 | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | |

(労働基準局労災保険業務課)

| 計本去 | 被災労働令者等 動会者等 動会者等 強上立 主業制時付の他 量子では、4年 では 4年 では 4年 をは 4年 では 4 | 等 (委託先等: 直接・間接 付先: 国土交通省に3 川順次開所され、ま 24年余経過し、名 | 一般財団法.] (補助 <i>)</i> (出委任) | 人労災 | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) 担 当 係 | 17 18 年金福祉第一係 | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|--|--|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 本去的ため) | (根拠法令 ず 省 上 直接務助会 (中 本) で は で は で は で ま で で は で かん 4 年 設 で と い かん 4 年 設 で と かん 4 年 会 で と かん 4 年 と | 等 (委託先等: 直接・間接 付先: 国土交通省に3 川順次開所され、ま 24年余経過し、名 | 一般財団法.] (補助 <i>)</i> (出委任) | 人労災 | | | | | | | 年金福祉第一係 | | | | | | | |
| 去 的ため) 象 | □直接委託:□二業助付(できる)□ はまままででは、 | 直接・間接付先: 国土交通省に対 順次開所され、現 24年余経過し、名 |] (補助分) 5出委任) | | ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚ | | | (依拠法令 方側名及音補負保険法 第29宋第1項第2亏) | | | | | | | | | | |
| 去 的 ため) 象 | □業務委託 □対付(貸 ■その他(平成4年より ら古い施設で | 直接・間接付先: 国土交通省に対 順次開所され、現 24年余経過し、名 |] (補助分) 5出委任) | | ゙゙゙゙゙゙゙゚゙゚゙゙゙゙゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ | | | | | | | | | | | | | |
| ため) 象 | ら古い施設で | 24年余経過し、名 | 口業務委託等 (委託先等:一般財団法人労災サポートセンター) 実施方法 口補助金 [直接 ・ 間接] (補助先: 実施主体:) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) ら古い施設で24年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これら施設の不備をその た場合、国の施設設置者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図る 対象 | | | | | | | | | まま放置し、災害 | や事故が発生し | | | | | | | |
| (二) | | | | | | | | | | 置した労災特別介 | ↑護施設 | | | | | | | |
| ·事業 ドーム 定ス ムを含 〉) | | | | | | | | | | | は以上の労災 | | | | | | | |
| 施制 | 原則として | 国土交通省にす | を出委任。たた | だし、Ⴏ | 平成27年 | 度につ | いては | 厚生労働省(都 | ß道府県労働局 | 品)において直接 | 実施した。 | | | | | | | |
| 算額 | 88,747 | 25年度予算額 (千円) | 84,113 | | | 164 | 627 | 27年度予算額 (千円) | 177,969 | 28年度予算額 (千円) | 200,178 | | | | | | | |
| ¥費 | 88,747 | うち行政経費 | 84,113 | うち行政経費 | | 164 | 627 | うち行政経費 | 177,969 | うち行政経費 | 200,178 | | | | | | | |
| 年度決算額 政経費を除く - ^{25年度決算額} ※行政経費を除 - く (千円) | | | | ※行政経費を除 く (千円) | | - | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | - | 28年度一般勘定予算 | 類: (千円) | | | | | | | |
| (%) | - | 25年度 予算執行率(%) | - | | | | - | 27年度 予算執行率(%) | - | ※ P 并 | 社員を分慮していない. | | | | | | | |
| | 介護サービス | を提供することを | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多要性 | も、業務上の災 第7条等)。こ <i>の</i> | 害(又は通勤による)ため、労働災害に | る災害)による障 よって障害を被・ | 害を負った高齢 | った場合は 令労災重度 | 、まずは 被災労働 | 労災保限 h者に対 | 食から給付を行 <mark>う</mark> こ しては、広く国民ー | ととしている(介護・般を対象とした施 | 護保険法第20条、障 | 害者総合支援法 | | | | | | | |
| | する総合的な | は感想(施設の) | 必要性等)が | | アウト カム指 | 0 | | | | 総回答数) | | | | | | | | |
| | _ | - 日の計画で90 | 70以工と 9 | 27年 | 標 | × | | | - | | | | | | | | | |
| | 海道施設)、シ 設)及びナース | ノヤワー浴槽更新 スコール設備更新 | 工事(広島施 | 績 | アウト プット 指標 | 0 | 左記コ | □事を全て年度 ──── | 内に完了した。 | , | | | | | | | | |
| を達 | 特別修繕を | 実施する各都道原 | | 海道、 | | |)と緊密 | 宮に連携し進行管 | 理を行った結果 | と、予定した工事を | 全て完了し、施 | | | | | | | |
| を踏ま <き事 課題 | 引き続き関 | 係者と十分連携 | 携し、予定して | こいる(| 多繕を実 | 施できる | るよう努 | ぷめる 。 | | | | | | | | | | |
| | | | - | | | ついて | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | | | | | |
| リン | | | 修繕について | ては、≟ | 当該工事 | の完了 | をもっ ⁻ | て事業評価を行 | - - -うこととなり、[| | 果測定にはな | | | | | | | |
| , | | Α | | | 成 | 果目標 | を達用 | 成しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を継 | 続 | | | | | | | |
| | 何に 事- () 要 () 要 () 要 () 要 () 要 () 更 () | 「何に」 「何に」 「「中に」 「中に 「中に」 「中に 「中に」 「中に 「中に」 「中に 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 | 「何をとして国が全国8か所(北海道、 | 国が全国8か所(北海道、宮城県、千葉に) 事業 在宅での介護が困難な高齢労災重度を会か) 施制 原則として国土交通省に支出委任。たた意観 88,747 25年度予算額 84,113 25年度決算額 (千円) 25年度 (千円) | 国が全国8か所(北海道、宮城県、千葉県、愛にして東土 | 国が全国8か所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、力定な合金) (本金での介護が困難な高齢労災重度被災労働者(傷年金受給者)の傷病・障害の特性に応じた専門的な施語 原則として国土交通省に支出委任。ただし、平成27年 (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) | 国が全国8か所(北海道、宮城県、干葉県、愛知県、大阪府、北京工会を含金額素の一般のでは、100円であり、 | 国が全国8か所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県民た。 正文人を含かる。 | 国が全国8か所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県及びに表す。 本会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会 | 個が全国8か所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県及び熊本県)に設置に 事業 | 国が全国8か所(北海道、宮城県、干葉県、委知県、大阪府、広島県、愛媛県及び熊本県)に設置した労災特別が (大学などの大きなどの介護が困難な高齢労災重度被災労働者(傷傷・障害等級が第1級から第3級に該当する原則として60歳 年全受給者)の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の修繕 原則として国土交通省に支出委任。ただし、平成27年度については厚生労働省(都道府県労働局)において直接 88,747 25年度予算組 84,113 26年度予算数 164,627 27年度予算数 177,969 28年度予算数 26年度決算報 29年度決算数 27年度決算数 27年度決算数 27年度決算数 27年度決算数 27年度決算数 27年度決算数 27年度決算数 27年度決算数 27年度決算数 27年度 27年度 | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 平成27年度よりアウトカム目標を入居者からの施設に対する有用度に変更するとともに、特別修繕の進行管理 26年度評価 C を適切に行い予定していた工事を年度内に完了した結果、平成27年度には目標を達成できた。引き続き特別修 繕の適切な実施により目標が達成できるよう努める。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 入居者からの労災特別介護施設に対する総合的な感想(施設の必要性等)が有用であった旨の評価を90%以上とする。 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | - | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 方の水準の考え方が日本にできた。 でアウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 適時適切な施設の修繕を行った結果、入居者の満足につながることをアウトカム目標とする。このため、入居者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、90%と設定した。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 外壁改修工事に係る設計(北海道施設)、給湯ボイラー更新工事及び空調熱源設備更新工事(愛知施設)並びに中央監視装置 更新工事(広島施設)を年度内に完了する。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | - | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、計画的な予算要求を行う。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 28年度 28年度 28年度 28年度 第三四半期 第三回半期 第三回半回半 | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 労災特別介護施設の特別修繕については、当該工事の完了をもって事業評価を行うこととなり、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | - | | | | | | | | | | |

(労働基準局労災保険業務課)

| | | | | | | | | | | (| (労働基準局労 | | | | |
|---|---|---|---|----------------------|----------------------|---|--------------|---|------------------------|-------------------------|---------------------------------|------------|--|--|--|
| į | 事業名 | 労災特別介 | 護援護経費 | | | | | | | | 事業番号(28年度) | . 10 | | | |
| 事 | 事業の別 | 被災労働者等 | 等援護事業 労働者災害補償係 | 保険法 第29 条 | | 第2号) | | | | | (27 年 度) 担 当 係 | 年金福祉第一係 | | | |
| 美 | ミ施主体 | | 人労災サポート | | (A) 1-34 | .x12-97 | | | | | 事業開始年度 | 平成元年度 | | | |
| 美 | ミ施方法 | □補助金 [□貸付(貸 | 等 (委託先等: 直接 · 間接 |] (補助 ź | | ゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ | | ——) 実施主 | :体: |) | | | | | |
| | 目的 (何のため) | | 介護が困難な高 介護施設(ケア) | | | | | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する原則として60歳以上の労災 年金受給者) | | | | | | | | | | | | | |
| */制度概要 | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 高齢労災Ӏ | 重度被災労働者 | ∵の傷病・障害 | 言の特性 | 生に応じ | た専門 | 的な施 | 設介護サービス | スを提供する介 | ・護施設の運営 | | | | |
| | 実施体制 | | 3か所(北海道、 いて、専門的な | | | | | | | | | | | | |
| | ■度予算額 (千円) | 1,959,195 | 1,926,572 | | 度予算額 千円) | 1,93 | 0,795 | 27年度予算額 (千円) | 1,901,810 | 28年度予算額 (千円) | 1,901,928 | | | | |
| うち行政経費 - うち行政経費 - うち行政経費 - うち行政経費 24年申決等額 25年度決算額 26年度決算額 27年度決算額 | | | | | | | | - | | | | | | | |
| ※行政 | を 度決算額 数経費を除く (千円) | 1,959,170 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 1,921,117 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 1,90 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) 1,901,810 28年度雇用勘定予算額: 28年度 機動定予算額: | | | | | | | |
| | 24年度 執行率(%) | 100.0 | 25年度 予算執行率(%) | 99.7 | | 6年度 1行率(%) | 98 | 3.5 | 27年度 予算執行率(%) | | | | | | |
| | 度の必要性 がある場合は 記載) | 害特有の傷病 うした介護をめ | を被災労働者はその ・障害を有する者が ぐる環境等を十分 ラザ)の運営を行う | 多く、一般に民 踏まえ、高齢労3 | 間事業を | 骨や市町村 | 等により | 実施され | れている介護サーb | ごスでは、十分なん | ト護は施されていな | :い現状にある。こ | | | |
| | 夏帰促進等 で行う必要性 | も、業務上の災 第7条等)。この | くって被った損害の 会害(又は通勤による のため、労働災害に 頁第2号の規定に基 | る災害)による障 よって障害を被 | 語を負った高齢 | った場合は 令労災重度 | 、まずは 被災労働 | 労災保 動者に対 | 険から給付を行うこ しては、広く国民- | こととしている(介語 -般を対象とした旅 | 隻保険法第20条、陸 | 售者総合支援法 | | | |
| 27年 | アウトカム 指標 | 入居者から、介護サービスが有用で あった旨の評価を90%以上得る。 | | | 27年 | アウト カム指 標 | O × | | であった旨の評 3,048(有用の評 | | 総回答数) | | | | |
| 度目標 | | | | | 度実 | アウト | 0 | | | | | | | | |
| | アウトプット 指標 | 全国8施設 90%以上と [・] | との年平均での <i>.</i> する。 | 入居率を | | プット 指標 | × | | 匀入居率:89.39 00(年平均入居 | | (入居定員数) | | | | |
| | を目標を達 達成)の理 因) | を達成した。 アウトプット指 改善したが、死 | 標については、高齢 は標については、受診 亡や長期入院によ 標には到達しなかっ | 託者と連携し入り る退去者数も20 | 居率向」 | 上のための | 取組を行 | うった結! | 果、新規入居者数 | は25年度の51名、 | 26年度の57名に対 | し27年度は65名と | | | |
| えた改 | 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | すべき事 てれていな視り るはこ、人店学问上のための収配をうさ祝さけつ。 ・ たち、豆成20年度以降のかが問題を上ないケボーを選手と対し、ウロ 都会に上げ退土する者について可能が限り具体的が退土理由を | | | | | | | | | 説明及び周知を 紹介すること等を は理由を把握し、 | | | | |
| 事業ま | 明単位での ミ績等のモ ング(<u>定量的</u> <u>腰を設定</u>) | | ·プット指標 号状況を四半期。 | リングす | 左記指標 ついての ※実績等 | | の事 | 27年度 第一四半期 89.9% | 27年度 第二四半期 89.0% | 27年度 第三四半期 88.5% | 27年度 第四四半期 89.3% | | | | |
| グのŧ | Eニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | - | 平均705人 | 平均698人 | 平均694人 | 平均700人 | | | |
| | 評価 | B 予算額又は手法等を見直し | | | | | | | | | | | | | |
| | | B 予算額又は手法等を見直し | | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 受託者からの適時の状況把握及び必要な指導、都道府県障害福祉主管部局に対する周知広報依頼等の従来 26年度評価 B からの取組を引き続き行うことに加え、次期調達においては、施設を退去する者の具体的な退去理由の把握・ 分析により退去者の抑止を図ることも併せ、アウトプット指標達成に取り組む。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトカム指標) | 入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | - | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 受益者である入居者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、平成27年度実績を踏まえ、90%と設定した。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | - | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施する予定であり、競争性を確保しつつ、サービスの質を確保するための適切な仕様等の検討を行う。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標 アウトプット指標 設定 入居状況を四半期ごとにモニタリングする。 | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | - | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | - | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | (労働 | 基準局補償課) |
|--------|----------------------------------|--|---------------------------------|-----------|-----------------|---------------------------|-----------|-----------|---------------------------------|---------------|--|--------------------------------------|
| Į | 事業名 | 労災診療被 | 災労働者援護事 | §業補助事業 | :費 | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 19 |
| 事 | 事業の別 | 被災労働者等 (根拠法令 党 | 穿援護事業 労働者災害補償係 | 保険法第29条第 | 第1項第 | 52号) | | | | | 担 当 係 | 福祉係 |
| 美 | ミ施主体 | (公財)労災 | 保険情報センタ | 一(27年度交 | 付先) | | | | | | 事業開始年度 | 平成元年度 |
| 美 | ミ施方法 | | | | 先:(財 |)労災保 | 険情報 | センタ- | ー 実施主体:(| (財)労災保険(| 青報センター) | , |
| | 目的 (何のため) | | に診療費を窓口 持、充実を図る | | ることな | く、国の | 負担で | 十分な | :医療を提供す | る仕組み(現物 | 給付)である労 | 災指定医療機 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 労働者災害 | 補償保険法施行 | ī規則第11条 | :第1項 | に規定す | する病院 | 完又は言 | 診療所(労災指 | 定医療機関) | | |
| / 制度概要 | (決定ス | に支払われ | 療機関で被災党 るまでの間の当 事業に対して、 | 該費用に相談 | | | | | | | | |
| | 実施体制 | (公財)労災 | 保険情報センタ | 一と貸付契約 | りを締約 | 結している | る労災技 | 指定医: | 療機関に対し、 | 診療費の請求 | 相当額を貸した | けける。 |
| | 度予算額 (千円) | 2,921,686 | 25年度予算額 (千円) | 2,900,811 | 26年度予算額 (千円) | | 2,891,581 | | 27年度予算額 (千円) | 2,845,821 | 28年度予算額 (千円) | 2,844,105 |
| うち | 行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | 丁政経費 | _ | | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | - |
| ※行政 | E度決算額 改経費を除く (千円) | 2,921,686 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 2,900,811 | ※行政 | 度決算額 ₹経費を除 く 千円) | 2,89 | 1,581 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 2,845,821 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | 算額: 0(千円) 算額: 0(千円) 経費を考慮していない |
| | 24年度 執行率(%) | 100.0 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 6年度 1行率(%) | 10 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 100 | 次了异秋1]年1311页 | 社員を考慮していない |
| | 度の必要性 Eがある場合は 記載) | 労災認定が行われるまでの間、労災指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無 療を行う労災指定医療機関を確保・維持するため、本事業は必要である。 | | | | | | | | | 働者に無料で診 | |
| | 夏帰促進等 ご行う必要性 | | 災労働者への診 被災労働者の援 | | | | | | | | | こついて補助を行 |
| 27年 | アウトカム 指標 | 労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成26年9月30日現在41,102機関) | | | 27年 | アウト カム指 標 | O × | | 录険指定医療機 Ⅰ機関(平成27年 | | り629件増加さ | ±t=. |
| 度目標 | アウトプット | | でに受け付けた | | 及美 | アウト | 0 | 100% | | | | |
| | 指標 | について、当 う。 | 4月末までに100 | %支払を行 | | プット 指標 | × | | ••••• | •••••• | | |
| | を目標を達 達成)の理 因) | | 処理が行われ、 〔保険指定医療 | | | | | | | が労災保険指 | 定医療機関の総 | 経済的負担を軽 |
| えた改 | 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | 引き続き目札 | 票に応じた実績 | を維持できる | よう指 | 導する。 | | | | | | |
| 事業実 | 明単位での E績等のモ ング(<u>定量的</u> | | 0日までにあった供え | | 対して | 、当月 | 左記排ついて | の事 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | ング (<u>定量的</u> <u>を設定</u>) | 水よ (| ごに支払った件数 | 以の剖言。 | | | 業実績 | 責等 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| グの扌 | Eニタリン 指標を設定 い理由 | · | | | | | | | | | | |
| | 評価 | | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | Ł続 |
| | | | | | | | | | | | | |

| | | F度と同様 | | | | | | |
|--|-------|------------------------|--------------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | 価 A | 成果目標を達成していると | ころであり、引き | き続き施策を継 | 続 | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 労災保険 | 指定医療機関数額 | を前年より増加させる。(平成 | 27年9月30日 | 現在 41,731機 | 関) | | |
| 中期的な目標 | | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方りの大力ム指標設定が困難な場合はその理由) | | | は経済的な負担を被ることの な機関制度を拡大する必要な | | 办者災害補償保 | 険法施行規則 | 第11条に基づる | き療養の給付 |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 毎月10日 | までに受け付けた | -貸付の請求について、当月 | 末までに100% | 支払を行う。 | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | | 災保険情報センタ・ び充実を図る。 | 一が実施する貸付事業への | 補助を行うため | め、必要な予算 | の確保に努め | 、労災保険指定 | "医療機関制度 |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | | 月10日までにあっ; までに支払った件 | た請求件数に対して、当月 数の割合。 | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 P | 28年度 第二四半期 P | 28年度 第三四半期 P | 28年度 第四四半期 P |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | _ | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | |

| | 事業名 労災援護金等経費 事業 番号 (28 年度) 事業 番号 (27 年度) | | | | | | | | | | 20 | |
|-------|--|--|----------------------------|----------|------|------------------|--------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| at | 事業の別 | 被災労働者等 | 等援護事業 | | | | | | | | (27年度) | 21 |
| | | | 労働者災害補償係 | 民険法第29条領 | 第1項第 | 第2号) | | | | | 担 当 係 | 福祉係 |
| | ミ施主体 | 都道府県労 | | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成16年度 |
| 身 | 尾施方法 | | 等 (委託先等: 直接 • 間接 付先: | | ቲ: | | ; | 実施主 | 体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | | 度に打切補償制 ることができない | | | | | の支給 | を受けたために | 、労働者災害 | 補償保険法の規 | 定による保険 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 打切補償費 | の支給を受けた | ため、現在、 | 保険約 | 合付を受り | ナること | :ができ | ない被災労働 | 者 | | |
| 一制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 | | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労働局で、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。 | | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 10,011 | 25年度予算額 (千円) | 12,259 | | 度予算額 千円) | 12, | 792 | 27年度予算額 (千円) | 11,749 | 28年度予算額 (千円) | 8,324 |
| うち | 行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | 亍政経費 | - | _ | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | 1 |
| ※行』 | F度決算額 改経費を除く (千円) | 28年度雇用動定予算額: (千円) (千円) (千円) 28年度—殷勘定予算額: ※予算執行率は行政経費を: | | | | | | | | | [額: 0(千円) | |
| | 24年度 執行率(%) | 116.2 25年度 87.1 26年度 54.3 27年度 54.1 ※予算執行率は行政経費を考慮 | | | | | | | | | 性良さの感じていない。 | |
| | 度の必要性 上がある場合は 記載) | | 度に打切補償制 して、療養に要し | | | | | | | 現在、保険給付 | 寸を受けることが | できない被災 |
| | 复帰促進等 ご行う必要性 | | 労災保険給付を るものであり、こ | | | | | | | | 給することにより | り、被災労働者 |
| | アウトカム 指標 | | 定までに要する の期間内に決定 | | | アウト カム指 | 0 | 100.0% (申請 | | 1月以内に決定 | ミした件数:12件 |) |
| 度目 | | 8070C 9 % | | | 27年 | | × | 申請(| こついて、支給等 | 要件等を確認し | 、迅速・適正に | 処理すること |
| 標 | アウトプット 指標 | 申請につい | て迅速・適正にタ | 処理する。 | 績 | アウト プット 北畑 | 0 | ができ | | X II VI C REDUC | | |
| | | | | | | 指標 | × | | | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | | 間(1か月以内) 迅速・適正な処 | | | | | | | | 務実施計画等に | おいて標準処 |
| えた改 | 原因)を踏ま (善すべき事 ・後の課題 | 引き続き目 | 標を達成できる。 | よう都道府県 | 労働局 | るな指導を | を続ける | 5. | | | | |
| | 明単位での | | | | | | 左記指 | 煙に | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| ニタリ | ≷績等のモ ング(<u>定量的</u> 票 <u>を設定</u>) | 指標 設定 | | _ | | | ついて業実績 | の事 | _ | _ | _ | _ |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | | 決定までに要す ではなく、年間を | | | | | 内に決 | 定した割合」を | 指標(目標は8 | 80%)としている | ため、四半期 |
| | 評価 | 及果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | · 続 | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度 | と同様 | | | | | | |
|--|--------|---------|--|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標を達成している | ところであり、引 | き続き施策を継 | 続 | | |
| 28年度目標(アウトカム指標) | 申請から決 | 定までに要する | 期間を1か月以内とし、そ | の期間内に決定 | した割合を80% | 6とする。 | | |
| 中期的な目標 | | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方りの大力ム指標設定が困難な場合はその理由) | なお、アウト | プット指標につ | 表具費支給制度等の標準 いては、本経費が被災労 者の支援を図るべく、申記 | 働者の申請に基 | づき給付を行う | ものであり、定 | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 申請につい | て迅速・適正に | 処理する。 | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 執行実績等 | を踏まえ、要求 | を行い、引き続き適切に | 実施する。 | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | _ | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | る期間を1か月以内とし、 低いて評価する必要がある | | 定した割合」を排 | ・ 旨標(目標は80º | %)としているた | め、四半期ご |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | |

(労働基準局総務課過労死等防止対策推進室)

| To the | 事業名 過労死等援護事業実施経費(新規) [28年度重点目標管理事業] *********************************** | | | | | | | | | | | 21 - | | |
|--------|--|---|--|--------------------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|--------------------|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|--|--|
| 事 | 業の別 | 別 被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号、過労死等防止対策推進 担 当 係 逝去) | | | | | | | | | | | | |
| 実 | E施主体 | 民間業者等 | | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成28年度 | | |
| 実 | 淫施方法 | | 等 (委託先等: 直接 • 間接 :付先: | | Ē: | | Š | 実施主 | 体: |) | | | | |
| | (何のため) | ずることが規対策の中で 内容に応じ 間団体の支 | ち止対策推進法 見定され、また、 、民間団体の活 て、事前周知、後 援を行うため、ネ により実施する。 | 司法に基づき 動に対する支 後援等につい 皮災労働者の | 作成し 援とし て支援 | ンた「過労 ンて、民間 さるとさ | 死等の 団体か れてい | 防止の 過労す る。これ | つための対策に 死等防止のため いらのことを踏ま | 関する大綱」に の研究会、イク え、過労死等の | おいても、国が ベント等を開催す の防止のための | 取り組む重点 する場合、その 活動を行う民 | | |
| 事業/制 | 対象 (誰/何を 対象に) | 過労死で家 | 族を亡くした遺放 | 英(児) | | | | | | | | | | |
| 度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 亡くした遺児 | 5止対策推進法 3等を招請し、イ を実施する。 | | | | | - • | | | | | | |
| | 実施 体制 | 民間業者に | | | | | | | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | - | 25年度予算額 (千円) | - | | 度予算額 千円) | - | | 27年度予算額 (千円) | - | 28年度予算額 (千円) | 14,550 | | |
| | 行政経費 | - | うち行政経費 | - | うち行政経費 | 24 | | | | | | | | |
| ※行政 | 度決算額 收経費を除く (千円) | - うち行政経費 - うち行政経費 - うち行政経費 - うち行政経費 - うち行政経費 - うち行政経費 - 25年度決算額 ※行政経費を除 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | | | | | | | | | 28年度雇用勘定予9 28年度一般勘定予9 | 草額: (千円) | | |
| | 24年度 執行率(%) | - | 25年度 予算執行率(%) | - | | 6年度 4行率(%) | _ | - | 27年度 予算執行率(%) | - | ※予昇孰行率は行政 | 経費を考慮していない | | |
| | 度の必要性 がある場合は 記載) | | 成立・施行された「 司法第11条に基つ | | | | | | | | | | | |
| | 夏帰促進等 『行う必要性 | 死遺児交流会 | 亡くした遺児等を 会を実施する。本事 事業であり、社会 | 事業は、被災党 | 働者 | 及びそのi | 貴族の拐 | 護に資 | | | | | | |
| | アウトカム | | | | | アウト | 0 | | | - | | | | |
| | 指標 | | - | | 27年 | カム指 標 | × | | | - | | | | |
| 度目標 | アウトプット | | | | 度実 績 | アウト | 0 | | | - | | | | |
| | 指標 | | - | | | プット 指標 | × | | | - | | | | |
| | を目標を達 達成)の理 因) | | | | | | | - | | | | | | |
| まえた | 原因)を踏 改善すべき 今後の課題 | | | | | | | - | | | | | | |
| 事業実 | | 指標設定 | | - | | | 左記指ついて業実績 | の事 | 27年度 第一四半期 - | 27年度 第二四半期 - | 27年度 第三四半期 - | 27年度 第四四半期 - | | |
| グの打 | Eニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | - | | | | | | |
| | 評価 | - | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等 を行う交流会を実施する。 |
|--|---|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 過労死遺児交流会の参加者満足度を80%以上とする |
| 中期的な目標 | - |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う事業であることから、その成果を参加者の満足度により測ることとしたもの。また、その水準については、本事業が新規事業であることから、同様の目標を設定する他の事業の水準を例とした。 |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 過労死遺児交流会の参加者を50人以上とする。(民間団体における27年度実績(26人)の2倍程度) |
| 28年度重点施策 との関係 | 3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備 (2)働き方改革の実現 ・過労死等防止対策の実現 |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求 |
| 29年度重点施策 との関係 | 過労死等防止対策の推進(P) |
| 四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量 的な指標を設定) | 大記指標についての事業実績等 |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 過労死等遺児交流会事業は、年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。 |
| その他特記事項 | _ |

| : | 事業名 | 事業番号 (27年度) 被災党働者等達護事業 職業病 | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------------|--------------------|---------------------------|----------------------------|
| 事 | 事業の別 | | 者等援護事業 `労働者災害補償(| 呆険法第29条 | 第1項第 | 第2号) | | | | | | 職業病認定対策 室職業病認定業 務第二係 |
| 美 | ミ施主体 | (独)労働 | 者健康福祉機構(| 27年度委託 | 先) | | | | | | 事業開始年度 | |
| 実 | 冥施方法 | | 託等 (委託先等 : [直接 • 間接 (貸付先: | | | 畐祉機構 |) | 実施国 | 主体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | 医療関係 実施する 図る。 | 者に対して石綿関 ことにより、石綿関 | 連疾患の診 連疾患に係 | 断方法 る診断 | 法、石綿に f及び労気 | ばく露所 災認定 | f見の詞 に不可 | 売影・検査方法 欠な医学的所 | や労災補償上 見に関する診り | の取扱い等に係 断・計測技術の | 系る研修等を 普及・向上を |
| 事業/ | 対象 (誰/何を 対象に) | 呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医等の医療関係者 | | | | | | | | | | |
| 制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | | の疾患を取り扱う 病態・診断、石綿 | | | | | | | 般的知識、職均 | ずにおける石綿 | ばく露、石綿関 |
| | 実施体制 | 受託者は、 | 、研修プログラム委員 | 員会を設置し研 | 肝修プロ | コグラムの | 作成等 | を行った | た上で、全国複数 | 数の地域で研修 | を実施する。 | |
| | F度予算額 (千円) 行政経費 | 22,301 – | 25年度予算額 (千円) うち行政経費 | 21,544 – | (| 度予算額 千円) 〒政経費 | 21, | 450 - | 27年度予算額 (千円) うち行政経費 | 20,980 – | 28年度予算額 (千円) うち行政経費 | - |
| ※行政 | F度決算額 政経費を除く (千円) | (千円) (千円) (千円) 28年度雇用勘定予算額: (千円) | | | | | | | | | 算額: (千円) | |
| | 24年度 執行率(%) | 81.9 | 25年度 予算執行率(%) | 87.8 | | 6年度 1行率(%) | 9 | 7.5 | 27年度 予算執行率(%) | 95.7 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない |
| 事業/制 (緊要性 その旨) | 制度の必要性 注がある場合は 記載) | 石綿ばく露 | 疾患の診断や石綿は 等についても知識が に関する診断・計測! | が必要であるこ | とから | 、医療関 | 係者に | 対し、石 | 綿関連疾患に係 | | | |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | することに | 、医療関係者に対し より、被災労働者の 内な事業として見直し | 援護を図るも | のであ | るが、平原 | 戈28年月 | まより、そ | 5綿による健康を | | | |
| 27年 | アウトカム 指標 | て、受講 | 施した際のアンケー 者からの「有意義で 80%以上とする。 | | 27年 | アウト カム指 標 | 0 | (延べ | | 、、アンケート有 | 可効回答574人、 あった旨の回答 | |
| 度目標 | | | | | 度実績 | | × | | | | | |
| | アウトプット 指標 | | 域において、計20 近べ700人が受講す | | | アウト プット 指標 | × | 計30回 | 回、延べ887人を | を対象に研修を | · 実施 | |
| | | 受託者が | 石綿関連疾患の記 | 多断に係る指 | 導的。 | 人材及び | 効果的 | な研修 | を 資料の確保を | ·行い、それらを | を活用することだ | ぶできたため 。 |
| まえた | 原因)を踏 改善すべき 今後の課 | 平成27年 | 度限りの事業であ | o a . | | | | | | | | |
| 事業リニタリ | 期単位での 実績等のモ ング(<u>定量</u> <u>旨標を設定</u>) | 指標 設定 | | _ | | | 左記打ついて業実統 | | 27年度 第一四半期 - | 27年度 第二四半期 一 | 27年度 第三四半期 一 | 27年度 第四四半期 - |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | この事刻 | 業は、毎四半期コン | ノスタントに行 | ゔもの | ではない | ため、 | モニタ | リング評価に馬 | | 1 | 1 |
| | 評価 | A 平成27年度限りで廃止 | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | | | | - | | | | |
|--|--------|---|---|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 | - | | | - | | | |
| 28年度目標(アウトカム指標) | | | | - | | | | |
| 中期的な目標 | | | | - | | | | |
| 28年度目標の目標の目標的理由及びその水準の考え方(アウトカム指標度)を10年の理由の変換が10年の対象を10年 | | | | - | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | | | | - | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | | | | - | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | - | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量 的な指標を設定) | - | | - | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度 第二四半期 - | 28年度 第三四半期 - | 28年度 第四四半期 - |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | _ | | | | |
| その他特記事項 | | | | - | | | | |

| : | 事業名 | 石綿確定 | 。 『診断等事業 | | | | | | | | 事業番号(28年度) | _ |
|------|---|---------------------------------------|---|--|------|------------------|-------------------|--------|------------------------|------------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | | | | | | | | | | (27 年 度) | |
| 事 | 事業の別 | | 者等援護事業 · 労働者災害補償保 | 検法第29条第 | 打項第 | 2号) | | | | | 担 当 係 | 職業病認定对象 室職業病認定業 務第二係 |
| 美 | ミ施主体 | (独)労働 | 者健康福祉機構(2 | 7年度委託先 |) | | | | | | 事業開始年度 | |
| 美 | ミ施方法 | □補助金 | 託等 (委託先等: : [直接 • 間接 (貸付先: | | | 畐祉機構 | | 実施主 | 体: |) | | |
| | (何のため) | あるが、こ 不十分な | 疾患に係る労災認 これらを適切に実が ものとなっている。 適正な石綿関連邦 | するために このため、こ | ま高度 | な知見か 事案につ | が要で いて、 | であるこ | とから、事案に | よっては労災 | 認定に必要な医 | 学的所見が |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 受託者が 学的資料 | 、労働基準監督署 を基に確定診断等 | 等からの依頼 を実施する。 | 領等に | 基づき石 | 綿関連 | 疾患(| に関する複数の | 専門家による | 確定診断委員会 | きを開催し、医 |
| 制度概要 | (決定ス | 石綿関連 | 監督署等からの依 疾患の確定診断を 等における調査の | 実施する。ま | きた、こ | の確定詞 | 诊断の[| 際に石 | 綿小体計測等の | の病理検査がタ | 必要となった事 | 青査等を行い、 案や、労働基 |
| | 実施 体制 | 受託者が | 石綿関連疾患に係る | 高度な専門的 | 知識と | :豊富な経 | 験を有る | する複数 | 女の医学専門家(| こよる確定診断 | 委員会を設置する | 5. |
| | 度予算額 (千円) | 17,423 | 25年度予算額 (千円) | 16,056 | | 度予算額 千円) | 15, | 710 | 27年度予算額 (千円) | 15,656 | 28年度予算額 (千円) | - |
| うち | 行政経費 | - | うち行政経費 | - | うちん | 行政経費 | | _ | うち行政経費 | - | うち行政経費 | - |
| ※行政 | E度決算額 改経費を除く (千円) | 9,625 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 経費を除 11,007 (**/一政経費を除 14,739 (**/一政経費を除 14,599 (**) 14,599 (**) 28年度雇用勘定予算額 | | | | | | | | 算額: (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 55.2 | 25年度 予算執行率(%) | 68.6 | | 6年度 九行率(%) | 9: | 3.8 | 27年度 予算執行率(%) | 93.2 | W134W114-10-118 | 社長とう感じている。 |
| | がある場合は | 複数の医: ・石綿関連 ・石綿関連 | 疾患の労災保険請求 学専門家で構成され 連疾患についての確認 連疾患の認定に必要 なび石綿繊維計測 | る「石綿確定設 E診断 | 断委 | 員会」で以 | 下の診 | | | | | 事案について、 |
| | 夏帰促進等 5行 う 必要性 | で、迅速・ | 、診断が困難とされる 適正な労災認定を行 ロ・広報事業も含めた | い、もって被災 | 労働を | き等の援護 | 隻を図る | もので | あるが、平成28年 | F度より、石綿に | よる健康被害の | |
| | | 確定診断 | 監督署等から石総 等の依頼を受けた 診断等を実施する。 | ものについ | 27年 | アウト カム指 標 | O × | | ೬準監督署から €実施した。 | 依頼があった | 事案(134件)につ | いて、確定診 |
| 度目標 | | 頼を受け | 確定診断委員会を た事案について確 動基準監督署あて | 定診断等を | 度実績 | アウト プット 指標 | O × | 確定認定診断 | 诊断委員会を12 新等を実施し労 | 2回開催し、依 動基準監督署 | 頼を受けた事案 あて回答した。 | について、確 |
| | | 受託者が、石綿関連疾患の確定診断等を行うための人材を確保、活用できたため。 | | | | | | | | | | |
| えた改 | 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | 平成27年 | 度限りの事業であ | る。 | | | | | | | | |
| 業実績 | 明単位での事 責等のモニタ (<u>定量的な指</u> は定) | 指標 対 | 定診断等の依頼を し、確定診断等を? 割合 | | | | 左記打 ついて 業実系 | の事 | 27年度 第一四半期 82.9% | 27年度 第二四半期 60.6% | 27年度 第三四半期 113.2% | 27年度 第四四半期 75.5% |
| | Eニタリング 票を設定で N理由 | | | | | | <u> </u> | - | <u> </u> | | 1 | 1 |
| | <u> </u> | | A | | | | | | 平成27年月 | 度限りで廃止 | | |
| | | 一 | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | | | | - | | | | |
|--|--------|---|---|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | - | | | _ | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | | | | - | | | | |
| 中期的な目標 | | | | - | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | | | - | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | | | | - | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | | | | - | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定) | - | | - | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度 第二四半期 - | 28年度 第三四半期 - | 28年度 第四四半期 - |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | , | | | - | • | | • | |
| その他特記事項 | | | | - | | | | |

(労働基準局安全衛生部計画課・労働基準局監督課)

| | | | | | | | | | (刀)勁 | 6年间女主用工 | 事業番号 | | | |
|------------------------|---------------------------------------|---|--|-------------------|----------|---------------------|----------|----------------|---------------------------------|--|---|-------------|--|--|
| 事 | 業名 | 労働安全衛 | (28 年 度) 22 事業番号(27 年 度) 24 全衛生確保等事業(根拠法令 労災保険法第29条第1項第3号) 担当係管理係 | | | | | | | | | | | |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保 | R等事業 (根拠法令 | 労災保険法第2 | 9条第1項 | 頁第3号) | | | | | | 管理係 | | |
| 実力 | 施主体 | 厚生労働省 | 、都道府県労働局、 | 労働基準監督 | 署 | | | | | | 事業開始年度 | 昭和23年度 | | |
| 実力 | 施方法 | | 等 (委託先等:) 直接 • 間接] :付先: | (補助先:) | | 577 | 実施主体 | Σ: |) | | | | | |
| | 目的 (何のため) | | 安全衛生を確保する。 を本省、労働局、労働 | | | | 対策を推 | 進する | 必要があるため | 、これに当たっ | て必要な書籍や | コピー用紙など | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 安全衛生勢 | 業務に従事する職員 | | | | | | | | | | | |
| */制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | 職員が労働 | 動安全衛生対策を推 | 進するために』 | 必要な書 | 籍やコピ | ≟一用紙 | 等の消 | 耗品等を購入す | ·る。 | | | | |
| | 実施体制 | 厚生労働本省 | 省、都道府県労働局、党 | 労働基準監督署 | | | | | | | | | | |
| | | 228,616 | 25年度予算額 (千円) | 217,730 | | 手算額 -円) | 209 | ,457 | 27年度予算額 (千円) | 197,108 | 28年度予算額 (千円) | 195,255 | | |
| | 丁政経費 | 228,616 | うち行政経費 | 217,730 | • | 政経費 | 209 | ,457 | うち行政経費 | 197,108 | うち行政経費 | 195,255 | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | _ | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | _ | ※行政約 | 法算額 圣費を除く 一円) | - | - | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | _ | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 28年度一般勘定予 ※予覧執行率は行 | | | |
| | 1年度 1行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | _ | | 年度 行率(%) | - | - | 27年度 予算執行率(%) | _ | | () | | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | 適切に労働安全衛生対策を推進し、労働者の安全及び衛生の確保を図るために、業務に使用する消耗品等を購入することが必要である。 | | | | | | | | | | | | |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 i必要性 | | する消耗品等を確保し ら、「労働者災害補償 | | | | | | | | | 安全衛生確保に | | |
| 27年度 | アウトカム 指標 | 等について、 | 生対策のために必要 経費の節約を図り、 えた予算要求を行う。 | 前年度の執 | 27年度 | アウト カム指 標 | O × | 要求内 | 容の見直しを行 | - 0.94% <i>0</i> .94% 0. |)予算額削減を1 | すった。 | | |
| - Am | アウトプッ ト指標 | 労働安全衛 等について、 努める。 | 生対策のために必要 コスト意識を持ち、約 | をとなる消耗品 経費の節約に | /-± | アウト プット 指標 | O × | | 刷の徹底やカラ り組んだ。 | 一印刷を必要: - | 最小限に止める | 等のコスト削減 | | |
| | 目標を達成 ()の理由 | 経費の節約 | に努めるとともに、執 | に行実績を踏ま | えた予算 | 算要求を | 行ったた | め。 | | | | | | |
| | 因)を踏ま きすべき事 の課題 | 引き続き経習 | 費の節約等、適正な | 軍営管理に努め | かる。 | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ | | | | | | | | | | | | | |
| リング (<u>5</u> 標を設定 | <u>定量的な指</u> E) | 足 | | | | | 績等 | ,- ^\ <i>X</i> | _ | _ | _ | _ | | |
| | ニタリング を設定で 里由 | 年間を通じて | この購入計画であり、 | 四半期ごとの | モニタリ | ングには | は馴染まな | ないため | 0. | | | | | |
| i i | 平価 | | А | | | , | 戓果目札 | 票を達斥 | | ろであり、引き | 続き施策を継ん | 売 | | |
| 28年度 | 事業概要 | 平成27年度 | と同様 | | <u>I</u> | | | | | | | | | |
| を踏まえ | 評価とそれ えた28年度 の見直し | | | | | | | | | 策を継続 | | | | |

| 28年度目標(アウト カム指標) | 労働安 | 全衛生対策の | ために必 | 要となる消耗 | E品等について、紹 | 費の節約を図り、 | 前年度の執行 | 額を踏まえた予 | 算要求を行う。 | |
|--|------|-------------------|--------|--------|------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 中期的な目標 | | | | | | - | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | 品等の購入経 り、これを予算 | | | カム指標」の設定し標とした。 | ま馴染まないもの | であるが、消耗 | 品等を効率的に | に使用することに | こより、コスト削 |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 労働安 | 全衛生対策の | ために必 | 要となる消耗 | E品等について、コ | スト意識を持ち、紅 | 経費の節約に努 | らめる。 | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | 執行状 | 況を精査の上 | :、継続して | 要求する。 | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | - | | | | |
| | 指標設 | | | | | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | | | | | が Cの事 未关 績等 | - | - | - | - |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | 年間を記 | 通じての購入 | 計画である | ため、四半 | 期ごとのモニタリン | グには馴染まない | いため。 | | | |
| その他特記事項 | | | | | | _ | | | | |

(労働基準局安全衛生部計画課)

| 事 | 業名 | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 事業番号 (28年度) [28年度重点目標管理事業] 事業番号 (27年度) | | | | | | | | | | | 23 |
|----------|---------------------------------------|--|----------------------------------|-------------------------|------------------------|---------------------------|----------------------|-----------------|--------------------------|---------------------|-------------------|--------------------|---------------|
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業 (根拠法令 | 労働者災害補償 | 賞保険法 | 第29条第 | 1項第3号 | 1 7) | | | | <u>年 度)</u> 当 係 | 計画班 |
| 実力 | 施主体 | | | 富士通株式会 | <u></u> | | | | | | 事業開 | 開始 年度 | 平成26年度 |
| 実 | 施方法 | ■直接実施 ■業務委託等 □補助金 [直 □貸付(貸付が □その他(| 先: | 士通株式会社) (補助先:) | | S.Y. | 実施主体 | ξ: |) | | | | |
| | 目的 (何のため) | 安全衛生水準0 | 申請に基づき、? D向上に向けた: な職者等に共有す | 企業等のより積 | 極的な耶 | | | | | | | | |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | 国内の全ての企 | ≧業等を対象とす | ⁻ る。 | | | | | | | | | |
| 業/制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | ・企業等が自社・各労働局にお | | を自己診断でるの申請を受け付いまか自社の安全を | きるよう(けけ、評値 衛生水準 | こするた 西基準に 善につい | めのコン 基づく安 ての自己 | テンツを全衛生 | 作成し、ウェブ水準の評価を行 労働局への申 | テい、基準を満た 請を行う際の各 | こす企業 種相談 | への対応 | |
| | 実施 体制 | 厚生労働省本省 富士通株式会社 | | | 接指導 | を実施す | -る。 | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | _ | 25年度予算額 (千円) | _ | | 予算額 ·円) | 12, | 252 | 27年度予算額 (千円) | 15,686 | | 度予算額 F円) | 32,030 |
| うち彳 | 亍政経費 | | | | | | | | | | | 15,686 | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | (イ 一 ※行政経費を除く (千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)(千円)<td>·算額: (千円) 執行率は</td> | | | | | | | | | ·算額: (千円) 執行率は | | |
| | 4年度 1行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | _ | | 手度 行率(%) | 100 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | - | ŕ | 丁政経費を制 | 考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | 若者が安心して 示すとともに、当ま ともに、安心してま ある。 | | た企業について | は、積極 | 的に公表 | きすること | で、安全 | 衛生水準の向上 | に向けた企業等 | のより積 | 極的な取 | 双組を促進すると |
| 社会復身業で行う | 帚促進等事 6必要性 | | 等の安全衛生のが 及び衛生の確保I | | | | | | | | | | |
| 27年度 | アウトカム 指標 | 安全衛生優良』 へのアクセス数 | È業公表制度の を60,000件以∫ | | 27年度 | アウト カム指 標 | O × | | 生優良企業公司 ,553件を達成し | | 断サイ | トへのア | クセス数につい |
| 目標 | アウトプッ ト指標 | 安全衛生優良 各種説明会を利 体・企業への説 | | 説明及び関係団 | 実績 | アウト プット 指標 | O × | | 明会を利用した 計226回行った。 | 制度の説明及で - ー | び関係[| 団体・企業 | 業への説明・要 |
| | 目標を達成 ()の理由 | | Jーフレットを計i へのアクセス数 | | | | | | 足え積極的に周 | 知を行ったこと | が、効果 | 果的な周: | 知につながり、 |
| | (因)を踏ま 集すべき事 その課題 | | | | | | | | | | | 組企業を増加さ | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ 定量的な指 E) | | | - | | | 左記指 いての 績等 | | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度 第三四 | | 27年度 第四四半期 |
| 上記モ | - ニタリング を設定で | 年間の合計アグに馴染まない | クセス件数を目 ため。 | 標としており、ホ | ミスター ∑ | を びリー [・] | フレットの | D配付は | _ 時期を捉えてF | _ | う <i>†</i> =め、 | 四半期こ | _ ごとのモニタリン |
| Ē | 平価 | 西 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | ・企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツをウェブサイトで公開する。 ・各労働局において企業等からの申請を受け付け、評価基準に基づく安全衛生水準の評価を行い、基準を満たす企業等を優良企業等として認定し、公表する。 ・また、本事業を広く企業に周知するため、本事業のポスター及びリーフレットを作成し、本省及び各労働局等で配布・周知する。 ・申請により得られた各企業等の優良な取組事例をウェブサイトで公開する。 ・セミナー及び認定企業による取組事例発表会を開催し、安全衛生優良企業制度の周知を行う。 | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 票を達成してい | いるところであり | り、引き続き施設 | 策を継続 | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 安全衛生優良1 | 全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数を90,000件以上とする。 | | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 望ましい優良すことを目標と | な安全衛生水準を広く周知し、より多くの企業等 する。 | に安全衛生への | 積極的な取組 | を喚起し、安全征 | 衛生水準の高い | 企業等を増や | | | | | | | |
| の水準の考え方 (アウトカム指標設 | して就職し、働い安全衛生の水準もあり、月1万件 | が高い優良な企業等を公表することで、安全衛 する良好な労働環境が確保されている企業等の 集にあるかどうかを確認する自己診断サイトのア ・近くのアクセスがあったが、平成27年度後半の ・ス数の実施を維持しつつ、平成28年度は新たに | 情報を求職者等 クセス数を目標 アクセス数の実績 | に共有すること として設定する。 漬は月7,000件 | を目的としてい。 平成27年度前 程度で推移して | る。そのため企 半は、制度立ち いる。平成28年 | 業自らが優良な 上げの時期で 度は平成27年 | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 安全衛生優良企 | 企業公表制度の周知のため、啓発用のリーフレッ | ットを25, 000部日 | 1別し、配布する | 5. | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(1)第12次労働 | が災害防止計画の着実な推進 | | | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向けた事業の方向性 | 本事業の実施料 | 犬況等を踏まえ、引き続き要求を行うことを検討す | する。 | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタリング(<u>定量的な指標を設定</u>) | | | 左記指標につ いての事業実 績等 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | 年間の合計アクセス件数を目標としており、ポスター及びリーフレットの配付は時期を捉えて印刷、配付を行うため、四半期ごとのモニタリングになじまないため。 | | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | | | | | |

(労働基準局安全衛生部計画課)

| | | | | | | | | | | () |] 鲥垄华问女土 | | | | |
|------|---|-------------------|--|-----------------|---------|---------------------------|------------|------------|---------------------------------|---------------------|--|--------------------------------|--|--|--|
| ; | 事業名 | 労働災害 | 『減少のための安全 | き装置等の開 | 発に関 | する調査 | 查研究 | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | - | | | |
| | 事業の別 | 安全衛生 | 確保事業(根拠法令 | 労働者災害衫 | 甫償保 | 険法第29 | 条第1項 | (第3号) | ı | | 担当係 | 計画班 | | | |
| 美 | 『施主体 | 中央労働 | 5災害防止協会 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成26年度 | | | |
| 実 | 淫施方法 | □補助金 | 託等 (委託先等: 注[直接 • 間接 (貸付先: | | | 協会) | : | 実施主 | 体: |) | | | | | |
| | | 小売業 る。 | 等の現場で必要と | される安全装 | 置等0 | 開発に | ついて村 | 食討し、 | 今後の保護具 | や安全装置の | 開発促進及び音 | 普及に活用す | | | |
| 事業/ | 対象に) | 小売業等 | に係る事業場や労 | 働者 | | | | | | | | | | | |
| 制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 安全装置 | ξ界団体等から構成される「専門検討委員会」を設け、小売業等に係る事業場や労働者を対象として、労働災害の防止に有効 全装置等に関するニーズの収集を行った上で、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し、報告書に取りまと る。ニーズ調査に当たっては、実作業に基づく労働災害の防止に有効な安全装置等に関するアンケート等による情報収集等を う。 | | | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 一般競争 | +入札(総合評価落 | 札方式)により | /委託 | を行い実 | 施する | 0 | | | | | | | |
| | ■度予算額 (千円) | _ | 25年度予算額 (千円) | _ | | 度予算額 千円) | #### | #### | 27年度予算額 (千円) | 4,780 | 28年度予算額 (千円) | 0 | | | |
| うち | 行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | 一政経費 | 0 | 0 | うち行政経費 | 0 | うち行政経費 | 0 | | | |
| ※行政 | を 要と で で で で で で で で で で で で で で で で で で | _ | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | _ | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | #### | #### | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 0 | ※予算執行率は行政 | 女経費を考慮していない | | | |
| | 24年度 執行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | - | | 6年度 1行率(%) | 88.4 | 88.4 | 27年度 予算執行率(%) | 0.0 | | | | | |
| | 度の必要性 おある場合は 記載) | 性、経済 | 労働災害防止計画 性に優れる安全靴 5止のため、調査研 | や安全手袋な | どの1 | 保護具や | | | | | | | | | |
| | 夏帰促進等 で行う必要性 | 安全及び | は特に小売業にお 「衛生の確保に資す 必要がある。 | | | | | | | | | | | | |
| | | 「墜落・転 | 等で多発している「 落災害」「切れ・こ | すれ災害」そ | | アウト | 0 | | | | | | | | |
| 27年 | 指標 | 護具等を |)類型に対応した安 事業場で活用する 検討会でとりまとめ。 | 際の要件等 | 27年 | カム指標 | × | 施でき 三次産 | なかった。なお | 、平成26年度の 導の参考として | の成果を取りま | こなり、事業を実 とめたものを第 労働局へ情報提 | | | |
| 度目標 | | | 止対策について周: 書を踏まえ、「転倒 | | 度実 績 | | 0 | | | | | | | | |
| | アウトプット 指標 | 落・転落に係るリー | 災害」、「切れ・こす。 ーフレットを作成し、 を都道府県労働局 | れ災害」防止 印刷可能な | | アウト プット 指標 | × | 施でき | なかった。なお | 、平成26年度の 導の参考として | の成果を取りま | になり、事業を実 とめたものを第 労働局へ情報提 | | | |
| | を目標を達 達成)の理 因) | 当該委託 | 事業について、入 | 札を行ったもの | のの不 | 調になり | 、事業 | を実施 | できなかった。 | | | | | | |
| まえた | 原因)を踏 改善すべき 今後の課題 | 平成28年度は当該事業を廃止する。 | | | | | | | | | | | | | |
| | 明単位での 実績等のモ | 指標 | | | | | 左記指 | | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | |
| ニタリ | | 設定 | | _ | | | ついて 業実績 | | _ | _ | | _ | | | |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | 一年の中 | で専門家による討 | 論委員会を開 | 開催し | 報告書を | 取りまと | ≤めるこ | こととしており、『 | 四半期毎のモニ | -タリングには馴 | 染まない。 | | | |
| | 評価 | C 当該事業を廃止する。 | | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | | | | - | | | | |
|--|------|---|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | В | | 予算 | 「額又は手法等 | を見直し | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | | | | - | | | | |
| 中期的な目標 | | | | - | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | | | - | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | | | | _ | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | | | | - | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での | | | | 左記指標に | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| 事業実績等のモニタリング(<u>定量</u> 的な指標を設定) | 指標設定 | | - | で記録についての事業実績等 | _ | _ | _ | - |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | , | | | - | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | |

(労働基準局安全衛生部計画課、安全課、労働衛生課)

| 事 | 業名 | 安全衛生啓発技 | 安全衛生啓発指導等経費 安全衛生啓発指導等経費 事業番号 (28年度) 事業番号 (27年度) | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|-----------------------------------|---|---|------------------------------------|----------------------|-------------------------------|----------------------------|--|--|--|--|--|
| 事: | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業(労働者災害 | 補償保険法第29 | 9条第1項第3号) | | | | 担当係 | 管理係 計画班 業務班 業務第二係 | | | | | |
| 実力 | 施主体 | 厚生労働本省、 | 都道府県労働局 | | 監督署 | | | | 事業開始年度 | 平成24年度 | | | | | |
| 実力 | 施方法 | | - |) (補助先:) | ; | 実施主体: |) | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | 果的に促進するまた、産業設施 | についての啓発 るための指導や3 備の高度化、大数 及び被服等を整備 | 安全衛生教育等 型化及びこれに | を実施するもの | である。 | | | | | | | | | |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業者と労働者 | Ť | | | | | | | | | | | | |
| 業/制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | ・優良な安全成・建設業、造船: 衛生管理指導で ・災害率の高い・ ・都道府県労働 を聴取する。 | R全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。 良な安全成績を上げた職長等を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。 投業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全管理指導を行う。 書率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。 道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催し、地域における労働災害防止対策や労働者の健康確保対策の進め方等について意見 取する。 D他、職員に対する研修を実施するとともに、災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。 | | | | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | 厚生労働本省、 | 各都道府県労働局 | るび労働基準監 | 哲署が実施。 | | | | | | | | | | |
| | 变予算額 千円) | 89,708 | 25年度予算額 (千円) | 116,877 | 26年度予算額 (千円) | 117,461 | 27年度予算額 (千円) | 117,248 | 28年度予算額 (千円) | 119,509 | | | | | |
| うち彳 | 丁政経費 | 89,708 | うち行政経費 | 116,877 | うち行政経費 | 117,461 | うち行政経費 | 117,248 | うち行政経費 | 119,509 | | | | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | _ | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | _ | 26年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | - | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | - | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | | | | | | |
| | 1年度 1行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | - | 26年度 予算執行率(%) | _ | 27年度 予算執行率(%) | - | 行政経費を制 | 脅慮していない | | | | | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | るための取組等 | 5止を目的として、 等を実施しており。 止の指導を行うに が必要である。 | 、その実施・運営 | 営のために必要 | である。 | | | | | | | | | |
| 社会復列業で行う | 帚促進等事 i必要性 | | カ者に対する安全 去第29条第1項質 | | | | | | 確保に資すること | とから、労働者 | | | | | |
| 27年度 | アウトカム 指標 | | 局安全衛生労使 ・安全衛生施策に ・安全衛生施策に | | アウト カム指 標 27年度 | 0 み、全 | 営方針の策定等 国の都道府県労 見を参考にする | 働局において、 | 安全衛生労使 | 専門家から聴取 | | | | | |
| 目標 | アウトプッ ト指標 | 働災害防止活動 国安全週間・全 る。また、安全行 | 成の普及高揚を図 動を効果的に促え 国労働衛生週間 衛生施策に反映。 局で都道府県労 養を開催する。 | 性するため、全 引等を実施す させるため、全 | 実績 アウト プット 指標 | 揚を図 | 全週間・全国労るとともに、労働 き全国の都道府 | 災害防止活動 | を効果的に推進 | できた。また、2 | | | | | |
| | 目標を達成 ()の理由 | 1県については 策に反映させた 申し出があり、 27年度中、安全 | 司安全衛生専門! 、開催日当日にこ こ。もう1県につい 専門委員と相談の 全衛生労使専門? 会があり、聴取し | 大雪が降ったたては、3月に開作の上、開催時期 家会議とは別に | め、会議は開催 催する予定で日 を平成28年6月 、使用者代表委 | できなかったが、 程調整を行ったが にずらすこととな 員所属の団体及 | 後日資料を送付が、委員より春闘ったため、平成2 び労働者代表所 | 引等を理由として 27年度中の開催 | 3月開催は避け 進は出来なかっ <i>†</i> | てもらいたい旨 と。ただし、平成 | | | | | |
| 理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 関権できない場合であっても、あらかじめ資料を準備し、書面により確実に労使専門家の意見を聴取するよう手配する。その上 項、今後の課題 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ 定量的な指 E) | | | _ | | 左記指標についての事業実 続等 | 27年度第一四半期 | 27年度 第二四半期 — | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 年間を通じての事業計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 評価 | | В | | | 予算額又は手 | 手法等を見直し | , | | | | | | |
|--|---------------------------------------|--|--|--------------|-------------------------------|---------------------|--------------------|-------------------|--|--|--|--|--|
| 28年度事業概要 | 平成27年度と同 |]様。 | | | | | | | | | | | |
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | В | | | ともに、万が- 場合であって- 家の意見を职 | ー、日程が整れ も、あらかじめ: | つない場合や悪 資料を準備し、 | 展天候で会議を 書面により確 | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 都道府県労働局 | 道府県労働局安全衛生労使専門家会議等を通じて聴取した労使専門家の意見を安全衛生施策に反映させる。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | | | _ | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | | て、現場実態を踏まえた意見を B勢的に減少させるため上記目 | | 安全衛生施策に | 反映することに | より、効率的に | 災害防止の対策 | きを行い、労働災 | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | | の普及高揚を図るとともに、労(施策に反映させるため、全都道 を設ける。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向け た事業の方向性 | 執行状況を精査 | その上、継続して要求する。 | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | 指標設 | | | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | _ | | は 積等 | - | - | - | - | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | 年間を通じての事業計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。 | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | (| | | | 衛生部安全課) | |
|--|---------------------------------------|--|---|------------------------------------|------------------------------|-------------------------|--|-----------------------------------|-------------------------------|---------|------------------------|------------|---------------------------|--|
| 事 | 業名 | 安全衛生啓発 (技能講習修 | \$指導等経費 了証明書発行等- | -元管理事業) | | | | | | 事 | 業 28 業 業 る | 度) | 24-2 | |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保 | 等事業 (根拠法令 | 労災保険法第2 | 9条第1項3号 | 号) | | | | 担 | 27 年 当 | 度) | | |
| 実加 | 施主体 | 富士通株式会 | t社 | | | | | | | 事 | 業開始 | 年度 | 平成13年度 | |
| 実抗 | 施方法 | | | 士通株式会社) (補助先:) | | J | 実施主体: |) | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | る。作業の際にいたり、受講しまた、修了証 関での修了歴 | 防止を図るため、 には、技能講習を失い た機関名等を失い 正は登録教習機関 を携帯しやすいが 全国の登録教習機 整備する。 | 了証の携帯が動象していたりする ごとに交付されてきさの書面にし | 義務づけられると、再交付るが、一人の こで交付する | れてい を受り の労働 必要 | るが、修了記けられず、作 けられず、作 動者が複数の がある。 | 正を紛失又は破損 業に就けなくなる。 対能講習を修了! | した場合で、技 といった労働者 している場合も | 能講へのある。 | 習を行不利益ことから | が生っ、異 | 関が廃止されて じる。 なる登録教習機 | |
| 業/制度 | 対象 (誰/何を 対象に) | 技能講習修了 | '者 | | | | | | | | | | | |
| 概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | | 「機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するととも「 D求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。 | | | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | 富士通株式会 | 通株式会社に委託して実施。 | | | | | | | | | | | |
| | 要予算額 千円) | 103,395 | 25年度予算額 (千円) | 95,983 | 26年度予算 (千円) | | 98,632 | 27年度予算額 (千円) | 119,841 | 28 | 8年度予 (千円) | | 119,841 | |
| うち行 | 丁政経費 | _ | うち行政経費 | _ | うち行政経 | 聲 | _ | ð | ち行政約 | | - | | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 101,850 | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 94,259 | 26年度決算 ※行政経費を (千円) | を除く | 98,280 | 27年度決算額 ※行政経費を除ぐ (千円)※予定額 | | | 年度雇用 年度一般 | 勘定予 | | |
| | 1年度 1行率(%) | 98.5% | 25年度 予算執行率(%) | 98.3% | 26年度 予算執行率 | | 99.6% | 27年度 予算執行率(%) | 87.4% | | | | 考慮していない | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | | 能講習修了証明 働者の資格の有額 | | | | | | | | | | | |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 i必要性 | | 無資格者が業務に のであり、労働者: | | | | | | | | | | | |
| 27年度 | アウトカム 指標 | | 長票データの受付数 1の85%である713 | | | ウト ム指 | O 技能 × | 講習の帳票デー | タの受付件数: | 1,319 |),584件 | | | |
| 目標 | アウトプッ ト指標 | | のないよう、年度 を発出して登録教 | | 実績アワ | ウト ット 標 | | 27年10月1日付년 発出し、注意喚起 | | なび都 | I道府 県 | 県労働 | 局に対して通 | |
| | 目標を達成 ()の理由 | 【アウトカム指 関係団体、都 | 標】 道府県労働局を迫 | <u>も</u> じて、帳票デー | -タの引き渡 | しにつ | ついて登録教 | 習機関に広く周知 | コレナニナニめ。 | | | | | |
| | | 事 引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努め | | | | | | | | | | | 努めていく。 | |
| 業実績等 | 定量的な指 | | 構習の帳票データ ⊅85%とする。(71 | | 뷫24年度の 号 | | 左記指標にないての事業質 続等 | | 27年度 第二四半期 272,912 | | 年度 三四半 291,25 | | 27年度 第四四半期 247,791 | |
| | ニタリング を設定で 里由 | 1 | | | | | _ | I | 1 | _1 | | | 1 | |
| Ē | 平価 | | Α | | | F. | 艾果目標を 遠 | 達成しているとこ | ろであり、引き | 続き | 施策 | を継糸 | 売 | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|---|--------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標 | 票を達成してい | るところであり | 、引き続き施領 | 策を継続 。 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 技能講習の帳頭 | 能講習の帳票データの受付数を平成26年度の受講者数の85%である73,930件以上とする。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | 場での労働者の資格の有無の確認を通して、無資格者が従事することによる労働災害の発生を防止する。 能講習修了者が、いつでも修了証明書の発行を受けられる環境を整備する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | 受付数をアウトカム指標に設定し、引き続き帳票 なの増加が予想されることから、引き受けた帳票 に管理していく。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 引き続き帳票 | データの引き渡しについて周知していくとともに、 | 引き受けた帳票 | 『データを確実に | こ入力できるよう | うに適正な管理に | こ努めていく。 | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(<u>定量的な指</u> 標を設定) | | 習の帳票データの受付数を平成26年度の受講 85%とする。(〇件)(P) | 左記指標についての事業実 続等 | 28年度第一四半期 | 28年度第二四半期 | 28年度第三四半期 | 28年度第四四半期 | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | | | - | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | _ | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | (| | 全衛生部安全課) | | | | |
|------------------------|---------------------------------------|---|---|-----------------------|-----------------------------|--------------------|---------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 事 | 業名 | 安全衛生啓発 (職場の安全(| 指導等経費 衛生情報の周知・ラ | 意識啓発事業) | | | | | 事業番号 (28年度) | 24-3 | | | | |
| 事業 | 美の別 | 安全衛生確保(根拠法令 党 | 、 以等事業 分働者災害補償保 | 険法第29条第 | 1項第3号) | | | | 担当係 | | | | | |
| 実施 | 主体 | 富士通株式会 | 社等 | | | | | | 事業開始年度 | 平成27年度 | | | | |
| 実旅 | 拖方法 | | | -通株式会社等 (補助先:) | | 実施主体: |) | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | | シ資料の整備に人= に積極的な事業場 | | | | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 民間企業 | | | | | | | | | | | | |
| 制度概 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | な災害事例や ② プロジェクト クト」)の展開等 社のイメージフ | 、企業をはじめとする各事業者が労働者への教育や創意工夫された安全活動等、労働災害防止対策の推進を図るために必要 『事例や化学物質情報、リスクアセスメントの手法などの情報をホームページを通して提供する。 コジェクトに賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(「あんぜん」の展開等を行う。 賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載 「メージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び労働災害発生状況を自 メページで公表する。 | | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | ①EYアドバイ· ②富士通株式 | ザリー株式会社 会社 | | | | | | | | | | | |
| (T | 度予算額 F円) i政経費 | _ | 25年度予算額 (千円) うち行政経費 | - | 26年度予算額 (千円) うち行政経費 | - | 27年度予算額 (千円) うち行政経費 | 51,338 - | 28年度予算額 (千円) うち行政経費 | 51,336 – | | | | |
| ※行政約 | 度決算額 経費を除く F円) | _ | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | - | 26年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | - | 27年度決算額 ※行政経費を除ぐ (千円)※予定額 | | 28年度雇用勘定- 28年度一般勘定- | 予算額: (千円) | | | | |
| | 年度 行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | - | 26年度 予算執行率(%) | _ | 27年度 予算執行率(%) | 96.5% | | I執行率は 考慮していない | | | | |
| | きの必要性 がある場合 記載) | | 策に資する情報提 を促し、もって労働 | | | | 業が評価される | 環境の整備等 | を行うことで、事 | 業場の自主的な | | | | |
| 社会復帰業で行う | 最促進等事 必要性 | | 事業場の自主的な 資するものであり | | | | | | | | | | | |
| | アウトカム 指標 | 上を確保する | ら有用であった旨 | | ナット | O 向去田 | ムページのアク であった旨の評 | | 420,876件。 | | | | | |
| | アウトプッ ト指標 | に災害事例を | たものを中心に、7 30件以上掲載する きまデータベースの | D _o | 実績 アウト | | 災害事例を74f データベース合 | | 作成を行った。 | | | | | |
| 27年度目 (未達成) (原因) | | れる。 【アウトプット打 | の認知度が高まり | | | | | | | | | | | |
| | | 引き続き適切 | に事業を実施する | 0 | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 手のモニタ E量的な指 () | 指標設 ②各科 | -ムページのアクt 重労働災害データ , 000件以上) | | ≒以上 | 左記指標についての事業実 績等 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 14,602,957 20 | 27年度 第三四半期 ①5,198,075 ②1057 | 27年度 第四四半期 ①7,257,523 ②31,922 | | | | |
| | ニタリング を設定で E由 | | | | | - | 20 | | Ø1057 | (C)31,922 | | | | |
| ≣⊒ | F 価 | | A | | | 成果目標を達成 | 成しているとこ | ろであり、引き | 続き施策を継 | | | | | |

| 28年度事業概要 | | | _ | | | | | | | | | | |
|--|----------|--|--------------------|-----------|--------------------|-----------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標 | 票を達成してい | るところであり | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | | のアクセス件数を1,500万件以上を確保する。 5有用であった旨の評価を80%以上確保する。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | ホームページの | 一ムページのアクセス件数を着実に増加させ、災害防止に役立つ情報を提供する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | を日標に設定し | に掲載されている内容が有用であればあるほと た。 安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に新 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | | ものを中心に、ホームページに災害事例を30件 ミデータベースの作成(30, 000件以上) | 以上掲載する。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | 引き続き事業を | 実施する。 | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定) | 温標設 ②各種: | ムページのアクセス数1,500万件以上 労働災害データベースの作成 000件以上) | 左記指標についての事業実 績等 | 28年度第一四半期 | 28年度 第二四半期 - | 28年度第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | , | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | _ | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | (| 労働基準局安全 | 全衛生部計画課) | | | | |
|----------|--------------------------------------|---|--|---------------------------|--------------|--------------------|------------------------|---|---------------------|---|--------------------|--|--|--|--|
| | - Alle - 50 | 安全衛生分野 | 。 における国際化へ | の的確な対応 | のための | の経費 | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) | | | | | |
| ———— | 業名 | | 目標管理事業】 | | | - 1250 | | | | 事 業 番 号 (27 年 度) | | | | | |
| 事為 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 等事業 (根拠法令 | 労働者災害補價 | 賞保険法 | 第29条第 | 1項第3号) | | | 担 当 係 | 計画班 | | | | |
| 実別 | 拖主体 | 厚生労働省本 | 省、中央労働災害 | 防止協会 | | | | | | 事業開始年度 | 平成3年 | | | | |
| 実加 | 拖方法 | | | 労働災害防止 (補助先:) | .協会) | 5 | 実施主体: |) | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | | 子全と健康の確保を 子全衛生技術交流を | | | | | | 立案する必要か | があるため。 | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | ①職員 ②シンポジウ. | ム参加の民間企業 | 等 | | | | | | | | | | | |
| 米/制度概要 | キーム(決 | 行っているOE 生シンポジウム | | 議等に職員を出 | | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 厚生労働省本 | 尚省本省による直接実施、中央労働災害防止協会に委託して実施。 | | | | | | | | | | | | |
| | <u></u> 度予算額 千円) | 9,715 | 25年度予算額 (千円) | 9,364 | | 予算額 円) | 9,386 | 27年度予算額 (千円) | 8,372 | 28年度予算額 (千円) | 7,840 | | | | |
| | 了政経費 | 4,924 | うち行政経費 | 4,656 | | 政経費 | 4,703 | うち行政経費 | 4,279 | うち行政経費 | 4,279 | | | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | - | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 2,985 | ※行政約 | 決算額 経費を除く 円) | 3,097 | 27年度決算額 ※行政経費を除ぐ (千円)※予定額 | | 28年度雇用勘定 ³ 28年度一般勘定 ³ ※系管 | | | | | |
| | 年度 行率(%) | - | 25年度 予算執行率(%) | 63.4 | | 年度 行率(%) | 66.1 | 27年度 予算執行率(%) | 69.0 | | 考慮していない | | | | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | | る労働災害防止のことやシンポジウム | | | | | | | | めには、国際会 | | | | |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 必要性 | | 本における安全衛: 全及び衛生の確保 がある。 | | | | | | | | | | | | |
| 27年度 目標 | アウトカム 指標 | ついて、審議: への掲載等に ②シンポジウ: において「事業 | D国際会議に参加し会等への報告又はこより公表する。 ムの参加者に対す。 より公表する。 よの参加者に対す 美場における労働を る」という評価を80 | ホームページ るアンケート 全衛生水準 | 27年度 実績 | アウト カム指 標 | に出席 O た。 ②アン | EAN地域諸国か し、議事概要等 ケートの結果、9 な準の向上に資す | について厚生5 97%の参加者が | 労働省のホーム から「事業場にお | ページに掲載しはつる労働安全 | | | | |
| | アウトプッ ト指標 | る。 |)国際会議に年1回 シポジウムを開催! ヒとする。 | | | アウト プット 指標 | 〇 出席し | EAN地域諸国か 、各国の政策動 名の参加を得た | 向を聴取した。 | | タイ・バンコク)に | | | | |
| |)の理由 | ②平成26年度 た。 また、今回は | への参加及びその総に引き続き 平成2 北京市での開催でる いセプション費等に | 7年度も前年。 | より規模 府(中国 | を拡大し | たシンポジウム 全生産監督管理 | .開催することが 里総局)が利用す | 「る会場及びホ | テルを手配する | | | | | |
| | 因)を踏ま きすべき事 の課題 | | 画的に国際会議へ 国との良好な関係? | | | 規模を確 | 『保してシンポジ | ウムの開催を行 | īð. | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な指</u> ご) | | | _ | | | 左記指標につ いての事業実 績等 | 27年度 第一四半期 - | 27年度 第二四半期 — | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 — | | | | |
| | | 国際会議やシ | ンポジウムの日程 | は不確定であ | り、四半 | 期毎のモ | L Eニタリングには | 馴染まない。 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| 部 | 平価 | | Α | | | J | 成果目標を達り | 成しているとこ | ろであり、引き | 続き施策を継 | 続 | | | | |
| | | | | | | | | | | _ | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------|---|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 票を達成してい | いるところであり | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | ①OECD等の国 ②シンポジウム <i>0</i> | OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | 国際動向に基づき的確な安全衛生対策の立案等や国際協力等による関係国との協調による安全衛生対策の推進を行い、日本における労災害の発生防止の推進を図る。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | | 引する国際会議に出席し、その結果を公表するこ E対策の情報交流の活性化と、事業場における∙ | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | | 国際会議に年1回以上参加する。 ッポジウムを開催し、その参加者を100名以上とす | ける。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向けた事業の方向性 | 執行実績を踏ま | えて、引き続き要求をする。 | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | | _ | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | | また。 積等 | - | - | - | - | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | 国際会議やシン | 国際会議やシンポジウムの日程は不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | - | | | | | | | | | | | | |

(労働基準局監督課・安全衛生部労働衛生課)

| | | | | | | | | | | (労働基準局監 | 督課・安全衛生 | 部労働衛生課) |
|-----------------------|---------------------------------------|---|---|---|------------|------------------|--------------|--|--|---|--|--------------------------------|
| 事 | 業名 | 職業病予防対領 (東電福島第一 【28年度重点目 | 原発緊急作業位 | き事者の被ばく管 | 建対策 | 等) | | | | | 事業番号 (28年度) 事業番号 (27年度) | 26-1 30-1 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業 (根拠法令 | 労働者災害補償 | 保険法第 | 第29条第1 | 項第3号 |) | | | 担 当 係 | 電離放射線労働 者健康対策室 |
| 実加 | も主体 | 厚生労働省本省 | 省、日本電気株式 | 大会社、公益社[| 団法人全 | 国労働 | 衛生団体 | 連合会 | | | 事業開始年度 | 平成23年度 |
| 実抗 | 拖方法 | ■直接実施 ■業務委託等 □補助金 [直 □貸付(貸付き □その他(| £: | ▶電気株式会社 (補助先:) | 、公益社 | | 全国労(ミ施主体 | |]体連合会)) | | | |
| | 目的 (何のため) | | 会社福島第一原 | 京子力発電所(以 | 小下「東 | 電福島第 | 一原発 | 」という。 |)において緊急 | 作業に従事した | :労働者の長期的 | 的健康管理を行 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 東電福島第一原 | 原発で緊急作業 | こ従事した者 | | | | | | | | |
| / 制度概要 | 事務・事業 のスキー ム(決定ス キームを 含む) | 東電福島第一 | 原発で緊急作業 以下「データベー | | | | | | | | | の長期的健康 |
| | 実施 体制 | データベースの 国労働衛生団体 | の構築は日本電 体連合会に委託! | | の請負 | 契約によ | り実施。 | 緊急作 | 業従事者に対す | する健康相談及 | び保健指導は2 | \$益社団法人全 |
| | 度予算額 千円) | 604,270 | 25年度予算額 (千円) | 488,782 | | 予算額 ·円) | 416 | ,411 | 27年度予算額 (千円) | 362,865 | 28年度予算額 (千円) | 362,865 |
| | 政経費 | 205,911 うち行政経費 272,260 うち行政経費 283,509 うち行政経費 6,054 う | | | | | | | | | | 6,030 |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 111,172 | (千円) (千円) (千円)※予定額 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は | | | | | | | | | |
| | 年度 行率(%) | 27.9% | 05年度 26年度 07年度 700経費を表 | | | | | | | | | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | 原子力災害対策本部で決定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」において、「東電福島第一原発作業員に対する健 管理の強化・管理体制の確認」が掲げられており、緊急作業従事者の長期的健康管理を行うため、被ばく線量、健康診断結果等のデータの 積や、健康相談、保健指導の実施を行うことが必要である。 | | | | | | | | | | |
| 社会復帰業で行う | 帮促進等事 必要性 | | 事した労働者の あることから、労 | | | | | | | 又束作業に従事 | した労働者の安 | 全と健康の確 |
| | アウトカム 指標 | 被ばくした労働 | 等を受診させる | 労働大臣指針に | | アウト カム指 標 | O × | | シーベルト超の 臣指針に基づく | | 者174人中152人 受診させた。 | に対して、厚生 |
| | アウトプッ ト指標 | 診断結果及び初スに入力を行う (放射線業務7 一般健診2回+ 2一定のさを付け (約780人)に対し 通じてがん検討 | 、直接又は事業 診等の受診勧奨 | で、データベー (線量12回+ -72,480。) 働者からの申 持する者全員 き者を きそ行う。 | 27年度 実績 | アウト プット 指標 | 0 | した。 ②れたは 3 1 2 1 3 1 3 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | の被ばく線量を 手帳を所持する。 食診等の受診観 作業者の現況を こ対して、調査勇 事業により祝祭 | 超えた労働者だ者全員に対し、 受を行った。 確認のため連絡 でを送付した。 日を除く月〜金 | 5件のデータ入: からの申請に基 直接又は事業者 先を把握してい :曜日9時~17時 :ルの設置を行い | づき交付さ を通じて る約2万人 の間、健 |
| | | 員に対して調査 | コの開設及びフリ | | | | × | | | - | | |
| 27年度目 (未達成 (原因) | 目標を達成)の理由 | | て指針に基づく修 まを図ったもの。 | | | | | | | | | |
| | | 引き続き受診勧奨等を行うことにより、がん検診等の実施率の上昇及び健康診断結果等の報告の徹底を図る。 | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 定量的な指 | 指標設定 | | - | | | 左記指いての領等 | | 27年度第一四半期 | 27年度 第二四半期 — | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | | 年間を通じて行 | う業務であり、モ | :ニタリング指標 | の設定に | こなじま | ない。 | | • | | • | |
| 部 | 平価 | | Α | | | J | 成果目 | 票を達斥 | 艾しているとこ ろ | ろであり、引き | 続き施策を継続 | 売 |
| | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同 | 月樣。 | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----------|---------|------------------|----------|----------------|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 票を達成してい | いるところであり | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 緊急作業にお の早期発見を期 | いて100ミリシーベルトを超えて被ばくした労働者 月する。 | た対し、厚生労 | 働大臣指針に基 | 基づくがん検診 等 | 等を受診させる | ことにより疾病 | | | | | |
| 中期的な目標 | 緊急作業に従こと。 | 事した労働者の被ばく線量、健康診断結果につ | いて、随時データ | タベースに蓄積 | し、当該労働者 | の長期的な健康 | 東管理に資する | | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | 緊急作業に従 診等の受診を目 | 事した労働者の長期的健康管理を引き続き適切 自標とした。 | 『に行うため、当 | 該労働者の健原 | 東確保を図るとし | いう観点から、糺 | 継続してがん検 | | | | | |
| 28年度目標(アウト ブット指標) | (放射線業務行 ②一定の被ばく 通じてがん検 ③緊急作業者の |)緊急作業に従事した労働者について、健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う (放射線業務従事者数(概算)5,000×16(線量12回十一般健診2回十電離健診2回)=80,000。) ()一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員(約824人)に対し、直接又は事業者を通じてがく検診等の受診勧奨を行う。)緊急作業者の現況確認のため、約2万人全員に対して調査票を送付する。)健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行う。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 7(1)① 中長期 | 胡ロードマップの改訂を踏まえた東電福島第一原 | 発緊急作業従 | 事者の安全衛生 | 対策の強化 | | | | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | 前年度成果を活 | 5用しつつ、前年度同規模の事業を引き続き展開 | していく。 | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(<u>定量的な指</u> 標を設定) | 左記指標につ 上記指標につ 上記指標につ 上記指標につ 上記 上記 上記 上記 上記 上記 上記 上 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | 年間を通じて行う業務であり、モニタリング指標の設定になじまない。 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | - | | | | | | | | | |

| | | 1 | | | | | | | | (労働 | | E部労働衛生課) |
|------------|---------------------------------------|--|---|----------------------|--------------|---------------------|---------|------|-------------------------------------|---------------------|----------------------------------|----------------------|
| 事 | 業名 | (原発事故 | 防対策の推進 対からの復旧・復興従事 重点目標管理事業 】 | 者の適正な放 | (射線管 | 理実施σ |)指導) | | | | 事業番号 (28年度) 事業番号 (27年度) | 26-2 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生研 | 在保等事業 (根拠法令 ? | 労働者災害補償 | 保険法第 | 第29条第1 | 項第3号 |) | | | 担当係 | 電離放射線労働者健康対策室 |
| 実力 | 施主体 | 厚生労働 | 省、株式会社千代田テ | クノル | | | | | | | 事業開始年度 | 平成25年度 |
| 実力 | 施方法 | | 託等 (委託先等:株式 [直接 ・ 間接] (貸付先: | 会社千代田テ (補助先:) | クノル) | | 実施主体 | 本: | |) | | |
| 事 | 目的 (何のため) | る。このた 支援を実 | 引地域等の復旧・復興代め、早にめ、厚生労働省が、中に 施する。本事業により、 ることを目的とする。 | 小・零細事業者 | きを会員 | とする団 | 体等(以 | 下団体 | *等」という。)に | 対して、適切な | 放射線管理を指 | 言導するための |
| 業/制度概 | 対象 (誰/何を 対象に) | 民間業 | 者等 | | | | | | | | | |
| 要 | 事務・事業 のスキー ム(決定ス キームを 含む) | 避難区均 | 或等において、一定の総 射線管理の実施を指導 | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | 民間業 | 者等に委託して実施 | | | | | | | | | |
| | 要予算額 千円) | - | 25年度予算額 (千円) | 143,547 | 26年度 | 予算額 (円) | 148 | ,900 | 27年度予算額 (千円) | 56,505 | 28年度予算額 (千円) | 37,475 |
| | 丁政経費 | - | うち行政経費 | 1,061 | | 政経費 | 7: | 27 | うち行政経費 | 3,597 | うち行政経費 | 3,412 |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | - | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 109,528 | ※行政約 | 決算額 圣費を除く ・円) | 124 | ,153 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円)※予定額 | 20,000 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | |
| | 4年度 1行率(%) | - | 25年度 予算執行率(%) | 76.9% | 26年 | 年度 行率(%) | 83 | .8% | 27年度 予算執行率(%) | 50.7% | | 考慮していない |
| (緊要性がはその旨 | 帚促進等事 | 避難区域の円滑な復旧・復興を促進するために、中小・零細企業が会員となっている団体等に対して、適切な線量策を実施し、同団体等による自主的な放射線防護対策の取組を促進する必要がある。 当該事業は、団体等が自主的に中小・零細事業者に対して線量管理指導を行い、中小・零細事業者が適正な放射目的としており、結果として、作業者の放射線防護対策となって労働者の安全及び衛生の確保を図るものであることに 该法第29条第1項第3号事業に該当する。 | | | | | | | | | | 実施することを |
| | アウトカム 指標 | 等につい 加者から | 里指導等の参加者に対 てアンケートを実施し、8 「有意義であった」等、二 であった旨の回答を得る | 3割以上の参 ニーズに合致 | | アウト カム指 標 | O × | | rートの結果、9 旨の回答が得ら | | 802人) の参加者 | から有意義で |
| 27年度 目標 | アウトプッ ト指標 | 線量管理の指導を効果的に実施し、最終的な受益者数を約6,000人とする。 (注)受講人数は、約300人を想定しており、本事業は、管理者や指導者の教育であるため、最終的な受益者はそれを20倍した程度は見込まれる。 | | | | | | | | | 終的な受益者数 | は約8,160人と |
| | 目標を達成)の理由 | によって | から事業を開始し、繁忙 委託事業の周知を図った の136%を達成しており | と。さらに、団体 | に対し | て、当該 | | | | | | |
| | 因)を踏ま 計でき事 の課題 | 引き続き、 | 適切に事業を実施して | にく。 | | | | | | | | |
| 業実績等 | | 指標設 彩 | 泉量管理指導等の受講 | 者数(単位:人) |) | | 左記指いての領 | | 27年度 第一四半期 66 | 27年度 第二四半期 35 | 27年度 第三四半期 88 | 27年度 第四四半期 219 |
| | ニタリング を設定で 里由 | | | | | | | | | | | |
| Ē | 平価 | 五 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |
| | | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 「線量管理指導 | 導事業」の事業概要は平成27年度と同様。 | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|---|-------------------------|---------------|---------------|---------------|------------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | В | 平成26年度評活用等)を見 施策を継続し | 直した結果、目 | | | ームページを 度も引き続き | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 線量管理指導 指導であった旨 | 場の参加者に対し、指導内容等についてアンク の回答を得る。 | ートを実施し、8 | 割以上の参加す | 者から「有意義で | であった」等、二- | -ズに合致した | | | | | | |
| 中期的な目標 | 中小・零細企業 | が会員となっている団体等による自主的な放射 | 線防護対策の取 | 組促進に資する | 3. | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | 経験の修得を図 | 適切な放射線管理が行われるためには、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者において、線量管理に関する知識、 験の修得を図ることが必要であることから、中小・零細企業が会員となっている団体等に対し、必要な情報提供や指導が行われたか評価す ことが適当である。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | | 線量管理の指導を効果的に実施し、最終的な受益者数を約6,000人とする。 注)受講人数は約300人を想定しており、本事業は、管理者や指導者の教育であるため、最終的な受益者はそれを20倍した程度は見込まれる。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 7(1)③除染作業 | さや震災復旧・復興作業等を行う労働者の適切な放射 | †線管理の実施支持 | 爱 | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | 除染工事は平 | 成28年度末をもって概ね終了する見込みである | ため、平成28年 | 度をもって終了 | とする。 | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | 指標設 | 線量管理指導等の受講者数(単位:人) | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | 秋里官理拍停寺の文語有数(早世: 人) | 続等 続等 | - | - | - | - | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | | | _ | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | _ | | | | | | | | | | |

(労働其進昌安全衛生部労働衛生課)

| | | | | | | | | | | (刀)劉 | 50年间女王用工 | 10万割用工味/ |
|----------------------------------|---------------------------------------|--|--|-----------------------|--------------|-----------------|-------------------|--------------|------------------------|-------------------------------|--|------------------------------|
| 事 | 業名 | 職業病予防対 (東電福島第一 【28年度重点目 | -原発・除染作業者 | の放射線関連 | 情報の | 国際発信 | 言の強化 | ٤) | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 26-3 30-3 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業 (根拠法令 🦠 | 労働者災害補償 | 貸保険法? | 第29条第 | 1項第3 ^兵 | 물) | | | 担 当 係 | 電離放射線労働 者健康対策室 |
| 実加 | 施主体 | 民間業者等(公 | 公益財団法人原子な | 力安全研究協: | 会)、厚 | 生労働省 | ì | | | | 事業開始年度 | 平成26年度 |
| 実加 | 布方法 | | 先: | ·財団法人原子 (補助先:) | 子力安全 | | 会)) 実施主体 | Σ: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | | -原発・除染作業者 ない見解が記載され | | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 国際機関等 | | | | | | | | | | |
| 制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | 作業者の放身に掲載するほか 発信等を実施し | 対線被ばく状況やそか、世界保健機関(していく。 | ·の対策に関す WHO)、国際党 | 「る情報 労働機関 | (報道発](ILO)、 | 表、ガイ 国連科 | ドライン 学委員会 | 、行政通達等) È(UNSCEAR)、 | を英訳し、厚生! 国際原子力機 | 労働省の英語版 関(IAEA) 等の国 | ホームページ 国際機関へ情報 |
| | 実施 体制 | 民間業者等に | こ委託して実施。 | | | | | | | | | |
| | | - | 25年度予算額 (千円) | - | | 予算額 円) | 19, | 812 | 27年度予算額 (千円) | 19,920 | 28年度予算額 (千円) | 17,788 |
| | 丁政経費 | - うち行政経費 - うち行政経費 2,188 うち行政経費 1,438 25年度決算額 26年度決算額 27年度決算額 | | | | | | | | | | 1,438 |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | - ※行政経費を除く - ※行政経費を除く 11,761 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | | | | | | | | | | 算額: (千円) 算額: (千円) 執行率は |
| | 1年度 1行率(%) | - 25年度 予算執行率(%) - 26年度 予算執行率(%) 66.7% 27年度 予算執行率(%) 78.1% | | | | | | | | | | 考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | れない見解が記 | 原発・除染作業者の 載されるなど、国際 善されなければ、我か | 機関等において | は、厚生 | 労働省の | の対応に | ついて必 | ずしも正しい認識 | 戦がなされている | とは言い難い状況 | 記にある。 |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 i必要性 | しているものと考 | 外メディア等で厚生党 きえられ、これが続け とは、労働者の安全》 | ば、被ばく管理 | 関係の規 | 制に対す | する信頼 | 感が失わ | れ、ひいては事 | 業者の遵法姿勢 | に悪影響を与える | |
| | アウトカム 指標 | 国際機関等 <i>加</i> 20文書以上実施 | からの依頼に応じた 施する。 | 情報提供を | | アウト カム指 標 | O × | | に係る各種通道 供を行った。 | を、ガイドライン、 - - | 報道発表資料 | など、26文書の |
| 27年度 目標 | アウトプッ | 一原子力発電 | 中に作成された東京 所関連の放射線被 関係法令、行政通道 | ばく状況、報 | 27年度 実績 | アウト | 0 | 訳し、厚 | 厚生労働省英語 | た報道発表、関 版ホームペーシ 料の作成も行っ | いる掲載した。 | 直達等を全件英 |
| | ト指標 | | Rするとともに好事 語版ホームページ の作成を行う。 | | | プット 指標 | × | | | - | | |
| | 目標を達成の理由 | | 言すべき各種資料を と計画しており、運営 | | | | | | 労働省英語版市 | ミームページへ 持 | 掲載した。成果 <i>0</i> |)活用等を見据 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な指</u> ご | | | - | | | 左記指いての領 | | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | ニタリング を設定で 里由 | 放射線被ばく グにはなじまな | に関する情報の翻 | 訳及び発信は | た、そのほ | 寺々にお | ける発化 | 言すべき | ・ コンテンツの存 | 杏によるところ | であり、四半期こ | ごとのモニタリン |
| 評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施 | | | | | | | | | 也 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同 | 様。 | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標 | 票を達成してい | るところであり | り、引き続き施 | 策を実施 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 国際機関等か | らの依頼に応じた情報提供を20文書以上実施す | する。 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | 原発・除染作業者の放射線関連の情報について い見解が記載される状況を改善する。 | て、国際機関等が | が作成する報告 | 書等における明 | 月らかな事実誤 | 認や厚生労働省 | | | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | | 我が国の被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するという本事業の目的達成のためには、我が国の施策等について国際機関等での Eしい認識を得ることが重要であり、平成25年度における国際機関等からの要望を踏まえて水準を定めた。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 平成28年度中に作成された東京電力福島第一原子力発電所関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン 等を全件英訳するとともに好事例を収集し、厚生労働省英語版ホームページへの掲載、配布用英語資料の作成を行う。 | | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 7(1)① 中長期 | 用ロードマップの改訂を踏まえた東電福島第一原 | 東発緊急作業従 事 | 事者の安全衛生 | 三対策の強化 | | | | | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | 継続して国際発 | 信を実施していく。 | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ | | _ | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | | 績等 | - | - | _ | - | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | 放射線被ばくに関する情報の翻訳及び発信は、その時々における発信すべきコンテンツの存否によるところであり、四半期ごとのモニタリングにはなじまないため。 | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | - | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | (労働者 | 基準局安全衛生 | |
|----------------------|--------------------------------------|--|--|-------------------------|-----------------|---|-------------------|--------------|---------------------|---------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 事 | 業名 | 職業病予防対策 (東電福島第一 | きの推進 原発の施設内の |)緊急医療体制 | 強化への | の支援) | | | | | 事業番号 28 年度 第 業番号 27 年度 | 26-4 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業(根拠法令 | 労働者災害補償 | 賞保険法 | 第29条第 | 到項第3 ⁵ | 룩) | | | 担 当 係 | 電離放射線労働 者健康対策室 |
| 実加 | 施主体 | 科学技術研究開 | (子力安全研究 発機構) | 協会、国立研究 | 開発法。 | 人放射網 | 医学総 | 合研究所 | 所(現:国立研究 | 2開発法人量子 | 事業開始年度 | 平成27年度 |
| 実加 | 施方法 | □直接実施 ■業務委託等 人原子力安全码 □補助金 [直 □貸付 (貸付を) □その他 (| 接 • 間接] | 立研究開発法人 (補助先: 受) | | | | (現:国: | 立研究開発法力 | \量子科学技術) | ī研究開発機構 <i>。</i> | 、公益財団法 |
| | | | こおける災害時 <i>0</i> 被災者搬送訓練 | | | | 雀保、支 | 援対象の | D他原発への拡 | 大、専門人材の | の育成、原子力 | 施設内外の医 |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | 原子力施設、医 | 療スタッフ等(医 | 師、看護師、保 | :健師、カ | 汝射線技 | (師等) | | | | | |
| 業/制度概要 | キーム(決 定スキー | 派遣される専門・2つの原子力が | 行う 別における災害時 人材育成のため 施設を対象に、① 息作業時の被災 | の研修を実施), 3, 4を「原- | 、③原発 子力施記 | 内外の 2内の緊 | 連携を強 急作業 | 化する 時の被災 | ための地域連絡 送労働者対応ネ | 各会の開催、④ | 労災被災者搬送 | き訓練等の実施 |
| | 実施 体制 | 国立研究開発法 | と 人等に委託して | (実施。 | | | | | | | | |
| 24年月 (= | 度予算額 千円) | - | 25年度予算額 (千円) | 37,110 | 28年度予算額 (千円) | 37,026 | | | | | | |
| うちぞ | 丁政経費 | - | うち行政経費 | - | うち行 | (千円) - (千円) 37,11 おち行政経費 - うち行政経費 0 | | | | 0 | うち行政経費 | 0 |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 25年度決算額 26年度決算額 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円) (千円) ※予定額 (千円) ※PE (千円) ※PE | | | | | | | | | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予等 | |
| | 1年度 1行率(%) | - | 25年度 予算執行率(%) | - | 予算執 | 年度 行率(%) | | _ | 27年度 予算執行率(%) | | 行政経費を | 考慮していない |
| | | 医師等を独力で | 災被災者対応は 確保できなかっ 明確にしつつ、 | た。東電福島第 | 一原発 | の廃炉 | | | | | | |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 6必要性 | | 災害時において をあり、労働者災 | | | | | | | を確立すること | は、労災被災者 | の健康、安全 |
| | アウトカム 指標 | | 生訓練後及び専「 有意義だった」。 | 等が70%以上 | 27年度 | アウト カム指 標 | O × | 良い」台 「満足原 | うわせて72.7%で | ぎあった。専門人 | 、材研修のアンク | い」と「まあまあ ァートに関して、 6であり、「良い」 |
| 目標 | | Q 4.1 | 成研修を計4回実 算入研修修了者 | 運施する。 | 実績 | アウト | 0 | ③川内 た。 | 原子力発電所、 | , 敦賀原子力発 | 電所の2カ所で | 、訓練を実施し |
| | アウトプッ ト指標 | 者)数を50人確 | | | | プット 指標 | × | | の研修を実施し 者が22名であっ | | 枚射線管理1回 |)。 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 理由(原 えた改善 項、今後 | 善すべき事 | : 成できる。それにより、早い時期から受講案内を行うことで、研修実施回数、受講者数を確保出来る見込み。 | | | | | | | | | | ら短期間で作 |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な指</u> E) | 設定は指標設 | 通じて行う業務で なじまない。 | であるため、四半 | 生期での | 指標の | 左記指 いての 績等 | | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | ニタリング を設定で 里由 | l | | | | | - | | | l | 1 | |
| ē | 平価 | B 予算額又は手法等を見直し | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | | D永続性の確保及び他の原発への対象拡大の 発内外の連携を強化するための地域連絡会の | | | | ւる専門人材育 | 成のための研 |
|--|-----------------|--|----------------------|---|--------------------|--------------------|------------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | - | | | - | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 被災労働者搬送 | 送訓練後及び専門人材研修後のアンケートで「ね | 有意義」等が70% | が以上を達成する | 3 | | |
| 中期的な目標 | 災害時における | 原子力施設内への専門知識を有する医療スタ | ッフ等の派遣、挽 | と しょう | 布できる体制を! | 整える。 | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | の緊急作業時の | 効果の判定をするにあたり、研修修了者、訓練 D被災労働者対応ネットワーク構築事業、原子: 専門人材育成研修の目標実施回数、専門人材 | 力施設内の緊急 | 作業時の被災党 | 動者対応のた | めの専門人材育 | 育成等事業の仕 |
| 28年度目標(アウト プット指標) | ②専門人材の導 | 找研修を計4回実施する。 導入研修修了者(派遣名簿登録者)数を50人確 般送訓練を2つの原子力施設で実施する。 | 保する。 | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | る。しかしながられている。原発 | 災害の場合の原発施設内の医療体制の確保の 、原子力規制庁において27年度に原子力災害 施設内特有の問題は、本来は災害を起こした原 事業者が主体的に対応する必要があることか 終える。 | 時の医療ネット「 「子力事業者の責 | フーク体制強化I 責任であり、国か | こついて仕組み ・一定の仕組み | 作りを行い、体 を構築した後は | 制整備が図ら 、その成果を |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | |
| 四半担当仕ての古 | 了者を1 半期単 | 材育成研修の日程に合わせて、1回当たりの修 13名程度とし、研修の実施状況に合わせて四位で人数を評価する。 | | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(<u>定量的な指</u> 標を設定) | 指標設 期単位 | 働者搬送訓練は、訓練実施に合わせて、四半 で実施状況を確認する。 も年度後半からの実施を予定している。 | 左記指標についての事業実 続等 | _ | _ | _ | - |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | | | - | | | | |
| その他特記事項 | | | - | | | | |

| 事 | 業名 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化)(新規) 【28年度重点目標管理事業】 | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------------------------|---|--|---|---|--|---|--|--|---|--------------------------------------|--|--|
| 事 | 業の別 | | 事業(根拠法令 | 労働者災害補償 | 保険法第 | 第29条第 ⁻ | 1項第3号 | -) | | | 担 | 年 度 | 雪鞋协助组学 |
| 宝1 | 施主体 | 民間業者、厚生 | - 労働省 | | | | | | | | 事業 | 開始年月 | |
| | 施方法 | ■直接実施 ■業務委託等 | (委託先等: オ 直接 ・ 間接] 先: | | 託者未! | 定 | 実別 | 拖主体: | |) | 7.7.1 | 777 | 1722-172 |
| 事業ノ | 目的 (何のため) | みであり、より気であり、より気であり、てもい、「東京東京の大きなのでは、 「東京第の大きなでは、「東京第のでは、 「大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない | 効果的な被ばく低 効果的な被ばく 第一原子力発電 及び実施等を求ら うな業務の多くは が現場を離れる つりも激しく、被し | 玉滅対策が求めば 線量低減措置を 電所における安全 めている。低減 はる、他の一つの一つの よるため、ス対策の よるが、大力 は、大きで、大力 は、大きで、大力 は、大きで、大力 は、大きで、大力 は、大きで、大力 は、大きで、大力 は、大きで、大力 は、大力 は、大力 は、大力 は、大力 は、大力 は、大力 は、大力 は | られた 主 全 置 し で は で は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は れ が れ れ れ に の は の は の は の は の は の は の は の に の は の は の に 。 に の に 。 に の に に る に の に の に 。 に の に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 | へる。また ること」が 管理対策 険の作業 が蓄積場 作業現場 | 、平成2 が盛り込 のための ハウが毎月 されにくい きなでの作 | 7年6月1 まれたと)ガイドラ かずしもす まり、 状況とり 業指揮者 | こ改訂された政:ころである。さらライン」において ト分でない建設 こ入構しており、 なっている。 f(以下、「施工! | 府の同原発廃場 らに、厚生労働をも、工事の発注 も、工事の発注 業者などが請け 元請事業者の 計画作成者等」 | デに向 省におけ 段階 か 負員 という。 | けての中 いて同年 いらの効 こおり、ま で、作業打 | 果的な被ばく低 ミた、被ばく限度 指揮者クラスの作 で必要な教育を |
| 制 度 概 | 対象 (誰/何を 対象に) | 東京電力福島第 | 第一原子力発電 | 所における廃炉 | 作業に | 関連する | 。 民間業 | 者等 | | | | | |
| 要 | 事務・事 業のス キーム(決 | 東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業等に関する施工計画作成者等に対して、被ばく低減措置の施する。また、被ばく線量低減に関する専門家によるチームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討及び好事がともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。 | | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 民間業者等に委託して実施 | | | | | | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | _ 25年度予算額 _ 26年度予算額 _ 27年度予算額 _ 28年度予 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) | | | | | | | | | | | 25,586 |
| うちれ | 亍政経費 | - | うち行政経費 | - | うち行 | 政経費 | | - | うち行政経費 | - | うち行 | 行政経費 | - |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | - | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | - | ※行政約 | E決算額 経費を除く - 円) | - | - | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | | | 度雇用勘定 第一般勘定 ※予算 | |
| | 4年度 1行率(%) | - | 25年度 予算執行率(%) | - | | 年度 行率(%) | | - | 27年度 予算執行率(%) | - | : | | 考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | な被ばく低減措 | t者等に対して、 置の検討及びタ セが低減すること | 子事例の収集と | | | | | | | | | 組織し、効果的 ことにより、作業 |
| 社会復列業で行う | 帚促進等事 6必要性 | 対策の検討等を | | としており、作業 | 者の放 | 射線防調 | 蒦対策、 | , , , , , , , , , , , , , , , | 1-12 - L. (12) 11/ | M + - + A | - A /+- 11 | - Th /D - | 的な被ばく低減 を図るものである |
| | アウトカム | | _ | | | アウト カム指 | 0 | | | - | | | |
| 27年度 | 指標 | | | | 27年度 | 標 | × | | | - | | | |
| 目標 | アウトプッ | | _ | | 実績 | アウトプット | 0 | | | - | | | |
| | 卜指標 | | | | | 指標 | × | | | - | | | |
| | 目標を達成 ()の理由 | _ | | | | | | | | | | | |
| | 因)を踏ま 善すべき事 その課題 | | | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な指</u> E) | | | - | | | 左記指 いての 績等 | JAK 1 — — | 27年度第一四半期 | 27年度 第二四半期 - | 27年原第三日 | 度 四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | ニタリング を設定で 里由 | | | | | | _ | | | | | | |
| Ī | 平価 | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 上記に記載 | | | | | | |
|--|-------------------|---|--------------|-----------------|---------------|---------------|----------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | - | | | - | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 施工計画作品 あった旨の回答 | 成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを 答を得る。 | 実施し、7割以」 | 上の参加者から | 「有意義であった | こ」等、ニーズに | 合致した教育で |
| 中期的な目標 | 被ばく低減対する。 | 策を効果的に実施できるよう教育や助言等を行 | うことにより、放射 | 討線業務従事者 | た対する放射 | 線防護対策の取 | 組み促進に資 |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | ばく低減対策を講じるためには、施工計画作成者 に対して、必要な教育、情報提供が行われたこと | | | 、経験の修得を | F図ることが必要 | 星であることか |
| 28年度目標(アウト プット指標) | (注)受講人数 込まれる。 | 成者等に係る教育を効果的に実施し、最終的な は約60人を想定しており、本事業は、施工計画化 中に届出のなされた放射線管理計画等を参考に | 成者等に係る教 | 枚育であるため、 | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | ための労働対策 第一原発緊急作業従事者や除染作業を行う労働 | 者等の安全衛生 | ≣対策 | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | 引き続き実施す | ける | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | | +画作成者等に係る教育の受講者数(単位:人) | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | | 績等 | - | - | - | - |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | | | - | | | | |
| その他特記事項 | | | - | | | | |

(労働基準局安全衛生部労働衛生課・化学物質対策課)

| | | 1 | | | | | | | (労働基準 | 基局安全衛生部 | | | | 学物質対策 | (表課 |
|------------|---------------------------------------|---|--|--|----------------------------------|---------------------------------------|--|---|--|---|---------------------------|-----------------------------|---------------------------|---|------------|
| 事 | 業名 | じん肺等対策事 | | | | | | | | | (28 | 業 番 | 度) | 27 | |
| | | 【28年度重点目 | 標官埋事業】 | | | | | | | | | 業 7 年 | | 31 | |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業(根拠法令 | 労働者災害補償 | 保険法第 | 529条第1 | 項第3号 |) | | | 担 | 当 | 係 | 産業保健支 産業保健係 改善室、衛生 班 | 、環境 |
| 実加 | 施主体 | 厚生労働本省、 会社 | 医療機関、(公 | 社)産業安全技 | 術協会、 | (公社) | 日本作第 | 镁環境測 | 定協会、日本水 | 《処理工業株式 | 事業 | 開始 | 年度 | 昭和47年 | 度 |
| 実加 | 施方法 | ■直接実施 ■業務委託等 □補助金 [直 □貸付(貸付: □その他(| 先: | 療機関等) (補助先:) | | PI | 実施主体 | Σ: |) | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | ②市場に流通し ③個人サンプラ | 異業等の有害業 でいる防じんマ 一(註:作業者の 止対策の徹底を | スク等の呼吸用 D呼吸域に装着 | 保護具 | の性能を | 確保す | る。 | | 度測定)の有効 | 性の | 検討を | 行う。 | > | |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | ③個人サンプラ | 長所持者 ,ている防じんマ ーを用いた濃度 オの分析を行うタ | 測定手法や、関 | モ存の作 | 業環境》 | 則定手法 | 等 | | 事業者 | | | | | |
| 業/制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | する。 ②市場に流通し 措置を講ずる。 ③個人サンプラ し、必要に応じて ④石綿含有建木 る。 | と法第67条に基 ている防じんマ 一によるばく露 でより適切な測り オの分析を実施 | スク等の呼吸用 則定の測定手法 E手法の検討を する分析機関や | 保護具等についています。また、建築物 | について いて追加 た、還流 | 買取試に大技術式の局所 | 験を実施 断的検討 所排気装 | を加えるととも1 で加えるととも1 での有効性等1 | していない場合 こ、既存の作業 について検討を | 等に環境で行う。 | は、厚測定品 | 享生労 手法 <i>の</i> | 働省で必 | 要な 検証 |
| | 実施 体制 | ②公益社団法 ③公益社団法 ④公益社団法 | 動局から医療機 し産業安全技術 し日本作業環境 し日本作業環境 生労働省本省に | 協会に委託して 測定協会に委託 測定協会及びE | 実施。 Eして実活 T本水処 | 理工業 | | | | | | | | | |
| | 变予算額 千円) | 1,428,809 | 25年度予算額 (千円) | 1,393,175 | | 予算額 -円) | 1,57 | 3,768 | 27年度予算額 (千円) | 1,576,758 | | ∓度予算 (千円) | | 1,598,2 | 48 |
| うちぞ | 丁政経費 | 219,517 | うち行政経費 | 169,326 | うち行 | 政経費 | 178 | ,524 | うち行政経費 | 189,591 | うち | 5行政約 | 圣費 | 167,60 | 4 |
| ※行政 (- | き決算額 経費を除く 千円) ──── | 1,195,102 | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 1,232,394 | ※行政系 (千 | E決算額 圣費を除く -円) | 1,27 | 8,676 | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | 1,297,620 | | | 勘定予 ※予算報 | 算額: (執行率は | 千円) 千円) |
| | 1年度 1行率(%) | 98.8 | 25年度 予算執行率(%) | 100.7 | | 年度 行率(%) | 91 | .3 | 27年度 予算執行率(%) | 93.5 | | 行政和 | 全質を考 | を慮していない | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | 管理手帳を交回)健康診断でがある。 ②防じんマスクを全ての製品に ③現在、作業環定に向け、同 | 動局は、労働安全 付している。この を受診することが 等の呼吸用保護の は漁測定検について 方法の検験 関連対策 がある。 |)手帳を交付され 「できる。当該制 「具については、 り規格を具備して 「、一部、個人サ うことが必要でる | れた者は 度は、ダ 型式はけいプラー ある。 | 、都道府 労働安全 定を行い ればなら ーによる》 | 可見労働衛生法□ 衛生法□ 、法令□ ず、当記 則定方法 | 局が契約に基づくことでは、 に定める。 を性能を をも有用で | 的する健康診断 ものであり、また 規格を具備して 担保するために である旨の知見 | 委託医療機関にたかいることを確認 買取試験を実施しました。 ではいることを確認 ではいることをでいる。 ではいることが、今 | におい たって してい 施後の。 | いて、在実に いるが ことが より適 | 年2回 に実施 、市場 が必な何 | (じん肺は 施していく必 場に流通す である。 作業環境測 | 1 要 る |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 必要性 | 本事業は法に を確保するもの 業に該当する。 | 基づく健康診断 であることから、 | | | | | 3号に5 | Eめる「労働者0 | の安全及び衛生 | の確 | 保」を | 図るが | ために必要 | な事 |
| | アウトカム 指標 | | た呼吸用保護!のについて、製造。 | | | アウト カム指 標 | O × | | 年度に買取試駅 . 製造者等に対 | | | | らを満 | たさないも | のに |
| 27年度 目標 | アウトプット指標 | 案内通知の送付 道府県において ②現在市場に派 防毒マスクのう の有効期限がも | 流通している防じ ち、平成27年度 別れるものにつし 別以上買取試験 | 参勧奨を47都 ・んマスク及び 中に型式検定 いて、当該 | 27年度 実績 | アウト プット 指標 | O × | 可能日 行うな ②平成: | 道府県において 日時等の案内通 ど、適切に受診 27年度買取対象 と実施。 | 知を送付し、そ 勧奨、周知広 | の後 報を行 | 、本人 | への | 受診勧奨る | <u>*</u> |
| | 目標を達成 ()の理由 | 呼吸用保護具 要因と考えられ 健康管理手帳 | については、買 | 帳所持者が健康 | | | | | | | | | | | |

| 理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題 | より、電 健康管 | 動ファン | については、規格: 付き呼吸用保護具 については、手帳i いく。 | が型式検定 | の対象になった | ことから、今後、 | 当該製品の買耳 | 取り試験を適切 | に実施していく。 | | | | | |
|--|----------------------|--|---|----------------------------|----------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------|---------------|--|--|--|--|
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ | | | ②買取り試験を | も実体」も刑: | + *** | 左記指標についての事業実 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | | と) 貝 4x り 山 赤 で | 生天心した主 | 八奴 | 績等 | 37 | 33 | 3 | 0 | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | | | | | | - | | | | | | | | |
| 評価 | | | Α | | J | 成果目標を達成 | 対しているとこ | ろであり、引き | 続き施策を継 | 続 | | | | |
| 28年度事業概要 | ②市場(③個人 | こ流通し サンプラ | 『業等の有害業務 ている防じんマスクー(註:作業者の呼 止対策の徹底を図 | ク等の呼吸用 呼吸域に装着 | 保護具の性能を する試料採取機 | を確保する。 器(ミニポンプな | ど)を用いた濃 | 度測定)の有効 | 性の検討を行う | j. | | | | |
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度 | 16年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 買取試 | 」 買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して改善指導を行う。 | | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 市場に流 | 流通して | いる呼吸用保護具 | について、型 | 型式検定の有効類 | 期間内に1回以上 | の買取試験を | 実施する。 | | | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | | | いて行政機関は試 であるため。 | 験結果の報 | 告までを求めてい | いるが、規格等を | -満たさないも <i>0</i> |)については行 | 政機関から適切 | 川に改善指導を | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | ②現在で | 市場に流 | 長所持者に対して、 近通している防じん 試験を実施した型3 | マスク及び防 | 毒マスクのうち、 | | | | | 、当該期限まで | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(4)労 | 働者の | 石綿ばく露防止対策 | 策の徹底 | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向け た事業の方向性 | ¯要であ ②につい ③につい | り、離崩 いては、 いては、 | 石綿取扱い業務等 対労働者の健康確信 引き続き効率的に 引き続き個人ばく露 これまでに得られた | 保のために必 事業を行う。 露測定が有効 | を要な事業である 」と思われる作業 | ことから、平成2 等について調査 | 8年度以降も継 を行い、報告書 | 続して事業を行 をまとめる予定 | う 。 | とが必 | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | _ | | | | | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(<u>定量的な指</u> 標を設定) | | | 買取り試験を | 実施した型式 | 弋 数 | 左記指標についての事業実 続等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | | | | | | _ | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 | 業名 | 職場における受動喫煙対策事業 事業番号(28年度) 事業番号(27年度) 32 安全衛生確保等事業(根拠法令労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) 担当係環境改 | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------------------------------------|--|---|---------------------------------|--------------|---------------|------------------------|--------------|---|--------------------|--------------|-----------------------------|-------------------|
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業(根拠法令 : | 労働者災害補償 | 保険法第 | [29条第1] | 項第3号 |) | | | | 当 係 | 環境改善室 測定技術係 |
| 実加 | 施主体 | (2)①一般社団 | 厚生労働省、都議 日法人日本労働5 アマラン(平成2 | 安全衛生コンサ | ルタント | 協会(平月 | | | | | 事業開 | 始年度 | 平成23年度 |
| 実加 | 布方法 | | 接・間接] 先: | | | | :コンサ <i>,</i> 西主体 : | | ☆ ②株式会社で | ' マラン) | | | |
| | 目的 (何のため) | | | | | | | | 、職場での受動 | 喫煙防止の取 | 組が遅 | れている | ことから、全国 |
| | 対象 (誰/何を | | | | | | | | | | | | |
| 事 | 対象に) | (1)行政経費 受動喫煙防止対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 | | | | | | | | | | | |
| 業/制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | (2) 委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実けための説明会を全国で開催する。 ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙防止対策の推進 (3) 補助金 中小企業事業者(平成24年度までは飲食業、宿泊業等に限定。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場 する。 (1) 及び(3) は、国が実施する。(2) ①は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント協会に、(2) ②は、株式会社ア | | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | (1)及び(3)は、国 | 国が実施する。(2) |)①は、一般社団 | 法人日本 | 労働安全 | 全衛生コ | ンサルタン | ノト協会に、(2)②I | は、株式会社ア | マランに | 委託して | 実施した。 |
| | 度予算額 千円) | 740,224 | 25年度予算額 (千円) | 910,159 | | 予算額 ·円) | 857 | ,193 | 27年度予算額 (千円) | 883,483 | | 予算額 ·円) | 981,736 |
| うちぞ | 丁政経費 | 740,224 (千円) 910,139 (千円) 637,133 (千円) 683,463 44,887 うち行政経費 24,490 うち行政経費 26,193 うち行政経費 23,920 25年度決算額 26年度決算額 27年度決算額 | | | | | | | | | | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 44,887 うち行政経費 24,490 うち行政経費 26,193 うち行政経費 23,920 152,529 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※行政経費を除く (千円) 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※行政経費を除く (千円)※予定額 集計中 21.0 25年度 26年度 26年度 27年度 集計中 | | | | | | | | | | 雇用勘定予算 一般勘定予算 ※予算素 | |
| | 年度 行率(%) | 21.9 | 25年度 予算執行率(%) | 52.7 | | 年度 行率(%) | 82 | 2.6 | 27年度 予算執行率(%) | 集計中 | 行 | 政経費を考 | 慮していない |
| 事業/制度(緊要性がはその旨 | 度の必要性 がある場合 記載) | や対策の有無に | こよって職場を選 | 択することが困 | 難である | るといった | :特性も | あり、労 | らかとなっている 働者の健康確保 月1日施行の改〕 | を図るため、 | 事業場に | おける | 受動喫煙防止 |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 必要性 | | とから、労働者災 | | | | | める「労 | 型煙防止対策を促働者の安全及び | 衛生の確保」 | を進める | ため、社 | 会復帰促進等 |
| | アウトカム | 相談支援におい | 賞し出しを実施し いて実地指導を到 | 尾施した事業 | | アウト カム指 | 0 | 答数)). | こった」と回答した 、②100%(64件/ ‡(有効回答数)) | /64件(有効回 | | | |
| | 指標 | | において説明会 上「役に立った」 | | | 標 | × | | | _ | | | |
| 27年度 目標 | | 止対策に関する (2)①専門家に む)の1か月当た | | 会)を行う。 集団指導を含 数を、平成26 | 27年度 実績 | | 0 | 周 | 8道府県において (集団指導を含む | | | | 上対策に関する |
| | アウトプッ ト指標 | 年度実績に対し5%以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均 貸出し件数を、それぞれ平成26年度実績に対し1割以上増加させる。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成26年度実績に対し15%以上増加させる。 | | | | | | | | | 年度比4 | 1.96.7% | 或)であった。 |
| | 目標を達成)の理由 | 安全衛生法の一 おける事業の認 受け、審査をよ | -部改正法が施 知度や受動喫炉 り厳格に行 う よう | 行されており、st 亜対策に対する になったことか | 受動喫煙 意識が「 | 防止対象 句上して(| もに対す ないるも | る事業も のの、- | 、職場の受動喫 者の関心が高ま・ ・部において申請 ・て申請を取り下 | ったことで、本 情内容に不適り | 事業が対 別な事案 | 対象とす。 が見受け | る中小企業に けられたことを |
| | 因)を踏ま きすべき事 で課題 | ▼ 出しりのなどの必要がめる。さらに、無別並についても、「支別突突が近れず取り水並の予復ののり方に関りの使討去」にありる使討結系を 申 はま 助は全の海エルに向けた性理を即降ルオストレは、 無動関連性に対策が進むについて通り、対策がかり、相対電車を提について延助全別用が | | | | | | | | | | 行うことに重 検討結果を踏 助金利用がしや | |

| 四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定) 上記モニタリングの指標を設定できない理由 | 当たりの平均 指標設 以上増加させ 定 ②デジタル粉し | ごん計及び風速計の1かり それぞれ平成26年度実 | 実績に対し5% 月当たりの平均 | 左記指標についての事業実 続等 ー | 27年度 第一四半期 ①6.0件/月 (5.3%減) ②30.0件/月 (29%減) | 27年度 第二四半期 ①8.3件/月 (24%減) ②57.6件/月 (13%増) | 27年度 第三四半期 ①11.7件/月 (15%減) ②76.0件/月 (3.2%增) | 27年度 第四四半期 ①6.7件/月 (11%増) ②73.0件/月 (15%減) |
|--|------------------------------------|---|----------------------|-------------------------|---|--|--|--|
| 評価 | | В | | | 予算額又は手 | 法等を見直し | | |
| 28年度事業概要 | な援助を行うことが規究 | こより、職場の受動喫煙 にされ、平成27年6月1日 る。また、これまでの助成 求に反映させる。 | から施行された | ことを踏まえ、平 | 成28年度にお | いては、委託事 | 業及び補助金を | 全体的に充実 |
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | | | | _ | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | | を実施した事業者、②相 た」旨の回答を受ける。 | 談支援において | 実地指導を実施 | した事業者、③ | 相談支援にお | いて説明会に参 | 加した事業者 |
| 中期的な目標 | 職場で受動喫煙を受け | ナている労働者の割合を ³ | 平成29年までに1 | 15%以下とする。 | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | | 5止対策に係る支援を適 つて、実際に事業者に有月 | | | | | 関する技術的な | 相談対応や、測 |
| 28年度目標(アウト プット指標) | (2)①専門家による実 粉じん計及び風速計の | 2.5回以上、受動喫煙防」 地指導(集団指導を含む り1か月当たりの平均貸出 たりの平均利用件数につ |)の1か月当たり に件数を、それ・ | の平均実績件数 ぞれ平成27年度 | を、平成27年度 実績に対し5% | 以上増加させる | | る、②デジタル |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | | 施行された労働安全衛生 を実施する予定である。 | 法の一部を改正 | する法律の内容 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 今後のあり方に | 関する検討会で | の検討内容を |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(<u>定量的な指</u> 標を設定) | 当たりの平均 指標設 10%以上増加 定 ②デジタル粉し | ごん計及び風速計の1かり それぞれ平成27年度実 | 実績に対し | 左記指標についての事業実 績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度 第二四半期 - | 28年度第三四半期 | 28年度 第四四半期 - |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | | | | _ | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | _ | | | | |

(労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

| 事 | 業名 | 新規化学物質の有害性調査試験 【28年度重点目標管理事業】 事業番号 (28年度) 事業番号 (27年度) 33 | | | | | | | | | | | |
|------------|---|--|--|--------------------|---------------|------------------|---------------|--------------|---|---|--|---|--|
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 等事業 (根拠法令 | 労働者災害補償 | 賞保険法 | 第29条第 | 1項第3 | 号) | | | 担当係 | 業務係 | |
| 実力 | 施主体 | 厚生労働省 | | | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和63年 | |
| 実力 | 施方法 | | |) (補助先:) | | 9 | 実施主体 | Σ: |) | | | | |
| | 目的 (何のため) | 新規化学物質 | の審査及び有害 | 性調査機関の値 | 察等を | 実施し、 | 新規化学 | 学物質に | よる労働者の係 | 建康障害の防止 | を図る。 | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | ①新規化学物 ②有害性調査 | 質を製造、輸入し 機関 | ようとする事業 | 者及び≌ | 当該事業 | 場に雇り | 用される | 労働者 | | | | |
| イ/制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | 調査を依頼し、 | を製造又は輸入 その結果を厚生 査を終了した新規 害性調査を行うこ | 労働大臣に届け 化学物質の名称 | け出ること かを速や | とされて かに公 | ており、『 表するこ | 享生労働 ととされ | 省においては、 ている。また、有 | 当該届出を審 害性調査機関 | 査し、必要に応し | て指導等を行 | |
| | 実施体制 | 厚生労働省本省 | 省による直接実施 | | | | | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | (TB) (TB) (TB) | | | | | | | | | | 74,281 | |
| うち行 | 亍政経費 | 111,311 うち行政経費 101,251 うち行政経費 103,175 うち行政経費 86,905 | | | | | | | | | | 74,281 | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 25年度決算額 26年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) (千円)※予定額 | | | | | | | | | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | | |
| | 4年度 1行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | _ | | 丰度 亍率(%) | - | - | 27年度 予算執行率(%) | - | | 考慮していない | |
| | 度の必要性 がある場合 :記載) | 結果を厚生労働 ある。 | を製造又は輸入し 大臣に届け出るこ 関査結果の信頼性 | ととされており、『 | 厚生労働 | 省におい | ては、労 | 働者の優 | 建康障害の防止の | | | | |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 6必要性 | | の審査及び有害性り、労働者災害補値 | | | | | | 労働者の健康障 | 害の防止を図るこ | とは、労働者の | 安全衛生確保に | |
| | アウトカム 指標 | ち、強い変異原 | 質として届出のあ 原性を有するもの めの指針(通達) | について健康 | | アウト カム指 標 | O × | | 年3月31日付け ついて、指針を: | | 出し、強い変異原 | 原性を有する49 | |
| 27年度 目標 | | 平成27年度 | は、現時点におい | て査察実施が | 27年度 実績 | | 0 | 新規の | 安衛法GLP適合 | 6確認申請は無 | かった。 | | |
| | アウトプッ ト指標 | 安衛法GLP適 [·] | 害性調査機関はな 合確認を受けたし があった場合は、 | いと希望する有 | | アウト プット 指標 | × | | | _ | <u> </u> | | |
| | 目標を達成 (:)の理由 | 計画的に事業 | を実施したため。 | | | | | | | | | | |
| | | 引き続き計画的に事業を実施していく。 | | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ 定 <u>量的な指</u> <u>E</u>) | | 新規化学物質の | 官報による名称 | 公表回 | 数 | 左記指いての領 | | 27年度 第一四半期 1回 (H27.6.26公 表) | 27年度 第二四半期 1回 (H27.9.25公 表) | 27年度 第三四半期 1回 (H27.12.25公 表) | 27年度 第四四半期 1回 (H28.3.25公 表) | |
| | ニタリング を設定で 里由 | | _ | | | | | | | | | | |
| Ē | 平価 | | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|---|--------------------|--------------------|----------------|-----------|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 新規化学物質と | 「規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。 | | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | _ | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | i止を図るという事業の目的を達成するためのア 目標として掲げるのが適当である。 | ウトカム指標とし | ては、強い変星 | 異原性を持つ化 | 学物質について | 「指針(通達)を | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | | 、安衛法GLP適合確認を受けている有害性調査 害性調査機関があった場合は、適切に対応する | | を実施すると - | とともに、新規に | 安衛法GLP適行 | 合確認を受けた | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(3)化学物質取 | な 投業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 | Ę. | | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向けた事業の方向性 | | 見化学物質として届出のあったもののうち、強い 章害防止に資する。また、有害性調査結果の信頼 | | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ リング(定量的な指標を設定) | 指標設業 | 所規化学物質の官報による名称公表回数 | 左記指標についての事業実 績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度第二四半期 | 28年度第三四半期 | 28年度 第四四半期 - | | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | _ | | | | | | | | | | | |

(労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

| 要集 主 | 事 | 業名 | 職場における化 【28年度重点管 | ご学物質管理の終 理目標事業】 | 総合対策・化学特 | 勿質管理 | の支援 | 体制の割 | 隆備 | | (3) [2] | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 30 | | |
|--|-----------|----------------------|--|--------------------------------------|----------------------|--------------|---------------------------|--|-----------|-----------|-----------|--|--------------------|--|--|
| 東部 | 事業 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業 (根拠法令 | 労働者災害補償 | 賞保険法質 | 第29条第 | 51項第3 ⁵ | 클) | | | | 業務係 | | |
| 要素形方法 「同時」 「特別、 | 実別 | 拖主体 | 中央労働災害隊 | 方止協会、一般社 | 社団法人化学物 | 質評価 | 研究機構 | ちょう ちょうしょう ちょうしょう はいしょう はいし かいし しょう はいし しゅう かいし しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ | 社 | | | 事業開始年度 | 平成12年度 | | |
| (際のため) することにより、化学物質による健康障害を防止する。 | 実加 | 拖方法 | ■業務委託等 □補助金 [直 □貸付(貸付: | [接 ・ 間接] 先: | (補助先: | 協会等) | | 実施主体 | Σ: |) | | | | | |
| (金) (他) 化学物質を取り扱う事業場 対象に | | | | | | | の知見 | に応じた | ものに | 改正するとともに | こ、事業場におけ | ける適正な化学! | 物質管理を支援 | | |
| #集手事 | | (誰/何を | 化学物質を取り | 扱う事業場 | | | | | | | | | | | |
| (本制 2(は、一般競争を経て選定された委託先(守ク)たル株式会社)が実施。 24年度予算額 391.808 25年度予算額 391.808 25年度予算額 391.808 25年度予算額 391.808 25年度予算額 391.808 25年度予算額 26年度予算額 26年度予算額 24年度 美育館 24年度 大阪会養者 21.318 25年度 大阪会養者 25年度 25年 | 制度概 | 業のス キーム(決 定スキー | グ評価に活用す ②化学物質管理 | 「るとともに、化学 里に関する事業者 | 学物質の有害性 者からの相談等 | を評価し | た有害 | 性評価調 | 島の作成 | 及びばく露の事 | 実態に係る調査: | を実施する。 | | | |
| (千円) 391,005 (千円) 391,005 (千円) 391,005 (千円) 391,005 (千円) 692,001 (千円) 492,205 (千円) 391,005 (千円) 392,005 (千円 | | | | よ、一般競争を経て選定された委託先(テクノヒル株式会社)が実施。 | | | | | | | | | | | |
| 24年度共興額 | | | 391,808 | | 371,015 | | | 649 | ,034 | | 622,041 | | 497,266 | | |
| ※行政経費を除く (千円) 332,961 ※行政経費を除く (千円) 331,683 ※行政経費を除く (千円) 332,961 ※行政経費を除く (千円) ※予算執行率(%) 95.1 78.8 79.8 7 | うち行 | 丁政経費 | 19,810 | うち行政経費 | 21,316 | | | | | | | | | | |
| 24年度 | ※行政 | 経費を除く | 332,961 ※行政経費を除く 331,683 ※行政経費を除く 484,064 ※行政経費を除く 集計中 28年度雇用勘別 28年度一般勘別 28年度一般 28年度 28年度 28年度 28年度 28年度 28年度 28年度 28年度 | | | | | | | | | | 算額: (千円) | | |
| #果制度の参照は はその自命は はたの自命は はたのに はたいたの はなは はたいたの はなは ないたの はなは ないたの はなは ないたの はなは ないたの はなは ないたの自命は はないたの はないに はいたの自命は はないたの自命は はないたの はいたの自命は はないたの ないに ないたの ないに ないたの はいたの はいたの はいたの自命は はないたの はいたの自命は はないたの はいたの自命は はないたの はいたの自命は はないたの はいたの自命は はないたの自命は はないたの はいたの自命は はないたの自命は はないたの自命は はないたの自命は はないに はいたの自命は はないに はいたい はいたの自命は はないに はいたい はいに はいたい はいたい はいたい はいたい はいたい はいた | | | 89.5 | | 95.1 | | | 77 | '.3 | | 集計中 | | | | |
| 任芸俊州に進寺事業で行う必要性 ある。 | (緊要性な | がある場合 | ②化学物質によための支援を行 | る健康障害を防止 う必要がある。特1 | するためには、雪 こ、労働安全衛生 | ■業場に 法の改Ⅰ | おいて適 Eにより ^I | 切に化学 F成28年 | 物質管理 | 里がなされること | が必要であり、特 | に中小規模事業 | 者の能力向上の | | |
| ファウトカム | | | り、化学物質によ | | | | | | | | | | | | |
| アウトブット指標 | 27年度 | | による検討を通 | じて新たに規制 | が必要とされた | 27年度 | カム指 | | フタレン | ⁄及びリフラクト! | ノーセラミックファ | ァイバーについて | て、平成27年9 | | |
| 「上記モニタリング の指標を設定できない理由 | | マウトプッ | 25物質について | - ル学物質の担 | 宝性を評価し | 入根 | アウト | 0 | | について、化学 | 物質の有害性を | を評価した有害性 | 生評価書を作成 | | |
| ((((() () () () () () () () | | | | | | | | × | | | _ | | | | |
| えた改善すべき事 項、今後の課題 四半期単位での事 業実績等のモニタ 指標設 | (未達成 | | 計画的に事業を | と実施したため。 | | | | | <u>I</u> | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定) | えた改善 | すべき事 | 引き続き計画的 | 引き続き計画的に事業を実施していく。 | | | | | | | | | | | |
| の指標を設定で 化学物質のリスク評価等は複数年度かけて実施しているものであるため、四半期単位での業績評価のモニタリングにはなじまない。 きない理由 | 業実績等リング(豆 | 学のモニタ 定量的な指 | | | - | | | いての | | | | | 27年度 第四四半期 - | | |
| 評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | の指標を | を設定で | 化学物質のリ | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | | | | | | |
| | 部 | 平価 | | А | | | J | | 票を達斥 | | ろであり、引き | 続き施策を継ん | 売 売 | | |

| 28年度事業概要 | ①有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のため、各種化学物質について発がん性等に関する情報を収集し、スクリーニング評価に活用するとともに、化学物質の有害性を評価した有害性評価書の作成及びばく露の実態に係る調査を実施する。②化学物質管理に関する事業者からの相談等を受け付ける相談窓口を設置するとともに、専門家による訪問指導等を実施し、特に中小規模事業場における化学物質管理を支援する。また、労働安全衛生法の改正により平成28年6月から化学物質のリスクアセスメントの実施が義務化されるため、地域を指定してモデル的に周知を行う。 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--------------|---------------|--------------------|--------------------|------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 票を達成してい | るところであり | リ、引き続き施 | 策を継続 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | リスク評価を行 | _{丁った化} 学物質のうち、専門家による検討を通じ | て新たに規制が | 必要とされたも | のについて政省 | (令の改正等を行 | 行う 。 | | | | | | |
| 中期的な目標 | 化学物質に係る | りスク評価を計画的に行い、必要な規制の見値 | 〕しを行う。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | な規制が必要で | 化学物質の有害性評価(既存化学物質評価10ヶ年計画(CAP10))において、リスク評価を行った結果、労働者の健康障害防止のため新たは制が必要であると判断された物質については、速やかに対策を講じることとしている。したがって、化学物質による健康障害を防止するという事業の目的を達成するためのアウトカム指標としては、専門的検討の結果を踏まえた政省令改正等を目標として掲げるのが適当である。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 25物質について | 25物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(3)化学物質取 | な 投業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 | ÷ | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向け た事業の方向性 | もに、これら特定 | 評価に基づき、リスクの高い化学物質に対して 定化学物質障害予防規則等の特別規則による規 ることにより、化学物質による労働者の健康障 | 見制対象物質以 | 外についても、ヨ | 既存化学物質記 事業者が適切に | 评価10力年計画 化学物質管理 | (CAP10))とと を実施できるよう | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | _ | | | | | | | | | | |
| | 指標設 | _ | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | | (での事業失 績等 | - | - | - | - | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | 化学物質のリ | 化学物質のリスク評価等は複数年度かけて実施しているものであるため、四半期単位での業績評価のモニタリングにはなじまない。 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | - | | | | | | | | | | | | |

(労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

| | | | | | | | | | | (カ)動坐牛/ | 可又工用工印 | 6于彻貝列來訴/ |
|------------------------|---------------------------------------|--|--|---------|--------------|-----------------|--------------|-------|-----------------|----------|------------------------|---------------------------------|
| 事 | 業名 | 石綿障害防止組 【28年度重点目 | 総合相談員等設 標管理事業】 | 置経費 | | | | | | | 事業番号 28 年度 事業番号 (27 年度 | 31 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業 (根拠法令 | 労働者災害補價 | 賞保険法第 | 29条第 | 1項第3号 | 클) | | | 担当但 | |
| 実力 | 拖主体 | 都道府県労働原 | | | | | | | | | 事業開始年歷 | 更 平成18年度 |
| 実力 | 施方法 | ■直接実施 □業務委託等 □補助金 [値 □貸付(貸付: □その他(| [接 · 間接] 先: | • | | 3 | 尾施主 体 | Σ: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | | た建築物の解体 開健康管理手帳の | | | | | | | | | 5綿製造等の禁 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業者及び労働 | 動者 | | | | | | | | | |
| 制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | 石綿除去作業 | (等に係る相談業 | 終、届出の審査 | 查、個別指 | 言導等を | ⊱実施す | る。 | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労働局 | に石綿障害防止綿 | 施する。 | | | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | 246,622 | 25年度予算額 (千円) | 247,511 | 26年度予 (千P | | 244 | ,962 | 27年度予算額 (千円) | 246,116 | 28年度予算額 (千円) | 245,891 |
| うちぞ | _{了政経費} | 246,622 | うち行政経費 | 246,116 | うち行政経費 | 245,891 | | | | | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 25年度決算額 26年度決算額 27年度決算額 ※行政経費を除く 一 | | | | | | | | | | 予算額: (千円) 予算額: (千円) 草執行率は |
| | 4年度 1行率(%) | (十円) (十円) (十円) (十円) (十円) ※予定額 25年度 26年度 27年度 予算執行率(%) 予算執行率(%) | | | | | | | | | | ・考慮していない |
| 事業/制度 (緊要性が はその旨 | 度の必要性 がある場合 '記載) | | ばく露防止対策及で 点検等及び労働局 | | | | | | | | | 体等に関する計 |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 6必要性 | 指導、石綿製造等 | 準監督署におい 等の禁止の徹底、 確保に資するもの | 石綿健康管理手 | 帳の受付 | 体制等を | 強化す | ることで、 | 石綿のばく露防 | 止対策、健康管理 | | |
| | アウトカム 指標 | | 検指導員が適切 ↑、署の職員によ 0%以上行う。 | | 7 | アウト カム指 標 | 0 | | | | | 2調査等を実施し 等 2,011件を実 |
| 27年度 目標 | | | | | 27年度 実績 | | × | | | _ | | |
| | アウトプッ ト指標 | 石綿障害防止組以上とする。 | 総合相談員の勤 | 務日数を90% | | アウト | 0 | 都道府 | 県労働局47局会 | 全体で、勤務日 | 数は平均97.8% | であった。 |
| | 1 10 1% | XXC 9 0 0 | | | 1 | 指標 | × | | | _ | | |
| | 目標を達成 ()の理由 | 計画的に事業を | を実施したため。 | | | | | | | | | |
| | | 引き続き計画的 | lき続き計画的に事業を実施していく。 | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な指</u> E) | 指標設定 | 指標設定 - 27年度 27年度 27年度 第一四半期 第二四半期 第三四半期 第三四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十 | | | | | | | | | |
| | ニタリング を設定で 里由 | | | | | | | | | | | |
| iiiù | 平価 | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | 続 |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|---|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 票を達成してい | いるところであり | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 石綿届出等点 | 検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、 | 署の職員による! | 実地調査等を届 | 出件数の20%以 | 以上行う。 | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | - | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | 作業等に係る計画届や作業届は年間約1万件程 審査後、効率的かつ必要な件数について、行政「 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 石綿障害防止 | 「綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(4)労働者の | 石綿ば<露防止対策の徹底 | | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向けた事業の方向性 | | 上総合相談員は引き続き有効に事業を実施する。 F業に従事する労働者も増加すると見込まれるた | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ | | _ | 左記指標につ いての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | | 績等 | - | - | - | - | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | 石綿の除去工 | 「編の除去工事等の件数は四半期毎に規則性があるわけでなく、四半期毎のモニタリング指標の設定にはなじまない。 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | _ | | | | | | | | | | |

| 事 | 業名 | 事業番号 (28年度重点目標管理事業) 事業番号 (27年度) | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------------------------------|---|-----------------------------------|----------------------|------------------------|------------------|-------------------|------------|------------------|---------|------------------|------------------|--|--|
| 事業 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業 (根拠法令 | 労働者災害補價 | 賞保険法 | 第29条第 | 1項第3 ^号 | 를) | | | 担 当 係 | 産業保健支援室 産業保健係 | | |
| 実別 | 拖主体 | 都道府県労働原 | 司 | | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和43年度 | | |
| 実別 | 拖方法 | ■直接実施 □業務委託等 □補助金 [直 □貸付(貸付: □その他(| [接 ・ 間接] 先: | (補助先:) | | 97 | 実施主体 | V : |) | | | | | |
| | 目的 (何のため) | 労働者の職業 的とする。 | 態病を未然に防止 | さするため、都道 | 前県労 | 働局に労 | 労働衛生 | 指導医 | を設置し、都道原 | 符県労働局長に | 対し意見を述べ | させることを目 | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 都道府県労働原 | 司長 | | | | | | | | | | | |
| 制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | | 三法第95条に基づ 基づく臨時の健 | | | | | | | | 環境測定実施の | 指示及び同法 | | |
| | 実施 体制 | 全国で計57名の | 国で計57名の労働衛生指導医を設置 | | | | | | | | | | | |
| | 隻予算額 千円) | 4,815 | 25年度予算額 (千円) | 3,465 | | 予算額 ·円) | 3,7 | 26 | 27年度予算額 (千円) | 3,207 | 28年度予算額 (千円) | 3,207 | | |
| うち行 | 亍政経費 | 4,815 | うち行政経費 | 3,207 | うち行政経費 | 3,207 | | | | | | | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | _ | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | - | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | | | | | | | | | |
| | 年度 行率(%) | 1 | 25年度 予算執行率(%) | - | | 年度 行率(%) | - | - | 27年度 予算執行率(%) | - | | き慮していない | | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | 労働者の職業 等を行う必要があ | 病を未然に防止す ある。 | るため、都道府県 | 県労働局 | 長が、労 | 働衛生指 | 導医から | 5労働者の健康管 | 理等について医 | 学的見地からの | 意見を求めること | | |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 必要性 | 等に反映させるこ | 道府県労働局長が ことで、労働者の3 業で実施する必要 | そ全及び衛生の確 | | | | | | | | | | |
| | アウトカム 指標 | | 達医の意見が必要 は、機を逸しない | | | アウト カム指 標 | 0 | 求めた | | | 事案が発生した: 、作業環境管理 | | | |
| 27年度 目標 | | | | | 27年度 実績 | | × | | | _ | | | | |
| | アウトプッ ト指標 | 全労働局にお る。 | いて労働衛生指 | i導医を設置す | | アウト プット 指標 | O × | 平成28 る。 | 年4月1日現在、 | 全ての労働局で | で労働衛生指導 | 医を設置してい | | |
| 27年度目 (未達成 (原因) | 目標を達成)の理由 | 都道府県労働原 | 高と本省が連携 し | ノ、労働衛生指 ^達 | 鼻医の選 | | | :任期の | 管理が適切に行 | | | | | |
| | | 引き続き適切な | 労働衛生指導贸 | ≦の選任が行わ | れるよう | にしてい | ١٧. | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>官量的な指</u> E) | | | | | | | | | | | | | |
| | ニタリング を設定で 里由 | | | | | | | | | | | | | |
| 部 | 平価 | | Α | | | J. | | 票を達成 | 対しているところ | らであり、引き | 続き施策を継ん | 売 | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様。 | | | | | | | | | | | |
|--|------------|---|---|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標 | 票を達成してい | るところであり | り、引き続き施設 | 策を継続 | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 労働衛生指導 | 真医の意見が必要となる事案が発生した場合には | は、機を逸しない | よう速やかに意 | 見を求める。 | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | _ | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | で評価すること | 労働衛生指導医は、作業環境測定の実施や臨時の健康診断の実施について労働局長に意見を述べるものであり、その効果について数値評価することが困難であるが、労働衛生指導医の意見を聞く必要が生じた際に、速やかに意見を求めることができるような体制づくりを前提した目標としており、その実施状況については、各都道府県労働局宛てに通知を発出し報告をさせることで、確認している。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 全労働局にお | 全労働局において労働衛生指導医を設置する。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | 5(2)職場にお | ける健康確保対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向けた事業の方向性 | 今後も、労働行 | 南生指導医の選任が適切に行われるよう、都道 | 府県労働局と本 | 省が連携して管 | 理していく。 | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | | | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 定 | _ | (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | - | - | - | - | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | | 労働衛生指導医の意見具申を必要とする事案の発生時期や回数は、都道府県労働局において一律ではないことから、四半期ごとのモニタリングにはなじまない。 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | _ | | | | | | | | | |

| 事 | | | | | | | | | | (力1動 | 基準局安全衛生 | H-23 -3 13 17 |
|---|--|--|--|---|--|---|---------------------------------------|--|---|-----------------------------------|--------------------------------|--|
| | 業名 | | 総合支援事業 目標管理事業】 | | | | | | | | 事業番号(28年度) | 33 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保 | 等事業(根拠法令 | 労働者災害 | 補償保険 | 法第29 | 条第1項第3 | 号) | | | (27 年 度) 担 当 係 | 産業保健支援室 産業保健係 |
| 宇 | 施主体 | 独立行政法人 | 労働者健康安全機 | 維 | | | | | | | 事業開始年度 | 平成26年度 |
| | 施方法 | □直接実施 □業務委託等 | (委託先等:) 直接 · 間接] :先: | (補助先:(独) |)労働者 | 健康安全 | 全機構 実 | 施主体:(狐 | 蚀) 労働者 | 首健康安全機 權 | | TIMESTIX |
| | 目的 (何のため) | 労働者の健康 | 確保を図るため、産 | 全業保健総合: 主業保健総合: | 支援セン | クー等を | 設置し、事 | 業場の産業 | 美保健活 | 動を支援するこ | とを目的とする。 | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業者、労働 | 者、産業保健スタッ | フ | | | | | | | | |
| (人制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | | スを含む労働者の の実施及び情報提 | | ∵め、事業 | 美場の産 | 業保健スタッ | フ等に対 | する研修 | の開催、小規模 | 莫事業場等に対す | する訪問指導及 |
| | 実施体制 | | 立で産業保健総合3 集監督署管轄区域。 | | | | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | - | 25年度予算額 (千円) | _ | | 予算額 | 2,793,06 | | 度予算額 千円) | 3,087,646 | 28年度予算額 (千円) | 3,611,960 |
| うち彳 | 行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | うち行 | 政経費 | 12,020 | うち彳 | 亍政経費 | 11,672 | うち行政経費 | 10,957 |
| ※行政 | 度決算額 (経費を除く 千円) | - | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | - | ※行政約 | 決算額 圣費を除く -円) | 2,781,04 | 5 ※行政 | 度決算額 経費を除く)※予定額 | 3,075,974 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予等 | 算額: (千円) |
| | 4年度 执行率(%) | - 25年度 予算執行率(%) - 26年度 予算執行率(%) 27年度 予算執行率(%) 99.6% ※予算執行率は 行政経費を考慮していない 予算執行率(%) | | | | | | | | | | |
| | 度の必要性 がある場合 f記載) | ク制度が創設さ 改正労働安全 ルヘルス対策に また、過労死等 り、産業保健活 | こよる労災認定件数 れた他、過労死等防 衛生法では、ストレン (電力で、産業保健活 等防止対策推進法に 動に対する国の支援 7年2月に策定された | i止対策推進法 スチェックを実施 動総合支援事 おいても、国は 強化の必要性 | も施行さた をする医的 業による 産業医で が増して | れるなど、 T等に対 体制整備 たの他のi いる。 | 取り組みの引 する研修の実 情等必要な支持 過労死等に関 | 金化が図られ 施が国の責 爰を行うこと する相談に | れてきてい 養務としてだ とされてい 応じる者に | へる。 現定され、附帯 いる。 こ対する研修の | 快議では、小規模 機会の確保を図る | 事業場へのメンタ こととされてお |
| | 帰促進等事 | | | | | | | | | | | |
| 未で行う | 5必要性 | | /タルヘルス対策を含 ものであることから、 | | | | | | | | | 労働者の安全衛 |
| | | 生確保に資する | が有益であった旨 | 労働者災害補 | 償保険法 | | 第1項第3号に | 適う事業で 用者からの | あるため、 有益であ | 社会復帰促進 | 等事業で実施する は92.3%(有益で | 労働者の安全衛 必要がある。 |
| 27年度 目標 | アウトカム 指標 | 生確保に資する 本事業の研修 者から80%以 産業保健総 | が有益であった旨 | 労働者災害補の評価を利用の評価を利用 | 償保険法 | 第29条 アウト カム指 標 アウト | 新項第3号に | 適う事業で 用者からの | あるため、 有益であ 総回答数 | 社会復帰促進等 った旨の評価(て:8,616件)であ | 等事業で実施する は92.3%(有益で | 労働者の安全衛 必要がある。 |
| 27年度 | アウトカム 指標 | 生確保に資する 本事業の研修 者から80%以 産業保健総 者、産業保健 者、産業保健 | が有益であった旨 が有益であった旨 上確保する。 | 労働者災害補 の評価を利用 らける事業 事業場の労 | 償保険法 27年度 | ま第29条 アウト カム指 標 | 新1項第3号に 利 答: × | 適う事業で 用者からの 7,953件/ | あるため、 有益であ 総回答数 | 社会復帰促進等 った旨の評価(て:8,616件)であ | 等事業で実施する は92.3%(有益で | 労働者の安全衛 必要がある。 |
| 27年度 目標 27年度 27年度 [| アウトカム指標アウトプット指標 | 生確保に資する本事業の研修者から80%以。産業保健総計者等からの3 | ものであることから、 が有益であった旨 上確保する。 合支援センターによ 関係者及び小規模 | 労働者災害補の評価を利用の評価を利用いる事業場の労牛以上とす | 償保険法 27年度 実績 | 第29条アカ標ウムアット指アット標 | 第1項第3号に | 適う事業で 用者からの 7,953件/ 炎件数は92 | あるため、 有益であ 総回答数 2,948件で | 社会復帰促進等 った旨の評価(て:8,616件)であ | 等事業で実施する は92.3%(有益で | 労働者の安全衛 必要がある。 |
| 27年度 目標 27年度は (京とは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で | アウトカム 指標 アウトブット指標 と 達成 の理由 ほりを踏ま | 生確保に資する 本事業の研修以 者から80%以 産業保健総 者、産業保健健 働者等からの る。 | ものであることから、 が有益であった旨の が有益であった旨の 上確保する。 合支援センターにお 関係者及び小規模 相談件数を47,000 f | 労働者災害補の評価を利用の評価を利用 Sける事業事業場の労牛以上とす | 償保険法 27年度 実績 | ま第29条第 アカ標 アプ指 アウト | 第1項第3号に | 適う事業で 用者からの 7,953件/ 炎件数は92 西を達成で | あるため、 有益でを数 2.948件で きた。 | 社会復帰促進等 った旨の評価(て:8,616件)であ | 等事業で実施する は92.3%(有益で | 労働者の安全衛 必要がある。 |
| 27年度 127年度 27年達成 (京本達成) 理えた。 理えた。 27年達成 単元である。 単元である。 単元である。 単元である。 単元である。 単元である。 単元である。 単元である。 単二である。 単一である。 一一でる。 一一でる。 一一でる。 一一でる。 一一でる。 一一でる。 一一でる。 一一でる。 一一で。 | アウトカム アウトカープ アウト 標 アウト標 を理 は かさき題 でのことの のことの のことの のことの かっことの できる がっこと のことの かっこと かっこと できる | 生確保に資する 本者の 1800%以 産業業の研修以 産業等からの記 る。 利用者の利便 引き続き、利用 指標設 | ものであることから、 が有益であった旨に 上確保する。 合支援センターによ 関係者及び小規模 相談件数を47,000付 性に配慮するととも | 労働者災害補の評価を利用の評価を利用 Sける事業事業場の労牛以上とす | 償保険法 27年度 実績 | ま第29条第 アカ標 アプ指 アウト | 第1項第3号に | 適う事業で 用者からの 7,953件/ 炎件数は92 歩き達成で 事業を実施 27年 27年 27年 27年 27年 | あるため、 有益でを数 2.948件で きた。 する。 | 社会復帰促進等 った旨の評価(て:8,616件)であ | 等事業で実施する は92.3%(有益で | 労働者の安全衛 必要がある。 |
| 27年標 27年標 27年達成 ((() 理え項 27年達成) (原連次・ 27年達成) (原連次・ 27年達成) (原連次・ 27年達成) (原連次・ 27年達成) (原連次・ 27年達成) (原連次・ 27年度成) (原連次・ 27年度成) (東連次・ 27年度成) (東連定・ 27年度成) (東達・ 27年度成) (東達・ 27年度成) (東達・ 27年度成) (東達・ 27年度成) (東達・ 27年度成) (東達・ 27年度成) (東達 | アウトカム アウトカム アウト 標 アウト 標 アウド 標 アウド 標 を理 を で 課 で の 二 な で の 量 の の 二 な と で の 量 の こ な と で の 量 の こ な と で で の 量 の こ な で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 生確保に資する 本者 本者 を業業の研修以 を選集等からの記 を主義を等からの記 を主義を表 る。 利用者の利便 引き続き、利用 指定 本事業においる。 | ものであることから、 が有益であった旨に 上確保する。 合支援センターによ 関係者及び小規模 相談件数を47,000付 性に配慮するととも | 労働者災害補の評価を利用 の評価を利用 まける事業・サルシに、内容の質量を対象をあるとともに な事業者のニーは事業者のニー | 償保険法 27年積 で内容の がある。 | ま 第29条 アカ標 アプ指 アツボ標 の 向 | 第1項第3号に | 適う事業で 用者からの/ 7,953件/ 炎件数は92 歩を達成で 27年に つ実 | あるため、 有益回答 数 2.948件で する。 | 社会復帰促進等でた旨の評価は、18.616件)であった。 | 等事業で実施する は92.3%(有益で かった。 | 労働者の安全衛 必要がある。 あった旨の回 27年度 第四四半期 |

| 28年度事業概要 | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------|--|--------------|---------------|---------------|---------------|------------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 票を達成してい | るところであり | リ、引き続き施: | 策を継続 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 本事業の研修が | バ有益であった旨の評価を利用者から80%以上 | 確保する。 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | | - | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | 労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施が効果的であり、有用な研修等の開催を指標とした。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 産業保健総合 | 支援センターにおける事業者、産業保健関係者 | 行及び小規模事業 | 業場の労働者等 | からの相談件数 | 数を47,000件以。 | とさする。 | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(2) 職場におり | †る健康確保対策の推進 | | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向けた事業の方向性 | 平成27年12月1 | 日から施行されたストレスチェック制度や事業場 | における治療と | 職業生活の両っ | 立支援に関する | 支援を充実させ | - & . | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | |
| | 指標設 | _ | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指標を設定</u>) | 正 | | 績等 | - | - | - | - | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | | て実施する研修は事業者のニーズを踏まえ開催 D効果測定になじまないため。 | **時期や内容を | 没定しており、相 | 説については、 | 受動業務であり | リ繁閑の差が生 | | | | | | |
| その他特記事項 | る所期の目標を | 評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生 生達成していると評価できるとされている。 衛生総合研究所と(独)労働者健康安全機構は | | | | | | | | | | | |

(労働基準局監督課)

| | 事業名 | | Table | | | | | | | | | | |
|----------|---|-------------------------------|--|-----------------------------|-------------|-----------------------------|--------------|--------------|------------------------|---------------------|--|--|--|
| 事 | 事業の別 | 安全衛生 | 確保等事業(根拠法 | 令 労働者災 | 害補償 | 保険法第 | 29条第 | 1項第3 | 3号) | | 担当係 | 特定分野労働条 件対策係 | |
| | ミ施主体 | 労働基準 | 監督署 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成23年度 | |
| 身 | ミ施方法 | | 託等 (委託先等 : [直接 • 間接 (貸付先: | | | マインド |) | 実施主 | 主体: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | 間以上のき続き高い | 動の解消について 雇用者の割合を3 く、脳・心臓疾患、3 ることから、長時間 | 0%以上減少 精神障害に係 | させる 系る労: | ら」とされ 災認定件 | ている。 数が高 | ところで 引水準で | あるが、労働で推移するなど | 時間が週60時 、依然として恒 | 間以上の雇用者 常的な長時間: | る 新の割合は引 労働の実態が | |
| 事業/制 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業主 | | | | | | | | | | | |
| 刑度 概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | の徹底を | 及び休日労働協定 図るとともに、過重 ミナーを実施する。 | 労働解消用 | パンフ | ルット等 | を活用 | した集 | 団指導や自主 | 点検を実施する | | | |
| | 実施体制 | | 監督署にて実施。 解消のためのセミ | | ついて | は、(株) | 東京リ | ーガル | マインドに委託 | £して実施。 | | | |
| | F度予算額 (千円) | 210,239 | 25年度予算額 (千円) | 225,577 | | 度予算額 千円) | 246 | ,083 | 27年度予算額 (千円) | 257,230 | 28年度予算額 (千円) | 501,915 | |
| うち | 行政経費 | 210,239 | うち行政経費 | 225,577 | うち彳 | _{了政経費} | 230 | ,297 | うち行政経費 | 229,343 | うち行政経費 | 414,014 | |
| ※行 | F度決算額 政経費を除く (千円) | 25年度決算額 ※行政終表大院 ※行政終表大院 | | | | | | | | | 28年度一般勘定 | 予算額: 0(千円) 予算額: 0(千円) 経費を考慮していない | |
| | 24年度 執行率(%) | - | 25年度 予算執行率(%) | - | | 6年度 1行率(%) | 99 | 9.9 | 27年度 予算執行率(%) | 45.8 | * 1. * * * * * * * * * * * * * * * * * * | 社員とう思していない | |
| | 制度の必要性 生がある場合は 記載) | ている。ま 策推進法 | 間が週60時間以上 また、「日本再興戦 が平成26年11月で 実施していく必要 | 略改定2014 1日に施行さ | ルたと れたと | ハて、「働 | き過ぎ | 防止の | ための取組強 | 化」が盛り込ま | れたほか、過ぎ | 的死等防止対 | |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | で定める労る事業場に働の解消 | は、時間外労働・休日 労働時間の延長の限 こ対して、窓口指導等 対策を推進するもの 第1項第3号で行う必 | 度等に関する 等を実施すると である。本事 | 基準」 | (平成10 ^年 、過重労(| F労働省 動の解え | 告示第 肖のため | 5154号)に定めら りのセミナーを実 | んれた限度時間で 施することによ | を超えた時間で協 り、長時間労働の | 協定を締結してい 抑制、過重労 | |
| | アウトカム | 時間外及 | び休日労働協定の | の点検件数 | | アウト | 0 | 523,44 | 15件 | | | | |
| 27年 | 指標 | |)件以上とする。 | | 27年 | カム指 標 | × | | | | | | |
| 度目標 | アウトプット | | 解消周知・啓発用 60,000部作成・配名 | | 度実 績 | アウト | 0 | 160,00 | 00部作成•配布 | 「し、過重労働の | の解消に努めた | | |
| | 指標 | | に努める。 | | | 指標 | × | | | | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 (因) | | ム指標については パット指標について | | | | | | | | 標の部数を作り | 成することがで | |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課 | 引き続き | 事業の適正な運営 | に努める。 | | | | | | | | | |
| 事業ョニタリ | 期単位での 実績等のモ ング(<u>定量</u> <u>旨標を設定</u>) | 指標設定 | | - | | | 左記打ついて業実統 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度第四四半期 | |
| グの | モニタリン 指標を設定 ない理由 | 年間を通 | じてでなければ効 | 果測定できす | 广、四≐ | 半期単位 | での実 | 績モニ | タリングにはな | じまないため。 | , | | |
| | 評価 | | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度事業に加え、①インターネット上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、長時間労働、過重労働、賃金不払残業等の情報を収集し、労働局等において対応すべき問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行うとともに、②長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進を図るため、都道府県労働局等に労働時間管理適正化指導員を配置する。 | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトカム指標) | ①時間外及び休日労働協定の点検件数を400.000件以上とする。 ②労働時間管理適正化指導員が個別訪問した事業場の80%以上から、訪問が「参考になった」との回答を得る | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | _ | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | ①時間外及び休日労働協定点検指導員については、時間外及び休日労働協定の締結・届出により、法律を遵守させ、その上で「労働基準法36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」等に反する時間外労働・休日労働協定の点検をすることで長時間労働・過重労働解消の目標を達成するため、上記目標を指標とすることとした。なお、本事業は、事業主に対して時間外労働・休日労働協定の適正化を指導するものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するための指標設定にはなじまない。 ②労働時間管理適正化指導員も自動車運転者時間管理等指導員と同様に、自動車運送事業について、改善基準告示等に係る指導・助言を要すると認められる事業場等に対し、助言・指導等を行うこととしている。その効果を図る指標としては、個別訪問が利用者にとって有用なものであったかが重要であるため、「参考になった」との回答を80%以上得ることを目標とした。 ③インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握するものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握する指標を設定することは困難である。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | ①過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ②労働時間管理適正化指導員による指導事業場数を3,800事業場以上とする。 ③インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均50件以上とする。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | 1-(2)-② 過重労働の解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | _ | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標 設定 - 左記指標についての事業実績等 - | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 年間を通じてでなければ効果測定できず、四半期単位での実績のモニタリングにはなじまないため。 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

| | 事業名 | | ヽ捨て」が疑われ ほ目標管理事業 | | の対応 | 芯強化 | | | | | 事業番号(28年度) | 35 | |
|----------------|---------------------------------------|--|---|--|--------------------------------|----------------------------|-------------------|---------------------------|-----------------------------------|---------------------|------------------------|--------------------|--|
| | | 【20十及里片 | 《日保官任尹禾 | ·1 | | | | | | | 事 業 番 号 (27 年 度) | 40 | |
| 事 | 事業の別 | 安全衛生確倪 | 保等事業(根拠法 | 令 労働者災 | 害補償 | 保険法第 | 29条第 | 担 当 係 | 特定分野労働条 件対策係 | | | | |
| 美 | ミ施主体 | 民間事業者 | 等 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成26年度 | |
| 美 | 尾施方法 | □直接実施 ■業務委託等 (委託先等:事業①(公社)全国労働基準関係団体連合会、事業②(株)廣済堂、事業③(公社)全国労働基準関係団体連合会) □補助金 [直接 ・ 間接] (補助先: 実施主体:) □貸付(貸付先:) □その他 () | | | | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | 1 若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっていること 2 「『日本再興戦略』改訂2014」において、未来を創る若者の雇用・育成のための総合 て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、若者 の取組を強化する必要がある。 | | | | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業②:労働 | 動者及び使用者 動者及び使用者 戦前の大学生等 | | | | | | | | | | |
| 制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 夜間・休日 <事業②:ヴ 労働基準注 者等に対す <事業③:プ | 労働条件相談に に労働基準法が 労働条件ポータ、 まなどの基礎知 する情報発信を マ学生・高校生等 等でのセミナー | 無料で いめよ 1をまと た労働 | 電話相記 う 労働の かた労働の 会件セミ | 炎を受り を件」の 動条件を |)設置· 相談ポ 業> | 運営による労働 ータルサイトを | 動基準法等の† 厚生労働省ホ | 青報発信事業> | • | | |
| | 実施体制 | 事業①については(公社)全国労働基準関係 体連合会に委託して実施。 | | | 系団体は | 重合会、事 | 事業②に | ついて | は(株)廣済堂、 | 事業③について | は(公社)全国労 | 働基準関係団 | |
| - | 度予算額 (千円) | | | 26年度予算額 (千円) | | 197,345 | | 27年度予算額 (千円) | 228,631 | 28年度予算額 (千円) | 229,587 | | |
| うち | 行政経費 | - | うち行政経費 | - | うち彳 | _{了政経費} | - | - | うち行政経費 | - | うち行政経費 | - | |
| ※行政 | 三度決算額 改経費を除く (千円) | - | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | - | ※行政 | 度決算額 (経費を除く く 千円) | 116 | ,428 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 151,729 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | 算額: 0(千円) | |
| | 24年度 執行率(%) | - | 25年度 予算執行率(%) | - | | 6年度 1行率(%) | 59 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 66.4 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない | |
| | 川度の必要性 注がある場合は 記載) | 2「『日本再! 企 | い捨て」が疑われ 興戦略』改訂2014 応策の充実強化 | 4」において、オ | 未来を創 | 削る若者の | 雇用∙ | 育成のカ | ための総合対策 | | | | |
| | 复帰促進等 ご行う必要性 | 若者の「使しており、本事! 働者の不安のする情報発信 このため、オ | ・捨て」が疑われ 業では夜間や休日 の解消を図るとと き行うこととして「 な事業は、企業に き第1項第3号で行 | ∃においても、 もに、事業主の いる。 おける適切な | 労働者)方々が 労務管 | からの相 からの相談 | 談に対 | 応する: 応する: | ことによって、不言 ことや、ポータル | 当な労働条件で サイトの設置、t | 働いているのでに zミナーの実施に | はないか等の労 より、労使に対 | |
| | アウトカム | 事業①:「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 事業②:「確かめよう 労働条件」の利用者に対してアンケートを実施し、80% | | | アウト カム指 | 0 | 事業② |):82.7%):88%):97% | | | | | |
| 27年 度目 標 | 指標 | る。 事業③: 大学 ナーの受講: | 用であった旨の 幸等において実 者にアンケートる ら有用であった | 施するセミ を実施し、 | 27年 度実 績 | 標 | × | | | | | | |
| | アウトプット 指標 | 受け付ける。 事業②:ポー 数を1月平均 | , -タルサイトへの | 91,600件以上の相談を レサイトへのアクセス件 000件以上とする。 | | アウト プット 指標 | 0 | 事業② |): 2,427件 〕: 17,474件 〕: 48回 | | | | |
| | | | 上開催する。 | | | | × | | | | | | |

| 27年度目標を達成(未達成)の理由(原因) 理由(原因)を踏 | 事業②:- | 専門的知識を有しいては達成すること 電話の発生を最小サイトの内容につい、「探しやすぐ掲載で ついても達成すること 世当課との堅密こと | とができ、アウス はいかっといって、アウス はいからないで、利用者をある。 いて、利用者をある。 いて、利用者をある。 はいできた。 はいできた。 | アトプット指標にれ、目標件数をのニーズに合っ のニーズに合っ 度よりもサイトを 事業実施団体が | ついても、去4 注達成できた。 た情報を的確 で改善すること 適切な事業週 | 手度より契約回 館に発信し、またができたため、 ができたため、 型営を行うことか | 線を増設したこと、労働者等が アウトカム指標 できたため、フ | ことにより、受付 必要な情報を 票及びアウトプ | できない わかりやす ルト指標に |
|--|--|--|---|--|---|---|--------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| まえた改善すべき事項、今後の課題 | 事業②: | 相談件数の増加か 更なるサイト内容の 引き続き担当課との | の充実及び周 | 知広報の充実 | を図る。 | | 允実を図る。 | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標 | 業①:「労働条件相詞 件数(1月平均 業②:ポータルサイト 平均) |) | | 左記指標に ついての事 業実績等 | 27年度 第一四半期 ①2079 ②18,058 | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 ①2,603 ②19,909 |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 事業③: | セミナーの開催時 | 期が年度内の |)特定時期に集 | 中するため、 | 四半期ごとの目 | でまる | まないため。 | |
| 評価 | | А | | 成: | 果目標を達成 | | ろであり、引き | き続き施策を維 | 迷続 |
| 28年度事業概要 | 平成27年 | 度と同様 | | | | | | | |
| 26年度評価とそ れを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評 | ·価 B | | は事業の初年原 昔果、平成27年 する。 | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 事業②:「 | 「労働条件相談ほ 「確かめよう 労働 大学等において実 | 条件」の利用 | 者に対してアン | ケートを実施 | し、80%以上な | いら有用であっ | た旨の回答を得 | うる。 |
| 中期的な目標 | | | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 回答を得事業② の有用性 なお、事 ナーは高 | は、適切な相談対る。 及び事業③につい を指標とし、80% 事業③のアウトプッ 校での開催が難し が、遣回数を増やし が、遣回数を増やし | へては、利用者以上から有用 い上から有用 ト指標につい しかったことか | 音のニーズに合 目であった旨の[いては、平成274 いら、平成28年原 | った情報を的 回答を得ること 軍度の実績よ 度事業では高 | 確に発信する。 を目標とした。 り、不特定多数 校におけるオー | ことが重要であ (の方に参加し | ることから、利り てもらうオープン | 用者にとって ン形式のセミ |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 事業②:7 | 月平均2,800件以 ポータルサイトへ <i>0</i> 大学等でのセミナ- | アクセス件数 | 数を1月平均15, | 000件以上とす る。高校等への | する。 の講師派遣を1 | 00校以上に行 | う。 | |
| 28年度重点施策 との関係 | 1-(1)-4 | 若者の活躍促進 | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっており、「『日本再興戦略』改訂2014」においても、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、相談体制、情報発信等の対応策を強化する必要があるため、平成28年度と同様に要求を行う。なお、事業①については、個別の相談事業であり、当初の想定よりも一回あたりの相談が長くかかったこと等により、同時間帯に契約回線数を超える受電等により受付できない電話が発生してしまったことから、契約回線の増加の検討や周知広報の充実を図る。事業②については、更なるサイト内容の充実を及び周知広報の充実を図る。事業②については、見き続き担当課との堅密な連携の下、事業の適正な運営に努める。 | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標 | 業①:「労働条件村 件数(1月平) 業②:ポータルサー 平均) | 均) | | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 - | 28年度 第三四半期 - | 28年度 第四四半期 |

| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 事業③: セミナーの開催時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理になじまないため。 |
|------------------------------|--|
| その他特記事項 | |

(労働基準局総務課過労死等防止対策推進室)

| | | | | | | | (労 | 働基準局総務 | | <u>上对策推進至)</u> | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|---------------------------|---------|-------------|---------------------------------|---------------|------------------------|-----------------|--|--|--|
| į | 事業名 | 過労死等防止対策推進経費 【28年度重点目標管理事業】 | | | | | | | 事業番号(28年度) | 36 | | | |
| | | | | | | | | | (27年度) | 41 | | | |
| 事 | 事業の別 | 安全衛生確保事業(根拠法令 労働者災害 | 補償保 | 険法第29约 | 条第1項 | 第3号、 | 過労死等防止対 | 対策推進法) | 担 当 係 | 過労死等防止対 策推進室 | | | |
| 美 | ミ施主体 | 民間業者 | | | | | | | 事業開始年度 | 平成27年度 | | | |
| 美 | ミ施方法 | □直接実施 ■業務委託等(委託先等:①みずほ情報総研株式会社、②株式会社読売連合広告社、③株式会社プロセスユニーク) □補助金[直接・間接] (補助先: 実施主体:) □貸付(貸付先:) □その他() | | | | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | する実態調査等を行うことや過労死等を | 「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する する実態調査等を行うことや過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これ めるための施策を実施し、過労死等の防止対策の一層の推進を図る。 | | | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | ①過労死等に関する実態等 ②及び③ 事業主、労働者、その他国民 | | | | | | | | | | | |
| (人制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 「過労死等防止対策推進法」及び同法に ①過労死等に関する調査研究、 ②過労死等を防止することの重要性につ ③国民の過労死等防止対策の重要性に 「過労死等防止啓発月間」に開催) を実施する。 | | (毎年11月の | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | ①から③について、それぞれ民間業者に | 委託し | て実施 | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 25年度予算額 (千円) | | | | | | | | 234,033 | | | |
| うち | 行政経費 | | 宁政経費 | | | うち行政経費 | 50 | うち行政経費 | 72 | | | | |
| ※行政 | F度決算額 政経費を除く (千円) | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 112,524 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | | | | |
| | 24年度 執行率(%) | 25年度 予算執行率(%) | 20 | 6年度 九行率(%) | | | 27年度 予算執行率(%) | 73.6 | | 経費を考慮していない | | | |
| | 川度の必要性 Eがある場合は 記載) | 平成26年に成立・施行された「過労死等防止されている。このため、同法第8条に基づき、 止することの重要性について国民の自覚を仮 | 過労死 | 等に関す | る実態の | の調査等 | 等を行う施策(調 | 査研究等)、同為 | 去第9条に基づき、 | 過労死等を防 | | | |
| | | 本事業を実施することにより、事業主を含む」 過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健原 このように、本事業は、過労死等の防止につ 第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事 | 東で充っながり | 実して働き 、労働者σ | 続けるの健康の | ことので 確保に | きる社会の実現 | に寄与すること | となる。 | | | | |
| 27年 | アウトカム 指標 | 過労死等防止対策推進シンポジウムの参加 者満足度を80%以上とする。 | 27年 | アウト カム指 標 | × 0 | | | | 全体に対する満足 とする参加者の理 | | | | |
| 度目標 | | 過労死等防止対策推進シンポジウムを全国 | 度実 績 | アウト | 0 | | | | | | | | |
| | アウトプット 指標 | 29箇所で開催し、参加者数を計4,500人以上 とする。 | | プット 指標 | × | | 等防止対策推進 は計3,075人(参 | | D開催実績:全国2 | 9箇所で開催、 | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | 事業実施初年度であったことから、 ① 各開催地において連携する民間団体 ② 参加することについての関心が得られ ③ 参加見込み者数の設定が大括り(300 | いなかっ | ったこと | | | | 期間が短くなっ | た開催地もある | こと | | | |
| 理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題 ① 28年度新規に開催する地域もあるため、開催調整の時間を確保するため委託事業を記して、 講演内容を変更するなどの参加することについての関心を得られる工夫を行項、今後の課題 ③ 平成27年度実績において、参加者数が多かった会場の周知方法(ダイレクトメール) 当日参加可能の旨の周知 | | | | | | | | ·行う | を1ヶ月早めた(| 6/1→4/27) | | | |
| 事業実 | | 指標 _ | | | | 標に | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | |
| | ング(<u>定量的</u> <u>腰を設定</u>) | 設定 | | | | | | | | | | | |
| グの扌 | モニタリン 指標を設定 い理由 | 調査研究及び周知・啓発の事業は、年間 め。 | き通し | てでなけ | れば欬 | 果測定 | 定できないため | 、四半期ごとの | D効果測定には | なじまないた | | | |
| | 評価 | B 予算額又は手法等を見直し | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | ①企業、労働者等に関する意識や過労死等防止に対する取り組み等についての調査研究 ②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター等の作成・配布、シンポジウムの 開催) |
|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする |
| 中期的な目標 | - |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方りの力ム指標設定が困難な場合はその理由) | 過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施するシンポジウム事業であることから、その成果を参加者の満足度により測ることとしたもの。また、その水準については、平成27年度において、80%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き80%以上としたものである。 |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 過労死等防止対策推進シンポジウムを全国43箇所で開催し、参加者数を計4,720人以上とする。 |
| 28年度重点施策と の関係 | 3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備 (2)働き方改革の実現 ・過労死等防止対策の実現 |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求 |
| 29年度重点施策と の関係 | 過労死等防止対策の推進(P) |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標 BDC 28年度 28年度 28年度 28年度 第一四半期 第三四半期 第三四半期 第三四半期 第三四半期 第三四半期 第三四半期 第四四半期 28年度 第一四半期 第三四半期 第四四半期 28年度 第一四半期 第三四半期 第三回半期 第三回半 第三回半 第三回半 第三回半 第三回半 第三回半 第三回半 第三回半 |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 調査研究及び周知・啓発の事業は、年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。 |
| その他特記事項 | _ |

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

| 事 | 業名 | メンタルヘルス 【28年度重点目 | | | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 37 42 | |
|-----------------------|--|--------------------------------|---|---------------------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------------|----------------------------|--|------------------|--|
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業 (根拠法令 | | | 担 当 係 | 産業保健支援室 健康班 | | | | | | |
| 実施 | も主体 | 民間業者に委託 | そして実施 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成18年度 | |
| 実施 | □直接実施 ■業務委託等 (委託先等:(一社)日本産業カウンセラー協会、東京海上日動リスクコンサルティング株式:ストジェイ) □補助金 [直接 ・ 間接] (補助先: 実施主体:) □貸付(貸付先:) □その他() | | | | | | | | | | · · 、株式会社法研 | ₹、株式会社ア | |
| | 目的 (何のため) | 職場のメンタル・ | ヘルス対策の促 | 進、過重労働に | よる健康 | 障害の | 防止を図 | 図る 。 | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者等 | | | | | | | | | | | |
| 米/制度概要 | 事務・事業 のスキー ム(決定ス キームを 含む) | | ス対策を推進する こころの耳」によ | | | | 動者に対 | する面積 | 接指導等を行う | 医師及び保健的 | Ђ等への研修、ℷ | ソンタルヘルス・ | |
| | 実施 体制 | 民間業者に委託 | 托して実施 | | | | | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | 1,491,481 | 25年度予算額 (千円) | 861,964 | 26年度 ⁻ (千I | | 261, | 830 | 27年度予算額 (千円) | 136,730 | 28年度予算額 (千円) | 84,482 | |
| うちぞ | 丁政経費 | _ | うち行政経費 | - | うち行耳 | 收経費 | 98 | 37 | うち行政経費 | 987 | うち行政経費 | 982 | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く F円) | 1,299,805 | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 666,922 | 26年度 ※行政経 (千) | 費を除く | 83,8 | 353 | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | | |
| | 年度 行率(%) | 87.1 | 25年度 予算執行率(%) | 77.4 | 26年 予算執行 | | 32 | .1 | 27年度 予算執行率(%) | 71.5 | 行政経費を制 | 脅慮していない | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | 者は3万人を下 どまっており、聢 メンタルヘルフ | いて強い不安、回ったが、自殺者 関ったが、自殺者 機場のメンタルへ ス対策に取り組ん の促進を図るため | 者のうち約3割を ルス対策の促進 ∪でいない理由と | 労働者が きが急務。 としては、 | 「占めて となって 「専門ス | いる。 — いる。 くタッフが | 方、メン いない」 | タルヘルス対策 、「取り組み方 | きに取り組んでい がわからない」か | いる事業場の割 [、] が多くなっており | 合は60.7%にと、職場のメンタ | |
| 社会復帰業で行う | 掃促進等事 必要性 | への研修、メンク | 場におけるメンタ タルヘルス・ポー 去第29条第1項第 | ・タルサイト「ここ | ろの耳」 | こよる情 | 報提供 | 等を実施 | Eすることで労働 | 者の心の健康 | | | |
| | アウトカム 指標 | メンタルヘルス・果、有効、有用 | ·ポータルサイトを であった旨の回 | | アウト カム指 | 0 | | ヘルス・ポータ 答の割合は98.4 | | した結果、有効、 | 有用であった | | |
| 27年度 目標 | 1日1자 | 90%以上とする | | | 27年度 実績 | 標 | × | | | _ | | | |
| | アウトプッ ト指標 | 対する、延ベア | ·ポータルサイト「 クセス件数3,000 | | | アウト | 0 | | ヘルス・ポータ 4,786,579件であ | | の耳」に対する、 | 延ベアクセス | |
| | . 711 174 | する。 | | | | 指標 | × | | | _ | | | |
| 27年度目 (未達成 (原因) | 目標を達成)の理由 | 達成 由 | | | | | | | | い、利用者の二 | ーズに合致した | コンテンツを作 | |
| 理由(原 えた改善 項、今後 | 因)を踏ま すべき事 の課題 | されることから、 〇メンタルヘル | ック制度の創設等 事業者からの相 ス・ポータルサイ を図ることが必要 | 目談や支援要請 ト「こころの耳」1 | の増加が | 見込ま | れ、着実 | に必要 | な支援を実施す | ることが必要で | ある。 | | |
| 業実績等 | 定量的な指 | 指標設 メンタル | ヘルス・ポータル+ | 」のアクセン | ス件数 | 左記指れいての事績等 | | 27年度第一四半期 | 27年度 第二四半期 1,078,037 | 27年度 第三四半期 1,552,715 | 27年度 第四四半期 1,050,522 | | |
| | モニタリング 標を設定で い理由 | | | | | | | | | l | <u> </u> | | |
| | 平価 | | Α | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同 | 月様 | | | | | | | | | | |
|--|---|--|----------|----------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | メンタルヘルス・ | ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であ | った旨の回答の | 割合を90%以. | 上とする。 | | | | | | | |
| 中期的な目標 | メンタルヘルス | 対策に取り組んでいる事業場の割合を平成29年 | までに80%とす | る。 | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、より利用者にとって、有用なポータルサイトとする とを目標とした。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | メンタルヘルス・ | メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延ベアクセス件数3,000,000件以上とする。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(2) 職場におり | する健康確保対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向け た事業の方向性 | 労働安全衛生活 | 去改正の施行後、ストレスチェックに携わる者への | の研修の実施等 | 、事業の効率的 | な実施を図る。 | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ リング(定量的な指標を設定) | 指標設 定 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」のアクセス件数 左記指標についての事業実績等 28年度 第二四半期 第二四半期 第三四半期 第四四半期 第一四半期 第二四半期 第一四半期 第一回半期 第一回回半期 第一回半期 第一回半回回半回回 第一回半回回 第一回半回回 第一回半回回 第一回半回回 第一回半回回 第一回回回回回回回回回回 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | , | | _ | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | | | |

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

| 事 | 業名 | | 舌の両立等の支抗 煙筒理恵業】 | 爱対策事業 | | | | | | | (28 | 年 度) | 38 | |
|---|---|---|--|---|-------------------------|------------------|-------------|--|---------------------------------|--------------|------------------|-----------------------|---------------|--|
| 事業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | | | | | | 年 度) | 43 | |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業(根拠法令 | 労働者災害補償 | 保険法第 | 29条第1 | 項第3号 |) | | | 担 | 当 係 | 産業保健支援室 | |
| 実加 | 施主体 | 民間業者 | 民間業者 事業開始年度 平成25年月 | | | | | | | | | | | |
| 実加 | □直接実施 ■業務委託等(委託先等:みずほ情報総研株式会社) 応方法 □補助金 [直接 ・ 間接] (補助先: 実施主体:) □貸付(貸付先:) □その他() | | | | | | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | 労働者が業務によって疾病を増悪させることなく治療と職業生活の両立を図るため、事業場において適切に対する配慮が行われるよう、本事業では、労働者の治療と職業生活の両立に向けた支援を行う。 | | | | | | | | | | の措置を | 行いつつ、治療 | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業者等 | | | | | | | | | | | | |
| 制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | | でと職業生活の両 あり方に関する検 。 | | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 民間業者に委託 | して実施。 | | | | | | | | | | | |
| | 24年度予算額 _ 25年度予算額 12,713 26年度予算 (千円) (千円) (千円) | | | | | | | 540 | 27年度予算額 (千円) | 9,976 | | 度予算額 千円) | 9,891 | |
| うち行 | うち行政経費 ー うち行政経費 ー う | | | | | | - | - | うち行政経費 | - | うちぞ | 丁政経費 | - | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | _ | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 6,609 | 26年度 ※行政経 (千I | 費を除く | 11, | 168 | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | 7,382 | | 雇用勘定予 一般勘定予 ※予算 | | |
| | 4年度 1行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | 51.9 | 26年 予算執行 | | 96 | .8 | 27年度 予算執行率(%) | 74.0 | í | | 考慮していない | |
| | がある場合 | 両立のための体 労働者の職場環 また、治療を継 | 複雑化や高齢労働制が不十分なこと 境整備や就労支持続しながら、就労な 長産性を上げるたる | から、就労可能な 爰の取組を促進す を希望する労働者 | は健康状態 けることが 皆に対する | まにもか: 必要でも | かわらず ある。 | 、復職、総 | 継続就労すること | :が困難な場合が | あり、事 | 業場にお | らける疾患をもつ | |
| 社会復帰業で行う | | | 動者の治療と職業 補償保険法第29条 | | | | | | | | 生の確 | 保に資す | るものであるた | |
| 27年度 | 指煙 | ~ 1X1-1X1 / U/. | おける治療と職業 ブイドラインを作成 に周知を実施す | 000000000000000000000000000000000000000 | 73—11 | | | ○ 個別事業場における治療と職業生活の両3 インを作成し、研修会等を通じて効果的に原 × - | | | | | | |
| 目標 | アウトプッ ト指標 | | 5の両立支援対策 て、研修会を7回 | | | アウト プット 指標 | O × | 治療と 会を1回 | | _ Z支援対策に関 | するガー | イドライン | を用いて、研修 | |
| | | 達成 国のがん対策加速化プランが平成27年12月に示され、本ガイドラインにおいても、がんに関する記載の拡充が必 | | | | | | | | | | | | |
| | (因)を踏ま きすべき事 その課題 | - べき事 十成と7 牛皮の切形を云の凹数は少なかつにものの、一郎×ヘコミに取りの1 りれるなと及音は入さかつた。っても、/ 「桜子スよかに」「たま即晩予事店」が「医師向はフェーマリー学えたはオスレナに、ニャ の国知についてナー 吹宝に | | | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な指</u> E) | | | _ | | | 左記指にいての事績等 | | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年月第三四 | | 27年度 第四四半期 | |
| | | ガイドライン等の | の作成等について | には、年間を通し | ごて行われ | hるもの | であるた | め、四- | 半期ごとの指標 | 設定になじまな | :l\ ₀ | | | |
| 評価 B 予算額又は手法等の見直し | | | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成28年度は、平成27年度に作成したガイドラインの疾患別手引きを作成し、研修会の開催等により周知を図る。 | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 目標を達成してい | いるところであり | 、引き続き施策 | を継続 | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 研修会に参加し | た結果、有益であった旨の回答の割合を80%じ | 上とする。 | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 事業場における | 作業関連疾患等をもつ労働者の職場環境整備 | や就労継続のた | めの整備が促 | 進される。 | | | | | | |
| の水準の考え方 (アウトカム指標設 | 機関等関係者の 検討会」報告書 成し、周知・徹底 そこで、平成28 | 一部の企業においては、治療と職業生活の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と職業生活の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。 そこで、平成28年度においては、治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインの疾患別手引きを作成し、効果的に周知を図るこため研修会等を開催し、研修会に参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする目標を設定した。 | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 治療と職業生活 | この両立支援対策に関するガイドラインの疾患別 | 手引きを1種類 | 以上作成する。 | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(2) 職場におり | 5(2) 職場における健康確保対策の推進 | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向け た事業の方向性 | 治療と職業生活 | の両立支援対策に関する疾患別手引きを作成 | し、周知を図る。 | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指 | | _ | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | |
| 標を設定) | <u>権等</u> | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | ガイドラインの作成等については、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | (2) (30) | 基準局監督課 |
|--|---|------------------|---|------------------|--------------|---------------------------|------------|------------|---------------------------------|----------------------|------------------------|------------|
| 틬 | 事業名 | 新規起業事 | 業場対策 | | | | | | | | 事業番号(28年度) | 39 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保 | 工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工 | 令 労働者災 | 害補償係 | 呆険法第2 | 9条第1項 | 第3号 | | (27 年 度) 担 当 係 | 管理係 | |
| 実 | 施主体 (公社)全国労働基準関係団体連合会 | | | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成19年度 |
| □直接実施 ■業務委託等(委託先等:(公社)全国労働基準関係団体連合会) 実施方法 □ は ・ 間接 | | | | | | | |) | | | | |
| | 目的 (何のため) | 分に有してる 労働時間管 | 新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業は、望ましい労働時間制度を整備する。 分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が不足し 労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制の確立や労働者の 適正な職場環境形成のための支援を行う。 | | | | | | | | | |
| 事業/ | 対象 (誰/何を 対象に) | 新規起業事 | 新規起業事業場の事業主等 | | | | | | | | | |
| 度概 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 新規起業事 | 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言を行 | | | | | | | | | |
| | 体制 | 47都道府県(| こコーディネーター | -56人と普及指 | 導員2 1 | 5人を配置 | 5 . | | | | | |
| | 度予算額 千円) | 80,357 | 25年度予算額 (千円) | 76,625 | | 度予算額 千円) | 78,81 | 14 | 27年度予算額 (千円) | 80,959 | 28年度予算額 (千円) | 109,569 |
| うち | 行政経費 | | | | _ | | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | |
| 24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | | 73,952 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 76,539 | ※行政 | 度決算額 「経費を除 く 千円) | 75,970 | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 73,211 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | |
| | 4年度 执行率(%) | 92.0 | 25年度 予算執行率(%) | 99.9 | | 6年度 1行率(%) | 96.4 | ı | 27年度 予算執行率(%) | 90.4 | 次予昇執行率は行政 | 経貨を考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合は 己載) | 生、労働時間 ナーや、労働 | 事業場においては、 別をはじめとした労り時間制度や安全行の確立や労働者の | 働条件等をめ 衛生管理体制 | ぐるトラ につい | ブルが懸 ての専門 | 念される。 | 。この 旨導・ | ため、基本的なき 助言等を行うこと | 労務管理や安全 により、長時間 | 衛生管理の要点 労働を抑制すると | についてのセミ |
| | 原促進等 行う必要性 | | ける長時間労働の 去第29条第1項第3 | | | | | | | . 労災保険給付 | の抑制に資するた | ≥め、労働者災 |
| 27年 | アウトカム 指標 | 以内に具体 | 利用した事業場 的な就業環境の 85%以上とする。 | 整備が図ら | 27年 | アウト カム指 標 | | | が(1年以内に就 /個別指導事 | 答した事業場 | | |
| | アウトプット 指標 | | 度や安全衛生管門家による個別 以上とする。 | | 度実 績 | アウト プット 指標 | O 5 | 労働明 別指導 | 時間制度や安全 掌事業場数は40 | È衛生管理体制 00件 | 川についての専門 | 門家による個 |
| | 日標を達 達成)の理 指導員の斉一的な指導レベルの担保と向上を図り、企業が環境整備を図れるよう懇切丁寧な指導を行ったため 因) | | | | | | | | を行ったため。 | | | |
| 理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題 | | | | | | | | | | | | |
| 事業実 | 単位での 績等のモ レグ(<u>定量的</u> を設定) | 指標設定四半 | 期毎の個別指導 | 数 | | 左記指 ついての 業実績等 | 事 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度 第三四半期 123 | 27年度第四四半期 | |
| | ニニタリン 音標を設定 | <u> </u> | | | | | <u> </u> | | <u>l</u> | 1 | | I |
| | い理由 | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 事業① 新規起業事業場就業環境整備事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言を行う。 事業② 労働基準関係法令に関するWEB診断事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを新たに設置し、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービスを実施する。 | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 事業① 当該事業を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。 事業② ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 受託者と適宜連携を図り、事業の進捗状況を把握するよう努める。 | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目 標設定の理由及 びその水準の考え 方 | 事業① 新規起業事業場において、適正な労働時間制度等の設定や安全衛生の確保について、ノウハウの蓄積に乏しいことや必要な人材が確保されていないことから、その安全衛生や労働条件の確保・改善のためには、起業後のできるだけ早い段階において、必要な就業環境の整備がなされることが望ましいため、上記の目標を設定した。 | | | | | | | | | |
| (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 事業② 利用者のニーズに合ったサービス・情報を提供することが重要であることから、利用者にとっての有用性を指標とし、 30%以上から有用であった旨の回答を得ることを目標とした。 | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 事業① 労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を400社以上とする。 事業② ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均3,000件以上とする。 | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | - | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 適正な職場環境形成の支援を目的とした本事業は有意義なものであり、継続して要求する。 | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | _ | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 事業① 四半期毎の個別指導事業場の件数 指標 設定 左記指標に 事業② ポータルサイトへのアクセス件数(1月 平均) カー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | _ | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | |

(労働基準局勤労者生活課)

| Į | 事業名 | | 職場環境形成事 京的目標管理事 | - 1 - | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 40 45 |
|---|--|--|--|--|---------------------------|------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|--|---------------------------------|--|-----------------------------|
| 事 | 業の別 | 安全衛生確 | 保等事業(根拠 | 法令 労働者 | 貨貨害 | 補償保険 | 法第2 | 9条第 ⁻ | 1項第3号) | | 担当係 | 企画第二係 |
| 美 | E施主体 | 株式会社クング株式会 | ナラス、株式会 社 | 社エヌ・ティ・ラ | ティ・デ | · ·一タ経営 | 研究原 | 斤、東京 | 東海上日動リスク 東海上日動リスク | ウコンサルティ | 事業開始年度 | 平成23年度 |
| 美 | ■直接実施 ■業務委託等 (委託先等: 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、株式会社クオラス、存 データ経営研究所) □補助金 [直接 ・ 間接] (補助先: 実施主体:) □貸付(貸付先:) □その他 () | | | | | | | | | | 株式会社エヌ・ | ティ・ティ・ |
| | 目的 (何のため) | 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援 | | | | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 労働者、事業主等 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(平成23年度)や「職場のパワーハラスメン | | | | | | | | | | |
| 事業/制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 24年度)の約 ①国民及び パンフレッ ②当事者で | トに関する実態 労働局等)、リー 者の実務に活た て、平成27年度 | ーフレット、 | | | | | | | | |
| | 実施体制 | ①国民及び ②当事者で アル)、東京海 | 礼。 データ経営研究所 | 所(導入マニュ | | | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | 71,680 | 25年度予算額 (千円) | 90,334 | | 度予算額 千円) | 138 | ,010 | 27年度予算額 (千円) | 119,963 | 28年度予算額 (千円) | 125,313 |
| うち | 行政経費 | 4,823 | うち行政経費 | 3,147 | | | 1,8 | 372 | うち行政経費 | 1,872 | うち行政経費 | 1,290 |
| ※行政 | 度決算額 数経費を除く (千円) | 1類 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 26年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 92,306 (千円) | | | | | | | | | | 額: (千円) (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 49.5 | 25年度 予算執行率(%) | 67.7 | | 6年度 1行率(%) | 49 | 9.8 | 27年度 予算執行率(%) | 78.2 | ※予算執行率は行政 | を費を考慮していない |
| | | を理由とする 年度に実施 を受けたこと ど企業のパ | フーハラスメント る精神障害等で した実態調査に があると回答し ワーハラスメント 当該問題の予じ | の労災保険の おいても、過 た者は25.39 N対策が進ん | D支給 去3年 6と、ほ でいな | 決定件数 以内パワ 問題の顕 いこと等 | なが増え フハラに 在化を の課題 | 加してい に該当す 改めて 乱明ら | いるなど、社会的 する相談を受け 裏付ける結果が かとなった。 | りな問題として た企業は32.09 が示された。一 | 顕在化してきて %、過去3年以内 方、従業員規模 | いる。平成24 内にパワハラ もが小さいほ |
| | 夏帰促進等 『行う必要性 | ものであり、 | 精神障害による 業務災害の防」 事業であることか | 止に関する活 | 動に対 | 対する援助 | 助のた | めに必 | 要な事業であり | | | |
| 27年 | アウトカム 指標 | て、参加者のントの予防・ | 策取組支援セミ 080%からパワ 解決に向けた耶 討する旨の回答 | ーハラスメ 又組の導入 | 27年 | アウト カム指 標 | 0 × | 参加者組の導 | 育の86%から、パ 算入について検 | ワーハラスメン 討する旨の回? - | 小の予防・解決 答をいただいた | に向けた取 。 |
| 度標 | | | | | | | | | | の参加であった | t | |
| 27年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ポータルサイトへのアクセス数は平成26年度の月平均62,938件と比べると、約30%増加しているもの方法や探し方に工夫が必要であった。 | | | | | | | | | かの、サイトへの |)アクセスの | | |
| まえた | | 設し、ポータ | がポータルサイルサイトを紹介い職場応援団 | すること、② | パワー | -ハラスメ | ントに | | | | | |

| 四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量 的な指標を設定) 上記モニタリン グの指標を設定 | 指標 ポータルサイト「あかるい職場応打設定 あたりの平均アクセス件数 | | | | | 応援団」への1 | 接団」への1月 左記指標についての事業実績等 100,496 84,211 70,973 65 | | | | | | |
|--|--|-------------|----------------|------|-------|-------------------|---|------------------------|--------------------|---------------------------------|--------------------|--------------------|--|
| できない理由 | | | В | | | | | | 予管類マは | :手法等を見直 | īl. | | |
| 28年度事業概要 | 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(平成23年度)や「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(平成24年度)の結果等を踏まえ、 ①国民及び労使に向けた周知・広報(ポータルサイトの改修・継続的運営、ポスターの掲示(駅、労働局等)、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、雑誌広告) ②当事者である労使の取組の支援(参加者の実務に活かすことのできるセミナーの開催、好事例集の作成) また、平成24年度に実施した実態調査から3年が経過しようとしており、パワーハラスメント対策に取り組む企業割合やパワハラスメントを受けている労働者の状況も変化していると考えられるため、以下の施策を実施する。 ③企業におけるパワーハラスメントの発生状況や企業の対策の進捗等を把握し、今後の諸施策に反映させるための実態記査。 | | | | | | | | | | | ーフレット、 | |
| 26年度評価とそ れを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年月 | 套評価 | А | | 成果目標 | を達成してい | 3 Z : | ころであり、弓 | き続き施策を | 継続 | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | | | 策取組支 回答を頂ぐ | | ナーについ | ハて、参加者の | D80 | %からパワー | -ハラスメントの | ρ予防・解決に[| 句けた取組の導 | 入について検 | |
| 中期的な目標 | | | | | | | | - | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | | | | | | | | | | 育に取り組む重 から、昨年度と | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | | | | | | 団」への1月あ の1都道府県 | | | | 000件以上とす ² 以上とする。 | ა . | | |
| 28年度重点施策 との関係 | 5(5) | パワー/ | ハラスメント | トの予覧 | 方・解決に | 句けた環境整備 | Ė | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き組 | 売き事業 | 業の効率 | 化に努 | ·めつつ、 | 所要の予算要 | 求を | を行う。 | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | | | | | - | | | | | |
| ニタリング(<u>定量</u> <u>的な指標を設定</u>) | 指標設定 | | スルサイト の平均ア | | | 応援団」への1 | 月 | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度第二四半期 | 28年度 第三四半期 - | 28年度 第四四半期 - | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | | | | _ | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | _ | | | | | |

| | | | | | | | | (; | 労働基準局安全 | <u> 用工即女主味</u> |
|----------|-------------------------------|---|--|---|---|--|---|--|--|--|
| 事 | 業名 | 【28年度重点目 (1)墜落·転 (2)屋根上等 (3)東日本大 | 落災害等防止対策 足場の設置が困 | €事業(建設業 難な高所作業 ・復興工事安全 | での墜落防止対策 全衛生確保支援事 | | | | 事業番号 (28年度) 事業番号 (27年度) | 41 |
| 事業 | 業の別 | 安全衛生確保等 | | | | | | | 担 当 係 | 建設安全対策室 |
| 実施 | も主体 | 建設業労働災 | 書防止協会等 | | | | | | 事業開始年度 | 平成23年度 |
| 実が | 拖方法 | | (委託先等:建設 直接 ・ 間接]) | | | 施主体: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | (2)建設業によ 取付設備」の設 (3)東日本大震 安全衛生に関す (4)建設業によ | Sける墜落・転落災 と置の促進等を図 髪災に係る復旧・役 する諸問題に対す | 災害の約8割を る。 复興工事につし ⁻ る拠点を開設 より、部下の教 | る墜落、転落災害の ともめる屋根等の いては、短期間の とし、工事現場巡回 故育指導経験が十二 | 2場以外でのな うちに大量に行 指導等の支援 | 様々な高所作業か うわれ、多数の中/ 髪を行うことで、労働 | らの墜落災害 小事業者が参。 動災害防止対 | の防止のため、 入していることか 策の徹底を図る | 適切な「安全帯 ら、被災3県に |
| 事業/制 | 対象 (誰/何を 対象に) | (2)低層住宅題 (3)復旧·復興 | | 中小事業者、未 | | 業者 | | | | |
| 度概要 | 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | 対する指導・支 (2)屋根等の気 時の衝撃が少 ⁷ (3)①安全衛生 ②復旧・復 ③安全な作 ④建設工事 | 援を実施する。 己場以外での様々ない「ハーネス型! とに関する諸問題 興工事現場に対す 三業計画の作成等 国に不慣れな未熟 | な高所作業か 安全帯」の普及 に対応する窓 する巡回指導 、安全衛生に 線労働者等に | 口となる安全衛生 | 方止のため、研 専門家の活動 助言の実施 対育のための3 | 所修会を開催し、適 内の拠点の設置(岩 支援の実施 | 動切な「安全帯 計手、宮城、福 | 取付設備」の設 島) | 置の促進、墜落 |
| | 実施体制 | (2)建設業労働(3)建設業労働 | マ全事業協同組合 動災害防止協会 動災害防止協会 建設産業振興セン | | 札により選定。以 ⁻ | 下同様。) | | | | |
| | 度予算額 千円) | 377,965 | 25年度予算額 (千円) | 323,002 | 26年度予算額 (千円) | 317,634 | 27年度予算額 (千円) | 312,176 | 28年度予算額 (千円) | 461,291 |
| | 丁政経費 | 15,544 | うち行政経費 | 13,794 | うち行政経費 | 13,653 | うち行政経費 | 14,024 | うち行政経費 | 13,900 |
| ※行政紀 | 度決算額 経費を除く F円) | 321,987 | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 297,769 | 26年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 248,798 | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | 252,585 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予覧 | |
| | 年度 行率(%) | 88.8 | 25年度 予算執行率(%) | 96.3 | 26年度 予算執行率(%) | 81.8 | 27年度 予算執行率(%) | 84.7 | | た慮していない |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | り安全な措置」 (2)建業には 事等の需要のが が少ない「ハー (3)復日・定とに は、平日日本大学 (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の復居・ (4)東日の昭の復居・ (4)東日の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭の昭 | の一層の普及をESける墜落・転落S時間に伴う災害は 特加に伴う災害」の ネス型に一般では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 図り、足場から 災害の約8割に 5止を図るため 予普及を図るため 公共工事にされ 税し、40人増加し 長需要経験が | と害の約4割を占める の墜落防止措置場は 、足場の足場の 要がある。 で、と関いを で、といる で、ないる で、ないる で、ない。 で、ないる で、ない。 で、ないる で、ないる で、ないる で、ないる で、ないる で、ないる で、ないる で、ない。 で、ないる で、ないる で、ない。 で、な、 で、、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で | 徹底する等、 以外での様々な 難な場所にお 比較的小規模 をの徹底を図る を生件数が戻る が が作業員の教 | 建設業での労働% は高所作業によりいて、適切な「安」な工事が短期間の な必要がある。実質 が前のでいた できる | 災害防止対策(発生していることが) (対象性) (对象性) (对象性 | の徹底を図る必 とから、太陽光 」の設置の促進 行われ、多数の 路大震災に係る 要した。 いら、退職・離職し | 要がある。パネル取付工 パネル取付工 墜落時の衝撃 中小事業者が 復旧工事で ていた技能労 |
| 社会復帰業で行う | 界促進等事 必要性 | | | | 図るための事業であ あるため、社会復帰 | | | 生確保義務の | 担保に資するもの | であり、労働者 |

| | アウトカム | 事業場の 後する」と (2)足場の するの事者の 事業 | Dうち、の施工の答案では の施する の設策を を対策にま | 法に係る指導・支援を受けた 有効、有用であったことから「今 現場で手すり先行工法を採用 お者の割合を80%以上とする。 が困難な屋根上での作業に関 3演研修会の実施の結果、参加 Sいてハーネス型安全帯を導入 | | アウト | 0 | (2) 導 (3) 役 | | | | |
|---|--|---|---|--|------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|--|--|---|---|
| 27年度 目標 | 指標 | する。 (3)建設 生教育3 80%以 (4)職長 | 業への親 を援が役 とする 等指導に | 計画している割合を70%以上と 所規参入者に対しての安全衛 とに立ったとの回答の割合を 。 り向上研修会を実施した結果、 回答の割合を80%以上とす | 27年度 実績 | カム指 標 | × | | | - | | |
| | アウトプッ ト指標 | 指導・支援を行う者に対 る。 ②建設業での手すりら のための現場に対する計 現場以上) (2)足場の設置が困難な する墜落対策実演研修: 以上) (3)安全衛生指導の経験 場に対する安全衛生巡! (2,160現場以上) (4)職長等に対する指導 | | らける手すり先行工法等に係る う者に対する研修会を実施す の手すり先行工法の普及・定着 に対する指導・支援を行う。(200 が困難な屋根上での作業に関 に演研修会を実施する。(630人 算の経験者による復興工事現 衛生巡回指導を実施する。 | | アウト プット 指標 | ット (3)復興工争現場に対する女王衛生巡回指导を2,3993 | | | | | 対策実 |
| | | (2,160現 | 場以上 等に対す |) 「る指導力向上研修会を実施 | | | × | (4)職長 た。 | 等に対する指導 | 掌力向上研修会 | を実施し、3,382 | 人が参加し |
| | 目標を達成の理由 | 地、開催 | 時期の | 業については、前年度の実績を 選定が適当でなかったことから Bとしてあげられる。 | | | | | | | | |
| | | | | 事業を実施する。なお、研修会 | の開催に | こついて | は、申辺 | と者数が | 確保できるよう | 開催時期及び開 | 間催地を検討する | 5. |
| 業実績等 | 単位での事 序のモニタ <u>官量的な指</u> <u>こ</u>) | 指標設 (定 (| ②手援の実 援の実 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② | すり先行工法等に係る研修会の すり先行工法等に係る現場に 施状況 の設置が困難な屋根上での作 寅研修会の実施状況 工事現場に対する安全衛生巡 等に対する指導力向上研修会 | 対する指 業に関す 回指導の | 指導・支 ↑る墜落 ひ実施 | 左記指いての領 | | 27年度 第一四半期 (1)①224人 ②8現場 (2)0人 (3)339現場 (4)71人 | 27年度 第二四半期 (1)①1,062人 ②35現場 (2)394人 (3)856現場 (4)1,277人 | 27年度 第三四半期 (1)①363人 ②142現場 (2)403人 (3)824現場 (4)1,303人 | 27年度 第四四半期 (1)①0人 ②29現場 (2)76人 (3)580現場 (4)731人 |
| | ニタリング を設定で 里由 | • | | | | | = | = | | | | |
| Ē | 平価 | | | В | | | | | 予算額又は手 | 法等を見直し | | |
| 28年度 | 事業概要 | (5)20204 | 丰東京 | 〜(4)に加え、以下の2事業が追 ナリンピック・パラリンピック競技 らける安全経費の確保に係る実 | 大会に | 系る建設 | 需要に対 | 対応した | 労働災害防止対 | 対策事業 | | |
| を踏まえ | 評価とそれ えた28年度 の見直し | 26年度評 | 平価 | А | | | , | <u>-</u> | 票を達成してに | いるところであり | リ、引き続き施設 | 策を継続 |
| (1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業 る」と回答する者の割合を80%以上とする。 (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する し、又は導入を計画している割合を70%以上とする (3)建設業への新規参入者等に対しての安全衛生 (4)職長等指導力向上研修会を実施した結果、役に (5)建設業への新規参入者等に対しての安全衛生 (6)建設工事における適切な安全経費の確保を促 | | | | | る墜落 する。 5生教育 役に立っ 5生教育 | 対策実活支援が役ったとの回支援が役 | 寅研修会 设に立っ 回答の割 设に立っ | の実施の たとの回 l合を809 たとの回 | の結果、参加者 答の割合を80 %以上とする。 答の割合を80 答の割合を80 | の事業場におい %以上とする。 %以上とする。 | ヽてハーネス型 | |
| 中期的危 | は目標 | | | 害防止計画期間中(平成29年) (死亡災害、死傷災害ともに平 | | | | 者数を20 | 0%以上減少さ | せる(平成24年) | 度比)。全産業に | おける労働災 |
| 設定の理の水準の水準のアウトが | 里由及びそ の考え方 かム指標設 誰な場合は | (2)につい (3)につい 標とした (4)につい (5)につい ら目標と | いては、 いては、 いては、 いては、 した。 | 建設業での手すり先行工法等 足場の設置が困難な屋根上等 被災地において建設業における より良い職長等への再教育内3 大会施設工事が中心的に行わ 建設工事における適切な安全網 | での墜落 る新規参 容を開発 れる首都 | 落防止対 注入者への 記、普及 部圏にお | 策の普及 の安全衛 につなり いて建設 | 及状況を 新生教育 ずる観点 殳業にお | 直接把握する。 が引き続き重要 から平成27年原 ける新規参入者 | 観点から平成27 要なものであるこ 度と同様の目標 音への安全衛生 | 年度と同様の目 とから平成27年 とした。 教育が重要なも | 標とした。 度と同様の目 のであることか |

| 28年度目標(アウト プット指標) | ②建 (2)足場 (3)安全 (4)職長 (5)首都 | 設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う 設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実派 衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全律 等に対する指導力向上研修会を実施する。(4,350人以 圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(600現場 工事における安全経費の確保に係る実態をより把握す | 対する指導・支援 寅研修会を実施で 町生巡回指導を男 上) 以上) | 爰を行う。(400弱 する。(760人以 実施する。(2,160 | !場以上) 上))現場以上) | :) | | | | | | | |
|--------------------------------|--|--|---|--|-----------------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| | | 5(1)第12次労働災害防止計画の着実な推進 7(2)震災復旧・復興関係業務における安全衛生等の確保 | | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | 引き続 | き続き、事業運営の効率化に努めつつ、平成29年度も継続して要求する。 | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)①手すり先行工法等に係る研修会の実施 状況 ②手すり先行工法等に係る現場に対する 指導・支援の実施状況 | | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定) | | (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施状況 (3)復興工事現場に対する安全衛生巡回指導の実施状況 (4)職長等に対する指導力向上研修会の実施状況 (5)首都圏の工事現場に対する助言指導の実施状況。 (6)建設工事における安全経費の確保に係る実態をより把握するためのヒヤリング調査の実施状況 | 左記指標につ いての事業実 績等 | - | - | - | - | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | | | _ | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | _ | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | (| 労働基準局安全 | 衛生部安全課) | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|---|--|-------------------------------|----------------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------------|-------------------------------|--------------------|--|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事 | 業名 | | ける労働災害防』 目標管理事業】 | L対策経費 | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 42 | | | | | | | | | | |
| 事: | 業の別 | 安全衛生確保等 | 等事業 動者災害補償保険 注 | 去第29条第1項領 | 第3号) | | | | | | 担当係 | 物流・サービス産 業・マネジメント班 | | | | | | | | | | |
| 実 | 施主体 | _ | 送事業労働災害 | | | 日動リス | クコンサル | ティン | グ株式会社 | | 事業開始年度 | 平成7年度 | | | | | | | | | | |
| 実 | 施方法 | | · (委託先等:①陸 直接 • 間接] | を上貨物運送事 (補助先: | 工業労働 | | 上協会、② 実施主体: | 東京海 | 事上日動リスク=) | コンサルティンク | · が株式会社) | | | | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | ており、発生場 | 送事業では、荷台 易所は約7割が発行 とにより、荷主に対 | 荷主や着荷主の | の事業場 | であるた | とめ、「陸上 | 貨物 | 運送事業におけ | る荷役作業の | 安全対策ガイドラ | ライン」の周知・ | | | | | | | | | | |
| 事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 度 概 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 陸上貨物運送事業労働災害防止協会、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に委託して実施 24年度予算額 38 224 25年度予算額 35 287 26年度予算額 39 429 27年度予算額 31 508 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (千円) 38,224 (千円) 35,887 (千円) 39,429 (千円) 31,598 | | | | | | | | | | | 31,224 | | | | | | | | | | |
| うちん | 亍政経費 | 5,384 | うち行政経費 | 5,384 | うち行 | 政経費 | 5,53 | 2 | うち行政経費 | 5,532 | うち行政経費 | 5,532 | | | | | | | | | | |
| (千円) (千円) (千円) (千円)※予定額 28年度一般i | | | | | | | | | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | 算額: (千円) | | | | | | | | | | | | |
| | 4年度 4行率(%) | 78.2 % | 25年度 予算執行率(%) | 89.1 | ※予算執行 25年度 27年度 行政経費を老庫 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 26年の11.9% | 体が長期的には洞へと上昇している。 ひと上昇している。 ひ作業の安全対策 | 内訳を見ると、 | 、荷役作 | 業時の党 | 労働災害が | 約7割 | 削となっているこ | | | | | | | | | | | | | |
| | 帚促進等事 6必要性 | | 上貨物運送事業等に けるものであり、労働 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指標 | | 者について、研修 80%以上得る。 | が有益であっ | 03 Æ Æ | アウト カム指 標 | | T修会 | アンケートにて | 有益であった旨 - | の回答が97.6% | 得られた。 | | | | | | | | | | |
| 27年度 目標 | | 陸上貨物運送 | 事業の荷役作業に | こおける安全 | 27年度 実績 | アウト | 0 | | | _ | | | | | | | | | | | | |
| | アウトプッ ト指標 | 対策ガイドライ | ンの普及促進のか 00人以上参加させ | とめの研修会 | | プット 指標 | × 码 | 修会 | には、1,936人か | ぶ参加した。 | | | | | | | | | | | | |
| | | にしたこと及び 【アウトプット指 研修会の開作 で用いる荷役 | 検討会で、テキス 「研修実績が豊富 | な講師が対応し 者の利便性に配 に係る新たな資 | ンたため 記慮し、1 料の作品 | 、高評価 各地域(4 战が遅れ | iとなったも 47都道府県 たこと等の | のと考 () で開 () 影響 | えられる。 開催したことから により、各地域1 | 、目標に近い約 | 吉果(96.8%)にな | ったが、研修会 | | | | | | | | | | |
| | [因)を踏ま 善すべき事 後の課題 | | に事業を実施する こ長く設定する。 | 。なお、研修会 | の開催に | こついて | は、事前に | 広報 | を十分に行うこ。 | ととする。開催の | の決定から開催! | 日までの期間を | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な指</u> <u>官</u>) | | | _ | | | 左記指標 いての事 績等 | | 27年度 第一四半期 - | 27年度 第二四半期 - | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 - | | | | | | | | | | |
| | ニタリング を設定で 理由 | | 年をかけて実施す いては研修が特別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ī | 平価 | B 予算額又は手法等を見直し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | B 予算額又は手法等を見直し | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインを普及させるため、平成27年度の研修会で出た要望・コメント等を踏まえた教材の作成、研修会等の実施、専門家による荷役作業時の現場安全診断等を実施する。 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|------------------|--|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目 | 票を達成してい | いるところであり | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 研修会の参加 | 者について、研修が有益であった旨の評価を80 |)%以上得る。 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に陸上貨物運送事業での労働災害による休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる。(平成24年比) | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 研修の内容が設定した。 | 研修の内容が有益であると評価されるほど、荷役作業における安全対策の取り組みが展開されていくと考えられることから、上記の目標を 役定した。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 陸上貨物運送 | 事業の荷役作業における安全対策ガイドライン | の普及促進のた | ∵めの研修会を | 開催し、2,000人 | 以上参加させる | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(1)第12次労働 | 災害防止計画の着実な推進 | | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | | 荷主に対するアプロ―チを重点として行っている 研修会は、平成26年度限りで廃止。) | 《ほか、荷役作業 | ちゅうけい はいない かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか | と対応について | 検討することと | する。(ガイドライ | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | 指標設 | | 左記指標につ いての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指標を設定</u>) | 定 | - | は 損等 | - | - | - | - | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | 事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修会等が特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。 | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | - | | | | | | | | | | | | |

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

| 事 | 業名 | 林業従事労働者 | 斉等における安全 | 全衛生対策の推 | 進事業 | | | | | | 事 業 番 (28 年 | 度) | 43 | |
|------------|-------------------------|---|-----------------------------|-------------------|--------------------|------------------|-----------|--|----------------------------------|---------------|------------------|-------|---------------|--|
| | | 安全衛生確保等 | 市 ** | | | | | | | | (27 年 | | 48 | |
| 事 | 業の別 | | 事来 者災害補償保険: | 法第29条第1項第 | 第3号) | | | | | | 担当 | 係 | 物理班 | |
| 実力 | 施主体 | 国 = + + + + + + + + + + + + + + + + + + + | | | | | | | | | 事業開始 | 年度 | 平成23年度 | |
| 実力 | 施方法 | ■直接実施 □業務委託等 □補助金 [直 □貸付 □その他 (| [接・間接] | (補助先: | | 3 | 実施主体 | Σ: |) | | | | | |
| | 目的 (何のため) | 林業における労 | 動者の労働災害 | 害、振動障害防. | 止のため |) | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 林業事業者 | | | | | | | | | | | | |
| 制度概要 | | 林業における を巡回し、事業 徹底を行う。 | 振動障害防止の 者及び振動工具 | | | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労働昂 | 引において実施 | | | | | | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | 18,184 | 25年度予算額 (千円) | 17,757 | 26年度 (千 | | 6, | 754 | 27年度予算額 (千円) | 6,754 | 28年度予算 (千円) | | 6,228 | |
| うちぞ | 丁政経費 | 6,709 | うち行政経費 | 6,709 | うち行 | 改経費 | 6,7 | 754 | うち行政経費 | 6,754 | うち行政組 | 費 | 6,228 | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 9,975 | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 9,975 | 26年度 ※行政経 (千 | 費を除く | | - | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | _ | 28年度雇用 28年度一般 | 助定予 | | |
| | 1年度 1行率(%) | 86.9 | 25年度 予算執行率(%) | 90.3 | 26年 予算執行 | | , | _ | 27年度 予算執行率(%) | - | | | 危慮していない | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | | f生管理が脆弱な 防対策を推進す | | | 、またー | -定の新 | 規参入 | 者もあることから | 。、チェーンソー: | 取扱作業指 | (導員 | による指導に | |
| 社会復帰業で行う | | 振動障害の防止 り、労働者の安 | 上に係る知識を存 全及び衛生の確 | | | | | | | | | | | |
| 0.7 (7.7) | | 農林水産業にお を10人未満に扣 | | 上の振動障害 | 07/T # | アウト カム指 標 | O × | 農林水人であ | 産業における振 った。 | 表動障害による(| 木業4日以」 | - の 列 | 傷災害は、2 | |
| 27年度 目標 | アウトプッ ト指標 | 平成27年度にお 導員による指導 導事業場数の9 | らけるチェーンソ: 事業場数を平成 | 一取扱作業指 は26年度の指 | .27年度 実績 | アウト プット 指標 | 0 | 数は、3 | 年度におけるチ 平成26年度の指 26年度 437事 | 4導事業場数の | 93.3%(平成 | | | |
| | | 等事未物奴000 | のが放工とする。 | | | 1日1示 | × | | | _ | | | | |
| | 目標を達成 ()の理由 | チェーンソー取 ることができたと | 対扱作業指導員Ⅰ ニ考えられる。 | こよる指導を計 | 画的に行 | iい、チョ | ェーンソ- | 一取扱い | ・作業指針に沿 っ | った取組が促進 | された等に | より、 | 目標を達成す | |
| | 因)を踏ま きすべき事 の課題 | | 双扱い作業指針(計画的かつ適切 | | 徹底され | ることに | こより、扱 | 動障害 | の防止が図られ | こるよう、引き続 | き、チェーン | ノソー | 取扱作業指導 | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ | | | _ | | | 左記指いての | | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半 | | 27年度 第四四半期 | |
| リング(2 | <u>定量的な指</u> E) | 足 | | | | | 績等 | 7 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * | _ | _ | _ | | | |
| | | 設定で チェーンソー取扱作業員による現場指導は年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定にはなじまない。 | | | | | | | | | | | | |
| Ē | 平価 | | Α | | | | ── 成果目 | 票を達成 | 艾しているとこ ろ | ろであり、引き | 続き施策を | 継続 | t | |
| 28年度 | 事業概要 | 平成27年度と同 | | | | | | | | | | | | |
| を踏まえ | 評価とそれ えた28年度 の見直し | 26年度評価 | 26年度評価 A | | | | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |

| 28年度目標(アウト カム指標) | 株水産業における休業4日以上の振動障害を10人未満に抑える。 |
|--|---|
| 中期的な目標 | *業従事者における振動障害発生件数の減少傾向を維持する。 |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | 振動障害の発症時期は振動工具の使用状況により変わるため、年単位で見る統計では変動があるが、近年の発症状況が低水準に抑え していることを維持するべく、数値目標を設定した。 |
| 28年度目標(アウト プット指標) | F成28年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数を平成27年度の指導事業場数の90%以上とする。 |
| 28年度重点施策と の関係 | - |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | き続きチェーンソー取扱作業指導員による指導等を着実に実施する。 |
| 29年度重点施策と の関係 | - |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(<u>定量的な指</u> 標を設定) | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| その他特記事項 | - |

| | | | | | | | | | | () | 刀倒坐干问义 | 王用工叩女王砞/ |
|------------|---------------------------------------|---------------------------|---|----------------------|--------------------------|-------------|--------------------|-------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 事 | 業名 | 機械等の災害限 【28年度重点目 | | | | | | | | | 事業番号 27 年度 27 年度 |) 44 40 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等(根拠法令 労働 | 事業 助者災害補償保険 | 法第29条第1項第 | 第3号) | | | | | | 担当(| 機械班系 物流・サービス産業・マネジメント班 |
| 実力 | 施主体 | 厚生労働本省、 | 、都道府県労働局 | | 督署、公益社 | 社団法 | 人産業 | 安全技 | 術協会 | | 事業開始年 | .,. |
| 実力 | 施方法 | □補助金 [値 □貸付 □その他 (| | (補助先: | | 実 | E施主体 | |) | | | |
| | 目的 (何のため) | 時等に、その導 指導援助等を行 | 入段階で予めた テい、事業場内に | で険性・有害性の における自主的が |)調査(リスク な安全衛生活 | クアセ. 活動の | スメント)促進を |)を実施 図る。 | すること及びそ | たの結果に基づる | き講ずる措置に | 等設置届の受理 こついての必要な の安全性を担保 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業場等 | | | | | | | | | | |
| 制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | ②登録検査業 3マニュアル・ | 等に係る審査及び 者等に対する指導 リーフレット作成等 を中心とした、市 | 尊 等、機械のリスク | | | | | | !保のための機材 | 戒買取試験事 | 業(新規) |
| | 実施 体制 | ③ 中央労働災 | 本省、都道府県 後害防止協会に発 生人産業安全技術 | 委託して実施。 | . — | 該結果 | に基づ | き、厚生 | 三労働省におい | て行政上の対応 | 等を検討。 | |
| | 度予算額 千円) | 10,521 | 25年度予算額 (千円) | 10,508 | 26年度予算 (千円) | | 10,7 | 39 | 27年度予算額 (千円) | 61,775 | 28年度予算額 (千円) | 66,705 |
| うちぞ | 亍政経費 | 10,521 | うち行政経費 | 10,508 | うち行政経 | 圣費 | 10,7 | 739 | うち行政経費 | 13,141 | うち行政経費 | 13,109 |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | _ | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | _ | 26年度決算 ※行政経費を (千円) | を除く | - | | 27年度決算額 ※行政経費を除ぐ (千円)※予定額 | | 28年度雇用勘定 28年度一般勘定 ※予: | |
| | 4年度 1行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | _ | 26年度 予算執行率 | | - | | 27年度 予算執行率(%) | 96.8 | | 考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | | 域等の設置段階1 資することから実 | | | 'セスメ | ントを実 | ☑施し、[| 自主的な安全衛 | 5生活動を促進す | するものであり | 、機械等の労働 |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 5必要性 | | 械等による労働 保険法第29条第 | | | | | | | | の担保に資す | るものであり、労 |
| | アウトカム 指標 | 機械災害を前 | 丁年比で減少させ | ⁻ న్ | | ウト ム指 | | | | 言による死傷災害 、約5.1%減少し | | 上)は26,423人 |
| 27年度 目標 | | 械等設置届の登行うとともに、実 | 设置時又は変更明 受理時等に必要 足地調査の対象 ま実地調査を実施 | な指導援助を 基準に該当する | | ウトット 標 | × O × | | | 牛を受理し、必要 | | 行うとともに、そ 地調査を行った。 |
| | 目標を達成 ()の理由 | | | | | | | | | | | |
| | | き事 引き続き適切に事業を実施する。 題 | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ 定量的な指 E) | | | _ | | U | 左記指札 いての事 績等 | | 27年度 第一四半期 — | 27年度 第二四半期 — | 27年度 第三四半期 - | 27年度 第四四半期 — |
| 上記モ | ニタリング を設定で | になじまない。 | | 意気機械器具に | ついても、型 | 型式ご | とに発注 | Eから納 | 入までの所要 | <u> </u> われるものであ | <u>↓</u> るため、四半期 | _ 別ごとの指標設定 型式に即した十 |
| | 平価 | | Α | | | | | | | ろであり、引き続 | き施策を継続 | |
| | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | ②登録検査業者 ③産業用ロボッ | 等に係る審査及び実地調査 音等に対する指導 いのリスクアセスメント促進等事業(新規) 象機械等の買取試験(一部組換) | | | | | |
|--|--------------------|---|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標 | 票を達成してい | るところであり | り、引き続き施 | 策を継続 |
| 28年度目標(アウト カム指標) | のリスクアセス: 買取試験を実 | トのリスクアセスメント促進に係るマニュアルと教 メントを実施したい」旨の回答が60%以上得る。 施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満た 施した全ての型式に規格を満たさせる。 | | | | | |
| 中期的な目標 | 第12次労働災 15%減)。 | (害防止計画期間中(平成29年度まで)に全産業 | における労働災 | 害の減少を図る | る(死亡災害、死 | E傷災害ともに平 | 成24年度比 |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | | √トを実施したいという事業場が多いほど、リスク ∂しない防爆構造電気機械器具の流通を防止す | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | | トのリスクアセスメント促進に係るトライアル実施 機械器具の安全性担保のための選定基準に該 | | | | は試験を実施する | 5 . |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(1)第12次労働 | が災害防止計画の着実な推進 | | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | | ・段階でのリスクアセスメントの実施を普及する。 年6月の改正労働安全衛生法の施行を受け、外 ら。 | 国に立地する登 | 録検査機関への | の指導やそれら | の機関が検査し | した機械の安全 |
| 29年度重点施策と の関係 | | | _ | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ | | _ | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| リング(<u>定量的な指標を設定</u>) | 定 | | (での事業失 績等 | _ | - | _ | - |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | になじまない。ま | 出される機械等設置届は、監督署の管内状況にまた、防爆構造電気機械器具についても、型式こますることが必要であるため、四半期ごとの指標 | ことに発注から納 | 入までの所要期 | | | |
| その他特記事項 | | | - | | | | |

| 事 | 業名 | 特別安全衛生持 | 指導等経費 | | | | | | | | 事 業 番 ⁻ (28 年 度 事 業 番 ⁻ (27 年 度 | 50 |
|------------|-------------------------------|--|---|---|------------------------------------|-------------------------------------|--|--------------------------------|--|--|---|---------------------|
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 (根拠法令 労働 | 事業)者災害補償保険 | 法第29条第1項領 | 第3号) | | | | | | | 業務係 |
| 実力 | 拖主体 | | 都道府県労働原 | | | | | | | | 事業開始年月 | 更 平成23年度 |
| 実力 | 施方法 | ■直接実施 □業務委託等 □補助金 [直 □貸付 □その他 (| [接 ・ 間接] | (補助先: | | 5 | 実施主体 | Σ: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | 性疾病等の予防 | じん肺等職業性症 方のため、監督打 労働災害又は火 | 旨導等を実施し、 | 労働者 | の健康を | を確保す | る。 | | | 因を有する事業 | (場に対する職業 |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業主 | | | | | | | | | | |
| 事業/制度概要 | キーム(決 定スキー | ・災害原因を科・重無な労働災に重大な災害、 ・危険性の高い行う。 ・重無な労働災 | 害要因を有する 学的に究明する 害又は火災、爆 科学的、技術的 業種(石油化学 害を発生させた な。 なる事業場 | ため、労働者死 発等の重大災害 に解明の困難な 工業等)及び災 事業場や安全債 | 傷病報 害が発生 よ災害の 害発生 衛生管理 | 告等に基 したとき 場合は 率が高く に課題で | きづきそ(だし、徹底 、学識経 重大災害 を抱えて | 的な災験者を決 験者を決 が多い いる事業 | 害原因調査を行 派遣し、災害原民 業種(建設業等 養場の中から、3 | い、安全管理技 因の徹底的究明)について専門 安全管理のため | 指導を継続して 引を行う。 職員による災ちの体制、安全 | 害防止の指導を 教育等の面で総 |
| | 実施体制 | 厚生労働本省、 | 労働局、労働基 | 準監督署による | る直接実 | 施 | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | 43,754 | 25年度予算額 (千円) | 57,183 | | 予算額 円) | 54, | 625 | 27年度予算額 (千円) | 50,334 | 28年度予算額 (千円) | 47,104 |
| うちぞ | 亍政経費 | 43,754 | うち行政経費 | 57,183 | うち行 | 政経費 | 54, | 625 | うち行政経費 | 50,334 | うち行政経費 | 47,104 |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | _ | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | - | ※行政約 | 決算額 圣費を除く 一円) | | - | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | - | 28年度雇用勘定 28年度一般勘定 ※予: | |
| | 1年度 1行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | - | | 年度 行率(%) | | - | 27年度 予算執行率(%) | - | 行政経費を | 考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | 労働災害の防止 | 上や職業性疾病 | 等の予防のため | の監督 | 指導等 | を実施す | るために | こ必要な経費で | ある。 | | |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 6必要性 | | くクの高い事業場 法第29条第1項第 | | | | | | | | の担保に資する | ものであり、労働 |
| | アウトカム 指標 | 衛生管理に課題 | 害を発生させた 風を抱えている事 寺性を考慮した3 施する。 | 業場が、業種 | | アウト カム指 標 | O × | | ある事業場にお 、実施された。 | いて、その特性 - | 生を踏まえた安 | 全衛生改善計画 |
| 27年度 目標 | アウトプッ ト指標 | | 害又は火災、爆きに、徹底的な | | 27年度 実績 | アウト プット 指標 | O × | て、学記 | 労働災害、専門 | とした調査等を | | 要な災害等につい を行い、安全管 |
| | 目標を達成 ()の理由 | 災害発生時等に | こ適切に業務を | 実施したため。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ 定量的な指 E) | | | _ | | | 左記指いての領 | | 27年度第一四半期 | 27年度 第二四半期 — | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 一 |
| | | 災害は発生しな | いことが前提で | あり、発生を前 | 提として | 定量的な | よ指標を | 設置する | ることは困難であ | らるため。 | | • |
| iii | 平価 | | Α | | | J | 戓果目 | 票を達成 | 艾しているとこ ろ | ろであり、引き | 続き施策を継 | 続 |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同 | 様 | | | | | | | | | | |
|--|---------------------|--|--------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | Α | 成果目標 | 票を達成してい | いるところであり | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 重篤な労働災 を策定・実施す。 | 害を発生させた事業場や安全衛生管理に課題? る。 | を抱えている事業 | 業場が、業種や [・] | 作業態様の特性 | 生を考慮した安全 | 全衛生改善計画 | | | | | |
| 中期的な目標 | 第12次労働災 平成24年比)以 | 害防止計画期間中(平成29年まで)に死亡者数 上減少させる) | 、死傷者数の減 | 少を図る(死亡 | 者数、休業4日 | 以上の死傷者数 | 效ともに15%(対 | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | いが、個々の事 | や作業態様が様々であり、これにより、労働災等 業場において、安全衛生対策を進め、労働災害 ・善計画の策定・実施を目標とした。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 重篤な労働災 | 重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な調査を行い、原因を究明する。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | 引き続き着実に | 実施する。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | _ | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | | _ | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | 足 | | 績等 | - | _ | - | - | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | 事業場の業種いため。 | や作業態様が様々であり、これにより、労働災智 | - 害の発生原因は | 、多岐に亘るこ | とから、一律の | 目標を設定する | ことはなじまな | | | | | |
| その他特記事項 | - | | | | | | | | | | | |

| | | 性中心配 | の労働者の労働が | 《宇吐止汗香 | 加克維 | 弗 | | | | | 事 業 番 号 | 5年同監首味/ 46 |
|------------------------|---|--|--|---------------------------|------------------|---------------------|-------------------|--------------------|----------------------------|--------------------|-------------------------------------|------------------------|
| Ę | 事業名 | | がある。 | | 小 化进 | 貝 | | | | | (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 51 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生硌 | 笙保等事業(労働者 | 災害補償保険 | 法第2 | 29条第1項 | 第3号 |) | | | 担 当 係 | 特定分野労働条 件対策係 |
| 庚 | 施主体 | 都道府県 | 労働局·労働基準 | 監督署及び | 、(公社 | 土)全国党 | 働基準 | 集関係[| 団体連合会 | | 事業開始年度 | 平成23年度 |
| 実 | 淫施方法 | | 託等 (委託先等: [直接 • 間接 貸付先: | | | 基準関係 | 団体連 | 合会) 実施主 | :体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | 外国人、派 | ・ 成遣労働者等の特 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 定分野の労 | 働者に | こついての | の労働: | 災害の | 防止等を図るだ | こめ 。 | | |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | 特定分野の | の労働者及び当記 | 核労働者を使 | 囲する | 5事業場 | | | | | | |
| ・業/制度概要 | | 多数の派送 労働者を使また、介 | 多数の外国人労働 遣労働者が労働で 使用する事業場が 護事業者の就労 なび個別指導を通 | ける労働基準 らの相談へ 環境に即した | 監督 の対応 労務管 | 署へ派遣 い当該 管理の確 | 労働者 事業場 立、労 | 情専門指 への指 動災害 | 旨導員を配置す 導を行う。 の防止対策の | ることにより、 推進を図るたと | 特定分野の労働 か、介護事業場 | 動者及び当該 を対象とした |
| | 実施体制 | 派遣労働 | 動者労働条件相詞 者専門指導員を配場就労環境整備署 | 記置した26の | 労働基 | 準監督 | 罯 | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | 108,031 | 25年度予算額 (千円) | 106,076 | | 度予算額 千円) | 112 | ,300 | 27年度予算額 (千円) | 187,491 | 28年度予算額 (千円) | 194,594 |
| うち | 行政経費 | 108,031 | うち行政経費 | 106,076 | うち彳 | _{丁政経費} | 112 | ,300 | うち行政経費 | 146,333 | うち行政経費 | 153,436 |
| ※行政 | 度決算額 数経費を除く (千円) | _ | | | | | | | | | | 車額: 0(千円) 車額: 0(千円) |
| | 24年度 執行率(%) | - 25年度 予算執行率(%) - 26年度 予算執行率(%) - 27年度 予算執行率(%) 97.0 | | | | | | | | | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合は 記載) | 外国人労働者については、外国人労働者数が高水準で推移していることに加え、日本語や日本の労付いこと等から、労働条件や安全衛生確保上の問題が生じやすく、特に技能実習生については、その傾向また、派遣労働者を含む非正規労働者については、労働条件や安全衛生確保上の問題が生じやすくけた取組がますます重要となっている。 このため、引き続き、特定分野の労働者に対する労働条件や安全衛生の確保・改善に向けた本事業をると考える。 | | | | | | | | | の傾向は顕著でやすく、労働条件 | がある。 ‡の確保に向 |
| | 复帰促進等 ご行う必要 | 全衛生教育 より、外国 行うことに | 労働者等の特定分 育が十分に行われ 人労働者等の特 より、労働災害の ご行う必要がある。 | ιていない等 定分野の労債 防止や長時 | の理由 動者及 | 自により、 び当該党 | 労働条 分働者で | 件や多 | そ全衛生確保上 する事業場から | この問題が生じ の相談への対 | やすい。このた 対応や当該事業 | め、本事業に 場への指導を |
| | アウトカム 指標 | 働災害及で を2,786件 | 労働者からの相談 び労働時間に係る 以上とする。 動に関する労働条 | 相談件数 | | アウト カム指 標 | 0 | 相談作 | ‡数は、2,993件 | : | 動災害及び労働)相談件数は、9 | |
| 27年 | | | 3,701件以上とする | | 27年 | | × | | | | | |
| 度目標 | アウトプット 指標 | 40,000部代 の労働災 | 労働者に関するバ F成・配付し、外国 書の防止等を図る 動に関するパンフ | 人労働者)。 | 度実 績 | アウト プット | 0 | ①66,2 ②11,5 | | | | |
| | 10 1% | 10,000部化 | が 「成・配付し、派遣 の防止等を図る。 | | | 指標 | × | | | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | パンフレッ 加につなが | トの作成・配布や | ホームペーシ | シの掲 | 載等によ | り、労 | 動基準 | 関係法令や相 | 談窓口の周知 | が進んだため、 | 相談件数の増 |
| 理由(まえた | 原因)を踏 :改善すべき | べき 引き続き外国人労働者及び派遣労働者への労働基準関係法令や相談窓口の周知を進め、相談に的確に対応することに | | | | | | | | | ることにより、 | |
| 事業乳ニタリ | ング(<u>定量</u> | 指標 設定 | | _ | | | 左記打 ついて 業実約 | の事 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| 上記 ⁻ グの打 | <u>に標を設定</u>) モニタリン 指標を設定 い理由 | 外国人労化はなじまな | 動者が労働する地 | 地域は多岐に | わたり | り、また業 | | | 期が異なってに | へることから四 | 半期単位でのモ | - ニタリングに |
| | 評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | Ł続 | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| | 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で 多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該 労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。 また、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象とした セミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行う「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|--|-------------------------------|---------------------|--------|--|--|--|
| 20年度計画とて れを踏まえた28 年度事業の見直 | 26年月 | 度評価 | А | | 成果目 | 標を達成して | いるところであ | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | | | 動者からの相詞 こ関する労働ダ | | | | 目談件数を2,87 | 8件以上とする | 0 | | | | |
| 中期的な目標 | | | | | | - | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | たりの に変す なお | 平均相 見がなし 、本事 | 目談件数を算出 いため、過去3年 業は、特定分野 | し、当該平均 手間の相談件 野の労働者及び | 件数と配置状 数の平均以上 び当該労働者 | 況を考慮した. の水準とする を使用する事 | 談対応を行う観 上記の目標を記 ための上記目: 業場からの相 こめの指標設定 | 设定した。②に 標を設定した。 談を受け付ける | ついては、相談 らとともに、当該 | 員の配置状況 | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | | ①外国人労働者に関するパンフレットを40.000部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図る。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図る。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | 4-(2) | 技能実 | 習制度の適正な | いつ円滑な推進 | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 特定分 | 分野の | 労働者について | の労働災害の | の防止等を図 | るため、継続し | して要求する。 | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | | | _ | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標設定 | | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 外国人労働者が労働する地域は多岐にわたり、また業種により繁忙期が異なっていることから四半期単位でのモニタリングに はなじまないため。 | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | | | | |

| į | 事業名 | 事業番号(28年度) 47 自主点検方式による特別監督指導の機能強化 事業番号(28年度) 事業番号(27年度) 52 安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) 担当係管理係 | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------------------------------------|---|-----------------|--------------------------------|---------|----------------|-----------------|-----------|-----------|--|--|--|--|
| 事 | ≨業の別 | 安全衛星 | 生確保 | 等事業(労働者 | 災害補償保険 | 法第2 | 9条第1項 | 第3号) | | | | | 管理係 |
| 身 | ミ施主体 | 厚生労 | 働本: | 省、都道府県党 | ·動局、労働 | 基準監 | 督署 | | | | | 事業開始年度 | |
| 実 | ミ施方法 | | 委託 金 [(貸 | | | ት : | | | 実施主 | E体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | | | 新生管理等に係 せるとともに、問 | | | | | | | | とにより、事業主 。 | に自主的な |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業主 | | | | | | | | | | | |
| 制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 労働安 | 全衛: | 生管理等に係る | る自主点検表 | を作用 | 뷫•印刷 <i>0</i> |)上、事 | 業主に | こ配付し、これを | を回収する。 | | |
| | 実施体制 | 厚生労化 | 動本省 | ì、都道府県労 働 | 局、労働基準 | 監督署 | ł | | | | | | |
| | ■度予算額 (千円) | 5,05 | 51 | 25年度予算額 (千円) | 5,051 | | 度予算額 千円) | 5,1 | 85 | 27年度予算額 (千円) | 5,185 | 28年度予算額 (千円) | 5,185 |
| うち | 行政経費 | 5,05 | 51 | うち行政経費 | 5,051 | | _{亍政経費} | 5,1 | 85 | うち行政経費 | 5,185 | うち行政経費 | 5,185 |
| ※行政 | E度決算額 改経費を除く (千円) | 25年度決算額 26年度決算額 27年度決算額 ※行政経費を除 (千円) (千円) 25年度 28年度 27年度 2756 | | | | | | | | - | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 | 額: (千円) | |
| | 24年度 執行率(%) | _ 25年度 - 予算執行率(%) | | | | | | | | _ | ※予算執行率は行政 | 栓質を考慮していない | |
| | 川度の必要性 上がある場合は 記載) | 事業主 | に労働 | 安全衛生管理等 | 等に関する自主 | 的改氰 | 善を促すた | こめに必 | 要な経 | 費である。 | | | |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | | | E的な取組を促進 けで行う必要があ | -, | り、労働 | 災害の防 | 方止を図 | ることを | そ目的として実施 | している本事業 | は、労働者災害を | 捕償保険法第29 |
| a= t= | アウトカム 指標 | 自主的 働災害 | 改善 | 動安全衛生管理 を促し、過去54 生状況の減少(| ∓ごとの労 | 07.Æ | アウト カム指 標 | 0 | (過去 平成 | を害発生状況の 5年ごとの労働 18年度〜平成 23年度〜平成 | b災害発生状況 22年度合計62 | ₹ 20,983人 | |
| 27年 度目 標 | | する。 | | | | 27年 度実 績 | | × | | | | | |
| 不 | アウトプット | | | を平成26年度と 以上作成し、事 | | 小貝 | アウト | 0 | 224,50 | 00部 | | | |
| | 指標 | (208,30 | | 以上1F队し、手 | ⁺未工I►区 | | ブット 指標 | × | | | | | |
| 成(未由(原 | 因) | 事業主が自主点検表を活用することにより、労働安全衛生管理等に関して自主的な改善を図ったため。 | | | | | | | | | | | |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課 | きままナーヤーが風中へ後上佐田笠に広て白ナめ北美ナ同とせてしる。日本はも明月のよう。 | | | | | | | | | | | |
| 事業リニタリ | | 指標設定 | 死亡 | 上災害及び休 | 業4日以上0 | の死傷 | 暑者数 | 左記指ついて業実統 | の事 | 27年度 第一四半期 死亡者数28,559 人 休業4日以上 219人 | 27年度 第二四半期 死亡者数30,207 人 休業4日以上 279人 | 27年度 第三四半期 死亡者数28,235 人 休業4日以上 219人 | 27年度 第四四半期 死亡者数24,419 人 休業4日以上 250人 |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 よい理由 | * · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | • | | | | | /\ |
| | 評価 | | | Α | | | 成: | 果目標 | を達成 | | ろであり、引き | き続き施策を継 | 送続 |

| 28年度事業概要 | 平成27年度 | と同様 | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|--|--|----------------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--|--|--|--|
| 26年度評価とそ れを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標を達成していると | :ころであり、引 | き続き施策を終 | 迷続 | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 事業主に労 | 働安全衛生管 | 理に係る自主的改善を促し | 、過去5年ごと | :の労働災害の | 発生状況の減 | 少傾向を維持す | する。 | | | | |
| 中期的な目標 | | | 害による死亡者数を15%以 害による死傷者数(休業4E | | | :) | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 善を促し、労成25年度~ 年に比べ共 <参考:過去 | 予働災害発生件 29年度)の目標 に15%以上減。 55年間の労働 | 単年度では様々な要因によ 数を趨勢的に減少させるた 震設定を踏まえ、平成29年ま 少することを中期的な目標の 災害発生状況> 24年119,576人、平成25年1 | とめ上記目標を までに、労働災 とした。 | 設定した。なお 害による死亡者 | 6、第12次労働 音数及び死傷者 | 災害防止計画 6数(休業4日以 | (計画期間:平 | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 自主点検表 | を平成27年度の | と同程度(224,500部)以上作 | 作成し、事業主 | に送付する。 | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | - | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 継続して要え | 求するが、運営 | の更なる効率化に努める。 | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標 死設定 死 | 元亡災害及び休 | 業4日以上の死傷者数 | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | | | |

(労働基準局監督課・労災管理課)

| 事業の別 安全衛生確保等事業(労働者災害: 実施主体 厚生労働本省、都道府県労働局 ■直接実施 □業務委託等(委託先等:)□補助金 [直接・間接]□貸付 □その他() 目的 (何のため) ない。そのため、被災労働者の対 対象 (誰/何を 対象に) 事務・事業 のスキーム ②パンフレット等による被災労働 | 引、労働基 (補助外 分保 ララケン ラート ラート ラート ラート ラート ラート ラート ラート ラート ラート | 生準 監 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 督署 が多発す - 層推進・ | する状況する観点 | から、 | と、労働基準行 労災かくしの排 | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------|----------|-----------|--|-------------------------|-------------------------|---------------|--|--|--|
| ■直接実施 □業務委託等(委託先等:) □補助金[直接・間接] □貸付 □その他() 目的 (何のため) 対象 (誰/何を対象に) ・ | (補助分 を行う労保 を行う労保 等によ本 るう の 動基準 動 | さい くかくし う 災保 ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの のの のの のの の | が多発する | する状況する観点 | が続くなから、 | と、労働基準行 労災かくしの排 | _{「政の的確な推} | 進を揺るがすこ | とになりかね | | | |
| □業務委託等(委託先等:) □補助金[直接・間接] □貸付 □その他() 目的 (何のため) 対象 (誰/何を 対象に) 事務・事業 (誰/何を 対象に) 事務・事業 □全国健康保険協会との連携等 | そ行う労災 でではなく を付ける。 を付ける。 を行う。 を行う。 を行う。 を行う。 を行う。 を行う。 を行う。 を行う | どかくし 護を一 | -層推進· | する状況する観点 | が続くなから、 | と、労働基準行 労災かくしの排 | _{「政の的確な推} | | | | | |
| (何のため) ない。そのため、被災労働者の対象 (誰/何を対象に) 健康保険不支給決定者等 対象に) 事務・事業 ①全国健康保険協会との連携等 | 適正な保 等によるうう かる調査 労働基準見 | 護を一 | -層推進· | する観点 | から、 | 労災かくしの排 | | | | | | |
| 事 (誰/何を 対象に) 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 | が者本人等 る調査 労働基準則 | 等への | | | | 等 | | | | | | |
| 型 のフォール ①王国健康体院励去との建務や | が者本人等 る調査 労働基準則 | 等への | | | | 等 | | | | | | |
| (決定ス ②パンプレット寺による板災万襲 | | | | | | | | | | | | |
| 実施体制 厚生労働本省、都道府県労働局、党 | 生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署 46,996 25年度予算額 (千円) 43,052 26年度予算額 (千円) 27年度予算額 (千円) 46,314 28年度予算額 (千円) | | | | | | | | | | | |
| | 46,996 (千円) 43,052 (千円) 43,211 (千円) 46,314 (千円) | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) 25年度決算額 ※行政経費を除 (千円) | _ ※行政経費を除 _ ※行政経費を除 _ ※行政経費を除 _ | | | | | | | | | | | |
| 24年度 - 25年度 予算執行率(%) - 5算執行率(%) | - | 26 | 6年度 4行率(%) | - | - | 27年度 予算執行率(%) | - | 28年度一般勘定予算 ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない | | | |
| 事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載) 「労災かくし」が多発する状況が続 それがあるほか、事業主に対して遊 | | | | | | | | | | | | |
| 社会復帰促進等 事業で行う必要性 働者災害補償保険法第29条第1項 | | | | | | | | | ることから、労 | | | |
| アウトカム 指標 労災保険制度の対象とならない | 者を除 | | アウト カム指 | | | | | いに労災保険制 「求勧奨を実施し | | | | |
| 27年 度目 き、全員に労災保険の請求勧奨 | きを行う。 | 27年 度実 | | × | 24 /// IC | 1 PA 6A 14== + + | 年 ↓収 → フ , º > − | 71. 1. 4. 柳 关 | | | | |
| 標 アウトプット 指標 営署に配布する。 | | 績 | アウト プット 指標 | | | ○ 関係を ・ 関係を ・ 関係を ・ できる。○ でき | | フレットを都道府 | 宗力惻向、力 | | | |
| 27年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因) 全国健康保険協会から健康保 素し、労災保険給付の請求を行 施したため。 | | | | B提供を | | | | | | | | |
| 理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題 | ま 明さ続き、健康保険不支給決定者への請求勧奨を実施するとともに、労災かくし防止に関する施策を実施する。 | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 健康保険不支給決定者で 東実績等のモ 指標 度の対象とならない者を限 | | | | 左記指 | | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | | 27年度 第四四半期 | | | |
| ニタリング(定量的 な指標を設定) 動奨件数 | ゕ こ、カグ | NIX | ~ ∕ □ FI ∕ ↑ \ | 業実績 | | 527 | 358 | 504 | 437 | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | - | | | | | | | |
| 評価 A | 価 A 平成27年度限りで廃止 | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 27年度 | をもっ | て事業廃止と | :する。 | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------|---------------------------------|---|---------------------------------------|---|---|-----------------------------|-------------------------------|----------------------------|-------------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度 | 評価 | Α | | | | _ | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | | | | | | _ | | | | |
| 中期的な目標 | | | | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 | | | | | | | | | | |
| ク (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | | | | | | _ | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | | | _ | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | | | | | | _ | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ | 指標 | | | | | 左記指標についての事 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| ニタリング(<u>定量的</u> <u>な指標を設定</u>) | 設定 | | | _ | | 業実績等 | _ | _ | _ | _ |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | | _ | | | | |
| その他特記事項 | 業務をこととなび保険また、強 | ·行う労なったが なったが 終給付り 建設業 | が災保険専門語 ため、従前の第 専門調査員の :者への集団打 | 周査員を廃止 対災かくしに(設置にかかる 旨導及び事業 | 音導・相談等業務:し、新たに設置: 系るポスター・パ: る経費の一部とし 場に対する調査 ることといている | する労災保険だ ンフレット作成 いて計上し、社 事業について | 給付専門調査∫ 経費や労災請 会復帰促進等 | 員がそれらの相 求適正化相談員 事業として実施 | 談員が行ってに 員に係る経費に しない。 | ヽた業務を行う ついては、労 |

| | | | | | | | | | | | | <u>基準局監督課)</u> |
|---------|--------------------------|-----------------------------|---|---------|-------------|---------------------------|--------|------------|---------------------------------|--|--|----------------|
| į | 事業名 | | る者の労働時間等 点目標管理事業 | | <u>-</u> めの | 環境整備 | 等 | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 48 54 |
| 事 | 写業の別 | 安全衛生確何 | 保等事業(労働者 | 災害補償保険 | 法第2 | 9条第1項 | 第3号 |) | | | | 自動車労務改善係 |
| 美 | 運施主体 | 業務委託先 | (株式会社日通 | 総合研究所 |) | | | | | | 事業開始年度 | 平成20年度 |
| 実 | 淫施方法 | | E等 (委託先等: [直接 ・ 間接 貸付先: | | | 含研究所 |) | 実施国 | 主体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | | かが制、改善基 の就業環境ので | | | かの環境 | 整備を | 行い、 | 事業者自らの多 | 予力と荷主の 協 | 協力を得る取組 ^会 | 等を通じて、自 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 自動車運転 | る者を使用する事 | 業場および | その荷 | う主となる | 事業均 | 3 | | | | |
| // 制度概要 | | | なる貨物運送業 実施し、自動車: | | | | | | | もに、自動車運 | ☑行管理アドバイ | 'ザーによる個 |
| | 実施体制 | 委託事業とし | ンて、一般競争入 ホ | しによる受託者 | ⋠∙株式 | t会社日通 | 1総合研 | 究所が | 実施 | | | |
| | 度予算額 (千円) | 97,189 | 25年度予算額 (千円) | 123,204 | | 度予算額 千円) | 116 | ,284 | 27年度予算額 (千円) | 105,329 | 28年度予算額 (千円) | 58,212 |
| | 行政経費 | 76,648 | うち行政経費 | 102,685 | うちれ | 行政経費 | 90,973 | | うち行政経費 76,439 | | うち行政経費 | 8,924 |
| ※行政 | 度決算額 放経費を除く (千円) | 19,950 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 19,950 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 24, | 300 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | 算額: 0(千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 97.1 | 25年度 予算執行率(%) | 97.2 | | 6年度 九行率(%) | 91 | 6.0 | 27年度 予算執行率(%) | 82.2 | ※予昇執行挙は行政 | 経費を考慮していない |
| | | 労働時間等の | ス等の自動車運転 の改善のための基 と特別な対策に取り | 準」違反が多 | く、運輸 | | | | | | | |
| | 夏帰促進等 ご行 う必 要性 | | 災認定件数が最も 条第1項第3号で行 | | | 労働者の | 安全衛 | 生およ | び労働条件の確 | 保・改善に資す | る取組であり、労 | 働者災害補償 |
| 27年 | 指標 | 業場の80%以」 を得る。 ②協議会に参加 | 香時間管理等指導員が とから、訪問が「参考に ロした事業場の80%以 ・基準告示の遵守等の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 27年 | | O × | ら、訪問 | が「参考になった」と | の回答を得た。 ② | した事業場の96%(18 協議会に参加した事 のために参考になっ | 業場の87.5%(35/40) | |
| 度目標 | アウトプット | | 者時間管理等打 | | 度実 績 | アウト | 0 | 4965≣ | 事業場 | | | |
| | 指標 | | 場数を、過去3元場)以上とする。 | カ年の平均 | | プット 指標 | × | | | | | |
| | | 適切に業務 | Rを実施したため | 0 | | | | | | | | |
| まえた | | | る者時間管理等持 E化指導員の業務 | | | | | | | ため平成28年 | 度に新たに配置 | 置した労働時 |
| 事業ま | | 指標設定 | | | | | | | | | | |
| グのŧ | Eニタリン 指標を設定 い理由 | 自動車運転 | ■者が労働する地 | り域により繁々 | 忙期か | 「異なって | おり、 | 四半期 | 単位での実績 | のモニタリング | になじまないた | <u> </u> め。 |
| | 評価 | | А | | | 成 | 果目標 | を達成 | 成しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を糾 | 坐続 |
| | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個 別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。 | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそ れを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | _ | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方ウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 協議会に参加する事業場は、平成27年度に参加した事業場と異なる事業場を予定していることから、その効果を計る指標として、引き続き80%とした。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 協議会に参加する事業場を80事業場以上とする。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | 1(2)②「労働基準法等改正法(案)」の円滑な施行 | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き要求する。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | 1(1)②「長時間労働の是正」 | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> 的な指標を設定) | 指標 28年度 28年度 28年度 第二四半期 第二四半期 第二四半期 第二四半期 第二四半期 第二四半期 第二四半期 第二四半期 第四四半期 業実績等 | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 協議会ごとに取り組むべき問題や解決に向けた取組方法は異なるものであり、四半期単位での実績のモニタリングになじまないため。 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | 平成28年度は事業内容を見直し、一部を34に統合した。 | | | | | | | | | | |

| 事 | 業名 | ま熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費 事業番号(28年度) 事業番号(27年度) 55 安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) 担当係 | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---------------------|--------------|-------------------|--------------------|------|--------------------|----------------------|-------------|------|-----------------------|
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保 | 等事業(労働者災害 | 補償保険法第2 | !9条第1』 | 頁第3号) |) | | | | 担当 | | 物流・サービス産 業・マネジメント班 |
| 実力 | 施主体 | 一般社団法人 | 日本労働安全衛: | 生コンサルタン | 小会 | | | | | | 事業開 | 始年度 | 平成27年度 |
| 実力 | 施方法 | | を記先等:一般 直接 ・ 間接] | | 下労働安 | | コンサルク実施主体 | |) | | | | |
| | 目的 (何のた め) | | 多い業種の中小規 な労働者に対する | | | | | | い労働者数50 |)人未満の事業 [‡] | 場)におい | ハて、親 | たに就労しよう |
| 事業 | 対象 (誰/何 を対象に) | 製造業におけ | -る安全管理が脆弱 | 弱な中小規模事 | | 安全管理 | 者の選係 | 壬義務の | のかからない労 | 働者数50人未 | 満の事業 | (場) | |
| 制度概要 | 事務・事 業のス キーム (決定ス キームを 含む) | 等) 及び教育 (2)検討会の | 製造業の事業場(の実施に際して苦 | 慮している点等 | うについ | て、専門 | 家による | ヒアリン | ングを実施する | 0 | | | |
| | 実施 体制 | 一般社団法人 | 、日本労働安全衛 | 生コンサルタン | 卜会 | | | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | - | 25年度予算額 (千円) | _ | | 予算額 円) | _ | | 27年度予算額 (千円) | 6,567 | 28年度 (千 | | 17,570 |
| うち彳 | 丁政経費 | _ | うち行政経費 | _ | うち行 | 政経費 | _ | - | うち行政経費 | - | うち行፤ | 攺経費 | - |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | | | | | | | | | | | 般勘定予 | ·算額: (千円) |
| | 4年度 1行率(%) | 25年度 26年度 27年度 62.9 | | | | | | | | | | 政経費を | 執行率は 考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合 (記載) | | 少ない未熟練労働 させていくために | | | | | | | | | | |
| | 帚促進等 テう必要性 | 務の担保に資 | リスクの高い未熟 するものであり、う 復帰促進等事業で | 労働者の安全領 | 朝生の確 | | するもの | であり、 | 労働者災害補 | 償保険法第29 | 条第1項 | 第3号(| に適う事業であ |
| | アウトカム 指標 | 対する安全衛 | 業場において、未 注教育の適切な | 実施に有益で | | アウト カム指 | | | | る安全衛生教育 :する評価が100 | | | こあたり、教育 |
| 27年度 目標 | | あった旨の評 | 価を80%以上得る | 0. | 27年 度実 | 標 | × | | | _ | | | |
| | アウトプッ ト指標 | 検討会を5回 か所実施する | 開催し、事業場ヒブ | アリングを30 | 績 | アウト プット **# | 0 | | 6 | | *** | | |
| | | 【アウトカム指 | /埋】 | | | 指標 | × | 検討会 | を4回開催し、 | 事業場ヒアリング | グを18カ | 小所実施 | した。 |
| 27年度 (未達成 (原因) | 目標を達成 この理由 | 【アウトカム指標】 製造業における中小規模事業場においては、新たに就労しようとする未熟練な労働者に対する安全衛生教育の適切な実施に関心が高いものの、教育すべき内容等が使いやすく整理をされていないこと等の影響により、高評価となったものと考えられる。 【アウトプット指標】 未熟練労働者である派遣労働者の製造業での労働災害が多いことから、当初、派遣労働者の安全管理にも大きく関係する改正労働者派遣法の内容等も踏まえ、約1年間で検討することを想定していたものの、実際には同法の施行が平成27年9月30日となり、その後年度末までの短期間に、派遣労働者を含めた未熟練労働者を対象とし、教育すべき内容等について検討する必要があった。このため、当初想定したスケジュールどおりでの進行が困難となり、目標を下回った。なお、アウトプット指標は目標を下回ったものの、アウトカム指標は高評価であることから、所要の成果を確保しつつも、効率的に検討ができたものと考えられる。 | | | | | | | | | | | |
| えた改善 | (因)を踏ま 善すべき事 後の課題 | 物運送事業及 点での検討会 | 業種については、 なび商業を対象とし や事業場ヒアリン た教育すべき内容 | .て、教育すべる グが必要である | き内容等 ることか | について | て検討す | る。また | 、業種が新たり | こ変更されること | とに伴い | 、製造 | 業とは異なる視 |
| 業実績 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な</u> 设定) | | | _ | | | 左記指標 いての事 績等 | | 27年度 第一四半期 — | 27年度 第二四半期 — | 27年度 第三四 | | 27年度 第四四半期 — |
| 上記モ | <u></u> ニタリング を設定で | 本事業に係る | 作業については、 | 年度内の特定 | 時期に象 | 集中する | ため、四 | 半期ご | との目標管理に | こはなじまない。 | | | <u> </u> |
| | 平価 | B 予算額又は手法等を見直し | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | | | | | | 全管理者の選のの適切な実施を | | ない労働者数50 |)人未満の事業 | 場)において、親 | 折たに就労しよう |
|--|-----------------|------|------------------|-------|--------|----------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | fi . | | | _ | | | | _ | | |
| | 対象となる 80%以上後 | | 易(陸上貨物 | 運送事業 | 業及び商業 | 業)において、ラ | ミ熟練労働者に対 | 対する安全衛生 | 教育の適切な | 実施に有益であ | うった旨の評価を |
| 中期的な目標 | 第12次労 | '働災害 | 害防止期間 。 | 中(平成2 | 29年まで) | に、対平成24年 | 手比で、製造業に | こついて、労働災 | 《害による死亡: | 者の数を5%以上 | こを減少させる。 |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | | 育すべき内? 上記の目標? | | | と評価されるほ | ど、未熟練労働 | 者に対する安全 | 全衛生教育の的 | 確な実施につな | ながるものと考え |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 検討会を5 | 回開作 | 崖し、事業場 | ヒアリン・ | グを30か雨 | 所実施する。 | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | | | 労働災害が 保対策を徹り | | 重を対象と | :するよう検討な | そ行い、十分な検 | 討会の回数を研 | 確保するよう努力 | める。引き続き、 | 未熟練労働者 |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | _ | | | | |
| | 指標設 | | | _ | | | 左記指標につ いての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| リング(<u>定量的な</u> <u>指標を設定</u>) | 定 | | | _ | | | また。 積等 | - | - | - | - |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | 本事業に係 | 系る作業 | 業についてに | は、年度 | 内の特定 | 時期に集中する | るため、四半期こ | どの目標管理(| こはなじまない。 | | |
| その他特記事項 | | | | | | | _ | | | | |

(雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課)

| : | 事業名 | 家内労働安 | 全衛生管理費 | | | | | | | (ALT) 1 3 3 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | (28 | 年 度 |) 50 |
|--------|--|--|---|---|--------------------|----------------------------|----------------------|---------------------|------------------------------|---|-------------|--|----------------------|
| | 5#AU | 克人奈井 75/1 | 四年本世/担加江 | A 24 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | 中华牌 | // 100 // 200 | 00 42 44- | 17540 | | | (27 | 年 度 |) 56 |
| _ | 事業の別 | | 保等事業(根拠法 | 市 为侧有灭 | 吉州1月1 | 床陕达男 | 29宋弗 | リリまさ | · 与) | | 担惠業 | | 系 家内労働係 |
| | ミ施主体 ————— ミ施方法 | ■直接実施 ■業務委託 | 等 (委託先等 [直接 ・ 間接 貸付先: | | ŧ: | | | 実施主 | :体: |) | 争来 | 開始年月 | 度 昭和49年度 |
| | 目的 (何のため) | 家内労働: | 者の安全の確保 | 及び健康の | 保持並 | びに危险 | 食有害 | 業務に | 従事する家内党 | 労働者の職業性 | 上疾病(| の早期発 | ₿見及び予防の |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 家内労働 | 者及び委託者 | | | | | | | | | | |
| /制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | び健康の ・危険有害 | 者又は委託者を 保持に関する事 業務に係る委託 別に従事する家に | 項について必 者や家内労働 | が要な打 動者に | 指導を行 [・] 対し、同意 | う。 業務の§ | 実態に | 関するアンケー | ト調査を実施し | ノ、同訓 | 画査等の |)結果を踏ま |
| | 実施 体制 | 都道府県党 | 分働局、(株)中外 | | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 17,905 | 25年度予算額 (千円) | 25,996 | | 度予算額 千円) | 30, | 437 | 27年度予算額 (千円) | 30,038 | | 度予算額 千円) | 28,684 |
| うち | 行政経費 | 17,905 うち行政経費 13,699 うち行政経費 13,507 うち行政経費 13,516 25年度決算額 26年度決算額 ※行政経費を除 14,590 ※行政経費を除 14,590 14,590 14,590 17,500 12,750 14,590 14,5 | | | | | | | | | | 行政経費 | 13,522 |
| ※行 | F度決算額 改経費を除く (千円) | - ※行政経費を除 11,127 ※行政経費を除 (千円) 14,580 ※行政経費を除 (千円) 25年度 26年度 27年度 | | | | | | | | | | 度雇用勘定 ³ 度一般勘定 ³ | 予算額: 0 (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | - 25年度 予算執行率(%) 90.5 26年度 予算執行率(%) 86.1 27年度 予算執行率(%) 77.2 | | | | | | | | | | 親行率は 行 | 政経費を考慮していない |
| | 川度の必要性 Eがある場合は 記載) | | | | | | | | | | | | |
| | 复帰促進等 ご行う必要性 | 家内労働法 見を図るもの | に基づく安全衛 のであり、家内党 帰促進等事業で | 生措置が講し 対動者の安全 | 〕られ、 衛生確 | もって危 |)険有害 | 業務Ⅰ :から、 | こ従事する家内 労働者災害補(| 労働者の職業 | 性疾病 | の予防 | または早期発 |
| 27年目標 | アウトカム 指標 | 別指導に表現 たる は たる は たる は たる は たる は たる は を が が が が が が が が が が が が が が が が が が | 安全衛生 2 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 | 事項があっいありとする。 はいいしいでは、 はいいとのでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいでは、 もいでは、 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 | 27年実績 | | O × | 内 動 動 | 食有害業務に係 対働者・委託者は | 向けの災害防』 均等分科会家 | 上対策 | ガイドブ | の結果及び家ツクの内容を労の報告及びHP |
| | アウトプット 指標 | ①家内労働 問指導を800 名数を800 ②危険有害 態把握を | の掲載により公) 安全衛生指導 行う家内労働者 ひ人以上とする。 業務に係る家内 目的とした全国的 関査票を送付す | 員による訪数及び委託 対象の実内なアンケー | | アウト プット 指標 | 0 | ①954 ②5,03 | | | | | |
| | ま目標を達 達成)の理 | 者の人数 | を約3,800人とす 業務に係る家内 | る。 | 巴握の | ためのア | × ンケー | ト調査 | が適切に行われ | れたことにより、 | . 目標で | を達成す | -ることができ |
| 理由(| 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | | し、その結果に | | | | | | | | | | ニアリング調査を 安全衛生対策の |
| 事業リニタリ | 明単位での に績等のモ ング(<u>定量的</u> 要 <u>を設定</u>) | 指標設定 | | _ | | | 左記指ついて業実約 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度 第二四半期 - | 27年 | 度四半期 | 27年度 第四四半期 |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | 向ありと回・家内労働で 情に応じて | 安全衛生指導員 回答することとい 安全衛生指導員 で活動していると 業務に係る委託 ごまない。 | う指標は、毎 による訪問指 ころであり、F | 回の指 5導に1 四半期 | 導の成り ついては 毎の効果 | 限に着目 、月毎の 見測定に | ∃した; の活動 こはなし | ものであり、四半 日数が予め決め ごまない。 | ≚期毎の効果測 かられておらず | 川定にた 、各都 | ょじまな 道府県! | い。 労働局の実 |
| | 評価 | 評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | 坐続 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | び健康の ・危険有害 | 保持に関する事 生が相対的に高 | 対象に、都道府県労 項について必要な指 い地域・業種に応じた デル事例に関するハ | 導を行う。 たきめ細かい | 対応等に | に関するヒアリン | | | |
|--|----------------|----------------------|--|------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | | 成果目標を | 達成して | いるところであ | り、引き続き施 | 策を継続 | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 改善の意 ②危険有害 | 向ありと回答した 性が相対的に高 | 員による個別指導には 者の割合を85%以よい地域・業種に応じずックの内容を労働政 | 上とする。 たきめ細かい | 対応等 | の把握及びその | の結果等を踏ま | えた安全衛生 | の取組のモ |
| 中期的な目標 | 家内労働 図られるこ | | 及び健康の保持並び | びに危険有害 | 業務に征 | 詳事する家内労 | が働者の職業性 | 疾病の早期発 | 見及び予防が |
| 28年度目標の目 標設定の理由及 びその水準の考 え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 向を確認 ②危険有害 | することとし、その 性が相対的に高 | 負による個別指導が- D割合を目標とした。 い地域・業種に応じ 議会雇用均等分科: | 水準について たきめ細かし | は、前年 対応等 | F度の実績を踏 を把握し、安全 | まえ、引き続き 衛生の取組の | 85%以上とした | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | | | 員による訪問指導を行 るい地域・業種に応じ | | | | | | 12以上とす |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | 高める。 ②25年度か | ら27年度にかけ 等に関するヒア! | 衛生指導員による粘 て実施した実態把振 シグ調査を踏まえ、 | 星調査や、28年 | F度の危 | 険有害性が相 | 対的に高い地域 | 或・業種に応じ | たきめ細 |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | | - | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | - | | 指標に ての事 績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度 第二四半期 - | 28年度 第三四半期 - | 28年度第四四半期 |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 情に応じ ・危険有害 | C活動していると 生の相対的に高 | による訪問指導につ ころであり、四半期旬 い地域・業種に応じた 各調査実施地域等の | 事の効果測定 たきめ細かい | にはなじ対応等に | まない。 に関するヒアリン | /グ調査につい | ては、月毎に実 | E施対象数 |
| その他特記事項 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課)

| | | | | | | | | | (雇用均寺 | ・児童家庭局職業 | F 多 |
|---------------------------------------|-----------------------------------|---|----------------------------|--|---|--|--|---|--|--|-------------------------|
| 事業名 | 女性労働者 | 健康管理等対策 | 費 | | | | | | | (28年度) | 51 57 |
| 『業の別 | 安全衛生確保 | 呆等事業(根拠法令 | 分 労働者災害 | 宇補償 | 保険法第2 | 29条第1 | 項第3 | 号) | | 担当係 | 一般事業主行動 計画係 |
| 運施主体 | 都道府県労 | 働局、一般財団 | 法人女性労 | 動協会 | | | | | | 事業開始年度 | 平成18年度 |
| 淫施方法 | ■業務委託 □補助金 [□貸付 | 等(委託先等: 直接 • 間接 | | | 労働協会 | | 実施主 | 体: |) | | |
| 目的 (何のため) | 女性労働者 | の特性に見合っ | た健康管理 | 対策、 | 特に母性 | の健身 | ₹管理 技 | 旨導等を実施し | 、もって労働災 | (害の防止等を図 | 3 る。 |
| 対象 (誰/何を 対象に) | 事業主及び | 女性労働者等 | | | | | | | | | |
| 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 報用資料の ・委託事業に 体的には、 提言を行い |)作成・配布等を こついては、受託 母性健康管理の 、また、女性労働 | 実施する。 者を公募に 措置の実施 | より募 に関す | 集(母性作 よりである。 な調査を | 建康管 と実施し | 理推進 八母性 | 支援事業:一船 健康管理措置 | 受競争入札(総 の現状や課題 | 合評価落札方式 について分析及 | ())する。具 び施策の |
| 実施 体制 | | | | | | | | 実施。(平成27: | 年度:一般財団 | 团法人女性労働† | 協会) |
| 度予算額 (千円) | 50,134 | 25年度予算額 (千円) | 50,070 | | | 54, | 700 | 27年度予算額 (千円) | 54,077 | 28年度予算額 (千円) | 49,335 |
| 行政経費 | 14,536 | うち行政経費 | 14,491 | | | 19, | 748 | うち行政経費 | 19,722 | うち行政経費 | 15,045 |
| 度決算額 数経費を除く (千円) | 28,546 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 30,040 | ※行政 | な経費を除 く | 31, | 184 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 29,900 | 28年度一般勘定予算 | [額: 0(千円) |
| 24年度 執行率(%) | 80.2 | 25年度 予算執行率(%) | 84.4 | | | 89 | 9.2 | 27年度 予算執行率(%) | 87.0 | 次 / 异枞1] 年131] 以 | 社員を考慮していない |
| 度の必要性 がある場合は 記載) | 妊娠中又は | 出産後の女性労 | 働者が安全 | :に働く | ことがで | きる職 | 場環境 | の整備を図るカ | こめ、事業の実 | 『施が必要である | 00 |
| 夏帰促進等 『行う必要性 | に母性の健 | 康管理指導等を | 実施すること | により | リ、法に基 | づく事 | 業主の | 義務である母性 | | | |
| アウトカム 指標 | した者のうち | 5、相談に対する | 回答が役に | 27年 | アウト カム指 標 | O × | あった | :件数65件のう | | | |
| アウトプット 指標 | 1,000,000件 | (携帯端末専用・ | | 績 | アウト プット 指標 | O × | 2,038, | 373件 | | | |
| ₹目標を達 達成)の理 因) | からの、母性 アウトプット ほか、新たし | 生健康管理に関す ト指標の目標達成 Cgoogle等におい | する問合せ等 或については vてユーザー | Fに対し に、「産 の興味 | 、医師・ 前・産後作 ト・関心に | 社労士 休業、社 関連し | 等の専 す児休 た「デ | 厚門家により必 業の自動計算」 ィスプレイネット | 要な情報を提信 ページへのア | 共することができ クセスが非常に | たため。 多かったことの |
| 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | 目標を達成 | し、職場における | 母性健康管 | 理措置 | 置の実施 | に効果 | を上げ | ているため、引 | き続き、事業の | の適切な実施に | 努める。 |
| | | | _ | | | ついて | の事 | 27年度 第一四半期 - | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 - |
| Eニタリン 指標を設定 い理由 | 年間を通じて | てでなければ効り | 果が測定でき | ·ず、匹 | 3半期毎0 | の効果 | 則定に | L は馴染まない <i>た</i> | : :め。 | ı | |
| 評価 | | Α | | | 成 | 果目標 | を達り | 或しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を継 | 続 |
| | 業 施 施 | 業施主体 都 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 | 業の別 安全衛生確保等事業(根拠法金額 | 業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害施主体 都道府県労働局、一般財団法人女性労協 | 業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償)施主体 都道府県労働局、一般財団法人女性労働協会 単業務委託等(委託先等:一般財団法人女性)同様的金 [直接・間接] (補助先:口貸付 □その他 () 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、 対象 (誰 / 何を 対象に) 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、 事務・事業・ 報用資料の作成・配布等を実施する場により募金によった会合 表記 対策については、安性労働者及び事業主等については、受託者を公募により募金には、母性健康管理の措置の実施に関す 短話を表記・30、134 25年度予算額 50.070 26年(千円) 50.070 27年(十円) 50.070 27年(十円) 50.070 27年度がある場合は 妊娠中又は出産後の女性労働者が安全に働いを費を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を | 業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第:施主体 都道府県労働局、一般財団法人女性労働協会 直接実施 ■ 業務委託等 (委託先等:一般財団法人女性労働協会 1相助金 [直接・間接] (補助先: □貸付 □その他 () と性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性 () が (| 業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1 施主体 都道府県労働局、一般財団法人女性労働協会 直接実施 案務委託等(委託先等:一般財団法人女性労働協会) | 業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第38施主体 「本道府県労働局、一般財団法人女性労働協会 「書務委託等(委託先等・一般財団法人女性労働協会) 「書務委託等(委託先等・一般財団法人女性労働協会) 「関付しての他()) 「大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ### 第2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 乗車名 女性労働者健康管理等対策費 変金無生殖保等事業(根拠法令 労働者災害格健保険法第29条第1項第3号) 施主体 都道府保労働局、一般財団法人女性労働協会 ■直接実施 ■素検索計等(委託先等・一般財団法人女性労働協会) □ 古り (領のたの) 対象 (受託先等・一般財団法人女性労働協会) □ 古り (信徳・ 間接) (補助先: 実施主体:) (日もの他 ()) (日もの他 ()) () () () () () () () () | # 楽 書 書 名 女性労働者健康管理等対策費 |

| 28年度事業概要 | 平成27年度 | と同様 | | | | | | |
|--|--------|----------|------------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | А | 目標を達成し、職場におけ 適切な実施に努める。 | る母性健康管理 | 理措置の実施に | 二効果を上げて | いるため、引き | 続き、事業の |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | メールによる | る相談者でアン・ | ケートに回答した者のうち、ホ | 目談に対する回 | 回答が役に立っ | たとした者の割 | 合90%以上 | |
| 中期的な目標 | | | び出産後の健康管理の整仮 活用等により、妊娠中及び | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | 績を踏まえ、メ | ール相談について、引き続き | き高い満足度 <i>の</i> |)維持を図ること | ことし <i>†</i> こ。 | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 母性健康管 | 理サイトのアク | セス数を1,500,000件(携帯並 | 端末専用サイト | へのアクセス数 | えきむ。)とする | 0 | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 母性健康管 | 理に関する事業 | 美については、事業内容や 変 | か 率的な実施力 | ī法について検 | 討を行い、必要 | な見直しを図る | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | - | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度 第二四半期 - | 28年度 第三四半期 - | 28年度 第四四半期 - |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 年間を通じて | てでなければ効 | 果が測定できず、四半期毎 | の効果測定に | ・ は馴染まないた | · :め。 | | , |
| その他特記事項 | | | | - | | | | |

(職業能力開発局海外協力課)

| į | 事業名 | | | 実習機構に対す ほ目標管理事業 | | 新規) | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 52 - |
|--------|---|---------------------------------|--|--|--|----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|---|---|--------------------------------|
| 事 | 事業の別 | 安全衛 | 生確保 | 保等事業(根拠法 | 令 労働者災 | 害補償 | 保険法第 | 29条第 | 1項第 | 3号) | | 担当係 | 技能実習係 |
| 身 | ミ施主体 | 民間団 | 団体等 | | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成28年度 |
| 美 | ミ施方法 | □補助 □貸付 | 务委託 力金 [寸 (貸 | 等 (委託先等 直接 ・ 間接 付先: 交付金) | |) | | | | | | | |
| | | | | 受入れ企業に 全衛生の確保 | | | | | | | | 病防止対策等 的とする。 | を講じ、技能 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 技能実 | €習生 | 及び技能実習 | | | | | | | | | |
| 米/制度概要 | (決定ス | 門的指2日本能講習 | 旨導が ト語の ♂・特別 | 必要な事業場に | こ対し専門家 習生に理解し)母国語への | を帯に やすい 翻訳を | し助言技 い平易な 行い、安 | 旨導等を 教材の そ全衛生 | を行う。 母国語 を教育の | への翻訳、職和の教材を整備す | 重別の安全衛 <u>≦</u> 「る。 | が実地検査す 生マニュアルの | |
| | 実施 体制 | 認可法 | 人外国 | I人技能実習機 村 | 構において事業 | 美を実が | 色 | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | _ | - | 25年度予算額 (千円) | | | 度予算額 千円) | | _ | 27年度予算額 (千円) | _ | 28年度予算額 (千円) | 125,363 |
| うち | 行政経費 | | - | うち行政経費 | | | 5政経費 度決算額 | | | うち行政経費 27年度決算額 | | うち行政経費 | |
| ※行政 | F度決算額 政経費を除く (千円) | _ | - | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (チロ) | _ | | 算額:744,662(千円) 算額:864,576(千円) | | | | | | |
| 2 | 24年度 執行率(%) | _ | (千円) (千円) 25年度 予算執行率(%) 26年度 予算執行率(%) 27年度 予算執行率(%) | | | | | | | | | | 昇額:804,576(干円) 経費を考慮していない |
| | 記載) | 不備か このが 対策を におけ るため | らくる ため、① 強化す る労働 、安衛 | ストレスによる精:)外国人技能実育 ること、②対象耶 災害防止対策を | 神衛生上の問 習機構が行う身 競種、受入人数 徹底すること、 いる技能講習・ | 題等、 と地検え の拡え ③実習 特別教 | 日本人労 査に専門 たが見込る 野期間の 育の母国 | 働者とに 家を帯に まれる中 延長、高]語教材 | t異なる させ高 、受入 レベル を整備 | 特殊な事情を有けな安全衛生・人数が増加していの実習の実施にすることなど、技 | īしている。 メンタルヘルスの いる職種、重篤な :伴う就業制限業 能実習生に特有 | 言語の相違等にの 計導を行うことに は労働災害が発 務等への従事の の状況を踏まえ | こより安全・健康 生している職種)増加に対応す |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | | | 支能実習生の労 して実施する必 | | 推進に | :資するこ | とから労 | ·働者災 | 《害補償保険法》 | 第29条第1項第3 | 号に適う事業でを | あり、社会復帰 |
| | アウトカム | | | | | | アウト | 0 | | | _ | | |
| 27年 | 指標 | | | _ | | 27年 | カム指 標 | × | | | _ | | |
| 度目標 | アウトプット | | | _ | | 度実 績 | アウト | 0 | | | _ | | |
| | 指標 | | | | | | 指標 | × | | | _ | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | | | | | | | | _ | | | | |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課 | | | | | | | | _ | | | | |
| 事業リニタリ | 期単位での 実績等のモ ング(<u>定量</u> <u>旨標を設定</u>) | 指標 設定 | | | _ | | | 左記指 ついて 業実績 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 | | | | | | | | _ | | | | |
| | 評価 | | | _ | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | ①監理団体、実習実施者に対し、安全衛生管理体制の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査するともに、専門的指導が必要な事業場に対し専門家を帯同し助言指導等を行う。 ②日本語の理解が劣る実習生に理解しやすい平易な教材の母国語への翻訳、職種別の安全衛生マニュアルの作成・更新、技能講習・特別教育の教材の母国語への翻訳を行い、安全衛生教育の教材を整備する。 ③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。 |
|--|---|
| 26年度評価とそれを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 — — — |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 外国人技能実習機構の設立の根拠である技能実習法案が国会で審議中であるため、目標を設定することはできない。 |
| 中期的な目標 | 技能実習生の労災死傷者年千人率が高止まりしている状況を踏まえ、労災死傷者年千人率の低減を図っていく。 |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合による。 | 外国人技能実習機構の設立の根拠である技能実習法案が国会で審議中であるため、目標を設定することはできない。 |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 外国人技能実習機構の設立の根拠である技能実習法案が国会で審議中であるため、目標を設定することはできない。 |
| 28年度重点施策 との関係 | 4 外国人材の活用促進・国際協力 (2)技能実習制度の適正かつ円滑な推進 ・技能実習法案が成立した場合には、法律の確実な施行を図る。 |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 外国人技能実習機構が年間を通じ業務を適正かつ円滑に運営していくために必要な経費を要求する。 |
| 29年度重点施策 との関係 | _ |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標 設定 - 28年度 28年度 28年度 第一四半期 第二四半期 第三四半期 第四四半期 28年度 第一四半期 第二四半期 第二四半期 第二四半期 28年度 第一四半期 第二四半期 第二四半期 28年度 第一四半期 第二四半期 第二四半期 第二四半期 第四四半期 28年度 第一四半期 第二四半期 第二回半期 第二回半回半 第二回半 第二回半 第二回半 第三回半 第三回半 第三回半 第三回半 第三回半 第三回半 第三回半 第三 |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。 |
| その他特記事項 | _ |

(労働基準局総務課)

| | 事業名 | | | 的數安全衛生確 注目標管理事業 | | 業務の | 外部委訂 | 千化経費 | 貴(新規 | ₹) | | 事 業 番 (28 年 度 事 業 番 (27 年 度 | 号 | 53 |
|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|---|--|-------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|---|--|---|--|------------------|------------------------------------|
| 事 | 事業の別 | 安全衛生 | 生確保 | 等事業(根拠法 | 令∶労働者災害 | 評補償 條 | 呆険法第2 | 29条第1 | 項第3号 | 를) | | 担 当 | 係 | 総務係 |
| ᢖ | ミ施主体 | ソフトバ | バンク | 朱式会社 | | | | | | | | 事業開始年 | 度 | 平成28年度 |
| 身 | ミ施方法 | | 委託 金 [(貸 | | |) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | が大阪労働局の D指導を行う労 | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 労働者 | 及び位 | 使用者等 | | | | | | | | | | |
| /制度概要 | (決定ス | ①労働 | 基準 | 及び大阪労働原 監督署に関する 国別事案等につ | 一般的な問 | ルセンターで次 、 合わせ、③労 | の内容を一 働基準監督: | 元的署(: | かに対応する。 二対する苦情 | | | | | |
| | 実施体制 | ソフトバ | ンク株 | 式会社 | | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | - | | 25年度予算額 (千円) | <u> </u> | | 度予算額 千円) | - | - | 27年度予算額 (千円) | _ | 28年度予算 (千円) | 額 | 318,781 |
| うち | 行政経費 | _ | | うち行政経費 | _ | | 亍政経費 | _ | _ | うち行政経費 | - | うち行政経費 | 費 | _ |
| ※行 | F度決算額 政経費を除く (千円) | - | 25年度決算額 26年度決算額 ※行政経費を除 | | | | | | | | _ | 28年度雇用勘算 28年度一般勘算 | | |
| | 24年度 執行率(%) | _ | | 25年度 予算執行率(%) | _ | | 6年度 (行率(%) | - | - | 27年度 予算執行率(%) | - | ※予算執行率は | 行政部 | 経費を考慮していない |
| 事業/制 (緊要性 その旨) | 間段の必要性 性がある場合は 記載) | 指導を徹底 を徹底する 労死等防」 化も急務で | 底するなることとる よこととる 止対策! であり、 | にど、取組の具体化を されている。さらに、╕ 推進法」が施行され、 このような課題に取り | 進めることとされ、 成28年4月1日の 長時間労働の抑制 組むため、労働基 | 『「日本』 長時間労 別及び過 準監督で | 再興戦略」改 労働削減推進 重労働によっ 言をはじめと | (訂2015』) 単本部にお る健康障害 した労働基 | において にいて月列 に いて に いて に いて 月列 に は に と が に と が に り に り に り に り に り に り に り に り に り に | 実強化を行い、法違/ ま月100時間を超える 美業100時間超から80 策の強化が喫緊の課 署の職員は事業場に 監督署の体制強化を | 時間外労働を把握し 時間超へ重点監督を 題である。また、労働 赴き必要な指導を行 | たすべての事業 対象を拡大するこ 動災害防止・メンタ うことが不可欠で | 場等 ととさ タルへ | に対する監督指導 れている。また「過 、ルス対策の取組強 |
| | 复帰促進等 ご行う必要性 | | | 業場に対する指記 でする社会復帰(| | | | ≧衛生水 | 準の向 | 上を図るための | 事業であり、労働 | 为者災害補償 (| 保険 | 法第29条第1 |
| | アウトカム | | | | | | アウト | 0 | | | _ | | | |
| 27年 | 指標 | | | _ | | 2/4 | カム指 標 | × | | | _ | | | |
| 度目標 | アウトプット | | | _ | | 度実績 | アウト | 0 | | | _ | | | |
| | 指標 | | | | | | 指標 | × | | | _ | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | | | | | | | | - | | | | | |
| えた改 | 原因)を踏ま 対善すべき事 後の課題 | | | | | | | | - | | | | | |
| 事業到 | 明単位での 尾績等のモ ング(<u>定量的</u> | 指標設定 | | | _ | | | 左記指 | の事 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | A. | 27年度 第四四半期 |
| な指標 | ラン(<u>た事的</u>) | | | | | | | 業実績 | [等 | _ | _ | _ | | _ |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | | _ | | | | | |
| | 評価 | | | _ | | | | | | | _ | | | |

| 28年度事業概要 | 東京労働局及び大阪労働局管内の労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで次の内容を一元的に対応する。 ①労働基準監督署に関する一般的な問い合わせ、②法令・制度に係る一般的な問い合わせ、③労働基準監督署に対する苦情 や意見、④個別事案等について該当労働基準監督署への取り次ぎ。 |
|---|---|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 — — — — |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 電話対応終了まで労働基準監督署に転送せずコールセンターで対応する割合を10%以上とする。 |
| 中期的な目標 | _ |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 方の水準の考え方ができませた。 でアウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 本事業については、コールセンターの設置による、労働基準監督署の体制強化を目的とするため、労働基準監督署に転送せず コールセンターで対応する割合を指標とし、目標を10%以上と設定した。 |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 電話相談内容を収集分析し、FAQを更新する。 |
| 28年度重点施策と の関係 | - |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 適切な電話相談対応を行うとともに、より効果的・効率的な事業の在り方を検討する。 |
| 29年度重点施策と の関係 | _ |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標 設定 電話対応終了まで労働基準監督署に転送せず る。 |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | _ |
| その他特記事項 | _ |

(職業能力開発局海外協力課)

| | 事業名 | | に対する事故・ に目標管理事業 | | 後等の | 実施のた | めの経 | 費 | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 54 58 |
|-------|--|--|--|--------------|------------|---------------------------|------------|------------------|---------------------------------|---------------|--|---------------|
| 閘 | 事業の別 | 安全衛生確保 | 呆等事業(根拠法 | 令 労働者災害 | 害補償 | 保険法第2 | 29条第1 | 項第3 [.] | 号) | | 担 当 係 | 技能実習係 |
| | 実施主体 | 民間団体等 | | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成9年度 |
| 9 | 実施方法 | | 等(委託先等: 直接 • 間接 付先: | | | 協力機構 | | 実施主 | 体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | | 受入れ企業に対 衛生の確保を図 | | | | | | | | 病防止対策等を とする。 | 講じ、技能実 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 技能実習生 | 及び技能実習生 | 生受入れ企業 | ∙団体 | :(約3万5 | 千企業 | 、約2刊 | -団体) | | | |
| /制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | ②安全衛生 行うとともに | 対策検討委員会 アドバイザー及 、要請等に基づ 業・団体に対し | びメンタルへき実地指導を | 体に対してアド | 行う。 バイザーによる | 相談・助言を | | | | | |
| | 実施 体制 | 一般競争入村 | L(最低価格方式 | <u> </u> | | | | | | | | |
| | ₹度予算額 (千円) | 37,881 | 25年度予算額 (千円) | 35,966 | | 度予算額 千円) | 78, | 784 | 27年度予算額 (千円) | 67,515 | 28年度予算額 (千円) | 65,498 |
| うち | 5行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | 宁政経費 | _ | - | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | _ |
| ※行 | 手度決算額 政経費を除く (千円) | 37,830 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 35,964 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 78, | 782 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 58,320 | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 | 章額: O(千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 99.9 25年度 予算執行率(%) 100.0 26年度 予算執行率(%) 100.0 27年度 予算執行率(%) 86.4 | | | | | | | | 86.4 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない |
| | 制度の必要性 生がある場合は 記載) | 備からくるスト 対策が必要で | レスによる精神領 | 新生上の問題 | 等、日々 | 卜人労働 者 | とは異 | なる特殊 | 殊な事情を有して | いるため、技能 | 語の相違等による 実習生に特有の?。。 | |
| | 复帰促進等 で行 う必 要性 | 途上国との友 が必要である | 好関係にも悪影 | 響を与えかねれ | ない。こ | のため、 | 支能実習 | 制度0 | D適正かつ円滑が | な推進が図られる | て大きな問題である るよう事故・疾病[0 | |
| | アウトカム | | 発生しやすい1 | | | アウト | 0 | | | #-1.1 | 7 | |
| 27年 | 指標 | 下 | の死傷者年千人 | 、半か0.48以 | 27年 | カム指標 | × | | | 集計中 | | |
| 度目標 | アウトプット | 導の実施:7 | | | 度実 績 | アウト | 0 | | | | 指導の実施:8 8実地指導の実 | |
| | 指標 | 地指導の実 | 、ルスアドバイザ 施:140件 | 一による夫 | | 指標 | × | | | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 [因) | | | | | | | _ | | | | |
| えた改 | (原因)を踏ま 対善すべき事 (後の課題 | | _ | | | | | | | | | |
| | 朝単位での 実績等のモ | +6+= | | | | | 左記指 | 標に | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| ニタリ | ^{実積等のモ} ング(<u>定量的</u> <u>票を設定</u>) | 設定 | | _ | | | ついて 業実績 | | _ | _ | _ | _ |
| グの: | モニタリン 指標を設定 ない理由 | 年間を通して | てでなければ効 | 果測定できな | にいため | り、四半其 | 月ごとの | 効果測 | 川定にはなじまれ | ないため。 | | |
| | 評価 | | _ | | | | アウト | ·カム | 指標の数値が | 確定次第評値 | 西(10月予定) | |

| 28年度事業概要 | ②安全衛生 | アドバイザー及 | 会を設置し、技能 びメンタルヘルス うき実地指導を行 | スアドバイザ | | | | | 相談・助言を |
|--|--|---|---|--|--|--|--|--|--------------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | С | 技能実習法案が指導を充実し、る時教育等におけ | また、経験が | 浅く日本語能 | 力の低い実習 | 生にとって分か | りやすい教材を | 作成し雇入れ |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 労働災害が | ・発生しやすい1 | 年目の技能実習 | 生1号の死 | 傷者年千人率 | が6.48以下 | | | |
| 中期的な目標 | 技能実習生 | の労災死傷者 | 年千人率が高止る | まりしている | 状況を踏まえ | 、労災死傷者年 | ∓千人率の低 源 | 域を図っていく。 | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 我がこのる。 アウト 年本 の り トラ を配 の の 作年 な の 日 を の 作年 を 26年 年 と26年 年 目 日 | 生が技能実習に が対能実重無が から、技能 大能標 大能標 大能標 大能標 大能 大能 大能 大能 大に 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い | により修得した技能 は事故や疾病には 号の死傷者年子 安全衛生面等ので 金化を行ったとこ 28年度は9か月(12月 = 637.5 /12月 = 112.5 の件数を上回る ~2月)予算であ | あうことなく が 大人 率 (技能 な 巻 を 主 眼 。 ひ ろ ~ 12 月 4 ← 28 目 標 標 月 5 ← → 28 目で で 。 4 件数として ア | シ身共に健全が 実習1号1,000 とした技能実習 年度に引き続)予算であるこ 640件 115件 アウトプットを割 | な状態で技能の 力人あたり1年間 習制度の適正化 き28年度も同 ととを考慮して記 な定している。 | の修得を行うこと 別に発生する死 にを推進するた。 程度の事業規模 と定している。す | こが必要となる。 傷者数)をアウ めの安全衛生込 莫で実施すること | トカム指標とす |
| 28年度目標(アウトプット指標) | | | よる実地指導の! ・一による実地指 | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | (2)技能実習 | の活用促進・国際 習制度の適正かつ 法案が成立した場 | | 産実な施行を[| 図る。 | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 外国人の | 技能実習の適正 | 健康を確保し、労 な実施及び技能 事故・疾病対策 | 能実習生の保 | 保護に関する流 | は律案が成立し | | | 創設される外 |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | - | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | | | _ | | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 年間を通し | てでなければ効 | 果測定できないが | ため、四半期 | 明ごとの効果測 | 定にはなじまフ | ないため。 | • | |
| その他特記事項 | | | | | _ | | | | |

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

| | | | | | | | | | | (労働 | 基準局安全衛生 | 部労働衛生課) | | | |
|------------|------------------------------------|---------|---|---|----------------|------------------|-----------|------------|-------------------|-------------------|--|--------------------|--|--|--|
| 事 | 業名 | 労働安全衛生 | 生融資資金利子補 | 給費等経費 | | | | | | | 事業番号(28年度) | 55 | | | |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保 | 等事業(根拠法令 | 労働者災害補償 | 経験法 | 第29条第 | 第1項第3 | 3号) | | | (27 年 度) 担 当 係 | | | | |
| 実加 | | (独)労働者(| 建康安全機構 | | | | | | | | 事業開始年度 | | | | |
| 実加 | 拖方法 | | 等 (委託先:) 直接 ・間接] | (補助先及び | 実施主 | 体:(独) | 労働者 | 建康安全 | ≿機構) | | | | | | |
| | 目的 (何のた め) | | く よ人労働者健康安 たり、その利息及 | | | | | | | ₫•回収業務、金 | st融機関からの(| 昔入金の償還業 | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何 を対象に) | | が は は は は は は は は は は は は は は は は は は り は り は り し り し | | | | 機構法障 | 付則第3 | 条第3項の業務 | に要する事業で | で発生する民間 | 金融機関からの | | | |
| /制度概要 | 事務・事 業のス キーム (決定ムを 含む) | | | | | | | | 分働福祉事業団 | から貸し付けら | られた資金に係 | る債権の回収が | | | |
| | 実施 体制 | (独)労働者優 | (千円) | | | | | | | | | | | | |
| | 度予算額 千円) | 206,024 | 25年度予算額 (千円) | | 166,757 | | | | | | | | | | |
| うち行 | 丁政経費 | - | | - | うち行 | 政経費 | | - | | - | うち行政経費 | - | | | |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 206,024 | ※行政経費を除く | 232,713 | ※行政組 | 怪費を除く | 210 |),065 | ※行政経費を除 く | 191,550 | 28年度一般勘定予 | 穿額 : (千円) | | | |
| | 年度 行率(%) | 100.0 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 年度 行率(%) | 10 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 考慮していない | | | |
| | 度の必要性 がある場合 記載) | 適切な弁済計 | 画と、それに基づく | 債権管理・回収が | 「適切に | 実施され | る必要か | ぶある。 | | | • | | | | |
| | 帚促進等 Tう必要性 | 融資していた | 資金的な問題により ものであり、労働者第 年度以降は新規融資 | 災害補償保険法 | 第29条第 | 1項第3 | 号に定め | る「労働 | 者の安全及び衛 | 生の確保」を図 | | | | | |
| | | | 弁済計画に基づい 円を回収する。 | た年度回収目 | | アウト カム指 標 | O × | 正常債 | 権の回収額は | 99百万円となり - | 、目標額を上回 | った。 | | | |
| 27年度 目標 | アウトプッ ト指標 | 図るため、取 | らのについて最大!! 扱金融機関と連携 助、弁済督励を行う | 見て弁済計画 しゅうかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい | 27年 度実 績 | アウト プット 指標 | O × | 済がな 物件の | されない債権に 任意売却や競 | ついては督促 売等の法的手約 | おが到来したにもを行うほか、必 を行うほか、必 続を実施する等 責権の回収が行 | 要に応じて担保 、適切な債権管 | | | |
| | 目標を達成 ()の理由 | 適切な弁済詞 | 十画と、それに基つ | ぶく債権管理・回 | 収が適 | 切に実施 | し された。 | ことによ | 5 . | | | | | | |
| | | 引き続き貸付 | け債権の適切な管 | 理・回収を行う。 | | | | | | | | | | | |
| 業実績等 | | 指標設定 | | - | | | | 標につ事業実 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 - | | | |
| | | 債権管理・叵 | 収業務は、四半期 | 用ごとのモニタリ | ングにな | ょじまなし | いため。 | | | 1 | | ! | | | |
| 部 | 平価 | | - | | | う政法人 評価とす | | | |)意見を踏まえ | た厚生労働力 | 大臣の評価を | | | |
| 28年度 | 事業概要 | 平成26年度 | 上同様 | | | | | | | | | | | | |
| を踏まえ | 評価とそれ た28年度 の見直し | 26年度評価 | | Α | | | F | 成果目标 | 票を達成してい | るところであ | り、引き続き施 | 策を継続 | | | |

| 28年度目標(アウ トカム指標) | 正常債 | 正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額29百万円を回収する。 | | | | | | | | | | |
|--|------|--|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|
| 中期的な目標 | 貸付債 | 貸付債権の適切な管理・回収を行う。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 貸付債 | 付債権の管理・回収を行う事業であることから、計画に基づいた回収を行うことを目標とする。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 求償可 | 賞可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督励、弁済督励を行う。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | 引き続き | き続き適切に貸付債権の回収を行うことで、29年度予算額の縮減を図る。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | 指標設 | | | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | |
| リング (<u>定量的な</u> <u>指標を設定</u>) | 定 | _ | | は 損等 | - | - | - | - | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | 債権管 | 理・回収業務は、四半期ごとのモ | =ニタリングになじまない | いため。 | | • | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | - | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | (9 | 労働基準局安全 事業番号 | 衛生部計画課) |
|------------------------|--|--|---|--|---------------------------------------|---|--------------------------------------|---|---|---|--|----------------------------------|
| 事 | 業名 | 労働災害防止 | 対策費補助金経 | 費 | | | | | | | 事 未 借 亏 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 56 60 |
| 事業 | の別 | 安全衛生確保 (根拠法令:労 保険法第29条 | 働災害防止団体流 | 法第54条、船員 | 災害防 | 止活動の | の促進に | 関する | 法律第5条、労(| 動者災害補償 | 担当係 | 機構·団体管理室 団体監理係 |
| 実施 | 主体 | | 団体(5団体)及び | 「船員災害防止 | 協会 | | | | | | 事業開始年度 | 昭和39年度 |
| 実施 | 方法 | □直接実施 □業務委託等 ■補助金 [6] 副員災害防止 □貸付 □その他 (| 直接・間接] 協会) | (補助先:労働 | 災害防」 | 上団体(5 | 5団体) 及 | なが船員 | 災害防止協会 | 実施主体:労働 | 動災害防止団体 | :(5団体)及び |
| | 目的 (何のため) | | 主的な労働災害防) 及び船員災害防 | | | | | | | | により設立され | た労働災害防 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業主、事業主 | 主の団体、労働者 | - | | | | | | | | |
| /制度概要 | 事務・事 業のス +一よ (決定 キームを きむ) | | 6自主的な安全衛 止活動事業②安: | | | | | | | 害防止団体がり | 以下の事業を行 | う。 |
| | 実施 体制 | | 防止協会、建設業 3会、船員災害防止 | | 会、陸上 | 貨物運送 | 送事業労 | 働災害防 | 5止協会、林業・オ | 「材製造業労働ジ | 災害防止協会、港 | 湾貨物運送事業 |
| | 手 算額 - 円) | 1,516,444 | 25年度予算額 (千円) | 1,377,445 | | 予算額 -円) | 1,36 | 7,272 | 27年度予算額 (千円) | 1,367,266 | 28年度予算額 (千円) | 1,367,248 |
| | 政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | 政経費 | | _ | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | _ |
| ※行政約 | E決算額 経費を除く -円) | 1,431,026 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 1,363,751 | ※行政約 | 注決算額 圣費を除く -円) | 1,36 | 7,272 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円)※予定額 | 集計中 | 28年度一般勘定予 | 算額: O (千円) 算額: O (千円) 執行率は |
| | 年度 行率(%) | 94.4 | 25年度 予算執行率(%) | 99.0 | | 年度 行率(%) | 10 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 集計中 | 行政経費を | 考慮していない |
| (緊要性がはその旨) | | 術等は資産とし 災害防止を効き 定の企業に偏ら 安全衛生に関す 労働環境の急 | は、生産活動に直打ての側面も有するこ率的に進めるためにない中立かつ非営る措置全般につい激な変化によって多数な変化によって多数な変化によって多く | ことから、好事例 こは、安全衛生! 利の事業主団は て、主に技術的 を発し、重大化修 | であった こついて なを組織さ な面から 向もある | としても、 責任を有 させ、法令 きめ細か ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 自主的に する事業 いた定め い指導の 書を防止 | に同業他指注、船舶る最低基準をび援助を するため | 社に公表し、共有 目所有者が行う自 準を上回る安全行 を行わせることが には、事業主に | することは希な料主的な災害防止衛生活動を行わり必要である。 | 状況にある。 活動が不可欠で せるとともに、事事 が災害防止活動か | あることから、特 ミ主等の行うべき |
| 社会復帰業で行う! | 提供進等事 必要性 | | がな取り組み支援の 動者の安全及び衛生 る。 | | | | | | | | | |
| | アウトカム 指標 | が実施する個別 の向上に効果 等の割合を8 ②労働災害防 | 止団体及び船員の 別指導について、 があるとした事業 0%以上とする。 止団体及び船員の 団指導について、 | | アウト カム指標 | 0 | 約979 ※効 ②安全 約979 | %であった。 果があるとした™ 衛生水準の向」 %であった。 | 事業場等1,225/ 上に効果がある | とした事業場等 /回答事業場等 らとした事業場等 /回答事業場等 | 1,267 の割合は、 | |
| 27年度 目標 | | の向上に効果 | があるとした事業 0%以上とする。 | | 27年度 実績 | | × | | | - | | |
| | アウトプッ ト指標 | が実施する個別 ②労働災害防 | 止団体及び船員3 別指導を1,650件リ 止団体及び船員3 団指導を550件以 | 以上とする。 災害防止協会 | | アウト プット 指標 | 0 | 個別打 ② 労働 | 指導の件数は、 | 2,288件であった 及び船員災害 | 防止協会が実施 | |
| | | ~~心じょの木 | —11日- 子 € 000 下 以 | · · · · · · | | | × | | | _ | | |
| 27年度目 (未達成) (原因) | 標を達成 の理由 | く得ることができ | 業場等を中心に、きたと考える。 理士、衛生管理: | | - | | | | | | | |
| | 因)を踏ま すべき事 の課題 | | 体や事業場に対するいても、安全衛生 | | | | | | | | | 5 . |
| 業実績等 | 位での事 のモニタ 量的な指 | 指標設が実 | が実防止団体及施する個別指導作 が必要防止団体及 | 牛数 | | | 左記指いての | | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| 標を設定 | | | 施する集団指導的 | | | | 績等 | | ①343 ②161 | ①570 ②261 | ①655 ②329 | ①480 ②167 |
| 上記モニの指標をきない理 | | I | | | | | _ | - | I | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と | 司様 | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------|--|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標 | 票を達成してい | いるところであり | り、引き続き施 | 策を継続 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 等の割合を80 ②労働災害防山 | E団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導に %以上とする。 E団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導に %以上とする。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | 害防止期間中(平成29年度まで)に死亡者数、列 業4日以上の死傷者数ともに対平成24年度比で1 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標 設定の理由及びそ の水準の考え方 (アウトカム指標設 定が困難な場合は その理由) | | 労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確できる目標設定とした。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | | 止団体及び船員災害防止協会が実施する個別 止団体及び船員災害防止協会が実施する集団 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | - | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向性 | 事業について | 着実に実施し、労働災害防止活動等を促進する。 | ことにより労働災 | 後害の防止に繋 | げる。 | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事 業実績等のモニタ | 指標設が実 | が災害防止団体及び船員災害防止協会 施する個別指導件数 | 左記指標についての事業実 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> <u>標を設定</u>) | | ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会 が実施する集団指導件数 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | | _ | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | _ | | | | | | | | | | |

| | | 1 | | | | | | | | (5 | 労働基準局安全 | 衛生部計画課) |
|--|-------------------------|--|---|---|--|--|--------------------------------------|----------------------------------|--|-----------------------------------|--|--------------------------------------|
| 事 | 業名 | 産業医学振興総 | 圣 費 | | | | | | | | 事 乗 番 写 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 57 61 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 等事業(根拠法令 | 労働者災害 | 補償保険 | 法第29 | 条第1項 | 頁第3号 |) | | 担当係 | 機構・団体管理室 団体監理係 |
| 実施 | 施主体 | (公財)産業医学 | 振興財団、産業 | 医科大学 | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和53年度 |
| 実力 | 施方法 | □直接実施 □業務委託等 ■補助金 [位 団、産業医科ス □貸付 □その他 (| 接間接 | (補助先:(公 | 財)産業 | 医学振卵 | [] 团根 | 直接)、原 | 産業医科大学(間 | 引接) 実施主 | 体:(公財)産業 | 医学振興財 |
| | 目的 (何のため) | | に対する助成、個 職場における労働 | | | | 産業医 | の資質の | の向上、産業医学 | 学に関する研究 | この促進等を図り | し、もって産業医 |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | 産業医科大学の | 及び同大学在学生 | E、産業医、産 | 業保健ス | 、タッフ、 | 事業者等 | 手 | | | | |
| 業/制度概要 | 定スキー | ②産業医科大学 ③産業医の資質 | 学の運営に対する 学の学生に対する 質の向上を図る研 関する研究の促進 級の提供 | が修学資金貸与 F修等の実施 | 制度の | 運営 | | | | | | |
| | 実施 体制 | (公財)産業医学 | 学振興財団、産業 | 医科大学 | | | | | | | | |
| | L | 4,998,166 | 25年度予算額 (千円) | 5,011,674 | | 予算額 円) | 5,01 | 0,447 | 27年度予算額 (千円) | 5,346,126 | 28年度予算額 (千円) | 5,478,515 |
| | 亍政経費 | _ | うち行政経費 | _ | うち行 | 政経費 | - | _ | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | _ |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 4,968,519 | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 4,998,913 | ※行政約 | 決算額 経費を除く 円) | 5,01 | 0,447 | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | 5,346,126 | 28年度一般勘定予 | - 算額: O (千円) - 算額: O (千円) 執行率は |
| | 4年度 1行率(%) | 99.4 | 25年度 予算執行率(%) | 99.7 | | 年度 行率(%) | 10 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | き慮していない |
| 事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載) 過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、事業場において法令に基 助が強く求められている。特にメンタルヘルス対策等高度な専門性を持った産業 り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医への研修、産業医学情報の提供 | | | | | | | | | 『成が急務であり、 | 産業医の養成、 | 産業医学の水準に | |
| 社会復帰業で行う | 帚促進等事 5必要性 | 場での労働者の | こ対する助成、修学 健康確保の充実を 進事業等で行う必要 | 図ることは労働 | | | | | | | | |
| | アウトカム 指標 | あった旨の回答 ②実践能力の高 し、産業医科大 業する者を70名 ③認定産業医の 医科大学、医学 基礎研修会集中 |)資格を取得しよう 部卒業者に対して ¹ 講座において、当 | 。 ける体制を整備 として新たに就 としている他の 行う産業医学 該講座が有用 | | アウト カム指 標 | 0 | ※有 ②産業 あった。 ③講座 | が有用であった。 用と回答した者1・ 医科大学卒業生。 が有用であった。 用と回答した者7・ | 8,844名/回答 で産業医として 旨の回答の割 | 者19,585名 て新たに就業する 合は約93%であ | る者は94名で |
| 27年度 目標 | | じめつた百の四・ | 答の割合を85%以 | 上にする。 | 27年度 実績 | | × | O == ## | | | | |
| | アウトプッ ト指標 | る。 ⑤医師国家試験 上とする。 ⑥産業医の資格 者を550人以上と | 業の受講者を27,00の合格率について 取得希望者のためでする。 8担当者向けメンタ | 、合格率95%以 の研修の参加 | | アウト プット 指標 | 0 | ⑥産業 た。 ⑦企業 向け公 | 医研修事業の受 医の資格取得希 人事・労務担当 開講座や産業医 参加者は787人 | 望者のための 者向けメンタル 活動に関心を | 研修の参加者に ヘルス対策支援 | 講座、一般者 |
| | | 支援講座、一般を関心を持つ方に | 者向け公開講座や対してオープンキャ 等の参加者を780人 | 産業医活動に ンパスを実施 | | | × | ⑤医師 | 国家試験の合格 | F率は91.0%で | あった。 | |
| | 目標を達成 ごの理由 | き、かつ、受講者 ②:産業医の輩! た。 ③⑥:過去の二- ⑤:これまでの実 学習を実施した; | をする医師会に対 すのエーズに合致し 出及び定着促進、 一ズを踏まえたかり を続き踏まえた情報 が、結果的に成績 夏京でサテライトオ | 」た質の高い内 在学生及び卒∮ リキュラム改編等 B収集や、学生○ 下位者が不合材 | 容の研修 業生の産 等を実施し の意識改 をとなった | を実施し 業医への してきてま :革、学習 :ことが未 | た。 誘導に り、広く 指導、樹 達成の | 努め、教 産業医の 関援試験 原因。 | 授会等において か り生涯教育に役立 等の実施に積極的 | 基本方針に基づ こつものを実施し | き産業医への就師 | 職を強く要請し |
| | 「因)を踏ま 善すべき事 その課題 | ①④:引き続き、交ていく。 ②:産業医数増加 ③⑥:広く研修受 ⑦:引き続き、公り 未達成の事項家試して ⑤:医師対応とし 、適切に指導する | II:ついては、以下のと 効果的・効率的な研修 Iのための対策を推進 講者の受入を行い、二 諸連座やオープンキャン いては、以下のとおり、 の合格率については、 、一人一人に管習担 。また、総合試験改革 &人中の既卒者対応と | を実施するために图 、基本方針に基づ 一ズを踏まえたカリ パスを実る。 改善を図る。 成裁員を決め、担数 として、各講座の として、各講座の | を | るへの就職を 編成してい べく低学年 式対策小委 上総合試験 | を強く要請 く。 からの学え 員会が連 小委員会 | していく。 力向上に努 携を取りな が国試問提 | めるとともに、成績下 がら、早期から学習 夏の分析を行い、総合 | 位者の早期からの 習慣の確認を含め歩 試験の質向上に努 | 個別指導を強化する 須回に介入し、学習の まめるとともに、合格基 | 。特に6年次成績下)進捗状況を把握 基準の見直しを検討 |

| 四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(<u>定量的な指</u> 標を設定) | | | | _ | | 左記指標についての事業実 積等 | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|---|---|---|----------------------------------|------------------------|-------------------------|-----------|---------------|--------------------|--|--|--|--|
| 上記モニタリング の指標を設定で きない理由 | 年間を | ・通じて湯 | 則定する必要があ | 5るため、四半 | 期毎のモニタリン | /グには馴染まな | [[] | | | | | | | |
| 評価 | | | В | | | | 予算額又は手 | 法等の見直し | | | | | | |
| 28年度事業概要 | 平成27 | 年度と同 | 禄 | | | | | | | | | | | |
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | ①産業原 <学校法 ①実践前 ②認定庭 | <公益財団法人 産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 <学校法人 産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座のうち、当該講座が有用であったの回答の割合を85%以上にする。 | | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | ②産業 ③大学 | ①質の高い教育研究の体制を確立する。 ②産業医学教育を充実し、産業医や産業医学に対する志向を高め、産業医数の増加を図る。 ③大学が蓄積した知見等を社会に提供し、産業医等の質の向上に寄与する。 ④急性期医療への更なる特化を図り、特定機能病院及び地域の中核病院として先進医療及び地域医療を推進する。 | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 不可欠 | であるた | 「の実施による実践 め。なお、「産業関 重である。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト ブット指標) | ①産業 <学校 ①医師 ②産業 ③企業 | 医研修事法人 産 国家武 野医の事・労 | 人産業医学振興財 事業の受講者を27 業医科大学> 余の合格率につい 各取得希望者のた 務担当者向けメン らの講座等の参加 | 7,000人以上と へては、合格率9 こめの研修の参 ンタルヘルス対 | 95%以上とする。 加者を550人以 策支援講座、一 | 上とする。 | ‡座や産業医活 | 動に関心を持つ | ⊅方に対してオー | -プンキャンパス | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | | | Oいて着実に実施 建康確保の充実に | | 資質の向上、産業 | 美医学に関する研 | 研究の促進等を | 図ることにより、 | 産業医学の振 | 興及び職場にお | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定) | 指標設 定 | | | _ | | 左記指標につ いての事業実 績等 | 28年度第一四半期 | 28年度第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 - | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | 年間を追 | 通じて測 | 定する必要がある | るため、四半期 | 毎のモニタリング | ブには馴染まない | , \ ₀ | ı | 1 | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | _ | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | (労働基準局安 | 全衛生部安全 | 课·労働衛生課) I |
|-----------|--|--|---|---|-------|----------------------|--------|---------------------|---------------------------------|-----------------------|---|-----------------------|
| 事 | 業名 | | 労働災害防止対策支 | 援事業 | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) | 58 |
| | | 【28年及里月 | 点目標管理事業】 | | | | | | | | 事業番号(27年度) | 62 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確保 | 呆等事業(根拠法令 労 | 働者災害補償係 | 呆険法第 | 29条第1 | 項第3号 | ·) | | | 担 当 係 | 物理班 |
| 実加 | 施主体 | 一般社団法 | 人日本労働安全衛生 | ニコンサルタント | ·会、中: | 央労働災 | 害防止 | 協会 | | | 事業開始年度 | 平成25年度 |
| 実抗 | 施方法 | □直接実施 ■業務委託 □補助金 [□貸付 □その他 (| 等(季託先:一般社 直接)間接 | 団法人日本労 (補助先: 写 | | | サルタン | 小会、中 | ュ央労働災害防」 | 上協会) | | |
| | 目的 (何のため) | 業務上疾病 防止対策を | 病のうち約6割を占め 実施する。 | る職場における | る腰痛が | 災害を減れ | 少させる | ため、特 | 特に災害の多い | 社会福祉施設を | 含む保健衛生 | 業における腰痛 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業主、事 | 事業場の安全衛生担 | 当者等 | | | | | | | | |
| / 制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | 改正腰痛范 | 対策指針の周知啓発 | を行うとともに、 | 、社会福 | ā祉施設 ⁽ | 等を対象 | とした服 | 要痛対策のための | の講習会を実施 | 正する。 | |
| | 実施体制 | 一般社団法 | 人日本労働安全衛生 | ミコンサルタント | 、会、中 | 央労働災 | 害防止 | 協会が写 | 実施 。 | | | |
| | 生子算額 手円) | _ | 25年度予算額 (千円) | 75,717 | | を予算額 -円) | 69, | 963 | 27年度予算額 (千円) | 67,251 | 28年度予算額 (千円) | 25,197 |
| | _了 政経費 | _ | うち行政経費 | - | | 政経費 | | - | うち行政経費 | - | うち行政経費 | - |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | - | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 45,825 | ※行政組 | €決算額 経費を除く ←円) | 63, | 485 | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | 63,710 | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 ※予算 | |
| | 1年度 1行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | 60.5 | | 年度 行率(%) | 90 |).7 | 27年度 予算執行率(%) | 94.7 | | 考慮していない |
| (緊要性がはその旨 | | ************************************ | | | | | | | | | | |
| 社会復帰業で行う | 品促進等事 必要性 | 防講習会等を | を実施するものであり、 事業で行う必要がある。 | | | | | | | | | |
| 27年度 | アウトカム 指標 | 業者及び腰 事業者につ | る個別コンサルティン 痛予防対策講習会を いて、今後の労働災で有益であった旨の記 | 受けた介護 害防止対策に | 27年度 | アウト カム指 標 | O × | 店では を得た。 また、服 | 93%から、社会 。 要痛予防対策講 | 福祉施設では9 習会を受けたが | 受けた事業者に 1%から有益でる ト護事業者につい い、目標を達成し | あった旨の評価 いては、96.6% |
| 目標 | アウトプッ ト指標 | 400事業場、 場以上を指 ②腰痛予防 | ンサルティングについ 飲食店で300事業場 導する。 教育について、各都 を開催する。 | の計700事業 | 実績 | アウト プット 指標 | 0 | 祉施設 16回、 成した。 | 事業者それぞれ 計112回)講習会 | いに向け、各都注 を開催し、3,99 | 参療所看護従事 道府県2回以上 2名が参加してむ | (各48回、48回、 6り、目標を達 |
| | | 【アウトカム | 指標】 | | | | × | | 実施し、合計で5 | | | |
| | 目標を達成)の理由 | 専門家による個別診断で、最新の法令・災害事例とその対策手法を理解し、実績が豊富な専門家が対応したため、高評価となったものを考えられる。 腰痛予防対策講習会については、関係部署と連携を図り、講習会資料を充実させたため、目標を達成することができた。 【アウトブット指標】 災害防止団体や業界団体等の協力を得て、各地域で実施したことで、目標を達成した。 個別のコンサルティングの実施については、平成26年における休業4日以上の死傷者数の増加状況等を踏まえ、急きょ、対象業種を小売業から社会福祉施設に変更した。①社会福祉施設の事業場所数は小売業と比較する場合であり、個別コンサルティングを実施する事業場の選定が難航したこと、②飲食店への個別コンサルティングの作業に割く時間の一部を、社会福祉施設への個別コンサルティングの作業に充当した。公飲食店への個別コンサルティングの作業に割く時間の一部を、社会福祉施設への個別コンサルティングの作業に充当した。という、事業場数が目標を下回った。(休業4日以上の死傷/者数の増加状況(H26/H25):小売業+4.3%、社会福祉施設+5.8%) | | | | | | | | | | |
| | 因)を踏ま きすべき事 の課題 | 腰痛予防対 | 策講習会について、- | 十分な実施回数 | 数を確保 | まするとと | もに、弓 | き続き高 | 高い評価を得られ | れるよう適切に | 事業を実施する | > |
| 業実績等 | 単位での事 等のモニタ <u>定量的な指</u> <u>こ</u>) | | | _ | | | 左記指いての | | 27年度第一四半期 | 27年度 第二四半期 — | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | ニタリング を設定で 里由 | 講習会の実 | 施時期が年度内の特 | ままま おっぱん ままま おっぱん かいしょう かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん | するた | め、四半 | 期ごとの |)目標管 | 理にはなじまな! | l', | | |
| Ē | 平価 | | В | | | | | | 予算額又は手 | 法等を見直し | | |
| | | | B 予算額又は手法等を見直し | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | | うち、社会福祉施設を含む保健衛生業を対象と 長痛災害の減少を目指す。 | した腰痛予防教育 | 『の実施等、腰 郷 | 斎予防対策を 講 | じることにより、 | 第三次産業の | | | | | | |
|--|---|--|----------|------------------|-----------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | A | 成果目標を達 | を成していると | ころであり、一 | 部縮小した上で | で施策を実施。 | | | | | | |
| 28年度目標(アウト カム指標) | 腰痛予防対策 | 講習会を受けた介護事業者について、今後の党 | 働災害防止対策 | に取り組む上で | で有益であった旨 | 旨の評価を85% | 以上得る。 | | | | | | |
| 中期的な目標 | ①小売業につい ②社会福祉施設 | 害防止期間中(平成29年まで)に、対平成24年 いては、休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者 設については死傷者数を20%以上減少 いては死傷者数を20%以上減少 | | 減少 | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 腰痛予防対策 | 要痛予防対策講習会等について、その内容が事業場での取組に繋がることが重要であるため、上記の目標を設定した。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | 腰痛予防教育 | 腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | 5(1)第12次労 | 働災害防止計画の着実な推進 | | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向けた事業の方向性 | 平成29年度に | は、腰痛予防対策について、実際の作業におけん | る留意事項や体持 | 桑等の実技に重 | 点を置き、腰痛 | 予防対策講習会 | €を実施する。 | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | 指標設 | | 左記指標につ | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | |
| リング(<u>定量的な指</u> 標を設定) | | | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | コンサルティング又は講習会の実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。 | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | 個別のコンサル | ンティングの実施については、27年度限りとする | 0 | | | | | | | | | | |

(労働基準局安全衛生部計画課)

| | | | | | | | | | | (为 | ·働基準局安全征 | |
|---------|--|--------------------|--|-------------------------|---------------|----------------------------|-------------------|-------------|-------------------|-----------|--|--------------------|
| Į | 事業名 | 安全衛生施 | 設整備費 | | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 59 63 |
| 事 | 事業の別 | 安全衛生確保 | R等事業(根拠法 | 令 労働者災害 | 害補償 | 保険法第2 | 29条第 | 1項第3 | 3号) | | 担当係 | 管理係 |
| 美 | E施主体 | 厚生労働省 | 本省、都道府県 | :労働局、国コ | 上交通 | 省 | | | | | 事業開始年度 | 昭和23年度 |
| 実 | 淫施方法 | □補助金 [□貸付 | | | t : § | 実施主体 | :) | | | | | |
| | 目的 (何のため) | に従事する技 放置し、事故 | 指導員の養成等 | を行うために 場合、国の施 | 国が 設設置 | 設置した。 置者として | もので の責任 | あるが、 を問∤ | 各施設におい | て経年劣化が | D有害性調査や 進行している。こ ることから、施設 | れをそのまま |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 特別修繕が | 必要な安全衛生 | 上施設 | | | | | | | | |
| ,制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 緊急度等を | | | | | | | | | る実態調査等に 要求し、実施して | |
| | 実施 支出委任により国土交通省が実施(支出委任できないものは、厚生労働本省又は都道府県労働局が実施 | | | | | | | | | 労働局が実施)。 | | |
| | TH) (TH) (TH) | | | | | | | | | 782,930 | 28年度予算額 (千円) | 506,080 |
| うち | うち行政経費 73,554 うち行政経費 154,143 うち行政経費 72,821 うち行政経費 71,946 | | | | | | | | 71,946 | うち行政経費 | 97,992 | |
| 24年度決算額 | | | | | | | | | | | | |
| | 24年度 執行率(%) | 99.3 | 96.9 | | 6年度 1行率(%) | 85.0 27年度 予算執行率(%) 91.5 | | | 91.5 | | 以代表を分別してい | |
| | 度の必要性 だある場合は 記載) | | 設については、労 ては、経年劣化に | | | | | | | と置しているもの | であり、今後も適り | 切に施設を運営 |
| | 原帰促進等で行う必要性 | | 動者の安全衛生 | | | | | | | | 望営が実施できる。 の規定による社会 | |
| 27年度目 | アウトカム 指標 | 「センター」との整備及びし、センター | ・アッセイ研究セ :いう。)の吸入 建物付帯設備コ の主たる業務で :期吸入試験をF | 実験装置等 に事を実施 ある動物に | 27年 | | 0 × | | 一の吸入実験、短期・長期の | | 及び建物付帯設 に実施した。 - | :備工事を2件 |
| | アウトプット 指標 | び建物付帯 | 吸入実験装置等 設備工事に関し D、予定工期内に こ執行する。 | 、予算の範 | 積 | アウト プット 指標 | O × | | 一の吸入実験 一ルを調整し、 | | 2件に関し、計画 行した。 | Í的に調達のス |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | センターの 実施したた& | | 等の整備及び | (建物化 | 讨帯設備 | 工事を | 計画的 | こに実施したこと | こにより、化学物 | 物質の有害性等 | 試験を円滑に |
| えた改 | 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | 引き続き実施 | <u></u> | | | | | | | | | |
| 事業実 | 用単位での €績等のモ ング(<u>定量的</u> <u>まを設定</u>) | 指標設定 | | _ | | | 左記排 ついて 業実網 | の事 | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度 第三四半期 — | 27年度 第四四半期 — |
| グの扌 | モニタリン 指標を設定 い理由 | 年間を通じ | ての整備計画で | であり、四半期 | 胡ごとの | のモニタリ | レグに | は馴染 | とまないため。 | I | | |
| | 評価 | | Α | | | 成 | 果目標 | を達り | 成しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を継 | 続 |

| 28年度事業概要 | 平成27年度 | と同様 | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|---|-----------------------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標を達成している | ところであり、引 | き続き施策を継 | 送続 | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | | 本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センター 主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。 | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | | | _ | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 16子物貝 | | 病の予防には、化学物質 試験を円滑に行うため、「 | | | | | が必要であり、 | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | センターの別に執行する。 | | の整備及び建物付帯設値 | 備工事に関し、予 | 算の範囲内で | 、かつ、予定エ | 期内に執行され | いるよう計画的 | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 国土交通行 | 省による実態調 | 査等により、重要度・緊急 | 度を調査した上 | で、施設を適切 | に運営できる。 | よう計画的な予算 | 算要求を行う。 | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | | |
| | 指標 | | _ | 左記指標についての事 | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | |
| ニタリング(<u>定量的</u> <u>な指標を設定</u>) | 設定 | 受定 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 年間を通じての整備計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。 | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | | | | | | |

(雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)

| | 事業名 | 屋田村 | 生生: | 導員(均等担当 | この設置 | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) | 60 | | | | | | |
|----------------|---------------------------------------|--|---|--|--|---------------------------|-------------------|--------------|---|--|--|---|--|--|--|--|--|--------|--------|
| | 争未口 | 准用や | च 1⊨ | 特貝(わみ)== | 1)の故臣 | | | | | | | 事 業 番 号 (27 年 度) | 64 | | | | | | |
| 事 | 事業の別 | 安全衛生 | 生確係 | 段等事業(根拠法 | 令 労働者災 | 害補償 | 保険法第 | 29条第 | 1項第3 | 3号) | | 担 当 係 | 指導係 | | | | | | |
| 身 | ミ施主体 | 都道府 | 県労 | 動局 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成25年度 | | | | | | |
| 身 | ミ施方法 | | 委託 金 [(貸 | | | 先: | | | 実施主 | E 体 : |) | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | セクシコ | ュアル | ハラスメント被 | 害を受けた労 | 働者 | の精神障 | 害の悪 | 悪化や評 | 再発を防止し、 | 労働者の衛生の | の確保を図る。 | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | セクシコ | ュアル | ハラスメント被 | 害を受けた労 | 動者. | 及びその | 事業主 | Ξ | | | | | | | | | | |
| (人)制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 大規模 に相当 | [局に] する# | 雇用均等指導! 情神状態と思わ | 員(均等担当) かれる労働者が | を配置 からの | 置し、セク 相談に通 | /シュア 動切に対 | ルハラ 対応する | スメント被害を るとともに、事業 | 受けたことによ 美主に対する指 | り、通院する、 導・支援を行う | 苦しくは、それ 。 | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県 | 県労働 | 加局 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | _ | | 25年度予算額 (千円) | 20,851 | 26年度予算額 (千円) うち行政経費 | | 20, | 748 | 27年度予算額 (千円) | 20,781 | 28年度予算額 (千円) | 20,770 | | | | | | |
| うち | 行政経費 | - | 一 うち行政経費 20,851 うち行政経費 20,748 うち行政経費 20,781 25年度決算額 26年度決算額 27年度決算額 | | | | | | | | | - うち行政経費 20,851 うち行政経費 20,748 うち行政経費 20,781 | | | | | | うち行政経費 | 20,770 |
| ※行 | F度決算額 政経費を除く (千円) | 25年度決算額 26年度決算額 ※行政経費を除 ※行政経費を除 《「十円」 ※行政経費を除 《「十円」 ※行政経費を除 ※行政経費を | | | | | | | | | | 草額: (千円) | | | | | | | |
| | 24年度 執行率(%) | ı | | 25年度 予算執行率(%) | - | | 6年度 1行率(%) | | - | 27年度 予算執行率(%) | - | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない | | | | | | |
| | 制度の必要性 生がある場合は 記載) | 労働者の | の精神 | 障害の悪化や | 再発を防止し、 | 労働者 | の衛生の | 確保に | :資する | ため、事業の実 | 施が必要である。 | • | | | | | | | |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | 働者から 図ること | らの相 :が可 | 談も多い。被害 | を受けた労働? の安全及び衛 | きへの: | 適切な援 | 助を行っ | うことで、 | セクシュアルハ | ラスメントを起因 |)うちで最も件数: とする精神障害 第3号に該当する | 及び再発防止を | | | | | | |
| 27年 度目 標 | アウトカム 指標 | 機会均等 助言・指導 の割合 ②職場の て、企業[| F法第2 導の結 会を95% ウセクシ 内の発 、解決 | 算員(均等担当)に 9条に基づく報告行 ・課、是正の意向あ 以上とする。 パン・パン・ がは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できます。 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 数収において、 5りと回答した トの実態につい -めの取組状況 | 27年 度績 | アウト カム指 標 | 0 | 回答した ②報告 もに、再 た、セク 対して、 | 三事業所数2,361件 徴収において、事 3発防止対策をどびいう防止対策をがい 事業所の実態を 体的な実施方法等 | E) 案の発生状況及ひ のように行ったかを 意識啓発の効果的 沓まえたセクハラの | 事業所数2,361件、 ぶ事後の対応につい ・把握した。また、 はな研修の実施につい ち止対策や職階別 ご個別の事業主か | いて確認するとと 事業所から受け いての相談等に ・性別に応じた研 | | | | | | |
| | | 都道府県 | 2労働月 | | いて宝施する | | アウト | × | 7,3961 | | | | | | | | | | |
| | アウトプット 指標 | | 用機会均 | 匀等法第29条に基 | | | プット 指標 | × | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | • | | | | | | | | | |
| | | 計画的 | な事 | 業所訪問の実施 | 施及び取扱要 | 領に | 公った適 [⋳] | 切な助 | 言・指導 | 算によるものと | 考えられる。 | | | | | | | | |
| まえた | 原因)を踏 改善すべき 今後の課 | 引き続き | き、事 | 業の適正な実 | 施に努める。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 明単位での 実績等のモ | | | 守県労働局雇用 雇用機会均等3 | | | | 左記排ついて | | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | | | | |
| | ング(<u>定量</u> <u>旨標を設定</u>) | <u> </u> | | 重用版会均等22 拖件数 | 3分29末10至 | ノヘギ以 | 口以权 | 業実績 | | 1,737 | 2,469 | 2,095 | 1,095 | | | | | | |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 ない理由 | | | | | | | | _ | | | | | | | | | | |
| | 評価 | | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 27年度と同 | 様 | | | | | | |
|--|-------------|---------|---|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 | А | 引き続き、事業の適正な実 | 施に努める。 | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | ありと回答し②職場のセ | た者の割合を | 3当)による男女雇用機会均 95%以上とする。 スメントの実態について、企 「把握する。 | | | | | |
| 中期的な目標 | | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | らの相談へ | の対応であるこ | 当)の主たる業務が事業主 とから、当該助言・指導の糸 いての把握を目標として設定 | 吉果、是正の意 | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 都道府県労 | 働局雇用均等 | 室において実施する男女雇 | 用機会均等法 | 第29条に基づ | く報告徴収の写 | 尾施件数6,000 作 | # |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | _ | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 雇用均等指 | 導員(均等担当 | á)の運用について、必要な紅 | 経費を引き続る | き要求する。 | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | _ | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標 て実施 | | 用環境・均等部(室)におい 1機会均等法第29条に基づ 数 | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | · | | | _ | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | |

(雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)

| | | | | | | | | | | (雇用均等• | 児童家庭局雇用 | |
|------------------------------|---|--|--|---|--------------------------|--|-------------------------------------|---------------|--|---|---|--------------------------------|
| ; | 事業名 | 女性就業才 | 友援全国展開事業 | ŧ | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 | ы |
| | | | | | | | | | | | 争 来 奋 亏 (27 年 度) | |
| 事 | 事業の別 | 安全衛生確 | 保等事業(根拠法 | 令 労働者災 | 害補償 | 賞保険法第 | 第29条第 | 1項第 | 3号) | | 担 当 係 | 政策係 |
| 実 | ミ施主体 | | 去人 女性労働協 | 会 | | | | | | | 事業開始年度 | 平成23年度 |
| 実 | ミ施方法 | | 任等 (委託先等: [直接 ・ 間接 貸付先: | | | (性労働 | | 実施主 | ≣体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | 施設等で行 | が就業意欲を失う うっている女性就 き実を図ることを | 業支援施策 | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 女性関連的 | 拖設、地方自治体 | 、女性団体、 | 労働 | 組合、事 | 業主団 | 体等() | 以下「女性関連 | 腫施設等」という | 5)。 | |
| */制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | ・女性健康係働く女性の ②情報提供・全国の女性の | 施設等支援事業 R持増進支援バッ)健康保持増進の 事業 生関連施設等に対 健康保持増進のが | ための支援施 し、働く女性 <i>0</i> |)健康 | 保持増進の | のための |)支援 | 事業の周知及び | ノウハウ・情報等 | | |
| | 実施 体制 | 一般競争(約 | 総合評価落札方式 |)により受託者 | きを決り | 定の上、事 | 事業実施 | (平成2 | 27年度:一般財[| 団法人 女性労 | 働協会) | |
| | <u>I</u> ■度予算額 (千円) | 83,152 | 25年度予算額 (千円) | 80,372 | | 度予算額 千円) | 76,8 | 336 | 27年度予算額 (千円) | 66,339 | 28年度予算額 (千円) | 47,270 |
| | 行政経費 | 36,020 | うち行政経費 | 35,464 | うち行政経費 26年度決算額 | | 34,663 | | うち行政経費 | 31,612 | うち行政経費 | 11,021 |
| ※行耳 | を度決算額 改経費を除く (千円) | ※行政経典大陸 ※行政経費を除 ※行政経典大陸 | | | | | | | 29,874 | | 算額:107,504(千円) 対経費を考慮していない | |
| | 24年度 執行率(%) | 74.4 | 25年度 予算執行率(%) | 70.7 | | 6年度 执行率(%) | 66 | .5 | 27年度 予算執行率(%) | 86.0 | V134VI1+10112 | WEE 2 7 180 CO |
| (緊要性 その旨) 社会征事業で | | 継続就業率中しる。ころの全体がは、 女生 | 6月に閣議決定され 55%とする目標が 、女性関連性関連性関連性関連 、その現代が求め、全国の女性関連 充実が図られるよ 性労働者等の健居 の確保に資するこ | 設定されていにおいては、施設等においては、施設等においられているとのも設等における。 を設等における。 を設等における。 を設け、相談対応を を保持増進の | る。 女性はなころ関講 ためのための | 働者や女 大性労働者 ある。 施策が効 派遣など 支援策を | 性求職 計等の就 果的、交 女性関連 充実させ | 者等か業に変めいまた。また | らの相談ニーズ とや健康保持増 に実施され、女性等に対する支援 支援策に関する | に対応し、就業 進に係るノウハ・ 生労働者等の健 事業を実施する るノウハウ・情報 | 促進・支援事業 うを必ずしも十分 康保持増進のた 。 | 等が行われつつ たいない めの支援施策 は、労働者の安 |
| 27年目標 | アウトカム 指標 | に関する相談会の企画運営 会の企画運営 健康問題に関 理解が得られ ②働く女性の を利用した者 たことが実際 | 健康保持増進のためを利用したことで、もまたも働く女性の見まする知識・ノウハウルたとする者の割合90健康保持増進に関すのうち、一定研修会等にセミナーの書きなの割合90である。 | マミナー・研修 身体やこころの の取得など、 0%以上 する講師派遣 過後、「受講し 手の企画運営 | 27年度績 | | O × | 概ね得21009 | }られた」と回答し %(講師派遣を∮ | した団体が599君 受けた団体53者 | うち、「理解が得 者) のうち、事業の1 こ」と回答した団体 | と画運営に「非 |
| | アウトプット 指標 | 件数600件」 | の健康保持増進に 以上(1日2件×約 の健康保持増進に 回数47回 | 300日) | | アウト プット 指標 | O × | ①605 ②53回 | | | | |
| | | 的 効率的 | 系る周知を積極的 に実施されるよう 切に事業を実施し | 、事前のヒブ | リング | ブや事後 | のフォロ | ーアッ | プ調査等を通 | | | |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課 | 引き続き、 | 予算の効率的な | 執行及び事訓 | 業の適 | 証な実施 | 三に努め | る。 | | | | |
| 事業ョニタリ | 期単位での 実績等のモ ング(<u>定量</u> <u>旨標を設定</u>) | 指標 ②働 | く女性の健康保 く女性の健康保 回数 | | | | 左記指ついて業実績 | の事 | 27年度 第一四半期 ①171件 ②7件 | 27年度 第二四半期 ①176件 ②13件 | 27年度 第三四半期 ①155件 ②21件 | 27年度 第四四半期 ①103件 ②12件 |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | l | | | | | I | _ | I | I | ı | 1 |
| | 評価 | | Α | | | | 目標を | 達成し | ているところ | であり、引き約 | 売き施策を継ん | 売 |
| 評価 A 目標を達成しているところであり、引き続き施策を | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年月 | きと同様 | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|-----------------------|---|---------|----------|---------|-----|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそ れを踏まえた28 年度事業の見直 | 26年度評価 | E A | 目標 | を達成してい | るところであり | 、引き続き施策 | を継続 | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | ろの健康問 ②働く女性(| 題に関する知識・ |)ための支援施策に関する相 ノウハウの取得など、理解が行 関する講師派遣を利用した者 利合90%以上 | 导られたとする | 者の割合90%以 | .上 | | | | | | |
| 中期的な目標 | | | 談に対して的確にアドバイ: 全体として女性労働者等の | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | の支援施領 | | 等において、女性労働者や こ対応するための、ノウハウ | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | | | Éに関する相談件数600件り Éに関するセミナーの開催回 | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 28年度と同 |]様、委託事業を | 実施する方向で検討中 | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実装等のモニタリング(定量 的な指標を設定) | 指標 ②働 | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | 「男女共同を | 参画センターにおり 女性就業支援事業 | 回(平成27年12月25日閣議決) ける女性就業支援事業が効果 に関する企画・運営等に関す | 的、効率的に写 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | () | 雇用均等・児童 | 直家庭局短時間 | 在宅労働課) |
|-----------|---|---|--|---|---|----------------------|---------------------------|-------------------|--|---|---|--|--------------------------------------|
| ; | 事業名 | 短時間 | 引労働: | 者健康管理啓領 | 発指導経費 | | | | | | | 事業番号(28年度) | 62 |
| - | 5 ## O DJ | | · ut. Telo IE | 7 (** - *** / LD l-kn v l- | A 22 1 7 1/1 | | | 00 AT ATM | - The | 20. | | (27年度) | 均衡待遇係 |
| | 事業の別 | | | 等事業(根拠法 | | | | 29条第 | 1項第3 | 3号) | | 担当係 | 法規係 |
| | ミ施主体 | ■直接 ■業務 | 実施 多委託 分金 [| 本省、有限責任 等 (委託先:有 直接 · 間接 | 限責任監査 | 法人卜 | | ī:) | | | | 事業開始年度 | 平成8年度 |
| | 目的 (何のため) | パート | タイム | 労働者の雇用 | 管理改善の一 | -環と | して、事業 | 美主に。 | よるパ- | ートタイム労働る | 者の健康管理(| の取り組みを促 | 進する。 |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | パート | タイム | 労働者及びパー | ートタイム労化 | 動者を | 雇用する | 事業主 | E | | | | |
| 業/制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | いずま に、啓: ②パー | 発指導 -トタイ | 草を行う。 | | | | | | | | の健康管理に取 題解決のための | |
| | 実施 体制 | | | 本省において、 り受託者を決定 | | 作成し、 | 都道府県 | 労働局 | 雇用均 | 等室に送付する | 5。また、平成26 | 年度より委託事業 | 美を実施(一般 |
| | 度予算額 (千円) | 7,93 | 32 | 25年度予算額 (千円) | 6,572 | | 度予算額 千円) | 34, | 157 | 27年度予算額 (千円) | 32,794 | 28年度予算額 (千円) | 6,459 |
| うち | 行政経費 | 7,93 | 32 | うち行政経費 | 6,572 | | 丁政経費 | 6,3 | 882 | うち行政経費 | 6,494 | うち行政経費 | 6,459 |
| ※行耳 | ■度決算額 改経費を除く (千円) | - | | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | - | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 24, | 181 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 19,270 | 28年度雇用勘定予3 28年度一般勘定予3 | 草額: (千円) 草額: (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | - | - | 25年度 予算執行率(%) | - | 26 | 6年度 1行率(%) | 87 | 7.0 | 27年度 予算執行率(%) | 73.3 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない |
| (緊要性 その旨) | 复帰促進等 | ら、事業 パート 況にある る実衛生の | 集を実施 タイムラ る。本事 で握及で の確保を | 施することが必要 労働者の健康管理 ・業は、こうした現り が課題の解決のた。 | である。 については、正式を踏まえ、事業めの施策を検討とから、労働者 | 社員と「 き主への けするこ | 司様に法令)パートタイ とにより、事 | の適用: | があるが きの健康 よるパー | 、正社員に対する 管理に関する啓 タ -トタイム労働者の | 取組みと比べて・ を指導並びにパー 健康管理の取組 | 生の確保に資する 十分に行われている トタイム労働者の付みを促進し、もって 等事業で行う必要が | るとはいえない状 健康管理に関す 労働者の安全及 |
| 27年 度標 | アウトカム 指標 | でに(がとす合②する)でに(がとす合②する)のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | する行権イン はった はった はった はった はっと はっと はっと はっと かい はっと かい はっと かい はっと かい はっと | ペートタイム労働 がパートタイム労働 が出ま等の労働が なが働きでする。 対する事業主が ム労働者にもが が対する。 が対し、関係機関に は、アントルには、 がは、アントルには、 がは、アントルには、 がは、アントルには、 がは、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、アントルには、 では、 では、アントルには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で | 動法第18条 動法第18条 者保護第 者保護表る 意用がある とらの是正 事管理に関 (好事例集 | 27年実 | | O × | ②パーるませる といって といっと はい いい は は こっぱ でんしょ しゅう こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こう こうしゅう こう こうしゅう こう | -トタイム労働者 企業に対する え、事業企画覧 管理に関する企 アルについて、 | 皆に対する健康 個別ヒアリング 軍営委員会には 業の取組マニ 労使団体や/ | 正件数2,939件) 東管理の取組を を実施し、得ら、 おいて、パートタ ュアルを作成し ペートタイム労働 とともに、ホーム | れた好事例等 イム労働者の た。また、当該 者の多い業 |
| 17% | アウトプット 指標 | るパー 告徴収 ②ヒア 業所、 | トタイ (の実) リング マニュ | 労働局雇用均等 ム労働法第183 体数 7,500件 調査回答事業 アル作成部数 引知箇所数:450 | 条に基づく報 ‡ 所数:30事 :20,000部、 | 績 | アウト プット 指標 | O × | 数:20 局、労 | リング調査回答 , 000部、マニコ | レアル周知箇所 、都道府県、関 | 事業所、マニュ 所数:711箇所(者 関係機関(労使日等) | 『道府県労働 |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | の推進 | を適り | 刃に助言したこ | とから、目標 | を達成 | すること | ができ | t:. | | | 、ム労働者に対す 達成することが | |
| まえた | 原因)を踏 :改善すべき 今後の課 | ②上記 及び課 ル等)? | このと 程 し を 引き | 討を実施したこ | したが、平成 とから、今後 -ジに掲載し | 26・27 は、得 問知を | 年度の引 られた知 行うこと(| 事業に 見を踏 | おいて、 まえて | パートタイム学 作成した成果学 | 物(パートタイム | 管理に関し、一気 ム労働者の健康)健康管理の取 | 管理マニュア |
| 事業リニタリ | 明単位での 収績等のモ ング(<u>定量</u> 1標を設定) | | 雇用战 業所数 | 均等指導員(均復 数 | 新推進担当) | が支摂 | 爰した事 | 左記指 ついて 業実網 | の事 | 27年度 第一四半期 1717 | 27年度 第二四半期 2284 | 27年度 第三四半期 2179 | 27年度 第四四半期 1520 |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | | _ | <u> </u> | | <u> </u> | |
| | 評価 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | 送続 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 事業主が、パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理に取り組むために、 啓発指導を行う。 | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそ れを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施するパートタイム労働法第18条に基づき行うパートタイム労働指針第2 (労働安全衛生法等の労働者保護法令がパートタイム労働者にも適用があることを認識しこれを遵守すること等)に関する助設に対する事業主からの是正割合95%以上 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | _ | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 邓道府県労働局雇用環境・均等部(室)で実施するパートタイム労働法第18条に基づく報告徴収において、事業主に対して パートタイム労働者の健康管理の推進に関係するパートタイム労働指針第2について是正指導を実施し、これに対する年度内 O改善の水準を目標とし、引き続き高水準を維持するため95%以上に設定した。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)におけるパートタイム労働法第18条に基づく報告徴収の実施件数 7,500件 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | - | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 今後も引き続き適正に実施する。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> 的な指標を設定) | を記指標に では、 を記指標に では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | - | | | | | | | | | | |

(政策統括官付(統計・情報担当)賃金福祉統計室)

| | 事業名 | 就労条件総 | 合調査費 | | | | | | | | 事業番号(28年度) | 63 |
|----------------|---|--|--|--------------------|----------------|-----------------|--------|------------|--------------------------|------------|--------------------------------------|---------------|
| | | | | | | | | | | | 事 業 番 号 (27 年 度) | 67 |
| 릒 | 事業の別 | 安全衛生確何 | 呆等事業(根拠法 [・] | 令 労働者災 | 害補償 | 保険法第 | 29条第 | I項第3· | 号) | | 担 当 係 | 就労条件係 |
| 3 | 尾施主体 | 厚生労働省 | 大臣官房統計作 | 青報部 | | | | | | | 事業開始年度 | 平成12年度 |
| 3 | 尾施方法 | | 等 (委託先等: 直接 • 間接 貸付先: | | | | | 実施主 | 体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | | おける企業の労 を明らかにする | | | 制等及び | が賃金制 | 度等 | こついて総合的 | に調査し、我か | が国の民間企業 | における就労 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 日本標準産別に抽出さ | 業分類に基づく れた企業 | 16大産業(平 | 成19年 | 年11月改 | (定)に原 | 属する宮 | 常用労働者が3 | 0人以上の民営 | 営企業のうち、産 | 業、企業規模 |
| //制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 公共サービ | ス改革法に基づ | く民間委託に | こより訓 | 間査を実力 | 施し、厚 | 生労働 | 省において集 | 計・公表を行う | o | |
| | 実施 体制 | 公共サービス | ス改革法に基づく | 民間委託に係る | る民間等 | 事業者が | 調査を実 | €施(結∮ | 果の取りまとめは | は厚生労働本省に | こおいて実施)。 | |
| 24年 | F度予算額 (千円) | 23,803 25年度予算額 (千円) 23,609 26年度予算額 (千円) 28,608 27年度予算額 (千円) 20,592 28年度予算額 (千円) 20,592 | | | | | | | | | | 20,592 |
| | 行政経費 | 23,803 うち行政経費 23,609 うち行政経費 28,608 うち行政経費 20,592 | | | | | | | | うち行政経費 | 20,592 | |
| ※行i | F度決算額 政経費を除く (千円) | 25年度決算額 26年度決算額 ※行政経費を除 ※行政経費を除 (千円) (千円) 27年度決算額 ※行政経費を除 (千円) (千円) | | | | | | | | _ | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | 草額: (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | _ | 25年度 予算執行率(%) | _ | | 6年度 4行率(%) | - | _ | 27年度 予算執行率(%) | _ | 次予昇執行争は行政 | 経費を考慮していない |
| | 制度の必要性 生がある場合は 記載) | 金制度の実施 | 注業における労働ほ 態(賃金形態、基2 支払の確保に資す | ト給の決定要 | 素、業績 | 責評価制度 | 隻の状況 | きょうりゅう (等) | | | | |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | (賃金形態、基 | 業における労働時間 本給の決定要素、 とから、労働者災害 | 業績評価制度の | 状況等 |)等を把握 | し、政策 | 立案のた | めの統計として、 | 労働者の安全衛生 | Eの確保及び賃金3 | |
| | アウトカム 指標 | 等及び賃金制 が国の民間企 | ける企業の労働時間 度等について総合的 業における就労条例 変素のための基礎資 | りに調査し、我 中の現状を明ら | 07.77 | アウト カム指 標 | O × | | | | 度、定年制等及び めの基礎資料を行 | |
| 27年 度目 標 | アウトプット 指標 | 度、定年制 | おける企業の労 等及び賃金制度 、概況及び報告 | 等の就労条 | 27年 度実 績 | アウトプット | 0 | について | て、平成27年10月 公表し、平成28年1 | 15日に概況(「平成 | 至年制等及び賃金制 は27年就労条件総合 成27年就労条件総 | 計調査結果の概 |
| | 10 100 | 表する。 | C 1M/NUX O TK LI | B (C &) A | | 指標 | × | | | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 (因) | 調査を確実 | に実施し、集計、 | 、公表等を計 | 画通り | に実施し | たこと | による。 | | | | |
| えたは | 原因)を踏ま 対善すべき事 後の課題 | 今後も引きる。 | 続き、民間委託(| こよる調査を | 適切に | 実施し、 | 集計、 | 公表等 | を計画通り行う | ことにより政策 | を立案のための を | 基礎資料を得 |
| 事業ほ | 期単位での 実績等のモ ング(<u>定量的</u> 票を設定) | 指標設定 | | | | | | | | | | |
| グの: | モニタリン 指標を設定 ない理由 | | 策立案のため <i>0</i> 指標を設定する | | | とを目的 | とした | 1年周其 | 」の事業である | ことから、四半 | 期ごとの効果測 | 定を行うため |
| | 評価 | | Α | | | 成 | 果目標 | 票を達用 | 或しているとこ | ろであり、引き | き続き施策を実 | 建施 |

| 28年度事業概要 | 平成274 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|-----------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | F価 A | 成果目標を達成している | るところであり、引き | き続き施策を実 | 施 | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | | | 労働時間制度、定年制等 政策立案のための基礎資 | | こついて総合的 | に調査し、我か | 「国の民間企業 | における就労 | | | | |
| 中期的な目標 | 労働時間 | 間制度、定年制等及 | なび賃金制度等について | の政策立案のため | かの基礎資料を | :得る。 | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 方がりかりが、 でアウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 業の人 | が国の経済社会においてみられる国際化、情報サービス化の進展、急速な少子化・高齢化などといった社会構造の変化が企の人事・労務管理に様々な影響を与える中、労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の現状を踏まえた関連施策の企画・立が求められており、就労条件の現状把握が必要不可欠であることから、このための基礎資料を得ることを目標とした。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 主要産業 | 上要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | | | 「は、入札により公共サー 務負担行為を予定してい | | づく民間委託業 | 者を決定し、調 | 査を実施する予 | 予定 。 | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | _ | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | | _ | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | 本調査は政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした1年周期の事業であることから、四半期ごとの効果測定を行うため に定量的な指標を設定することになじまない。 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | 本事業は平成26年度から28年度までの3ヶ年の国庫債務負担行為である。 | | | | | | | | | | |

(雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)

| | 事業名 | 雇用均等行政情報化推進経費 | | | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) | 64 |
|----------------|---------------------------------------|---------------|--|--------------------|------------------------------|---------------|---------------------------------|----------------------|------------------------|----------------------------|-----------------------|---------------|
| | 7.4 | 准加めずり | 以旧报记证还 | IR | | | | | | | 事 業 番 号 (27 年 度) | 68 |
| 事 | 事業の別 | 安全衛生確保 | 呆等事業(根拠法 | 令 労働者災 | 害補償 | 保険法第 | 29条第 | 1項第3 | 号) | | 担 当 係 | 社会参加支援係 |
| 美 | ミ施主体 | 厚生労働省 | 本省 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成11年度 |
| 身 | 尾施方法 | | | | ŧ: | | | 実施主 | 体: |) | | |
| | 目的 (何のため) | | が働局雇用環境 労使の個別紛会 | | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 雇用環境・均 | 均等室の職員(ま | 非常勤職員も | 含む) | | | | | | | |
| //制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | | 均等室の職員(るための利用料 を運用。 | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 厚生労働本省 | | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 57,779 | 57,779 25年度予算額 (千円) 107,176 26年度予算額 (千円) 57,898 27年度予算額 (千円) 57,898 | | | | | | | | | 103,464 |
| うち | 行政経費 | 57,779 | うち行政経費 25年度決算額 | 107,176 | うち行政経費 | | 57, | 898 | うち行政経費 | 57,898 | うち行政経費 | 103,464 |
| ※行政 | F度決算額 改経費を除く (千円) | _ | 26年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | | _ | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | _ | 28年度雇用勘定予 28年度一般勘定予 | 算額:130,715(千円) 算額: (千円) | | |
| | 24年度 執行率(%) | _ | (千円) 25年度 予算執行率(%) | _ | 20 | 6年度 4行率(%) | - | _ | 27年度 予算執行率(%) | _ | | 経費を考慮していない |
| | | 雇用環境·均 | 等室の業務に使 | 用するシステム | ムに係る | る経費であ | 5り、迅i | 速かつ፤ | ・ E確な事務処理 | を行うために必要 | 要不可欠なもので | ある。 |
| | 复帰促進等で行う必要性 | パートタイムラ | 等室では、労働者 労働者の健康管理 かつ正確な事務 労働者災害補償係 | 理にかかる問題 処理を行うこと | 圓等、爿 _で、効 | 労働者の領 果的な行 | 安全衛生 政運営 | に係る を行 う 事 | 行政指導や相談 が可能となり、 | 炎対応を行ってい 職場環境改善等 | るが、行政指導 、労働者の安全 | 等の記録を適正 |
| | アウトカム | | ム最適化実施前 以上の業務処 | | | アウト カム指 | 0 | | | | テム化を図って 1理時間の削減が | |
| 07年 | 指標 | 減を図る。 | 数工切未物及 | 左时间02Hi | 27年 | 標 | × | | | | | |
| 27年 度目 標 | アウトプット 指標 | システム稼働 | 動率99.9%以上 | | 27年 度実 績 アウト プット | | 0 | (シス- | | 間8,760hに対し | て、システム稼 予定されていた | , /= , _ |
| | | | | | | 指標 | × | | | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | | 指標については、 指標については | | | | | | | | | |
| まえた | 原因)を踏 -改善すべき 今後の課題 | 引き続き、事 | 『業の適切な実 | 施に努める。 | | | | | | | | |
| | 期単位での | | | | | | 左記指 | 種に | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| ニタリ | | 指標 設定 | | _ | | | ついて業実績 | の事 | _ | _ | _ | _ |
| グのŧ | モニタリン 指標を設定 \$い理由 | 本事業は年 | 間を通じて行う | 事業であり、P | 四半期 | での指標 | 悪の設定 | こになじ | .まないため。 | ı | ı | L |
| | 評価 | | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|---|------------------------------|------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | С | 27年度評価においては目 う、引き続き本施策を継続 | | め、職場環境で | 双善等、労働者 [。] | の安全衛生向_ | 上に資するよ | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 業務システム | ム最適化実施前 | 前に比べて年間216.6人日 | 以上の業務処理 | 時間の削減を図 | 図る。 | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | | | - | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | における妊婦 や行政指導 等を行うこと | 雇用の場における妊産婦への不利益取扱い等に関する問題が重大な社会的問題として注目されていること等から、雇用の場おける妊産婦の母性健康管理措置等について、相談の増加が見込まれる。雇用環境・均等室では、事業主に対する法の周知・行政指導の徹底等、今後も業務量の増加が予想される。業務量の増加にあたっては、人員の適切な配置や端末台数の見直しを行うことにより対応する予定である。特に端末については、必要に応じた配置や改修を行う等の業務の効率化を図ることにって、業務システム最適化計画の実施により見込んできた年間216.6人日の業務処理時間削減という水準を維持できるようにあるもの。 | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | システム稼働 | システム稼働率99.9%以上 | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | _ | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 必要不可欠 | な経費を引き続 | き要求する。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | - | | | | | | | | | |
| | 指標設定 | | _ | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 本事業は年 | 本事業は年間を通じて行う事業であり、四半期での指標の設定になじまないため。 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | (| | ★衛生部計画課) |
|------------|--|---|--|----------------------|-----------------|----------------------|--------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------|---|----------------|
| 事 | 業名 | 独立行政法人的 | 労働安全衛生総合 | ℩研究所施設團 | 整備費 | | | | | | 事業番号 | 70 |
| 事業 | 業の別 | 安全衛生確保等 | 事業(根拠法令 労 | 働者災害補償 | 保険法第 | 29条第1 | 項第3号 |) | | | (27 年 度) 担 当 係 | 機構・団体管理室 |
| 実加 | 拖主体 | (独)労働者健原 | 東安全機構 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成18年度 |
| 実加 | 拖方法 | □直接実施 □業務委託等 ■補助金 [値 □貸付(貸付: □その他(| 接・間接] |) (補助先:労働) | 协安全衛 | 生総合で | 研究所 | 実施主 | ∶体∶労働安全衛 | う生総合研究 所 | r) | |
| | 目的 (何のため) | 既存の施設・ | 設備について、耐 運営を図る。 | 用年数、用途、 | 、使用頻 | 度、使用 | 環境等 | を勘案し | 、計画的に更新 | f、整備を進め | ることにより、調 | 査研究業務の確 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | (独)労働安全征 | |)施設•設備 | | | | | | | | |
| /制度概要 | 事務・事 業のス キーム(決 定スキー ムを含む) | | 独)労働安全衛生総合研究所中期目標に沿って、中期計 該年度の実施計画を決定している。 | | | | | | 7年度)で施設塾 | 整備計画を定め | つており、毎年度 | の予算措置によ |
| | 実施体制 | (独)労働安全征 | 衛生総合研究所に | おいて実施。 | | | | | | | | |
| | 隻予算額 千円) | 56,076 | 25年度予算額 (千円) | 55,667 | | ₹予算額 -円) | 121 | ,060 | 27年度予算額 (千円) | 89,133 | 28年度予算額 (千円) | _ |
| うち行 | 政経費 | _ | うち行政経費 | _ | うち行 | 政経費 | - | _ | うち行政経費 | - | うち行政経費 | _ |
| ※行政 | 度決算額 経費を除く 千円) | 50,461 | 25年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | 41,646 | ※行政約 | ₹決算額 経費を除く -円) | 102 | ,692 | 27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額 | 63,836 | 28年度雇用勘定 ³ 28年度一般勘定 ³ ※予第 | |
| | 年度 行率(%) | 90.0 | 25年度 予算執行率(%) | 74.8 | | 年度 行率(%) | 84 | 1.8 | 27年度 予算執行率(%) | 71.6 | | 考慮していない |
| (緊要性力 | 事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載) 安全衛生分野の調査及び研究を確実か 案し、計画的に更新、整備を図る必要があ | | | | | テするた | め、既存 | の施設 | ・設備について、 | 耐用年数、用 | 途、使用頻度、化 | 吏用環境等を勘 |
| 社会復帰業で行う | 帰促進等事 必要性 | 本事業は、安全ることから、労働 | 全衛生分野の調査及 災害補償法第29条 | び研究を確実だ 第1項第3条に通 | かつ円滑 | に遂行す であり、社 | るため、 会復帰仮 | 実施する !進事業等 | ものであり、これ 等で行う必要があ | は労働者の安全 | ≿及び衛生の確保 | に資するものであ |
| | アウトカム 指標 | について」(平成づき、監事及び「契約監視 「契約監視 委員会」を設置 入札参加要件の | 法人の契約状況の 対21年11月17日閣 外部有識者によっ し、年3回以上開作 の設定や告示期間 | | アウト カム指 標 | 0 | 施した | | | 契約の点検及び | が適正化を実 | |
| 27年度 目標 | | ② 契約状況に | 点検及び適正化を こついては、独立行 研究所のホームペ | 政法人労働 | 27年度 実績 | | × | | _ | | | |
| | アウトプッ ト指標 | | 備に関する計画に 「るなどにより、的・ | | | アウト プット 指標 | O × | | 画に定めた①憶 実験室改修、④ | | ≧改修、②被験者 施した。 | 首実験室改修、 |
| | 目標を達成)の理由 | | 『に定めた27年度 公表を的確に行っ | | ともに、 | その調 | 達につい | <u> </u> では適 ^も | 切な条件設定、 | 契約監視委員 | 会による点検、フ | トームページで |
| | 因)を踏ま すべき事 の課題 | | 設整備計画に基づ 性及び透明性の研 | | に実施す | tるとと も | うに、その | ための | 調達について、 | 適正な入札条 | 件の設定、点検 | 及び結果の公表 |
| 業実績等 | 定量的な指 | 指標設定 | | _ | | | 左記指いての領 | | 27年度第一四半期 | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| | ニタリング を設定で 里由 | 施設整備費のク | ため、四半期ごとの | Dモニタリング [:] | を行うこ | とはなじ | まないた | め。 | ı | | 1 | ı |
| Ē | 評価 — | | | | | 政法人 iとする(| | | 有識者会議の | 意見を踏まえ | た厚生労働大 | 臣の評価をもっ |
| | | | | | • | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | | | - | | | | |
|--|---------|--|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標 | 標を達成してい | いるところであり | り、引き続き施 | 策を継続 |
| 28年度目標(アウト カム指標) | | | - | | | | |
| 中期的な目標 | | | - | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | | | - | | | | |
| 28年度目標(アウト プット指標) | | | - | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | - | | | | |
| 29年度要求に向け た事業の方向性 | | | - | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | - | | | | |
| 四半期単位での事業実績等のモニタ | 指標設 | | 左記指標につ | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| リング(<u>定量的な指</u> 標を設定) | | _ | いての事業実 績等 | - | - | - | - |
| 上記モニタリング の指標を設定できない理由 | | | _ | | | | |
| その他特記事項 | 設置、改修につ | 、評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚く ついては、平成23年度(第1期)から平成27年度(川に実施している。」としている。 と衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構は 。 | 第5期)までの計 | 画を策定してい | る。平成26年度 | Eについては、 | |

| | | I | | | | | | | | | (労働基事業番号 | 基準局監督課) |
|---|---------------------------------------|--|--|--|-----------------|-----------------|--------|--|---|--|---|--|
| į | 事業名 | 未払賃金立 | 替払事務実施費 | ŧ | | | | | | | (28年度)事業番号 | 65 71 |
| | 業の別 | | 保等事業(根拠法:)確保等に関する | | 害補償 係 | 呆険法第2 | 9条第1 | 項第3号 | | | (27年度) 担 当 係 | 立替払事業係 |
| 美 | 整施主体 | | 健康安全機構 | △14分/木/ | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和51年度 |
| 美 | 逐施方法 | | | | | 者健康多 | | 冓) 実施主作 | |) | | |
| | 目的 (何のため) | | に伴い賃金が支 により、労働者 | | | | | た労働 | 者について、そ | の未払賃金の | 一部を事業主に | 代わって立 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 企業倒産に | 伴い賃金が支払 | ムわれないま | ま退職 | を余儀な | くされか | こ労働る | 5 | | | |
| /制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | (独)労働者 に関する業績 | | は、立替払0 |)請求(| の受理及 | び審査 | 、立替 | 払の決定及びュ | 立替払賃金の過 | 送金、事業主に対 | 対する求償等 |
| | 実施 体制 | 独立行政法。 | 人労働者健康3 | 安全機構が実 | 施。 | | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | 23,171,751 25年度予算額 18,985,584 26年度予算額 17,089,980 27年度予算額 (千円) 13,655,588 (千円) 540,243 うた行政経典 467,365 うた行政経典 439,261 うた行政経典 427,421 | | | | | | | | | 28年度予算額 (千円) | 8,191,740 |
| - | 行政経費 | 540,243 | うち行政経費 25年度決算額 | 467,365 | | | | | 437,421 | うち行政経費 | 431,218 | |
| ※行政 | : 度決算額 対経費を除く (千円) | 10,338,267 | ※行政経費を除 く (千円) | 10,156,430 | ※行政経典を除 ※行政経典を除 | | | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 ※予算執行率は行政制 | 額: 0(千円) | | | |
| | 24年度 執行率(%) | 45.7 | 25年度 予算執行率(%) | 54.8 | | 6年度 4行率(%) | 40 | 6.6 | 27年度 予算執行率(%) | 48.8 | W. 1 3F 34 (1) - 10 (1) 300 | IRC 1 MO CO .go |
| 事業/制 (緊要性 その旨 | 度の必要性 がある場合は 記載) | | | | | | | | けして、その未払ィネットとして機能 | | | |
| 要不可欠な事業である。 社会復帰促進等 事業で行う必要性 事業主に代わって立替払することによって、労働者とその家族の生活の安定を図るものであることから、労働者災害補償保険法 第29条第1項第3号で定める「賃金の支払の確保を図るために必要な事業」として行う必要がある。 | | | | | | | | | | | | |
| | アウトカム 指標 | 収を図るとす 康安全機構 象期間:平成2 のとおり。 不備事案を | 払の迅速化及び立替払債権 るとする独立行政法人労働 機構の中期目標を達成する 計:平成26年4月~平成31年3 平成27年度における目標は り。 事案を除いた請求書の受付 日までの期間について「平均 | | | アウト カム指 標 | O × | | 『案を除いた請』 「平均15.8日」と | | から支払日まで(| の期間につい |
| 27年度 | アウトブット 指標 | ら以立明弁所の整係 ②行常で清清を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を | を除り期では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな | て「則等する事」 中週にたかまで 明週にたかまで 動にないます。 ないます。 では、 のいますがです。 がいますができる。 がいまができる。 がいまができる。 がいまができる。 がいまがいまがいますができる。 はいまがいまがいまがいますができる。 はいまがいまがいまがいまがいまがいまがいまがいまがいまがいまがいまがいまがいまがい | 27年実績 | アウトプ指標 | 0 |)・会でがに・制・9点頼・人証護検大に前がらい ②置・速・業済・付書順産の旅さ付払券払所にを共等申計計を調図ので 賃を清か建所督享し、規定の旅さ付払券払所にそ払かのを参型技習小働、 会講算に建し、展実、供 | 週間対した。場合は、大学の関係を対して、大学ののでは、大学の関係を対して、大学ののでは、大学のでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学のでは、大学ののでは、大学ののでは、大学のでは、大学ののでは、大学ののでは、大学のでは、大学ののでは、といいのでは、大学ののでは、大学ののでは、といいのでは、といのでは、大学ののでは、といいのでは、といのでは、といいのでは、といいのでは、といのでは、といいのでは、といいのでは、といのでは、といのでは、といのでは、といのでは、といいのでは、といのでは、といりのでは、といいのでは、といのでは、といのでは、といいのでは、といのでは、といいのでは、といいのでは、といのでは、といいのでは、と | を明ない。 というない という という という という という という という という という とい | なを図るために、 なの運営状況及実 受給を発行うで、 受給を行うで、 受給を行うで、 でもます。 でもます。 できました。 できまり、 できまりをもり、 できまりをもりをもりをもりをもりをもりをもりをもりをもりをもりをもりをもりをもりをもり | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| | | | | | | | × | | | _ | | |

| 成(木達成)の埋 由(原因) | 金立和 | ①原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃 金立替払制度に関する研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均25日以内」の目標が達成できた。 ②事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債務承認書の提出督励・弁済督励を行い、清算型事案では確実な債権届出を 行い、再建型では債務承認書等の提出督励・弁済督励を行った結果、目標が達成できた。 | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|--|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|
| 理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題 | 引き終 | 引き続き立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図る。 | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモニ | 指標 | 不備事案を除いた請求書の受付日 | | 左記指標に | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | | |
| タリング (<u>定量的な</u> <u>指標を設定</u>) | 設定 | での期間について「平均25日以内」 と。 | を維持するこ | ついての事 業実績等 | 14.7 | 17.0 | 16.0 | 15.8 | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | _ | | | | | | | | | | |
| 評価 | _ 独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の評価をもって評価とする(8月実施予定) | | | | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月~平成31年3月)。なお、平成28年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | - | | | | | | | | | | |
| 方 | 内閣府によれば、景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、アジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が押しされるリスクがあることから、今後の経済情勢は依然として不透明であり、企業倒産の増加の懸念が払拭されず、これに伴じ未払賃金立替払請求件数の増加の懸念も排除されないため、「平均25日以内」とする。また、立替払債権の確実な回収を実施することにより、独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回の立替払の持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等の確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | - | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取組む。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモニ タリング(<u>定量的な</u> 指標を設定) | | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | _ | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | _ | | | | | | | | | | |

(労働基準局労働条件政策課)

| | + 44. 5 | | | | た仕事と生活の | | | | 事業番号(28年度) | 66-1 | | | | | |
|---------|---------------------------------------|---|--|--|--|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|
| | 事業名 | | かけることは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで | | ロの実現に向け; | に働き万・休る | か万の見直し) | | 事 業 番 号 (27 年 度) | 72-1 | | | | | |
| 專 | 事業の別 | | | | 改善に関する特別施行規則(昭和3 | | 等1項、労働者災 第22号)第28条 | 害補償保険法 | 担 当 係 | 設定改善係 | | | | | |
| 身 | ミ施主体 | 都道府県労 | 働局 | | | | | | 事業開始年度 | 平成18年度 | | | | | |
| ¥ | ミ施方法 | | | | t : | 実施主 | :体: |) | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | 憲章」及び「 | が界・地方公共区 仕事と生活の調 ことを目的として | 和推進のた | fからなる「官民 めの行動指針」: | トップ会議」に 等を踏まえ、 | て策定された「仮 労働時間等の設 | 士事と生活の記 定改善を進め | 周和(ワーク・ライ) 、仕事と生活の | (フ・バランス) 調和の実現 | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 中小企業事 | 業主 | | | | | | | | | | | | |
| 事業/制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 中小企業 促進その他 する機械・器 2 職場の企業 中が企業 場意識の改 | 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) 中小企業事業主が、長時間労働の抑制及び労働時間等の設定の改善に向けて、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得 差その他労働時間等の設定の改善を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資 人機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、所定労働時間の短縮、ひいては総労働時間の削減を目的として、職 意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定 故善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 | | | | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労 | 働局において実 | 施する。 | | | | | | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 1,127,884 | 25年度予算額 (千円) | 956,193 | 26年度予算額 (千円) | 900,434 | 27年度予算額 (千円) | 1,368,016 | 28年度予算額 (千円) | 1,967,379 | | | | | |
| うち | 行政経費 | 381,132 | うち行政経費 | 365,625 | うち行政経費 | 375,462 | うち行政経費 | 417,670 | うち行政経費 | 420,289 | | | | | |
| ※行 | F度決算額 改経費を除く (千円) | 530,249 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 306,879 | 26年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 359,992 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 383,059 | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 | [額: 0(千円) | | | | | |
| | 24年度 執行率(%) | 71.0 | 25年度 予算執行率(%) | 52.0 | 26年度 予算執行率(%) | 68.6 | 27年度 予算執行率(%) | 40.3 | ※予算執行率は行政組 | 全質を考慮していない | | | | | |
| | 川度の必要性 がある場合は 記載) | 得率は5割を る。 このため、 により、①長 延長した労働 また、労務 | 下回る状況であ 労働時間等設定時間労働の抑制 時間数を時間 の促進を図る必 管理体制が必ず | 50、長時間: E改善法に基 制、計画年休 外労働の限 要がある。 ずしも十分で | 労働等による業 づき、企業に対制度を活用した 度基準(月45時間はない零細企業 | 務に起因した する支援事業 年次有給休! 間又は年360 | の割合が高い水 ・脳・心臓疾患に 業を実施し、企業 暇の取得促進、(時間)以下の上 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 係る労災認定における労使 ②労働基準法 限に設定する。 | 件数は高い水準の自主的取組を 第36条第1項の ことの促進等、第 5定労働時間の | で推移してい 推進すること 規定に基づき 対動時間等の 持例措置対象 | | | | | |
| | 复帰促進等 で行う必要性 | 40時間の時間に対して、本の時間の時間の時間の時間の時間の時である。本ののでは、本ののでは、本ののでは、本ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大ののでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いいのでは、大いのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない | 間外労働時間20 以上の労働時働者の いいないでする。月80年 ででする。月80年 できるのは間でいるのは できるのが があるのが できるのが があた できるのが があた できるのが があた できるのが できるのが できるのが できるのが できる。 できるのが できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの |)時間の合計の合計の合計の合計の合金別別のは、決定を超た、202年である。まで、202年でいる、週行の制・援援が労働が労働が労働が労働が労働が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が |)」があるが、我 体で8.2%、特に、 を件数も、脳・中 時間外労働時間 (5月29日改正)」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | が国におけて 30代の子が国におけて 30代の子が 30代の子が 30代の表が 30代の表が 40代の 40の状態をも 40の状態を 40o 40の状態を 40o 40o 40o 40o 40o 40o 40o 40o 40o 40o | るそれのあるもの る労働時の男性労 で世代の男性労 年300件前後で指 善するためには、 引以上の防止のため 労生活のあい。 大生活のあい。 こと起因かって、党 ある。 | 見状をみると、 動者は15.6% 注移し、精神障 、その前提とな か割対策に関す となるも動きが関す となれた働き方を 臓疾患や | 過労死のリスクと非常に高くない。 とまが400件台といる。 を週労働時間6 下にすること(「仕する大綱」(平成: 「給休暇の取得のを普及させるもの を等よの発症リス | の高い週 の高い週 があるし、 の時間と生活の 日と は は は は は は は は は は は は は | | | | | |

| | アウトカム | 1 職場意識改善助成 ・ 一本の大学を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を | 象となった中小企 労働者1人号日数をお させる。 象となった中小企 労働者1人当たりの 時間数をおおむね に対してアンケート 以上の事業主から 用することによって | | アウト指 | 0 | ① 年月 第 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 | 文有給休暇の年間 で有給休暇の年間 では では では では では では では では では では | が働時間数:約5 の改善に役立 成金(所定労働 約3.8時間減 | 数:約5.6日埠 | 割合(暫定 |
|--------|---|--|---|--------------------------------|--|----------------------------------|--|--|---|---|--|
| 27年度目標 | 指標 | の評価が得られるよう 2 職場意識な 1間短結コ金の支事間 ではいまいる対象を 業におけまする 業におけまする でであままします。 でである対象を でである対象を でである対象を でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 できる。 でである。 できる。 でである。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき | ①助成金の支給対象となった中小企 における対象事業場において、週所 労働時間を2時間以上短縮して、40 | 27年 度 績 | 標 | × | | | - | | |
| | アウトプット 指標 | 1 職場意識改善助成善 カース)の支給決定度目標件数(238件)以 2 職場意識改善助成間短縮コース)についり算における想定件数(上とする。 | 2件数を平成26年 以上とする。 対金(所定労働時 で、平成27年度予 | | アウト プット 指標 | O × | 143件 | ‡ 意識改善助成 | | 文善コース)の支 時間短縮コース) | |
| | ま日標を達 達成) の 理 因) | 「職場意識改善助成会 億8,800万円と予算額 たケースがあったこと 内容とする余地があっ 「職場意識改善助成会 建議において、特例打 所要の省令改正を行 め、事業主に所定労働 | 1億9,200万円の約5などが考えられる。 などが考えられる。 ったものと考えられる 金(所定労働時間短 昔置対象事業場の單 うことが適当とされ | 8%に また、 る。 縮コー でいた | 相当する 事業主に -ス)」がき 縮小を図 が、現段 | 申請が 対する は を を 方では | があった 周知 の で、労付 、特例 | が、承認申請 について、本民 主主な原因とし 動基準法改正 措置の縮小に | 後申請の取下 助成金の活用に ては、平成27年 法案の成立後、 ついて具体的な | げ等により支給 こよるメリットが付 2月13日の労働 改めて審議会 に時期が未定で | に至らなかっ 云わりやすい 助政策審議会 で検討の上、 ある。このた |
| えた改 | 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | 「職場意識改善助成会 おける利用促進を図る 等を積極的に行うとと 夫を行う。また、平成2 | るため、事業主に対 さに、関係団体の根 | する居 銭関誌 | 知等には における | いて、 掲載内 | 前年度 容等に | に引き続き、 に引き続き、 について本助成 | 関係団体に対し | 活用促進のため | めの周知依頼 |
| 事業ま | 四半期単位での 事業実績等のモ 指標 ニタリング(<u>定量的</u> 設定 な指標を設定) | | - | | | 左記指 ついて 業実績 | の事 | 27年度 第一四半期 - | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 - |
| グのŧ | Eニタリン 指標を設定 い理由 | 1年間を通してでなけ | れば効果測定ができ | きない | ため、四 | 半期ご | との効果 | 果測定にはなし | こまない。 | | |
| | 評価 | В | | | | | | 予算額又は | 手法等を見直 | L | |

1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) 中小企業事業主が、長時間労働の抑制及び労働時間等の設定の改善に向けて、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進その他労働時間等の設定の改善を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に 資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 (27年度と同様) 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、所定労働時間の短縮、ひいては総労働時間の削減を目的として、職 28年度事業概要 場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等 の設定 の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 (27年度と同様) 3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、時間外労働の上限設定、ひいては総労働時間の削減を目的として、 職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)について、平成26年度目標の達成状況を踏まえ、平成 26年度評価 В 28年度予算要求における支給件数の見直しを行った 事業の見直し 1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) ①助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむ ね1日以上上昇させる。 ②助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数をおおむね1時 間以上削減する。 ③支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働 時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) 28年度目標(アウ ①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以 トカム指標) 下にする。 ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働 時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース) ①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した 労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限を設定する。 ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働 時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。 ・年次有給休暇の取得率を2020年までに70%とする。 中期的な目標 ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5.0%(2008年から半減)とする。 仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改正) 1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース): ①中期的な目標を踏まえて設定した。算出方法は以下のとおり。 年次有給休暇の取得率(取得日数/付与日数) → 取得日数の差÷年数 = (13.0-8.8)÷6 = 0.7 = 1日/年 ②中期的な目標を踏まえて設定した。算出方法は以下のとおり。 週労働時間60時間以上の雇用者も含めた労働者の所定外労働時間数 2014年 154時間 (「毎月勤労統計調査」より抜粋)→ 2020年 72.5時間(2008年 145時間(「毎月勤労統計調査」より抜粋))÷ 28年度目標の目 標設定の理由及 びその水準の考え → 年間所定外労働時間数の差÷年数 = (154-72.5(「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改 訂)」より抜粋))) ÷6 ≒ 13.58 ÷12(月) ≒ 1.13 ≒ 1時間/月 ③当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。 設定が困難な場 合はその理由) 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) ①労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている特例措置対象事業場における労働時間の減少を促進する ため 設定した ②当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。 3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース) ①時間外労働の限度基準(月45時間又は年360時間)の時間数を超える労働基準法第36条第1項の協定を締結している 事業場における時間外労働の削減を促進するため、設定した ②当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数を平成27年度目標件数(238件)以上とする。 28年度目標(アウ 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の支給決定件数を平成27年度目標件数(600件)以上とする。 トプット指標) 3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)について、平成28年度予算における想定件数の7割(550件)以上とする。 28年度重点施策と 1-(2)-② ワーク・ライフ・バランスの実現

| | く労働 休暇の | 過労死ラインである月80時間を超える所定外労働時間の状態を改善するためには、その前提となる週労働時間60時間以上働 〈労働者を減らす必要があることから、長時間労働の抑制、週60時間以上の労働者の削減、疲労回復等に効果がある年次有給 休暇の取得促進等の働き方の見直しに取り組む中小企業事業主に対して支援を行うため、執行実績を踏まえるとともに、事業内 容の効率化・重点化を図りつつ、所要の予算要求を行う。 | | | | | | | | | |
|--|------------|---|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|--|--|--|
| 29年度重点施策と の関係 | | | _ | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標設定 | - | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 1年間 | を通してでなければ効果測定ができないため、四 | 半期ごとの効 | 果測定にはなし | ごまない 。 | | | | | | |
| その他特記事項 | | | _ | | | | | | | | |

| | | | | | | | (労働基準 | | 活課、雇用均等 | •児童家庭局) |
|---------|---------------------------------------|---|--|---|---|---|---|---|--|---|
| į | 事業名 | (テレワーク | の設定改善の仮 普及促進等対策 気的目標管理事 | () | た仕事と生活の詞 | 調和対策の排 | 進進 | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 66-2 72-2 |
| 事 | 事業の別 | 安全衛生確保 | 保等事業(根拠法令 | 令 労働者災 | 害補償保険法第29 | 条第1項第3号 | 1 7) | | 担当係 | 企画第二係 |
| | 『施主体 | 一般社団法 | 人日本テレワー | ク協会、株式 | t会社エヌ・ティ・ - | ティ・データ経 | · 学学研究所 | | 事業開始年度 | 平成19年度 |
| 美 | ミ施方法 | | 等(委託先等: 直接 · 間接 付先: | | 人日本テレワー <u>?</u> た: | ク協会、株式 実施主 | | ティ・データ経営) | 学研究所) | |
| | 目的 (何のため) | | 吹な働き方の一つ の向上に資する | | ワークを普及する | ることにより、 | 子育てや介護等 | いまま おうしゅう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう はいしょ かいしょ かいしょ しゅう かいしょ しゅう | が促されるなど | ワーク・ライ |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 労働者、事業 | 業主等 | | | | | | | |
| 事業/制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | ① このでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l></l></l></l> | 適用では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個 | 管性が 管性が では では では では では では では では では では | 意点につかり は点につかり であたいできたのにできた。 でかいまかいできたのでできた。 でかいまかいできたいではないがある。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | 進ってなが 以中業 、入助一 いの通施 在業務 在就支のののののののののでは、 とのでは 大小は とののののののののののでは、 とのののののののののののののののののののののののののののののののののののの | なじるテレワーク のでは労働条件 のでは技術のための 就業する雇用型 が導入しやすいで が実施。) 又は則・労使協い で表している。 である。 でライトオフィス をシンポジウム等 | 中相談センタード 下におけるテレクコンサルタント 日在宅型テレワーデーが、 日本宅型テレワーデーが、 日本宅型テレワーデー 「で実施するテーターで 「で実施するテーター」 「「で実施するテーター」 「「で実施するテーター」 「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」 「「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「」」 「」 「 | を東京に設置しての一クの一ク等を可な。(写った主張を可なる。(写った、学のでは、学のでは、学のでは、学のでは、で、東等を実を新たり、レワークを新たりなく。 | 、 常 第 第 で で で で で で で で で で で で で |
| | 実施 体制 | ②テレワーク ③在宅勤務で ⑤テレワーク | 相談センター:一船 ≅デル実証事業:- 表彰・シンポジウ』 | ^{投競争入札(糸} -般競争入札 ム:一般競争 <i>)</i> | 評価落札方式)を総合評価落札方式 総合評価落札方式 (総合評価落札方 人札(総合評価落札 一般競争入札(総 |)を経て、(一社 式)を経て、(村 し方式)を経て | 生)日本テレワーク 未)エヌ・ティ・ティ・ 、(一社)日本テレ | フ協会が実施。 データ経営研究 プーク協会がま | €施。 | |
| | 度予算額 (千円) | 31,082 | 25年度予算額 (千円) | 26,731 | 26年度予算額 (千円) | 602,177 | 27年度予算額 (千円) | 454,545 | 28年度予算額 (千円) | 275,478 |
| | 行政経費 | 1,052 | うち行政経費 | 993 | うち行政経費 | 4,025 | うち行政経費 | 3,903 | うち行政経費 | 2,553 |
| ※行政 | を度決算額 数経費を除く (千円) | 20,643 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 17,955 | 26年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 67,177 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 88,556 | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 ※予算執行率は行政! | [額: (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 68.7 | 25年度 予算執行率(%) | 69.8 | 26年度 予算執行率(%) | 11.2 | 27年度 予算執行率(%) | 19.7 | 2 2 2 10 1 1 + 10 1 1 EX | |
| | | ている。きた、るは、また、る。まできの組入では、等に、等に、等に、ないのよなでの。まなる。このよななの。この、大なのの、大なのが、大なのが、大なのが、大なのが、大なのが、大なのが、大なの | 安倍総理が第18 宇宙制度を打破した 一般では 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一名のである。 一ろのである。 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 3回国会の施 一クや遠隔医 2014(単位 26 2014(平成 26 とともに、「世界」 された「世界」 11日以上 終 きた 一 | レスを実現するため 水表明演社会に変す 連化して、力強法会に変す 全6月24日閣議革 年6月24日宮家創造 日在宅で就業する 日在宅でれていること ですれていると連携 にしまりより一層強力によりよりよりより | な「将来の資資を表示して「将来の資資を表示している。」 「一般ではないりまで、ののではない。」では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | 源大国にもつなが るIT活用。日本内に す。」と演説されて 「テレワークの推 「平成26年6月24日閣議 デレワーカー数を ピリーカーの増加 働省においては、 を促進に向けた気 | る海洋開発、安 「新たみである。 大きにに は にに は にに は に に は に に は に に は い に た い た い た い た い に に い に い に い に い に | 全保障や防災ないをもたらすこれらいます。 なモデルの構築、ないて、「テレワー」 は、「2020年には0%以上に」するこ策ではなく、これますを確保しての、利金業へのきめ細 | ど幅広い活用 のイノベーショ 導入ノウハウ クの推進に取り 、テレが宣言され まで以上に導入 Fレワーク関係 |
| | 夏帰促進等 『行う必要性 | テレワークは とや、VDT作 | 、ワーク・ライフ・ノ 業による健康障害 | バランスの向 ₋ も懸念される | トりより一層強力に 上等に資する多様 ことから、過重労働 「保険法第29条第一 | な働き方の一 かや健康障害が | つであるが、一方 が発生しないよう、 | で長時間労働に 適切な労働条例 | - - 陥りやすいと指す 牛下におけるテレ | ワークを普及さ |

| 27年度 標 | アウトカム 指標 | ① テレワーク・セミナーの労務管理の 講義について、参加者にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び 『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答割合を80%以上とする。 ② テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた。」旨の回答割合を70%以上とする。 ③ 職場意識改善助成金(テレワークとなった中小企業事業主において、対象象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を50%以上とすること。 | 27年 | アウト カム指 標 | 0 | き2期成間の変にしている。 きたい またい はんしょう はんしょく はんしょく はんしょ はんしょく はんしん はんしょ はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしょ はんしん はんしん | 写の回答を得ら ワーク相談セン めの二回に分けた。」とする回径 た。」とする回径 こついては90.69 合対象事業主39 日在宅でテレワ | れており、回答 シターにおける て行っているか 答割合は、相談 後であった。 り者のうち、35者 | 答において「理疾 を割合は82.8%。 アンケートは、木 が、「問い合わせ 後後については8 香(89.7%)につい た日数の週間引 | であった。 目談直後と一定 けの目的が達 35.4%、一定期 て対象労働者 |
|--------|--|--|-----|------------------|-----------|--|--|---|--|---|
| | アウトプット 指標 | ①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含。②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。(平成26年度以前は2か所で開催、平成27年度は5箇所で開催)③職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数を前年度実績に対し2倍以上に増加させる。 | | アウト プット 指標 | _ | ンター 1,365作 ②平成 た。 | ホームページ」 牛であった。 は27年度に開催 | からの資料のグ | 相談件数(「テレ ダウンロード件 その参加者は合 手度は39件であ | 数含 む。)をは 計702名であっ |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | テレワークコース助成金については、助」 と、周知広報の不足による助成金の認知 | | | | | | 計画の作成・実 | ミ施の手続に手 | 間がかかるこ |
| えた改 | | 上記目標未達成となった助成金について 応により計画の作成や実施に係る申請す び企業向けセミナー等の場を活用した更 | きの負 | 担の軽減 | を図る | とともに | こ、②助成金に位 | 係るリーフレット | | |
| 事業リニタリ | 明単位での ミ績等のモ ング(<u>定量的</u> 悪 <u>を設定</u>) | テレワーク相談センターに対する相談 指標 ク相談センターホームページ」からの 設定 ロード件数含 む。) | | | 左記指ついて業実績 | 標に の事 | 27年度 第一四半期 309 | 27年度 第二四半期 407 | 27年度 第三四半期 277 | 27年度 第四四半期 372 |
| グのŧ | モニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | - | | | | |
| | 評価 | В | | | | | 予算額又は引 | 手法等を見直 | L | |

| 28年度事業概要 | 昨年度と同様に事業を行う。 ①テレワーク・セミナー等 ②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント ③テレワークモデル実証事業 ④職場意識改善助成金(テレワークコース) ※平成28年度より、個人に対する支給上限額を増額 ⑤テレワーク表彰・シンポジウム ⑥業界団体と連携したテレワーク導入支援 |
|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 B 職場改善意識助成金(テレワークコース)については、支給実績を踏まえ、予算額を減額した。 |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | ① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答割合を80%以上とする。 ② テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた。」旨の回答割合を70%以上とする。 ③ 職場意識改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を50%以上とすること。 |
| 中期的な目標 | 2020年には、テレワーク制度導入企業を2012年度比で3倍、子育て世代について、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を労働者数の10%にする。 |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 今年度の目標設定水準は、引き続きテレワークに係る労務管理等について理解されるよう、昨年度同様の水準とする。 職場意識改善助成金(テレワークコース)は平成26年度に新設後から2年が経過しており、一定程度の支給実績の推移が把握で きたことから、これを踏まえ、前年度実績を上回ることを目標として修正した。 |
| 28年度目標(アウトプット指標) | ①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を1400件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。(平成27年度は5箇所で開催、平成28年度も同様) ③職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数につき前年度実績を上回ることとする。 |
| 28年度重点施策と の関係 | 1(2)②ワーク・ライフ・バランスの実現 |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 成長戦略、IT国家創造宣言等を踏まえ、引き続き、テレワーク相談センター及びテレワーク・セミナーの実施、職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給など、適正な労働条件下でテレワークの普及促進を図るため、必要な要求を行う。 |
| 29年度重点施策と の関係 | <u>-</u> |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | - |
| その他特記事項 | - |

| | | | | | | | | | | | 労働基準局労働事業番号 | | | | |
|---|---|--|--|---|------------------------------|--|---|--|--|---|---|--|--|--|--|
| | 事業名 | | の設定改善の係 との確保・定着に | | | | | | 推進 | | 9 | 66-3 | | | |
| 4 | 事業の別 | 安全衛生確保 | 呆等事業(根拠法 | 令 労働者災 | 害補償 | 保険法第 | 29条第1 | 項第3 | 号) | | 担当係 | 働き方・休み方 改善係 | | | |
| 美 | ミ施主体 | 厚生労働省 | 、都道府県労働 | 動局、株式会 ² | 社日本 | 能率協会 | €総合研 | 究所 | 、有限責任監査 | 査法人トーマツ | 事業開始年度 | 平成24年度 | | | |
| 実 | ミ施方法 | □補助金 [□貸付 (貸 □その他 (| 等(委託先等 直接 • 間接 付先: | · (補助) | 先: | | ; | 実施主 | 主体: |) | , | | | | |
| | 目的 (何のため) | | | | | | | | | | i護職員等が健 善に向けた施策 | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 医療機関に | 勤務する医療征 | 详事者等 | | | | | | | | | | | |
| 事業/制度概要 | (決定ス | ※【平成26: 務環境等の う。)の の の の の の の の の の の の の の の の の の の |)医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等の実施。 ※【平成26年度~】各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。)等において、各都道府県労働局による委託により実施。 ②①の取組を踏まえ、先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用するため、都道府県労働局の職員等を集めた全国会議等を開催。【平成25年度~】 》勤務環境改善マネジメントシステムに基づいた医療機関の取組事例及び支援センターの支援事例の収集・分析。 【平成26年度~】 》勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進。【平成26年度~】 ②医療機関の勤務環境改善に関する好事例を個々の医療機関が、その課題に応じて活用できるデータベースサイトの運用。 【平成26年度~】 | | | | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | ②厚生労働省 ③一般競争力 ④一般競争力 | 労働局において、 省及び都道府県党 人札(総合評価落 人札(総合評価落 人札(総合評価落 | 労働局におい 札方式)を経 札方式)を経 | て実施。 て、株ェ て、株ェ | 。 忧会社日本 忧会社日本 | 、能率協 、能率協 | 会総合 会総合 | お研究所が実施。 お研究所が実施。 | | | | | | |
| | F度予算額 (千円) | 51,709 | 25年度予算額 (千円) | 74,850 | | 度予算額 千円) | 295,8 | 342 | 27年度予算額 (千円) | 295,746 | 28年度予算額 (千円) | 289,500 | | | |
| | 行政経費 | 39,730 | うち行政経費 | 56,529 | | _{丁政経費} | 23,6 | 40 | うち行政経費 | | | | | | |
| ※行政 | F度決算額 政経費を除く (千円) | 9,240 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 15,774 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 222,4 | 161 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 219,639 | 28年度一般勘定3 | ・ | | | |
| | 24年度 執行率(%) | 77.1 | 25年度 予算執行率(%) | 86.1 | | 6年度 1行率(%) | 81. | 7 | 27年度 予算執行率(%) | 82.7 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない | | | |
| | 制度の必要性 生がある場合は | | | | | | | | | | が健康で安心し ことが必要である | | | | |
| 社会復 | 复帰促進等 | | | | | | | | | | るものであること | から、労働者災 | | | |
| | | 労働災害の発生要因にもなる長時間労働・ 書補價保険法第29条第1項第3号に適う事 ①支援センター等における労務管理に関する相 該支援について、参考になった」と回答する利 用者の割合を80%以上とする。 ②普及促進事業のセミナー開催において、聴衆 にアンケート調査を実施し、「医療環境マネジメントシステムの説明は参考になった」旨の回答割合 を80%以上とする。 ③定期的に開催する検討委員会において、調 香・研究を薬施し、報告書を取りまとめる。 | | | | | | こなっ | | | 関する相談支援 | | | | |
| 27年度目標 | アウトカム 指標 | 談支援について 用者の割合を8 ②普及促進事: にアンケート調トシステムの説を80%以上とす ③定期的に開付 | て、「参考になった」 30%以上とする。 業のセミナー開催に 査を実施し、「医療 明は参考になった する。 惟する検討委員会! | と回答する利 こおいて、聴衆 環境マネジメン 」旨の回答割合 | 27年 度実 績 | アウト カム指 標 | 0 | ョの回 3検討 | 会出席者を対象 答が87.9%であ 委員会を6・9・1 事業報告書をと | った。 1・1・3月に定期 | 77.0%であった。 ・ト結果によると、 的に開催月に実 ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 【参考になった】 施し、平成28年 | | | |
| 度目 | アフトカム | 談支援につらを 事務を をを の制度と のに でアンステムリ上に を80%期的を を80%期的を実施 でのな物割整 のでのな物割整備 のなのながある。 | て、「参考になった」 (いい以上とする。 楽のセミナー開催に 査を実施し、「医療 では、明は参考になった でする検討委員会 に、報告書を取りま の労務管理等の改 見において、相談支 | と回答する利 こおいて、聴衆環境マネジメン」当の回答割合 において、調 とめる。 善きとめる。 善きについて、す | 27年 度実 | カム指 | × 0 | ョの回 ③検討 3月に 行った | 会出席者を対象 答が87.9%であ 委員会を6・9・1 事業報告書をと | まとしたアンケー った。 1・1・3月に定期 りまとめ、効率的 こおいて、医療従 に施した。 | ト結果によると、 的に開催月に実 | 【参考になった】 施し、平成28年 業務の確立を | | | |
| 度目標27年成余 | 指標 アウトプット 指標 を達達成)の理 | 談支援につ合き事調が支援につ合き事調が上級では、 でき事の現代を事事調がある。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | て、「参考になった」 でいない。 楽のセミナー開催に 査を実施し、「医療 資本実施し、「医療 時は参考になった する。 能する検討委員会 に、報告書を取りま の労務管理等の改 具において、相談ま を行う。 とサイトのアクセスや | と回答する利 こおいて、聴衆 環境マネジメン 」旨の回答割合 において、調 ことめる。 善善について、す 表援等を行うた +数を24,000件 支援等が、適む | 27年度績 | カム指標 アウト プ指標 われたこ | O | 音の回3検討3月に3万つた | 会出席者を対象 答が87.9%である 委員会を6.75 事業報告書をとい ての都道序県に 相談支援等を実 セス件数は、36, | をとしたアンケー った。 い1・1・3月に定期 りまとめ、効率的 りまとめ、効率的 において、医療従 において、医療従 653件。 | ト結果によると、 的に開催月に実 り・効果的な支援 | 【参考になった】 施し、平成28年 業務の確立を 工等の改善につ | | | |
| 度標 年 27成由 理ま事 年 1 年 1 年 2 1 年 | 指標 アウトプット 指標 を達達成)の理 | 談支援につ合きを 財者の及び にアンケートの にアンケートの ドシステムの たを 30つで で の で の の で の の の の の の の の の の の の の | て、「参考になった」 の では、 の では、 を できり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では | と回答する利 こおいて、聴衆環境マネジメン 」旨の回答割合 において、調 ことめる。 善について、す ・ 接等を行うた ・ ・ 大数を24,000件 支援等が適し | 27年 度実 績 ぶに行 組んが | カム指標 アウト プ指標 われたこ | O | 音の回3検討3月に3万つた | 会出席者を対象 答が87.9%である 委員会を6.75 事業報告書をとい ての都道序県に 相談支援等を実 セス件数は、36, | をとしたアンケー った。 い1・1・3月に定期 りまとめ、効率的 りまとめ、効率的 において、医療従 において、医療従 653件。 | ト結果によると、 的に開催月に実 的・効果的な支援 を事者の労務管理 | 【参考になった】 施し、平成28年 業務の確立を 工等の改善につ | | | |
| 度標 27成由 理ま事題 四事ニ 日標 年未原 に 東 東 東 リ 東 東 リ 東 東 リ 東 東 リ 東 東 リ 東 東 リ 東 東 リ 東 東 リ 東 東 リ 東 東 東 東 リ 東 東 東 リ 東 | ア指標 アカス 東京 で で で の で で の で の で の で の で の で の で の | 談支援につ合きを 財者の及び にアンケートの にアンケートの ドシステムの たを 30つで で の で の の で の の の の の の の の の の の の の | て、「参考になった」 で、「参考になった」 業のセミナー開催に 査を実施し、「医療 査を実施し、「医療 でする。 能する検討委員負り の労務管理等の敬え において、 の対象を行う。 のサイトのアクセスを ーにおける相談に の問知などに | と回答する利 こおいて、聴衆 環境の回答割 において、調 にとめる。 善について、す 手数を24,000件 支援等が高しり 対応に努める。 | 27年 度績 別に行 組んが | カム指標・ウトックでは、カルカンでは、カーカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カーのでは、カーは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カ | O | 画3後には かっぱい できまり かっかり かっかり ままり かっかり ままり かっかり ままり かっかり ままり かっかり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ま | 会出席者を対象 答が87.9%である 委員会を6.75 事業報告書をとい ての都道序県に 相談支援等を実 セス件数は、36, | をとしたアンケー った。 い1・1・3月に定期 りまとめ、効率的 りまとめ、効率的 において、医療従 において、医療従 653件。 | ト結果によると、 的に開催月に実 的・効果的な支援 を事者の労務管理 | 【参考になった】 施し、平成28年 業務の確立を 工等の改善につ | | | |
| 度標 27成由 理ま事題 四事二的 上グ目標 年(未原) (た) 共享少な 記の 1 まり 1 まり 1 まり 2 まり 2 まり 2 まり 2 まり 2 まり | ア指 ア指 東達図 アも標 を達理 でのも後のでのも は続くのでのも でのも でのも でのも でのも でのも でのも でのも | 談支者の投与にいたを事調的にの合本 | て、「参考になった」 で、「参考になった」 業のセミナー開催に 査を実施し、「医療・ でする。 を行う。。 の労務管理等相談の表している。 を行う。。 のサイトのアクセスを 一における相談に、 の周知などになる。 の周知などになる。 のの周知などになる。 のの周知などになる。 | と回答する利 こおいて、聴衆 環境の回答割 において、調 にとめる。 善について、す 手数を24,000件 支援等が高しり 対応に努める。 | 27年 度績 別に行 組んが | カム指標・ウトックでは、カルカンでは、カーカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カルカンでは、カーのでは、カーは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カーはでは、カ | O () () () () () () () () () (| 画3後には かっぱい できまり かっかり かっかり ままり かっかり ままり かっかり ままり かっかり ままり かっかり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ま | 会出席者を対象を対象をある7.9%である。 | Rとしたアンケー った。 1-1・3月に定期 りまとめ、効率的 において、医療 施した。 653件。 2ンターにおける 27年度 第二四半期 | ト結果によると、 的に開催月に実 り・効果的な支援 注事者の労務管理 る取組事例の中 27年度 第三四半期 | 【参考になった】 施し、平成28年 業務の確立を 里等の改善につ 又集やデータ 27年度 第四四半期 | | | |

| 28年度事業概要 | ※各都道府 ター」という。 ②①の取組 ③勤務環境 ④勤務環境 | F県が設置主体となる)等において、各都道 を踏まえ、先進的な取 改善マネジメントシス・ 改善マネジメントシス・ | 善についての相談支援等の実活 医療機関に対する勤務環境は 府県労働局による委託により身 組や好事例等を共有し、全国/ テムに基づ(医療機関の取組に テムの普及促進。 する好事例を個々の医療機関が | ₹善をワンストップで ≷施。 への普及・啓発に活 対する支援の充実 | 用するため、都道 を図るための調査 | 府県の職員等を集 ・研究。 | めた全国会議等を | |
|--|---|--|---|--|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評 | 価 A | 成果目 | 票を達成している | るところであり、 | 引き続き施策を | を継続する。 | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | ②普及促逝 の回答割る | 進事業のセミナー開 合を80%以上とする | 務管理に関する相談支援に 催において、聴衆にアンケー。 。 (会において、調査・研究を9 | −ト調査を実施し | 、「医療勤務環境 | | | |
| 中期的な目標 | | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | ②セミナー | の実施については | やニーズに応じ、利用者にと 聴衆にとって役立つ内容と 計書の取りまとめにおいて十 | なっているか把抗 | 屋することが重要 | であるため。 | 重要であるため | 0 |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | | | 等の改善について、すべて 7セス件数を30,000件以上 | | おいて、相談支 | 援等を行うため | めの体制整備を | 行う。 |
| 28年度重点施策 との関係 | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | | 、医療分野の「雇 | 医療勤務環境改善支援・ 用の質」向上のための勤 | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | | | | - | | | | |
| | 指標設定 | データベースキ | ナイトのアクセス件数 | 左記指標についての事業実績等 | 28年度 第一四半期 — | 28年度 第二四半期 — | 28年度 第三四半期 — | 28年度 第四四半期 — |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | , | | | _ | • | • | • | |
| その他特記事項 | | | | _ | | | | |

(労働基準局勤労者生活課)

| | | | | | | | | | | | (労働基準局) | |
|-----|---------------------------------------|---|---|-----------|--------|---------------------------|-----------|-------|---------------------------------|----------------|--|--------------------------------|
| 1 | 事業名 | 中小企業退 | 職金共済事業紀 | 圣費 | | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 67 73 |
| 事 | 業の別 | 安全衛生確仍 | 呆等事業 (根拠法⁵ | 令∶労働者災害 | 害補償 | 保険法第2 | 9条第1 | 項第3号 | 号、中小企業退職 | 北金共済法) | 担 当 係 | 機構調整係 |
| | 施主体 | (独)勤労者 | 退職金共済機構 | ŧ, | | | | | | | 事業開始年度 | 昭和34年度 |
| 実 | 施方法 | □直接実施 □業務委託 ■補助金 [□貸付 □その他 (| 等 (委託先等: 直接 ・ 間接 | | 先:(独 |)勤労者: | 退職金 | 共済機 | 構 実施主体 | ೱ:(独)勤労者: | 退職金共済機構 | <u> </u> |
| | 目的 (何のため) | | 垦職金制度を持 [∙] 小企業勤労者 <i>の</i> | | | | | | | | 援助により退職 | 金制度を確立 |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 中小企業事 | 業主·従業員 | | | | | | | | | |
| 41 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | | 相互共済の仕組 担軽減措置を行 | 《退職金共済制》 | 度への加入時 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | (独)勤労者追 | 退職金共済機構が | 事業を運営す | たる。 | | | | | | | |
| | 度予算額 〔千円〕 | 2,039,598 | 25年度予算額 (千円) | 1,983,480 | | 度予算額 千円) | 1,94 | 6,720 | 27年度予算額 (千円) | 1,892,384 | 28年度予算額 (千円) | 1,912,497 |
| うち | 行政経費 | - | うち行政経費 | - | | 行政経費 | | - | うち行政経費 | - | | - |
| ※行政 | 度決算額 対経費を除く (千円) | 1,906,187 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 1,909,891 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 1,84 | 7,218 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 1,892,384 | | 車額:6,168,189(千円) 経費を考慮していない |
| | 24年度 執行率(%) | 93.5 | 25年度 予算執行率(%) | 96.3 | | 6年度 执行率(%) | 94 | .9 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | | |
| | 度の必要性 がある場合は 己載) | | おいて、退職金制 と業に代わって退 | | | | | | | | | 難であるため、 |
| 社会復 | 原帰促進等 | | により支給される 食法第29条第1項 | | | | | | | | こよる退職金の支 | 払いは、労働者 |
| | アウトカム 指標 | | 者数が、前年度 ま末3,261,705) | を上回る | 27年 | アウト カム指 標 | O × | | 皮共済者数が、 28年2月末∶3,3 | | ote | |
| 度目標 | アワトフット 指標 | | 等1人あたりのき 問件数を平均月 | | 度実績 | アウト プット 指標 | O × | | 推進員等1人あ 03(28年1月時 | | 企業に対する訪。 。 | 問件数を平均 |
| | | 全国的な加 | 労働局、都道府! 入促進活動を行 積極的に活用す | ったことや、 | 他の追 | 退職金共 🤇 | 斉事業 | との連 | 携による周知広 | 報、制度の普 | | |
| えた改 | | 度への資産 | 関係機関等と連 の移換を促進す)普及をより一層 | るための周 | | | | | | | | |
| 事業実 | ング(<u>定量的</u> | 指標 新規力設定 | 叩入被共済者数 | | | | 左記指ついて業実績 | の事 | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 |
| は指標 | <u>を設定</u>) | | | | | | -1-2 | | 134,588 | 215,321 | 283,933 | 355,781 |
| グの指 | Eニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | - | | | | |
| i | 評価 | | - | | | 行政法人 って評価と | | 関する | 有識者会議委 | 員会の意見を | 踏まえた厚生労 | 働大臣の評価 |

| | 平成27年度 | と同様 | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|---|--|-----------------------------|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標を達成できている | ところであり、 | 引き続き施策を | 実施 | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 在籍被共済 | 者数が、前年度 | 度を上回る(平成27年度末3,2 | (61,705) | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 中期目標期 | 期目標期間中(平成25年度~平成29年度)の5年間において、中退共事業で1,620,000人を加入させる。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 方がりかりが、 でアウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | て、退職金行るものである 短期的な | 制度を確立し、9 ることから、より 景気変動による | って事業主の負担を軽減する 労働条件を改善することによ 多くの中小企業で働く従業員 中小企業における雇用者数 絶対数を増加させることを目 | り、従業員の気 が本事業の対 の増減と在籍 | 記着の促進、労 †象となることが 被共済者数の [‡] | 働意欲の向上 重要である。 曽減は、必ずし | 等による労働能 | 率の向上を図 | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 普及推進員 | 等1人あたりの | 未加入企業に対する訪問件 | 数を平均月15 | i件以上とする。 | | | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き、ダ | 効果的・効率的な | な加入促進活動を行い、退職 | は金制度の普及 | ひを図る。 | | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標 新規設定 | 加入被共済者数 | X | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度 第二四半期 - | 28年度 第三四半期 - | 28年度 第四四半期 - | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | _ | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | | |

(労働基準局勤労者生活課)

| 7 | 事業名 | ###### | | - 心 亜45級 弗 | | | | | | | | 番 号年 度) | 68 |
|-----------|--|---------------|------------------------------------|------------|------------|---------------------------|--------|------|---------------------------------|---------------|---------|------------------|---------------|
| = | 争未石 | 到力 有别的 | 全形成促進事業(i | -必安は衽負 | | | | | | | | 番 号年度) | 74 |
| 事 | 事業の別 | 安全衛生確 | 保等事業(根拠法 | 令∶労働者災害 | 子補償 | 呆険法第2 | 9条第1 | 頂第3号 | 号、中小企業退職 | 金共済法) | 担 | 当 係 | 財形融資係 |
| 実 | E施主体 | 本省 | | | | | | | | | 事業開 | 開始年度 | 平成15年度 |
| 実 | 淫施方法 | | 壬等 (委託先等: [直接 ・ 間接 貸付先: | | Ē: | | 3 | 実施主 | 体: |) | | | |
| | 目的 (何のため) | 財形制度の | D普及促進を目的 | とする。 | | | | | | | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業主•勤 | 労者 | | | | | | | | | | |
| /制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | 事業主及で | ぶ勤労者に対する | 制度の周知 | を実施 | iする。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 直接実施 | | | | | | | | | | | |
| 24年 (| 度予算額 (千円) | 883 | 25年度予算額 (千円) | 587 | | 度予算額 千円) | 31 | 0 | 27年度予算額 (千円) | 310 | | き予算額 F円) | 310 |
| うち | 行政経費 | 310 | うち行政経費 | 310 | うちん | _{了政経費} | 31 | 0 | うち行政経費 | 310 | うち行 | 政経費 | 310 |
| ※行政 | 度決算額 改経費を除く (千円) | 573 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 277 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 31 | 0 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | - | 28年度 | 雇用勘定予算 一般勘定予算 | [額: (千円) |
| | 24年度 執行率(%) | 100.0 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 6年度 4行率(%) | 100 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | _ | ※予算報 | (行率は行政) | 怪費を考慮していない |
| | 度の必要性 がある場合は 記載) | | は、勤労者の財産F する制度の周知等 | | | | 度である | が、依 | 然として多くの企 | 業で制度の立ち | 遅れが | 見られるが | ため事業主及び |
| | 夏帰促進等 『行う必要性 | る仕組みで | ま、労使協定を締糸 あることから、財形 費は、労働者災害 | 制度を適切に | 運営し | ていくことに | ま、労働 | 者に対 | する賃金の支払 | いの確保を図る | こととな | るものでは | あり、本制度に |
| | アウトカム 指標 | | _ | | | アウト カム指 | 0 | | | - | | | |
| 27年 度目 | 10.112 | | | | 27年 度実 | 標 | × | | | _ | | | |
| 標 | アウトプット | | _ | | 績 | アウト | 0 | | | _ | | | |
| | 指標 | | | | | 指標 | × | | | _ | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | | | | | | | - | | | | | |
| えた改 | 原因)を踏ま (善すべき事 後の課題 | | | | | | | - | | | | | |
| 四半期 | 月単位での | | | | | | 左記指 | 神に | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度第三四 | - | 27年度 第四四半期 |
| ニタリン | ミ績等のモ ング(<u>定量的</u> <u>まを設定</u>) | 指標 設定 | | - | | | でいて業実績 | の事 | - | | 77— | - | _ |
| グの排 | Eニタリン 指標を設定 い理由 | 1 | | | | | ı | _ | ı | ı | 1 | | |
| | 評価 | | _ | | | | | | | _ | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

| | | 関するリーフレッ | ット等を作成し、 | 事業主及び勤 | 助労者に対して | 制度の周知を | 実施する。 | | |
|---|-----------------|---------------------|---------------------|--------------------|------------------|---------------------|------------------|---------------|---------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | | _ | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 勤労者財産 したがって、 | 形成促進事業費 平成28年度予算 | 貴補助金事業は 算は「行政経費」 | 、平成19年4 」のみとなって | 月に制度が廃 なり、年度目 | 止(平成26年原 標は立てていた | 度までは、経過 ないもの。 | 措置で事業を終 | 迷続)された。 |
| | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | | | | | _ | | | | |
| 28年度目標の目 | | | | | | | | | |
| 標設定の理由及 びその水準の考え | | | | | | | | | |
| 方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | | | | | _ | | | | |
| 28年度目標(アウトプット指標) | | | | | - | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | | | | | _ | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | | _ | | | | |
| | | | | | | 28年度 第一四半期 | 28年度 第二四半期 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> | 指標 | | _ | | 左記指標についての事 | | | | |
| ーダリング(<u>企業的</u> な指標を設定) | | | | | 業実績等 | _ | _ | _ | _ |
| 上記モニタリン | | | | | | | | | |
| グの指標を設定 できない理由 | | | | | _ | | | | |
| その他特記事項 | | | | | _ | | | | |
| | | | | | | | | | |

(政策統括官付労働政策担当参事官室)

| | | | | | | | | | | (以束統括 | 官付労働政策技 | <u> </u> | | | |
|---------|---------------------------------------|------------------------|---|-----------------|----------------|---------------------------|---------------------------|----------------------|---------------------------------|---------------------|--|-------------------|--|--|--|
| Ę | 事業名 | 独立行政法 | 人労働政策研究 | 咒∙研修機構诣 | 軍営費 | | | | | | 事 業 番 号 (28 年 度) 事 業 番 号 (27 年 度) | 69 75 | | | |
| 事 | 業の別 | | 录等事業(根拠法 [。] 開償保険法第29条 | | 长人労 働 | 動政策研究 | 咒•研修 | 機構法質 | 第12条、 | | 担当係 | 調整第四係 | | | |
| 実 | 施主体 | | 策研究•研修機 | | | | | | | | 事業開始年度 | 平成15年度 | | | |
| 実 | 施方法 | □補助金 [□貸付 (貸 | 等 (委託先等: 直接 ・ 間接 | | Ē: | | 57 | 実施主 | 体: |) | | | | | |
| | 目的 (何のため) | | 員等に対する研 経済の発展に資 | | 3:2E1: | こより、労 | 働政策 | の立案 | とで労働政策 <i>の</i> |)効果的で効率 | 的な推進に寄与 | うし、労働者福 | | | |
| 事業 | 対象 (誰/何を 対象に) | 労働行政職 | 員 | | | | | | | | | | | | |
| / #u | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | | 目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画等で定めている。 内な研修内容等については、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。 | | | | | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | (独)労働政領 | 動政策研究・研修機構で実施 | | | | | | | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | 116,024 | 25年度予算額 (千円) | 110,123 | | 度予算額 千円) | 111, | 224 | 27年度予算額 (千円) | 109,082 | 28年度予算額 (千円) | 106,986 | | | |
| うち | 行政経費 | 106,865 | うち行政経費 | 101,057 | | 可政経費 | 102 | 390 | うち行政経費 | 100,338 | うち行政経費 | 98,331 | | | |
| ※行政 | :度決算額 対経費を除く (千円) | 9,159 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 9,066 | ※行政 | 度決算額 双経費を除 く 千円) | 8,8 | 34 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 8,744 | 28年度雇用勘定予算 28年度一般勘定予算 | [額: 407,359(千円) | | | |
| | 24年度 執行率(%) | 100.0 | 25年度 予算執行率(%) | 100.0 | | 6年度 1行率(%) | 10 | 0.0 | 27年度 予算執行率(%) | 100.0 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない | | | |
| | がある場合は | となるノウハワ | 員研修は、地方組 ウ等を体系的・継続 見地から確実にす | 続的かつ斉一 | 的に教 | 授すること | 員に対し :を通じ [*] | 、法令て、労働 | 等に基づいた施 放策を効果的か | 策の適正かつ的 いつ効率的に推進 |]確な遂行を担保 進するための基盤 | するために必要 を提供してお | | | |
| | 夏帰促進等 行う必要性 | | 習や安全衛生等に う趣旨から、社会∶ | | | | | | 策の実施のため | に必要なもので | あり、労働者の安 | 全衛生の確保 | | | |
| | | 85%以上の都得ること。 ②当該研修生 | 対するアンケート調音から有意義だった との上司に対する との者から役立っ | たとの評価を 事後調査に | 27年 度実 績 | アウト カム指 標 | O × | ※有 調 ②達成 ※役 | 查数(4,068名)。 (実績:97.2%) | | /研修生に対す | | | | |
| | アウトプット 指標 | 研修実施コ· | ース数(77コース | 以上) | | アウト プット 指標 | × | 達成(| 実績:86コース) | | | | | | |
| | を目標を達 達成)の理 因) | 及び教材の | 指標については 改善などによっ ト指標についてに | て研修内容の |)充実 | を図った。 | ことで、 | 高い評 | 価を得ることか | できた。 | | | | | |
| えた改 | 原因)を踏ま :善すべき事 後の課題 | 引き続き、事 | 『業の適切な実施 | 施に努める。 | | | | | | | | | | | |
| 事業実 | 月単位での 2績等のモ ング(定量的 | 指標 者から | §生に対するアン ^ル す有意義だったとの 核研修生の上司に |)評価を得るこ | یے | | 左記指 | | 27年度 第一四半期 | 27年度 第二四半期 | 27年度 第三四半期 | 27年度 第四四半期 | | | |
| | を設定) | | 3研修生の工可に)者から役立ってし | | | | 業実績 | 等 | ①96.8% ②97.2% | ①96.4% ②集計中 | ①97.6% ②集計中 | ①97.6% ②集計中 | | | |
| グの指 | Eニタリン 指標を設定 い理由 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 評価 | | - | | | 行政法人 て評価と | | | | 員会の意見を | 踏まえた厚生労 | 働大臣の評価 | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度 | と同様 | | | | | | |
|--|-----------------|---------------------|--|------------------------|--------------------|----------------------------|--------------------|--------------------|
| 26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し | 26年度評価 | А | 成果目標を達成していると | ころであり、引 | き続き施策を継 | 続。 | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | | | ト調査により、85%以上の者 する事後調査により、85%以 | | | | | |
| 中期的な目標 | | | ト調査により、85%以上の 者 する事後調査により、85%以 | | | | : • | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 独立行政法 なお、アウト | 人労働政策研? プット指標につい | 究・研修機構の第3期中期目 いては、毎年度策定する研修 | 標・中期計画 多実施計画にる | に定めた数値目 おいて定めた数 | l 標を設定。 値目標を踏ま <i>:</i> | え設定している | 0 |
| 28年度目標(アウトプット指標) | 研修実施コ· | 一ス数(79コース | ス以上) | | | | | |
| 28年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き実施 | 施 | | | | | | |
| 29年度重点施策と の関係 | | | | - | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量的</u> な指標を設定) | 指標 ②当 | 者から有意義だ 該研修生の上司 | ンケート調査により、85%以ったとの評価を得ること。]に対する事後調査により、 :立っているとの評価を得る | 左記指標に ついての事 業実績等 | 28年度 第一四半期 - | 28年度 第二四半期 - | 28年度 第三四半期 - | 28年度 第四四半期 - |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 1 | | | - | , | | , | • |
| その他特記事項 | | | | | | | | |

(政策統括官付労働政策担当参事官室)

| | | | | | | | | | | (政策統括 | 官付労働政策打事 業番号 | | |
|--|---------------------------|---|---|--------------------|------------------|---------------------------|---------------|---|---------------------------------|--------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--|
| 事業名 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 | | | | | | | | | | 70 | |
| | | | | | | | | | | | | 76 | |
| 事業の別 | | 安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究·研修機構法第12条、 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | | | | 調整第四係 | |
| 実 | ミ施主体 | (独)労働政策研究・研修機構 | | | | | | | | | | 平成16年度 | |
| 実 | ミ施方法 | □直接実施 □業務委託等(委託先等:) □補助金 [直接 ・ 間接] (補助先: 実施主体:) □貸付(貸付先:) ■その他(施設整備費補助金) | | | | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | (独)労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を 進める。 | | | | | | | | | | | |
| 事 | 対象 (誰/何を 対象に) | (独)労働政 | | | | | | | | | | | |
| 業/制度概要 | のスキーム (決定ス | 中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。 | | | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | (独)労働政 | 策研究•研修機構 | で実施 | | | | | | | | | |
| | <u>I</u> ■度予算額 (千円) | 54,060 | 25年度予算額 (千円) | 47,679 | | 度予算額 千円) | 66,9 | 85 | 27年度予算額 (千円) | 53,766 | 28年度予算額 (千円) | 54,805 | |
| | 行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | | 亍政経費 | | | うち行政経費 | _ | うち行政経費 | _ | |
| ※行政 | を 度決算額 数経費を除く (千円) | 46,123 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 33,634 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 66,1 | 66 | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 53,204 | 28年度一般勘定予 | 算額:138,092(千円) 算額: 0(千円) | |
| | 24年度 執行率(%) | 85.3 | 25年度 予算執行率(%) | 70.5 | | 6年度 4行率(%) | 98.8 | | 27年度 予算執行率(%) | 99.0 | ※予算執行率は行政 | 経費を考慮していない | |
| | 制度の必要性 生がある場合は 記載) | | (独)労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは必要不可欠である。 | | | | | | | | | | |
| | 复帰促進等で行う必要性 | 労働基準監 保等に資す る。 | 督や安全衛生等に る者であることから | に関する研修に ち、その研修の | ま、労働 実施施 | か行政の現 記設である | 見場で、過 労働大学 | 動切なが 学校の | 施策の実施のた。 施設整備につい | めに必要なもの て社会復帰促進 | であり、労働者 <i>の</i> 賃等事業で行うこ 。 | 安全衛生の確とが必要であ | |
| 27年 度標 | アウトカム 指標 | ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。 | | | アウト カム指 標 | 0 | 検等を | 達成(平成27年度においては、「契約監 等を実施した。 達成(契約締結状況をホームページで | | | 催し、契約の点 | | |
| | アウトプット 指標 | 基づき、経 を適切に実 | 度施設整備に関す 営会議等におい ミ施するなどして な改修・更新を進 | | アウト プット 指標 | | | 平成27年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学校において、 新生設備工事を実施した。) | | | | | |
| 27年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因) | | 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したことで、目標を達成することができた。 | | | | | | | | | | | |
| 理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題 | | 引き続き、事業の適切な実施に努める。 | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> 的な指標を設定) | | 指標設定 | | | | | 27年度第二四半期 | 27年度第三四半期 | 27年度 第四四半期 - | | | | |
| グの打 | モニタリン 指標を設定 い理由 | | 法人労働政策研とができないたと | | 講施設 | 整備費」(| よ、同機 | 構の | 施設、設備の改 | 女修、更新等を | 行う事業であり | 、定量的な指 | |
| | 評価 | 独立行政法人評価に関する有識者会議委員会の意見を 独立行政法人評価に関する有識者会議委員会の意見を 価をもって評価とする(7月実施予定) | | | | | | | | 踏まえた厚生的 | 労働大臣の評 | | |
| | | | | | • | | | | | | | | |

| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26年度評価とそれを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | (独)労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、改修、更新を計画的に進める。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、利用者の満足度等の測定にはなじまないが、それに代わり、施設の改修、更新を適切に実施するための目標を設定した。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 平成28年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | - | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量 的な指標を設定) | 1 | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、満足度等の測定にはなじまないため。 | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |

(労働基準局労働関係法課労働紛争処理業務室)

| | | l | | | | | | | (力制 | <u> </u> | 事業番号 | | |
|--|--------------------------|---|----------------------------------|---------|------------------|---------------------------|-------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--|
| 事業名 | | 個別労働紛争対策費 【28年度重点目標管理事業】 | | | | | | | | | | 71 77 | |
| 事業の別 | | 安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律) | | | | | | | | | | 業務指導係 | |
| 実施主体 | | 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 | | | | | | | | | | 平成13年度 | |
| 実施方法 | | ■直接実施 ■業務委託等 (委託先等:公益社団法人労働基準関係団体連合会) □補助金 [〜直接/・間接] (補助先: 実施主体:) □貸付 □その他 () | | | | | | | | | | | |
| | 目的 (何のため) | 以前の個別紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るものが多かったが、近年、いじめ、嫌がらせ、パワハラに係る個別紛争が3年 連続で最多となっており、内容も複雑困難となっている。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏 しい労働者にとっては依然高いハードルであることは否めないため、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡 易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。 | | | | | | | | | | | |
| する。 対象 (誰/何を 対象に) 当者など)を対象に、企業内での紛争解決の自主解決のための人事育成研修(労働法、裁判例、に対しては、数益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託することにより、当者など)を対象に、企業内での紛争解決の自主解決のための人事育成研修(労働法、裁判例、にう。 | | | | | | | | | | 、労使関係者(企業の人事担 | | | |
| 制度概要 | のスキーム (決定ス | ①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国380箇所)し、民事問題、労働基準法、労 法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行う。また、民事問題については、事案に応 指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに民事訴訟に比 | | | | | | | | 応じ都道府県労働 比べると厳密な事! に委嘱。全国755名 | 局長による助言 実認定などに時間 ()、あっせんは | | |
| | 実施 体制 | 労働紛争調 総合労働相 総合労働相 紛争調整委 | 淡コーナー: 全国: 淡員: 755名 | 380箇所 | | | | | | | | | |
| | 度予算額 (千円) | 715,490 | 25年度予算額 (千円) | 754,713 | | 度予算額 千円) | 744, | 154 | 27年度予算額 (千円) | 742,489 | 28年度予算額 (千円) | 758,572 | |
| うち | 行政経費 | - | うち行政経費 | - | うち行政経費 | | - | | うち行政経費 | - | うち行政経費 | | |
| 24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) | | 697,971 | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 731,573 | ※行政 | 度決算額 対経費を除 く 千円) | 721,657 | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 集計中 | 28年度一般勘定予算 | 額:758,555 (千円) 額: 70,249 (千円) | |
| | 24年度 執行率(%) | 97.6 | 25年度 予算執行率(%) | 96.9 | | 6年度 九行率(%) | 97 | .0 27年度 予算執行率(%) 集計中 | | 集計中 | ※予算執行率は行政経費を考慮している | | |
| | 川度の必要性 Eがある場合は 記載) | を合労働相談は7年連続100万件を超える状況であり、「いじめ、嫌がらせ、パワハラ」といった複雑困難な相談内容が3年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。 | | | | | | | | | | | |
| 社会復帰促進等 事業で行う必要性 | | 総合労働相談の問題を解決 | 淡窓口に寄せられ みすることは、社会 復帰促進等事業 | 会的に大きな問 | 題とな | っている | 精神障害 | 等のき | 労働災害防止に | | | | |
| 27年 | アウトカム 指標 | 助言•指導申出受付件数(平成27年度計画 | | 27年 | アウト カム指 標 | O × | 99.1% 8,87 | 374件(1ヶ月以内終了件数)/ | | 8, 954件(手続 | 終了件数) | | |
| 度目標 | アウトプット 指標 | | | 度実 績 | アウト プット 指標 | O × | 8,925 | | | | | | |
| 27年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因) | | 判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して、個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることが出来たため。 | | | | | | | | | | | |
| 理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題 | | | 或しており、増加 の適切な実施に | | 動紛争 | ・の実情に | こ即した | 迅速 | 速・かつ適正な | 解決のためにる | 不可欠な事業で | あることから、 | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> <u>的な指標を設定</u>) | | 指標 設定 | | | | | 左記指 ついて 業実績 | の事 | 27年度 第一四半期 — | 27年度 第二四半期 一 | 27年度 第三四半期 一 | 27年度 第四四半期 一 | |
| グのŧ | モニタリン 指標を設定 い理由 | の割合は高 | の処理件数は高位安定に推移し を行ったとして、 | ている実績 | があり | 、アウトナ | つム指標 | を達り | 或している。この | のような現状で | | | |

| 評価 | | А | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | |
|--|---|--|---------------|-------|-----------------------------|---|---|---|---|--|--|--|--|--|
| 28年度事業概要 | 平成27年度と同様 | | | | | | | | | | | | | |
| 26年度評価とそれを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を94%以上とする。 | | | | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | 紛争の実情 | に即した迅速な | いつ適正な解 | 決を図る。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | これまで本業務については、景気悪化に伴い助言・指導の申出件数が増加傾向にあり、景気が回復してきている現在においても申出件数が高止まりしている中、ほぼ一定の人員・予算で同水準の処理の迅速性を確保してきている。当制度の利用件数は、今後も同様に高水準で推移することが見込まれることから、同水準の処理の迅速性を確保するためにはさらなる事業運営の効率化が必要である。したがって、今後とも迅速な解決紛争の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申し出から1ヶ月以内での処理を図ることとする。 | | | | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | | 助言・指導申出件数 8,384件 (数値の根拠)平成18~27年度における申出件数の平均値 | | | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | 3-(1)-④ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化 | | | | | | | | | | | | | |
| 28年度要求に向 けた事業の方向 性 | 相談件数はここ最近、若干減少しているものの依然として高水準で推移しており、いじめ・嫌がらせなど相談内容も多様化している。しかし、労働紛争に係る解決である本制度の役割は、「簡易・迅速」等であり、当該役割を損なわないため、既に行った取組に加え、あっせんの参加率向上に向けた取組と総合労働相談員の積極的な活用を図り、より一層の簡易、迅速・適正な相談・助言等を推進してまいりたい。 | | | | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | _ | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ | 指標 | 28年度 第三四半期 | 28年度 第四四半期 | | | | | | | | | | | |
| ニタリング(<u>定量</u> <u>的な指標を設定</u>) | 設定 | | | _ | | _ | _ | _ | _ | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | 助言・指導の処理件数は高止まりしているが、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内の終 了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でよ り細かく調査を行ったとしても、政策的に反映できる可能性は低いと思われる。 | | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | | | | |

(労働基準局労働関係法課)

| | | | | | | | | | | | (労働基準局) | <u>労働関係法課)</u> | |
|------------------------------|---|---|---|-------------------------------------|-------------------|------------------------------|------------------------|-------------------|---|------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|--|
| 事業名 | | 雇用労働 | 事業番号 (28年度) 事業番号 (27年度) | 72 78 | | | | | | | | | |
| | 事業の別 | 安全衛生確 | 保等事業 労働者災害補償(| 担当係 | 労働契約係 | | | | | | | | |
| | ミ施主体 | 民間団体 | 刀 動石 火 石 1 1 1 1 1 1 1 | 事業開始年度 | 平成26年度 | | | | | | | | |
| 実施方法 | | □直接実施 ■業務委託等(委託先等:福岡市センター、新潟市センター、愛知県センター:有限責任監査法関西圏センター:大阪府社会保険労務士会、東京圏センター:(株)ドリロ補助金[直接・間接](補助先:実施主体:)□貸付(貸付先:)□その他() | | | | | | | | | | ヾー タ) | |
| | 目的 (何のため) | 国家戦略特別区域法に基づき、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター」を設置し、弁護士等による法律相談等を行うもの。 | | | | | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | あとなるよう、相談その他の援助を行うもの。 国家戦略特別区域(以下、「特区」という。)内に雇用労働相談センターを設置し、主として以下の事業を行う。 (なお、雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づき、各特区に定められる国家戦略特別区域計画に雇用労働相談センターの設置が明記され、内閣総理大臣により認定された場合に、設置されるものである。) (1) 雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 | | | | | | | | | | | |
| 事業/制度概要 | 事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む) | | | | | | | | | | | | |
| | 実施体制 | ②関西圏セ③東京圏セ④新潟市セ | ンター: 一般競争/ ンター: 一般競争/ ンター: 一般競争/ ンター: 一般競争/ ンター: 一般競争/ ンター: 一般競争/ | し札(総合評価 し札(総合評価 し札(総合評価 | 落札方 落札方 落札方 | 式)を経 式)を経 式)を経 式)を経 | て、大阪 て、(株)ド て、有限 | 存社会 リーム 責任監 | 保険労務士会か インキュベータが 査法人トーマツ | が実施。(平成27 が実施。(平成27 が実施。(平成2 | 年1月7日設置) 7年1月30日設置 7年10月29日設置 |) [) | |
| | 度予算額 (千円) | - | 25年度予算額 (千円) | - | | 度予算額 千円) | 249, | 259 | 27年度予算額 (千円) | 249,226 | 28年度予算額 (千円) | 360,570 | |
| うち | 行政経費 | = | うち行政経費 | - | | 可政経費 | - | | うち行政経費 | - | うち行政経費 | | |
| ※行耳 | 三度決算額 改経費を除く (千円) | - | 25年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | - | ※行政 | 度決算額 (経費を除 く 千円) | 54,918 | | 27年度決算額 ※行政経費を除 く (千円) | 195,094 | 28年度一般勘定予算 | | |
| | 24年度 執行率(%) | - | 25年度 予算執行率(%) | - | | 6年度 1行率(%) | 22.0 | | 27年度 予算執行率(%) | 78.3 | ※予算執行率は行政経費を考慮して | | |
| | 州度の必要性 £がある場合は 記載) | 及びグロー 容易となる。 これを受け 国際競争ナ | 平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定の「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」において、「新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、『雇用労働相談センター(仮称)』を設置する。」とされている。これを受けて、平成25年12月7日に成立した「国家戦略特別区域法」においては、個別労働関係紛争を未然に防止すること等により、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととするとされている。 | | | | | | | | | | |
| | 复帰促進等 ご行う必要性 | 働災害の防 促進等事業 | 新規起業、グロール 「止や長時間労働ので行う必要がある 「で行う必要がある 「事業の予算は、労り | D抑制に資する 。 | らもので | ぎあることが | から、労化 | 動者災 | 害補償保険法第 | 529条第1項第 | 3号に適う事業で | あり、社会復帰 | |
| | アウトカム 指標 | 働相談員 かんしゅう かいて、「ねっしゃで、「ねっしゃで」 かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ | 目談センターにお 及び弁護士による 目談対応について 答を70%以上と | 相談対応に 満足でき | | アウト カム指 標 | | | 070%を超える この回答を得た | | 者から「相談対「 | 芯に満足でき | |
| 27年 度目 標 | アウトプット指標 | 雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの集客数について、27人以上とする。 (※27年度にセンターを設置している)京圏センター、関西圏センター、福岡センターにおけるそれぞれの集客目様の平均値(30人+20人+30人)/3=27 | | ついて、27 置している東 ター、福岡市 の集客目標 | 27年 度実 績 | アウト プット 指標 | () | | 当たりのセミナーの集客数は、平均して29.5人となり、目標の を超えた。 | | | | |
| | 度目標を達 達成)の理 因) | 人)) | | | | | | | | | | | |
| 理由(原因)を踏まえた改善すべき 事項、今後の課題 | | 引き続き事業の適正な運営に努める。 | | | | | | | | | | | |
| 事業ョニタリ | 明単位での 実績等のモ ング(<u>定量</u> <u>5標を設定</u>) | |]市グローバル創 あたりのセミナー | | 特区(| こおける | 左記指ついて業実績 | の事 | 27年度 第一四半期 22 | 27年度 第二四半期 21.75 | 27年度 第三四半期 25.75 | 27年度 第四四半期 41.5 | |

| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | _ | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 評価 | A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | | | | |
| 28年度事業概要 | 27年度と同様 | | | | | | | | | | |
| 26年度評価とそ れを踏まえた28年 度事業の見直し | 26年度評価 B セミナーの客数を増やすため、セミナー内容の工夫や効果的な周知を行うとともに、セミナー時間数等を見直すことにより、セミナー開催に係る予算額の縮減を図った。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トカム指標) | 雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について満足できた」旨の回答を90%以上とする。 | | | | | | | | | | |
| 中期的な目標 | _ | | | | | | | | | | |
| 28年度目標の目標の理の現代での水準の表示方でリークの大手では指標では、100mmに対象では、200mmに対象では、200mmに対象では、200mmに対象では、200mmに対象では、200mmに対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に | 相談利用者が満足できる相談対応を行うことが重要であることから、目標設定した。 | | | | | | | | | | |
| 28年度目標(アウ トプット指標) | 雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの集客数について、24人以上とする。 (※東京圏センター、関西圏センター、福岡市センター、新潟市センター、愛知県センターにおけるそれぞれの集客目標の平均 値((30人+20人+30人+20人)/5=24人)) 各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、58件(センター設置以降の1ヶ月当たりの平均相談実績の20%増) 以上とする。 | | | | | | | | | | |
| 28年度重点施策 との関係 | _ | | | | | | | | | | |
| 29年度要求に向 けた事業の方向 性 | 各雇用労働相談センターにおける執行実績を踏まえるとともに、今後、特区の追加指定により新たに雇用労働相談センターの 設置が見込まれることを踏まえ、必要な要求を行う。 | | | | | | | | | | |
| 29年度重点施策 との関係 | - | | | | | | | | | | |
| 四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(<u>定量</u> 的な指標を設定) | 指標 設定 各雇用労働相談センターの1ヶ月の平均相談件 を記指標についての事業実績等 | | | | | | | | | | |
| 上記モニタリン グの指標を設定 できない理由 | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | |